

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第5号—

2017

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第5号—

2017

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

序

桜井市纏向学研究センターの研究紀要である『纏向学研究』第5号が刊行の運びとなりました。

早いもので当研究センターが正式に発足して5年、準備室段階から数えると6年の歳月が流れたこととなります。発足5年目の今年度は、通常の調査・研究活動、東京フォーラムや市立図書館でのセミナー、内外にわたる各種の普及啓発活動に加え、新たに史跡公園やガイダンス施設などの内容の検討も始まり、整備への一歩を踏み出しました。巻向駅に近い太田地区では来年度草々、早速に便益施設もオープンすることになりました。纏向遺跡の名前も少しずつ全国に浸透し、昨今では高等学校の教科書にも登場するようになりました。この国の国家形成史上、欠くことのできない重要な遺跡という認識は広く一般にも知りわたり始めたように思います。

しかし、最近の考古学界や文化財の世界を一瞥するに、大衆への知名度が高く、広く活用され・認知された遺跡こそが、研究も活発に行われ学問的にも解明が進み、遺跡の重要性が歴史叙述を通して正確にそして核心を得て伝えられているかと問えば、必ずしも YES とは即答できない影を抱えているように思えます。常に研究の最前線に立つ努力を惜しまずに、学問的に斬新的であり続けなければ、歴史的に重要で著名などのような遺跡も＜現代＞のなかで色褪せてしまう、というのが私の持論です。

そうした意味で、共同研究会の蓄積や各種研究機関との連携、そしてこの研究紀要の刊行こそが、私たちに対する＜現代＞からの最大の評価点として緊張感をもって臨んでいく必要があると思っています。今年度も予算面と人員体制面から発掘調査と報告書の刊行は一休みせざるを得ず、まだまだ「纏向学」を標榜するほどの実態も蓄積も不足していることは十分に承知していますが、こうした調査と研究の地道な継続こそが真の力だと確信しています。「纏向学」の学術研究面での蓄積と成果を、いかに生きた「歴史」として描き出し、残し、それを＜現代＞に生きる人々の生きる「糧」と「場（環境）」として提供していくか、それが私たちに与えられた最大の使命だと思っています。

当研究センターの事業の基幹として年々刊行される、このささやかな『研究紀要』の研究成果が多少なりとも学界に寄与するところとなり、「纏向学」構築の礎になることを願ってやみません。

平成 29 年 3 月 20 日

桜井市纏向学研究センター

所 長 寺 沢 薫

目 次

序

物部氏関係伝承の再検討……………	前田晴人 ……	1
赤塚古墳と出土中国鏡について……………	高橋 徹 ……	37
古墳の属性と政権動向—4世紀前半期を中心に— ……	寺沢知子 ……	55
纏向・穴師郷の民俗宗教文化の研究覚え書き（1） —江戸時代の穴師坐兵主神社と神宮寺の関係—……………	浦西 勉 ……	95
福岡県筑前町東小田中原遺跡の石硯……………	柳田康雄 ……	105

編集後記

物部氏関係伝承の再検討

前 田 晴 人

目次

I. 「物部」とは何か……………	3
II. 饒速日命の降臨伝承……………	8
III. 物部大連の「阿都家」……………	12
IV. 「阿都家」の実像……………	18
V. 大連守屋の滅亡と石上神宮……………	25

論文要旨

物部氏に関する諸伝承の網羅的な再検討・再吟味を通じて、物部氏の専職・本務、氏族の成立事情とその時期、氏族の性格と実体、本貫と本拠地、大物主神や石上神宮との関係、さらには蘇我大臣家との姻戚関係など多面的な諸課題を究明すべく努めてみた。なぜこのような歴大な作業にならざるを得なかったのかと言えば、従来の研究では物部氏の中核勢力である大連家の全体像が漠然としたままであり、権力の中枢機関・政治的経済的な活動拠点がどこに存在し、物部大連がどのような職務活動をいかなる場所においてどのような形で展開していたのかがほとんど明確化していなかったからである。

河内国洪川郡を本貫とした物部大連家の大和における活動拠点について、従来の学説では山辺郡の石上という見方が定説化しているが、この説には史料解釈上の根本的な疑義があることが判明したので、新たに城上郡の鳥見山北麓地域に関わる古代の諸史料を検討してみた結果、王権に奉仕する物部大連家の主要な活動拠点である「阿都家」、すなわち「物部大家（モノノフノオホヤケ）」が河内国洪川郡の阿斗ではなく当地に所在した事実をつきとめることができ、石上地域と大連家との関係性についても従来説を相対化することができるようになった。

5世紀後半に即位した雄略天皇の宮は磯城・磐余・初瀬に営まれたが、盆地東南部の当地域を宮都域に固定するという構想があったらしく、以後6世紀末まで王権の中枢は当地にあり、権力機関の多くも当地に集中し、6世紀の政争は磐余宮都を中心に展開し、物部大連の同族・同系諸氏族や官司に仕える伴部の居地などもこの地域に集在していたことが明らかになった。

本論では如上のような研究目的と理由とによって畿内以外の地方の物部については関説できず、また蘇我系・非蘇我系の諸王族と物部大連の関係にも言及することができなかったのも、それらは今後の研究課題としたいと思う。

前田 晴人（まえだ はると）
大阪経済法科大学教養部客員教授

物部氏関係伝承の再検討

前 田 晴 人

I. 「物部」とは何か

本論が主な検討対象とする物部氏については、これまであまり疑問を抱くことなく氏名を「モノノベ」と読み習わしてきた。「物（モノ）＋部（ベ）」という語構成のなかで「物（モノ）」とは、王権の護持・存立に関わる宗教的・物質的な諸物を意味するようであり、「部（ベ）」はそれらを専門的に扱う集団を表す語である。津田左右吉が早く指摘したように¹⁾、「部」は百済の部司制や王畿の領域区分である五方五部制に由来する政治的組織体の名称で、氏姓制度と関連して6世紀前後の時期に導入され、朝廷にさまざまな奉仕関係をもつ中央・地方の伴造氏族と地方民や技術者の集団を画一的に表す名称となった。

なかでも「夫れ物部連等は各々居地と行事とに因り別れて百八十の氏と為れり」（『続日本紀』延暦9年11月10日条）との奏上にみえるように、物部大連の配下に属する氏族が多種多様であったことから、「物部の八十氏」「物部の八十伴雄」などの枕詞が律令制下に定着し、王権に奉仕する文武官の総体を表現する慣用句となる。ただ、上の語句のなかの「物部」本体部分が当初より「モノノベ」と呼称されていたかについては少しく疑問があり、語源は「モノノフ」であった可能性が高い。

試みに『万葉集』の関連歌を一覧してみると（表1）、「モノノベ」と訓読する事例はひとつとしてなく、字音仮名を「物乃布」「物乃負」「毛能乃敷」「毛能乃布」などと一様に訓読しているように、「モノノフ」と読むのが通例であった。歌謡は日常の用語を反映していないのではないかとする反論もあり得るが、歌謡に用いられた音訓の方が歴史的には古態を遺しているともみられるのであり、物部氏は「モノノフノ氏」というのが本来の呼称で、部制の導入後に部字を宛てたに過ぎず、「物（モノ）

ノ負（フ）」とはすなわち「物を扱う」「物を掌る」という意味が源義であると考えられるので、氏の成立に関しては部の語や部制の施行にあまりこだわる必要はないであろう。

ところで、物部氏の専職・本務に関してはこれまでの研究によると大まかに①警察・行刑・軍事、②王権祭儀・祭具の調製、③神庫・神宝の管理などが挙げられてきたが、結論からいえば筆者は、直木孝次郎がすでに「犯罪人の逮捕・処罰に関する所伝や記録が多く、物部氏本来の任務はここにあったのではないかと思われる」と指摘しているように²⁾、①の警察・行刑が物部氏の本務・本職であり、軍事はそれから派生した二次的な性格をもつ職務とみなしているが、ただ、筆者としては①②③のいずれもが「物部」すなわち「モノノフ」の職務と緊密な関連性があるとみている。

一例を挙げると、貴族や豪族が佩持する刀剣という「物（モノ）」は、ある場合には警察・行刑・軍事活動に用いられる武器となり、同時に祭儀の幣帛・神具として神に捧げられ、さらに神そのものとして宝器とされる「物（モノ）」でもあった。中央・地方の物部氏は共通して物部経津主神³⁾すなわち霊刀である「師霊（フツノミタマ）」⁴⁾を奉祀したが、その霊刀は畏怖すべき鬼神・精魅、すなわち人間社会に混乱と災厄をもたらす「物（モノ）」の活動を鎮圧・阻止し、社会と国家の秩序を回復・安定させる役割を担う重要な「物（モノ）」であった。

さて、鬼神・精魅＝「物（モノ）」の活動を人為的に良い方向に作用させようとする社会的政治的手段が刑罰と祭儀とであるが、前者の刑罰については、「物（モノ）」の働きが人間の犯す各種の罪の原因とみなされ、罪の軽重に見合う刑罰の執行と贖罪の物品の徴収を通じて、社会秩序に脅威と混乱をもたらす犯罪及び犯罪者を処断して元来の共同秩序を回復・安定させようとする行為であり、

表1 『万葉集』の「物部」

[卷1—50・藤原宮之役民作歌]・・・衣手能 田上山之 真木佐苦 檜乃婦手乎 物乃布能 八十氏河余 玉藻成・・・
[卷1—76・天皇御製]大夫之 軻乃音為奈利 物部乃 大臣 楯立良思母
[卷3—264・柿本朝臣人麿從近江国上来時、至宇治河辺作歌] 物乃部能 八十氏河乃 阿白木余 不知代経浪乃 去辺白不母
[卷3—369・和歌一首] 物部乃 臣之壮士者 大王之 任之隨意 聞跡云物曾
[卷3—478] 挂卷毛 文尔恐之 吾王 皇子之命 物乃負能 八十伴男乎 召集聚 率比賜比 朝獵尔・・・
[卷4—543・神亀元年甲子冬十月、幸紀伊国之時、為贈從駕人、所詠娘子、作歌一首 笠朝臣金村] 天皇之 行幸乃隨意 物部乃 八十伴雄与 出去之 愛夫者・・・
[卷6—928・冬十月幸于難波宮時、笠朝臣金村作歌一首]・・・奥鳥 味経乃原尔 物部乃 八十伴雄者 廬為而 都成有 旅者安礼十方
[卷6—948・四年丁卯春正月、勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時、作歌一首]・・・高圓尔 鶯鳴沼 物部乃 八十友能壮者・・・
[卷6—1047・悲寧樂故郷作歌一首]・・・里見者 山裳住吉 物負之 八十伴緒乃 打経而 思煎敷者・・・
[卷11—2714] 物部乃 八十氏川之 急瀬 立不得恋毛 吾為鴨
[卷13—3276]・・・馬自物 立而爪衝 為須部乃 田付乎白粉 物部乃 八十乃心・・・
[卷17—3991・遊覧布勢水海賦一首] 物能乃敷能 夜蘇等母乃乎能 於毛布度知 許己呂也良武等 宇麻奈米弓
[卷18—4094・賀陸奥国出金詔書一首]・・・御食国波 左可延牟物能等 可牟奈我良 於毛保之売之弓 毛能乃布能 八十伴雄乎 麻都呂倍乃 牟氣乃麻尔、・・・
[卷18—4098・為幸行芳野離宮之時、儲作歌一首]・・・美与之努能 許乃於保美夜謚尔 安里我欲比 売之多 麻布良之 毛能乃敷能 夜蘇等母能乎毛 於能我於幣流 於能我名負弓・・・
[卷18—4100] 物能乃布能 夜蘇氏人毛 与之努河波 多由流許等奈久・・・
[卷19—4143・攀折堅香子草花歌一首] 物部乃 八十 孀等之 挹乱・・・
[卷19—4236・為応詔儲作歌一首]・・・豊宴 見為今日者 毛能乃布能 八十伴雄能 嶋山尔 安可流橘・・・
[卷19—4254・向京路上、依興預作侍宴応詔歌一首]・・・神奈我良 吾皇乃 天下 治賜者 物乃布能 八十友之雄乎 撫賜 等登能倍賜・・・
[卷20—4317 大伴宿祢家持] 秋野尔波 伊麻己曾由可米 母能乃布能 乎等古乎美奈能 波奈尔保比見尔

「物(モノ)ノ負(フ)」という語の起源は「靈刀を負ふ者」、すなわち日常的に帯刀して警察活動と刑罰を執行するという物部の本職に由来するのではないかと推測され、それらを専門的に扱う、すなわち負名の集団として「モノノフ」という語が成立したのではないだろうか。この点に關しすでに津田左右吉は「物部の名は武人の持つ武器から出たのである」、「『モノ』といふ語は精霊鬼神をもちふのであるが、それに限らないことは勿論であり、特に武器をさう称することは周知の事実であるから、物部の『モノ』は此の意義に於いてのであることが推知せられる」⁵⁾と示唆深い指摘をしているのである。

『本朝月令』に引く「高橋氏文」⁶⁾に、景行天皇の東国巡狩に従った磐鹿六獨命の食饌奉仕の功を称揚した天皇は、「若湯坐連等の始祖物部意富売布連の佩ける大刀を脱ぎ置かしめて副へ賜ひぬ」とあり、その時近侍随行していた物部大売布連⁷⁾の帯刀を六獨命に授けており、

この大刀は「部靈」で、御膳奉仕の統括者としての権限を持たせる措置であったと考えられる。

また『古事記』顕宗段の歌謡に、「物部の、我が夫子の、取り佩ける、大刀の手上に、丹画き著け、其の緒は、赤幡を載り、立てし赤幡、見れば五十隠る」と物部の佩刀と朱色の柄、丹色の緒の様子、さらに彼らが奉持した赤幡の威力とが描かれており、後世に武士のことを「モノノフ」と呼び習わしたのも、武士の職掌と装備・姿形が物部の特殊な職務の実体や象徴的な赤色づくめの装備とその機能に由来するとみられたからではなかろうか。つまり物部とは何かという根源的な問いに対し、筆者は津田の発言内容をさらに一歩進め、「部靈を佩持する者」と答えたい。

次いで物部が関与した祭儀に関しては、物部氏の祖先伝承に、「伊迦賀色男命に仰せて、天の八十毘羅訶を作り、天神地祇の社を定め奉りたまひき」(『古事記』崇神

段)とか、「物部連の祖伊香色雄をして、神班物者とせむとふに、吉し」と記し、「伊香色雄に命せて、物部の八十平瓮を以て、祭神之物と作さしむ」(『日本書紀』崇神7年条)とあり、三輪の大物主神や倭大国魂神の祭儀に祭神のための幣帛を造る役割を果たしたとする。篠川賢はとくに祖先系譜上の遠祖とされる伊香色雄の伝承を重視し⁸⁾、物部氏の起源を「神班物」「祭神之物」の造作・供給や大物主神・倭大国魂神の祭儀への関与、さらに石上神宮に貯積された神宝の管理などに求めたのであるが、これらの職務も「モノ」の悪しき働きを緩和させ王権と国家社会を護持する役割につながると言うことができる。だが、先ほど指摘した警獄の吏は「詔霊を佩持する者」としての側面を物部の職掌の副次的な要素とみなすことは決してできないであろう。

なぜならば、古代には道路がそれほど発達しておらず、犯罪者を追及・搜索する場所として各地の主要な道路に形成された衢や港津が焦点となり、また古代の刑罰は衢に開かれた市で執行される慣習があったが、市は物品を交易する場であるだけでなく、歌垣や相撲・誅・占いなど各種の民間習俗を契機として恒常的に地域の人々が集散する空間であったので⁹⁾、さまざまな紛争や犯罪が発生しやすい場所であった。そのため物部の日常的な活動舞台は幹線交通路が集まり分岐する衢・市や水上交通の結節点である河津・海港などであり¹⁰⁾、とりわけ王権の所在地である宮都や畿内地域、対外交通路の動脈となった瀬戸内・北部九州の要地に物部が重点的に配置されていた。さらに広く地方社会においても物部は全国的な分布を示しており、それぞれの地域の治安維持や物部経津主神の祭祀に関与していた可能性が高いのである。

ところで、物部氏の成立事情については、戦後井上光貞による雄略朝成立説が通説となり¹¹⁾、井上説を踏まえた直木孝次郎は、物部連の成立に関し部の導入が5世紀であるという認識に立ち、物部氏という氏集団は5世紀中葉ないし後半に発足したとみなした。さらに直木は物部の氏族構成にも言及し、物部氏は大連家の配下に複姓を有する雑多な氏集団と地方民から成る物部を組織しており、複姓を有する物部の伴造氏族を二類型に分類し、物部肩野連のように「物部+地名・職名+連姓」(第一形式)を帯びる氏族と、来目物部のように「地名+物部」(第二形式)から成る氏族のうち、前者を同族・同系氏

族団と解し、後者を官司に所属する伴部の官吏と指摘した¹²⁾。とりわけ後者の集団は、造あるいは首姓を帯びる伴造氏族(例えば物部二田造)に率いられた伴部の物部(二田物部)が警察・刑獄の実務を担当したらしく、負名の氏族として主に律令制下にも引き継がれたのは後者の組織である。

ところが近年の研究動向をみると、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文・熊本県江田船山古墳出土大刀銘文の解読により雄略朝の政治機構が人制を軸とし、部の組織が存在したことを検証することができないこと、百濟部司制の導入が5世紀末ないしは6世紀に入ってからとする平野邦雄の研究¹³⁾、今のところ金石文で確認される部制の最古の史料は出雲の岡田山一号墳出土の大刀銘文「額田部臣」で、6世紀後半であること、さらに継体天皇の即位事情の検討から連姓氏族の出現が継体天皇の政策にあり、文献史料において実在性の高い最初の人物が物部大連鹿火であるらしいことと、『日本書紀』継体紀以後に引用された百濟記などに朝鮮半島で活躍する物部連の記事¹⁴⁾がみえることなどの諸論点を踏まえ、篠川賢が提起した継体朝説が最新の有力な学説になっている¹⁵⁾。しかし、従来のように部制にこだわらず「(物)モノノ(負)フノ氏」という政治集団の成立事情を改めて見つめ直してみると、これまでとは別の見方もできるのではないかと思われるのである。

書紀によると雄略天皇の治績に物部関係記事が多数集中しているという特徴があり、説話的な記事と実録的な記事とが混在しているが、雄略朝の史実に関連する記録であると確実に判定できるものはほとんどないようである。仁徳王朝が継体王朝に交替するという書紀編者の王朝交替の論理¹⁶⁾に基づき、雄略の事績に暴虐と圧政の記事を集めるという編纂の背景や事情があったように思われるからである。物部連目が雄略朝の大連に任じられたとする書紀雄略即位前紀の記事を篠川が信憑性に欠けるとしているのは、続く清寧・顕宗・仁賢・武烈四朝の大連が大伴金村だけだからであり、さらに継体天皇の擁立も大伴金村によって主導されたらしいからである(表2)。篠川は継体朝に登場する物部大連鹿火が実在性の確かめられる最初の大連だと主張しており¹⁷⁾、重視すべき見解であると評価することができる。

しかし、大連の任命記事が存在しないことは同時に物

部の氏自体が未成立であることを意味するものではない。そもそも物部という伴造氏族は蘇我氏などの在地豪族とは異なりある特定の地域に蟠踞するひとつの氏集団を起源とするものではなく、制度の発足当初には畿内のそれぞれの地域の要地に居住する首長らが当該地域の警察・刑獄の職に任じられて物部と称したのであり、やがて河内国渋川郡に蟠踞した物部の一族がそのなかから頭角を現し、王権はその一族の族長を大連に任じて物部の氏組織全体を統率・管理する地位に据え、以後大連家は配下の有力な氏との間で婚姻関係や職務活動を通じて同族・同系の関係を拡大するとともに、さらに職務の多様化・複雑化に対応して伴造制の下部機構をも充実させるに至り、こうした動きは地方にも急速に拡大していったと考えてよいのである。

『宋書』倭国伝の上表文からも知られるように雄略朝前後の時期には王権による列島主要部の政治的統合が完了し¹⁸⁾、各地の首長層が王権への服属の証として宮都に参集奉仕する機会が急激に増大した。雄略天皇は葛城氏や吉備氏などの伝統的有力首長層と対決して王権を強化する一方、新たに勃興しつつあった中小首長層や渡来系集団を政権基盤として組織化する方策を推進した。それは国内のみならず海外からの人・物・情報が王都・畿内地域に集積することを意味し、国内外の交流・交易関係の活発化による各種の紛争・犯罪の多発を招いたと推考される。元来警獄の権は各地に発祥由来を有する首長層のものであったが、王権はまず畿内地域をカヴァーする

画一的な強制装置を組織し、続発する首長層の抵抗や犯罪に対処して王権の公共性を拡大強化しようとしたのである。

例えば刑罰の事例に関し『日本書紀』履中元年4月条では、住吉仲皇子の叛乱事件に加担した阿曇連濱子が直接天皇の手で裁かれ黥刑に処されたとする。また同紀5年10月条でも、宗像三神に奉仕する車持部を不正に横奪した車持君を天皇が裁き、罪過を海辺で祓禊させたとする。また雄略紀2年7月条には、百済池津媛と石川楯の夫婦が天皇の命に背いた罪で「大伴室屋大連に詔して、来目部をして」焼き殺す刑を執行したとする記事がある。天皇の身边を護衛する任務を主に担当した大伴氏とその配下にあった来目部に命じて処罰が執行されたいが、これらは物部の専職と関係する事項で、雄略王権は宮廷・畿内のみならず地方においても軍事と警獄の職権を明確に分掌し、より強力な支配体制の構築を模索したと推定され、物部の氏が歴史に登場するのは雄略朝期からではないかと考えられる¹⁹⁾。

武烈即位前紀に物部大連鹿火の娘影媛をめぐる説話があり、その舞台が海石榴市衢の歌垣となっているのであるが、この話を単なる文学的な修辞世界の出来事とみなすのではなく、背景に宮都市における交易や流通の問題、歌垣の習俗に顕在化した支配層の権力乱用や風俗の乱れ、さらには物部大連の大和における拠点設置の問題や物部の職掌と関連する伝承とみなすことも必要であり、物部氏はすでに武烈朝以前に成立した氏族ではない

表2 5、6世紀の皇宮（ゴチック体は磯城・磐余・初瀬地域の宮）

天皇	『古事記』	『日本書紀』	その他	大臣	大連
履中	伊波禮之若櫻宮	磐余稚櫻宮		平群木菟・蘇賀満智・葛城圓	物部伊弉弗
反正	多治比之柴垣宮	丹比柴籬宮			
允恭	遠飛鳥宮	(伝記無し)			
安康	石上之穴穗宮	石上穴穗宮		葛城圓	
雄略	長谷朝倉宮	泊瀬朝倉宮	磐余宮（靈異記）	平群真鳥	大伴室屋・物部目
清寧	伊波禮之薨栗宮	磐余薨栗宮		平群真鳥	大伴室屋
顕宗	近飛鳥宮	近飛鳥八鈞宮	或本、宮於薨栗（顕宗元年正月条）		
仁賢	石上廣高宮	石上廣高宮			
武烈	長谷之列木宮	泊瀬列城宮		平群真鳥	大伴金村・物部鹿火
継体	伊波禮之玉穗宮	磐余玉穗宮		許勢男人	大伴金村・物部鹿火
安閑	勾之金箸宮	勾金橋宮			大伴金村・物部鹿火
宣化	檜垣之廬入野宮	檜隈廬入野宮		蘇我稻目	大伴金村・物部鹿火
欽明	師木嶋大宮	磯城嶋金刺宮		蘇我稻目	大伴金村・物部尾輿
敏達	他田宮	譯語田幸玉宮	磐余訳語田宮（靈異記）	蘇我馬子	物部守屋
用明	池邊宮	磐余池邊双槻宮	磐余池邊双槻宮（靈異記）	蘇我馬子	物部守屋
崇峻	倉椅柴垣宮	倉梯宮	石村神前宮（法王帝説）	蘇我馬子	

かと推測されるのである。鹿鹿火は宣化元（536）年7月に死没したと伝えている^{20）}。この伝えが事実と遠くかけ離れたものではないとすると、鹿鹿火とその直前の世代の活動は5世紀後半にはすでに開始されていたとみなすことができるのではなかろうか。

雄略朝は古代宮都の歴史においてもひとつの画期となっており、天皇の家政と国政に関わる諸宮を一定の地域に集中させ、それぞれの宮に奉仕する政治機関を周辺の地域に計画的に配置するという措置をとっている^{21）}。遺された所伝によると、奈良盆地東南部の磯城・磐余・初瀬地域に宮を構えた実在性の確かな最初の天皇は雄略天皇であると伝えられているのである。

一、長谷朝倉宮（『古事記』）・泊瀬朝倉宮（『日本書紀』）

二、磐余宮（『日本霊異記』）

三、斯鬼宮（『稻荷山古墳出土鉄剣銘文』）

記・紀は一貫して雄略天皇の宮室を泊瀬朝倉宮と伝えている。朝倉宮についてはこれまで桜井市脇本に所在する脇本遺跡が有力視されてきている^{22）}。遺跡の場所は長谷溪谷の中央付近という立地環境にあり、なぜそのような場所を選定したのか疑問であったが、磐余宮・斯鬼

宮との有機的・複合的な諸機能を想定することが可能であるならば、上の諸伝承はそれぞれが史実に基づく蓋然性が高いであろう。試みに地図上（図1）にこれらの宮の推定所在地をおとしてみると、いずれも長谷溪谷の出入口付近に包摂される地点であることがわかり、初瀬川の流域で横大路・上ツ道の路線に近接する地帯に位置することが判明し、雄略天皇は相互に隣接する磯城・磐余・初瀬の地域一帯を宮都域とし、統治機関を当地域に集中的に創出しようとする計画を打ち出し、それが機縁となってその後交通上の要衝である磐余に宮都が固定される傾向が強まったのではないかと推測される。

垂仁記に「倭者師木登美豊朝倉曙立王」という架空の王族名がみえているが、師木（磯城）・登美（鳥見）に隣接し雄略天皇の宮号ともなっている朝倉地名は、「長谷山口」（雄略記）に当る当該地に大蔵の倉庫群が敷設されていた事情を窺わせるもので、『古語拾遺』によるとそれまでの斎蔵・内蔵に加え、雄略朝に「此より後、諸国の貢調、年年に盈ち溢れき。更に大蔵を立てて」^{23）}と伝え、王権を経済的に支える倉庫群が設置されていたことがわかる。さらに、後ほど詳述するが、朝倉に隣接



図1 磯城・磐余・初瀬の諸宮（各宮の所在地は推定による）

する忍坂邑に王権が設置した神庫・武器庫があったのもそのためであり、当地の忍阪遺跡の調査では5世紀後半から6世紀後半にかけてこの地で王権直属の鍛冶工房が武器の製造を行っていたことが判明している²⁴⁾、当地域における神庫・武器庫の設置も雄略天皇の宮都計画の一環であったとみなすことができるであろう。隅田八幡人物画像鏡にみえる「意柴沙加宮」²⁵⁾は王族による倉庫群の直接管理を示唆する皇宮のひとつとみられる。

天皇親衛軍の大伴氏は当該地域に重要な二、三の活動拠点を置いていた模様で²⁶⁾、『万葉集』には大伴氏が経営する跡見庄田の存在が記され、奈良時代以前には鳥見山の北麓付近に居館を有し、また磐余の西隣地域に当る百済にも「百済家」²⁷⁾と称された居館があったらしく、寺川流域の十市郡竹田にも大伴家の庄田があったようであり、伝統的に宮門の守護と天皇の警衛に当る靱負の親衛軍を務めた大伴氏ならではの拠点配置を確認することができる。大伴氏は5世紀中葉の允恭朝において紀伊・和泉地方から興起した氏族と推定され、当初には畝傍山南麓の築坂邑に拠点を置いていたらしいが、雄略朝以後は右の地域にも進出し金村の時期に全盛期を迎えた²⁸⁾。

一方、大伴氏と同じく物部氏の伝承にも留意すべきものがある。周知のごとく磐余の東方に隣接して鳥見山（標高230メートル）があるが、この山麓付近に大和における物部大連家の重要な政治的・経済的拠点が設置されていたと考えられるのである。『先代旧事本紀』天孫本紀の記述によれば、「則ち此の尊、天神の御祖の詔を稟けて、天の磐船に乗り、河内国の河上の哮峯に降り坐す。則ち遷りて大倭国の鳥見の白庭山に坐す」²⁹⁾とあり、河内国洪川郡一带を本貫とした物部大連家は、宮都の所在地である大和国内のいずれかの地域に強固な政治的・経済的拠点を確保する必要があり、そのために自氏族の始祖神と崇める饒速日尊がまず河内・大和国境の高峰である河上哮峯（生駒山）に天降ったと主張し、次いで鳥見の白庭山（鳥見山）に遷坐するという神話を造作したのであるが、この神話は物部大連家の現実の拠点造りの活動を鮮明に反映した言説と考えられるのであり、5世紀後半の雄略朝以後に宮都が奈良盆地南東部の磯城・磐余・初瀬地域に設定されるようになると、王権の要請にしたがって磐余に隣接する交通上の要地に主要な活動拠点を構えたとみられるのである。

これまで大和における物部大連家の拠点は山辺郡の石上地域とする説やイメージが一般化し定着しているように思われ³⁰⁾、確かにこの地域には物部大連家の活動拠点のひとつや墓域が存在したように考えられるのであるが、物部氏のような有力伴造氏族は職務活動の必要のために各地に複数の拠点を配置していたので、そのなかで石上がどのような性格の拠点だったのかを明らかにすることが肝要であり、また布留に鎮座する石上神宮と物部氏との関係性については意外にも文献上の根拠に乏しい点があり、曖昧模糊としたイメージだけが独り歩きしているように思われ、筆者はむしろ磐余を中心とする宮都域の重要性に着目すべきであると考えており、なお漠然とした様相を呈している物部氏の全体像を再構築するためにも、関係する文献史料の再検討に基づく通説の根本的な見直しが必要であると考えに至った次第である。

II. 饒速日命の降臨伝承

大和国城上郡の鳥見山周辺地域には、物部氏が進出してくるよりかなり以前の時期に有力な政治勢力が蟠踞していた形跡がある。それは鳥見山の北麓桜井市外山にある桜井茶臼山古墳（墳丘全長210メートルの前方後円墳）と、西南麓の桜井市高田に所在するメスリ山古墳（墳丘全長230メートルの前方後円墳）の被葬者に象徴される集団である。両墳の造営時期についてはおおやまと古墳群に属する箸墓古墳の次世代、西殿塚古墳の並行期頃とみる説が一般で、3世紀後半から4世紀初頭頃の築造とみなしてよく、墳丘の規模や副葬品の内容・性質からみて被葬者は初期ヤマト王権の王とその親族の系譜に連なる人物であった可能性が高い³¹⁾。

ただし、茶臼山・メスリ山両古墳はそれぞれが単独墳で陪冢を持たないこと、また初瀬川の南岸に立地しておおやまと古墳群の陵墓域からはかなりかけ離れた場所に造られており、とりわけメスリ山古墳は平野部からは見通しのきかない丘陵地帯の奥に所在するので、政治的に何らかの問題のあった人物が埋葬されていると推測することができる。しかもこれら二つの巨大古墳の後継系譜につながりそうな古墳は当地域には見当たらないので、右の勢力とその系譜は急速に衰退・断絶してしまったとみなしてよいだろう³²⁾。

塚口義信は両古墳の被葬者像について、王ではなく王に仕えた有力廷臣の墓とみなすべきであると主張し、当地付近が6世紀以後に阿倍氏の本貫になったことから、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文の発見でクローズアップされた阿倍氏らの始祖オホヒコ命とその子タケヌナカハワケ命を被葬者の候補として挙げたが³³⁾、オホヒコ命らは実在した歴史上の人物とは考え難く³⁴⁾、また阿倍氏は新興の氏族で両墳の造営と関係する伝承を遺していないこと、さらに阿倍氏の本貫は阿部丘陵の西側一帯で鳥見山との関係が薄いようであり、反対に両墳が鳥見山を望む位置にありこの山に対する信仰と深い関係にあったと考えられるので、塚口説とは別の案を提示・検討してみることが必要であろう。そこで、筆者はひとまず『魏志』倭人伝に記載のみえる「男王」を桜井茶臼山古墳またはメスリ山古墳の被葬者に擬定できるのではないかと考えている。記事は次のようである。

卑弥呼以って死す。大いに冢を作る。徑百余歩、殉葬する者、奴婢百余人。更に男王を立てしも、国中服せず。更、相誅殺し、当時千余人を殺す。復た卑弥呼の宗女台与年十三なるを立てて王と為し、国中遂に定まる。

女王卑弥呼は248年頃に死没したようである。女王は神の妻で「夫婦無し」の禁忌によって子どもがいなかったため、その後継者には男王が選ばれたのである。だが、女王制の継続を求める勢力が「国中服さず」という形で盛り返し、内紛が起きて男王擁立派と殺戮し合い、女王擁立派が前女王の宗女を即位させてことは収まったという。「国中」とは争乱の範囲である邪馬台国を指し、おそらく宮廷争乱のさなかに男王は廃止され、前女王の親族で成年式を終えた台与が急遽即位させられたのであり、この男王こそが茶臼山・メスリ山両古墳の被葬者に当る人物と推測され、さらに廃男王にまつわる所伝が神武東征伝承に登場するトミヒコ・トミノナガスネヒコなのではないかと考えるのである。

『魏志』倭人伝には、弥生時代から古墳時代中葉頃にかけての首長制に関する重要な原理を彷彿とさせる記録が遺されている。それは当時の首長制が兄妹・姉弟の対からなる組織体（ヒメ・ヒコ制）³⁵⁾ だったことで、倭人伝は邪馬台国の王権が女王卑弥呼とその男弟による統治であったことを記録しており、登美の地にトミヒコ・ト

ミヤヒメ兄妹に象徴される有力首長が蟠踞していたことは3世紀頃の事実を反映する伝承であるとみてよく、巨大古墳が当地に造営されている事実はトミヒコ・トミヤヒメにまつわる伝承が歴史的な背景を有していることを物語るものと言える³⁶⁾。そこで『古事記』神武段にみえる伝記を引用してみよう。

故爾に邇芸速日命参赴きて、天つ神の御子に白ししく、「天つ神の御子天降り坐しつと聞けり。故、追ひて参降り来つ」とまをして、即ち天津瑞を献りて仕へ奉りき。故、邇芸速日命、登美毘古が妹、登美夜毘売を娶して生める子、宇摩志麻遲命。此は物部連、穂積臣、采女臣の祖なり。

物部・穂積・采女三氏らの始祖とされる邇芸速日命（ニギハヤヒ）は、天つ神の御子である神武天皇の後を追って天降り、天津瑞を献上して天皇に仕えたとする。ここでは神武天皇がニギハヤヒよりも先に天降りを遂げたとしており、筑紫からの船行による東征を天降りと表現し、天つ神の御子の聖性を強調していることがわかり、さらに東征の筋書きからして、ニギハヤヒは天皇が宇陀から大和の国原の征討に赴く前に服従したとするのであるから、物部氏の従順性・隷属性をかなり強調する言説になっており、そのような言説は『古事記』の編纂により皇権の聖化を画策した天武天皇の政治思想や建国史の構想に適うものと言える。

その後ニギハヤヒが登美毘古（トミヒコ）の妹登美夜毘売（トミヤヒメ）に入り婿となって宇摩志麻遲命（ウマシマヂ）を儲けたと記すのは、登美すなわち鳥見山の地にニギハヤヒが天降って居を構え、土地のもとからの首長であるトミヒコ・トミヤヒメを懐柔し従属させたことを意味するが、トミヒコと外来のニギハヤヒの族縁を語るこの話はもとより歴史的な事実ではなく、ニギハヤヒを氏祖とする物部連が大和国内の登美の地に拠点を据える目的のために、当地に伝えられていたトミヒコ・トミヤヒメ兄妹にまつわる古い伝承を巧みに利用し、物部氏の始祖神の時代に遡って一族が当地方に入部した来歴を正当化し、またそのことによって王権に奉仕を開始した経緯を説明する目的のために造作した物語であると考えられるのである。

神武記は登美毘古（トミヒコ）のことを登美能那賀須泥毘古（トミノナガスネヒコ）とも記す。前者は地名に

基づく首長名で、後者はトミヒコの身体の特徴をことさらに強調した人名である。ナガスネヒコは神武の大和入りを妨害した反逆者とされており「賤奴」とも表現しているが、王権への抵抗と反逆性を象徴するものとしてナガスネの名が造作されたとみてよい。しかるに、神武記はナガスネヒコのその後の動静を何も書いておらず、またヒメ・ヒコ制におけるトミヤヒメの役割などにも言及せず、ニギハヤヒとトミヤヒメとの婚姻、そしてウマシマザの誕生を語るだけで、東征のクライマックスの記述としてはかなり物足りない内容の話に堕してしまっており、松田章一が指摘しているように³⁷⁾、当話は王権が物部氏の家伝にあった主張を極力否定しようとする目的・意図のために書き直された物語であると言える。

次に、『日本書紀』神武即位前紀にも同様の話が掲載されている。かなりの長文であるが読者の参考に供するために関係箇所を全文にわたり引用しておく。神武記よりもより詳細な物語になっているだけでなく、鳥見の地の首長はニギハヤヒの手で殺され、物部氏の天皇への服属と奉仕がより一層強調された記述になっていることがわかる。

皇師遂に長髓彦を撃つ。連に戦ひて取勝つこと能はず。時に忽然にして天陰けて雨水ふる。乃ち金色の霊しき鶏有りて、飛び来りて皇弓の弭に止れり。其の鶏光り晡煜きて、状流電の如し。是に由りて、長髓彦が軍卒、皆迷ひ眩えて、復力め戦はず。長髓は是邑の本の号なり。因りて亦以て人の名とす。皇軍の、鶏の瑞を得るに及びて、時人仍りて鶏邑と号く。今鳥見と云ふは、是訛れるなり。昔孔舍衛の戦に、五瀬命、矢に中りて薨りませり。天皇、銜ちたまひて、常に憤懣を懷きたまふ。此の役に至りて、意に窮誅さむと欲す。乃ち御謡して曰はく、

みつみつし 来目の子等が 垣本に 粟生には
菰一本 其根が本 其ね芽繋ぎて 撃ちて止まむ

又謡して曰はく、

みつみつし 来目の子等が 垣本に 植ゑし山椒
口疼く 我は忘れず

撃ちて止まむ

因りて復兵を縦ちて急に攻めたまふ。凡て諸の御謡をば、皆来目歌と謂ふ。

此は歌へる者を的取して名くるなり。

時に長髓彦、乃ち行人を遣して、天皇に言して曰さく、「嘗、天神の子有しまして、天磐船に乗りて、天より降り止でませり。号けて櫛玉饒速日命と曰す。是吾が妹三炊屋媛 亦の名は長髓媛、亦の名は鳥見屋媛。を娶りて、遂に児息有り。名をば可美真手命と曰す。故、吾、饒速日命を以て、君として奉へまつ。夫れ天神の子、豈兩種有さむや。奈何ぞ更に天神の子と称りて、人の地を奪はむ。吾心に推るに、未必為信ならむ」とまうす。天皇の曰はく、「天神の子亦多にあり。汝が君とする所、是実に天神の子ならば、必ず表物有らむ。相示せよ」とのたまふ。長髓彦、即ち饒速日命の天羽羽矢一雙及び歩鞞を取りて、天皇に示せ奉る。天皇、覽して曰はく、「事不虛なりけり」とのたまひて、還りて所御の天羽羽矢一雙及び歩鞞を以て、長髓彦に賜示ふ。長髓彦、其の天表を見て、益踰踏ることを懷く。

然れども凶器已に構へて、其の勢、中に休むこと得ず。而して猶迷へる図を守りて、復改へる意無し。饒速日命、本より天神慍懣したまはくは、唯天孫のみかといふことを知れり。且夫の長髓彦の稟性愎恨りて、教ふるに天人の際を以てすべからざることを見て、乃ち殺しつ。其の衆を帥ゐて帰順ふ。天皇、素より饒速日命は、是天より降れりといふことを聞しめせり。而して今果して忠效を立つ。則ち褒めて寵みたまふ。此物部氏の遠祖なり。

神武記と同様に鶏邑すなわち鳥見邑の首長は長髓彦・三炊屋媛の兄妹ふたりとなっている。古層の首長制の構造がここでもかろうじて命脈を保持していることがわかる。ただ、三炊屋媛の族長としての性格や役割については『古事記』と同じく記述がなく、単なる饒速日命の結婚相手としてしか描かれていない。また書紀は鶏（鳥見）邑の男性首長の名を邑名によらずにわざわざ長髓彦という名に改変し、この名を前面に押し出して話を展開させている。先ほど述べたように長髓とはひぎの長さが通常の人間とは違うことを強調する語で、体貌が異形とされているのは土着する首長の天皇への反逆性を象徴させるための造作であり、天皇の教化に従おうとしない長髓彦はいずれ滅亡すべき運命の人間であることを予見させている。

また物部氏の遠祖と記される饒速日命は、神武記とは

違って天磐船に乗り当地に天降ったと具体的な記述になっており、長髓彦の妹三炊屋媛に入り婿となり、可美真手命を儲けたとする。話の最後は長髓彦が饒速日命の手で殺され、命が天より降った神＝天神の子であることを天皇が認知し、頑なに天皇の天神の子としての出自を認めようとしないう長髓彦を殺した忠效を褒めて寵遇したとする記述で閉じられているが、これらこそ物部氏が最も主張しようとしたかった事柄であり、さらにその功績により鷺邑（鳥見）の地が物部氏の大和における主要な拠点になった由来を語ろうとしたと言えるであろう。

ところで、書紀の記述は『古事記』とはおよそ異質な内容になっていることがわかる。すなわち、物部氏の遠祖とされる饒速日命が神武天皇に先立って大和の地に天降りしたことを述べ、さらに命が天皇と同類の「天表」を所持し、天皇自らも命のことを天神の子と認める内容になっており、さらに皇軍に反逆する長髓彦と姻戚関係を結ぶというような不遜とも言えるべき内容が書き列ねられていて、物部氏が天皇家に対して特殊な地位や由来をもつ氏族ではないかとする疑義を生じさせる要因になっているのである。このように東征伝承には物部氏の王権に対して不遜で権勢を誇示する記述と、反逆者に内通した上で滅ぼした功績を称揚しようとする記述とが混在し多くの矛盾を抱えているのであるが、その原因は、既存の長髓彦伝承（a）が物部氏の家伝をベースに引用・編纂されたからであり、さらに物部氏が独自に造作していた原長髓彦伝承（b）が天孫降臨神話と瓜二つの筋書きになっていたからであるに違いない。（a）は石上（物部）朝臣が持統天皇の朝廷に提出した墓記が下敷きとなっており³⁸⁾、（b）は大連時代に作成された物部家伝が基になっていたと推定されるのである³⁹⁾。

しかし、書紀にある「天神の子亦多にあり」とする天皇の言葉は、饒速日命のような天降る神は他にも数多く存在したことを示唆し認めるものであり、饒速日命は天皇が即位してから後にも天磐船に乗って大空を翔行り国見をしており、さらに、右の伝記には「金色の霊しき鷺」が出てくる。この金鷺は皇師が苦戦している時に稲妻が光り輝くが如く出現して長髓彦の軍勢に対峙したとされ、皇軍を支援する霊鳥という形で描かれているが、本来は長髓彦と三炊屋媛が鳥見山において祀っていた土俗の神とみられ、鳥見山はその鷺神が天降る神体山であったと

みなしてよいだろう。おそらく書紀の編者は逆賊が奉祀していた神を皇師の守護神に改変・潤色した上で、物部氏の始祖饒速日命が鳥見山に降臨する前提・環境を整えようとしたとみてよいのである。

志田諄一は金鷺（鷺）が神話にでる甕速日神・熯速日神・建甕槌神などと同類の雷神の性格を帯びていることを指摘し、建甕槌神が天鳥船に乗って天空と地上を往来したとする話は饒速日命が天磐船に乗り天降る神とされているのと同様で、饒速日命も同じく雷神であったとみており⁴⁰⁾、天神の子とはいえ皇孫である神武天皇とは由来・性格の異なる神とみなすべきである。そもそも鷺（鳥見）邑は長髓彦の本居だったのであるから、上の説話は金鷺の性格・実体を土俗の神霊から皇祖神を助ける霊鳥に書き替えることにより、饒速日命が鳥見山に天降るとする言説を手助けする形になっており、『先代旧事本紀』が饒速日尊の「鳥見の白庭山に遷坐した」とする記述と整合しているのである。

おそらく饒速日命の原像は「河内国の河上哮峯（生駒山）」に天降りする雷神だったと考えてよく、河内国を本貫とした物部大連家が政治力を増強するにつれて氏族の祖神として奉祭した神霊で、神武天皇の大和入りに協力・奉仕する説話の一角に座を占めるとともに、鳥見の地への物部大連家の入部の経緯・事情を同時に説明する言説の主役にされたと考えられるのである。その祭場に関しては、鳥見山西麓の桜井市桜井字能登に延喜式内の等彌神社が鎮座している。古い祭場を山腹の下ツ尾社付近とみなす説があるが、祭神や奉祭氏族が明らかでなく、登美連（『新撰姓氏録』左京神別上・河内国神別）とすると旧事本紀の「鳥見の白庭山」と関係する聖地に比定できそうであるが、旧社地について桜井市谷の能登宮とする異説もあって⁴¹⁾ 具体的な事実関係を把握することが困難である。さらに『日本書紀』神武4年2月条に、「乃ち霊時を鳥見山の中に立てて、其地を号けて、上小野の榛原・下小野の榛原と曰ふ。用て皇祖天神を祭りたまふ」とする記事があり、王権が鳥見山に高皇産霊神を親祭した時期があったようであるが、祭場のみならず祭儀の具体的な内容が不明で、物部氏との関係を把握できる史料にも今のところ恵まれていない。

Ⅲ. 物部大連の「阿都家」

前章では記・紀のトミヒコ・ナガスネヒコ伝承を分析して鳥見山麓地域に物部大連家の始祖降臨に関わる祭祀的・神話的拠点が設定されていたことを推測してきたが、祭祀的拠点が同地に存在するということは、ひいては物部大連家の政治的経済的な拠点的存在を示唆すると言える。そこで本章では同地域における物部大連家の政治的経済的拠点が具体的に何であったのかを考究することにしたい。『日本書紀』の用明2年4月条に物部守屋大連の「阿都別業」「阿都家」なる居館の名が揃って出てくるが、結論からいうとこれこそが鳥見山麓にあった物部大連家の大和における政治的経済的な主要活動拠点であったと考えられるので、その点についてこれから論議を詳しく展開してみたいと思う。まず、『和名類聚抄』国郡部・大和国城上郡の項には次の諸郷が著録されていることを確認しておきたい。

辟田郷	桜井市栗殿・川合
下野郷	天理市柳本
神戸郷	桜井市江包・大西
大市郷	桜井市箸中
大神郷	桜井市三輪
上市郷	桜井市金屋・松之本
長谷郷	桜井市初瀬
忍坂郷	桜井市忍阪

郷名の下欄には『日本古代史地名事典』（雄山閣、2007年）を参照して各郷の中心的な比定地に関係する現代の地名を記しておいたが、なお万全であるとは言えないことをお断りしておく。なかでも上市郷は郷名の由来をもとに椿市村⁴²⁾を核とした郷と推定することができる。通説によれば椿市村を初瀬川右岸の桜井市金屋・松之本付近とみているので、上市郷は三輪山南西麓に比定できることになり、上の事典でも従来の説を踏襲してそのように記述しているが、筆者は桜井市金屋付近の地域は北隣の大神郷域に含まれたのではないかと推定し、むしろ初瀬川左岸で鳥見山北麓の横大路（初瀬街道）に沿う地域一帯こそが上市郷の故地であると想定したい。上市郷は大神郷の次、長谷郷の前に記載されていて、初瀬川の南域・鳥見山北麓一帯の地域がこれまで城上郡における郷名の空白地帯になっているからであり、また椿市村すなわち

海石榴市の所在地は大字慈恩寺・赤尾・外山の境界に当る宇陀ヶ辻に比定することができるからである⁴³⁾。

これまでの筆者の研究では、古代の文献にしばしば登場する海石榴市衢は奈良盆地南部地域を直線で横断する基幹交通路横大路の路線上のいずれかの分岐点に位置するとみられ、盆地東南部地域で東方盆地外へ向かう幹線道路（墨坂）が分岐する要地は宇陀ヶ辻以外には想定できないのである。当地からは神武東征伝承にでる忍坂・栗原・女寄峠を経て宇陀郡方面に向かう道（女坂・男坂）が派出しており、古代の重要幹線道の分岐点であったと考えられるのであり、三輪山南西麓の金屋の地域には幹線道の衢が成立していた交通的条件を想定し見出すことができないのである。

海石榴市衢は大和において最もよく知られた歌垣の舞台である。『万葉集』巻12—2951の歌には、

海石榴市の 八十の衢に 立ち平し 結びし紐を
解かまく惜しも

とあり、また同じく『万葉集』巻12—3101、3102の歌に、

紫は 灰指すものそ 海石榴市の 八十の衢に 逢
へる見や誰

たらちねの 母が呼ぶ名を 申さめど 路行く人を
誰と知りてか

とあって、人口に膾炙した歌垣と市の立つ聖地であった。またこの衢は6世紀代を中心とした磐余宮都に隣接する地域に所在したので、王侯貴族にまつわる歌垣の伝承を遺している⁴⁴⁾。『古事記』清寧段には次のような説話がみえる。

故、天の下治らしめさむとせし間に、平群臣の祖、名は志毘臣、歌垣に立ちて、其の袁祁命の婚はむとしたまふ美人の手を取りき。其の嬢子は、菟田首等の女、名は大魚なり。爾に袁祁命も亦歌垣に立ちたまひき。

歌垣では大臣平群臣真鳥の子志毘と袁祁命（仁賢天皇）とがひとりの女性をめぐって争いを起こしている。この話では歌垣の場所についての記述がみられないが、書紀の伝承を勘案して海石榴市衢とみてよいものと思う。宮都に近い位置を占めたので王族や貴族が盛んに歌垣の場に入出入りし、菟田首大魚という女性が奪い合いの対象になったのは、宇陀地方の豪族や民衆が日常的に海石榴市衢の歌垣に参集していたからであり、後述するように物

部大連家の影響力が宇陀郡にかなり強く波及していたことも関係していよう。一方、書紀の説話にはそれとは異なる身位の女性が登場する。必要な部分の記事を引用してみることにする。

億計天皇崩りましぬ。大臣平群真鳥臣、専国政を擅にして、日本に王とあらむと欲ふ。陽りて太子の為に宮を営るまねす。了りて即ち自ら居む。触事に驕り慢りて、都て臣節無し。是に、太子、物部鹿鹿火大連の女影媛を聘へむと欲ほして、媒人を遣して、影媛が宅に向はしめて会はむことを期る。影媛、曾に真鳥大臣の男鮪に奸されぬ。太子の期りたまふ所に違はむことを恐りて、報して曰さく、「妾望はくは、海石榴市の巷に待ち奉らむ」とまうす。是に由りて、太子、期りし處に往てまさむとす。近く侍る舍人を遣して、平群大臣の宅に就はしめて、太子の命を奉げて、官馬を求索はしむ。大臣、戯言に陽り進りて曰はく、「官馬は誰が為に飼養へや、命の隨に」といひて、久に進らず。太子、懷恨ひて、忍びて顔に発したまはず。果して期りし所にゆきて、歌場歌場、此をば宇多我岐と云ふ。の衆に立たして、影媛が袖を執へて、たちやすらひ従容ふ。俄ありて鮪臣、来りて、太子と影媛との間を排ちて立てり。是に由りて、太子、影媛が袖を放したまひて、移廻きたまひて前に向みて、立ちて直に鮪に当ひたまふ。……

（『日本書紀』武烈即位前紀）

この伝承では大臣平群臣真鳥の子平群臣鮪と武烈太子とが影媛をめぐって争いになったとする。影媛は物部大連鹿鹿火の娘とあり、海石榴市衢で開催される歌垣の場で二人の男性の間の争いに決着をつけようとしたのである。歌垣を会合の場に指定したのは影媛であるが、海石榴市衢は物部大連家の強力な政治的影響下にあった土地ではないかとみることができる。なぜならば物部氏は警察・行刑の職掌をもって王権に仕えた氏族と考えられるからであり、それらの職務は古代の市における活動と深い関係にあったらしいからであり、海石榴市衢に関わる説話がこのように遺存しているのは、宮廷伝承というよりむしろ物部氏の家記・家伝に原話が伝えられていた可能性があるだろう。

すなわち、物部氏は警察・行刑を主とする職務を担当した負名の氏族で、罪人の摘発・逮捕や獄及び囚人の管

理・監視、市での刑罰の執行や贖罪の物品を管理し、それらの職務との関連でしばしば軍事活動にも携わることがあった。関連伝承については後ほど幾つかの事例を挙げて説明することにしたいが、大化前代に機能していた組織のうちの実務機構は律令制の下部組織として引き継がれた面が多い。地方では左右京職・摂津職・大宰府・国司に「糺察所部」の職務権限が与えられ物部の制度は廃止されたが、中央諸官制の場合は令前の機構が生かされていたようである。

養老職員令・囚獄司の条には囚獄の実務を担当する「物部四十人」と「物部丁二十人」が配置されていたが、「京及び畿内」の居住者から簡点された物部は「罪人の決罰を主当する」とされており、民部省から配当された物部丁と共同して囚人の管理・監視・処罰などの業務に就いていた。また、獄令・徒流囚の条には、「凡そ徒流の囚役に在らば、囚一人に兩人防援せよ。在京は、物部及び衛士を取りて充てよ。〈一分は物部、三分は衛士〉」とあって、在京の囚人を就役させる時には「物部及び衛士」を分担させる定めであった。また衛門府にも「物部三十人」が配置されており、職員令・衛門府条の『令集解』古記の解釈によれば、当府の物部は「内物部」と呼ばれ、「臨時に罪人を決罰せんがためこの府に在るのみ」と記し、「決罰の時、皆刀を帯びる」としている。当府の物部が特別に「内物部」と呼ばれ決罰の時に帯刀を許されていたのは、宮城門内の「糺察不如法」という任務が他の場合とは格段に重視されていたからであろう。

さらに物部は京内の東西市司にも配属されており、養老職員令・東西市司条に、「物部二十人」がいたことから明らかで、京東西の市に計40人の物部が属しており、「衛門及び東西市の物部は、刑部分配す」とあるように刑部省に属していた。市正の職務に「非違を禁察する」との規定がみえるように、物品取引の際の不正行為や市の雑踏に紛れた不法行為などの犯罪を実際に取り締まるのが物部であったが、古代の市は衆人監視の下に刑罰を執行する場となっており、養老獄令には「凡そ大辟罪決せむは、皆市に於てせよ」とする規定がみえ、延喜刑部省式、死囚の条には、死刑を執行する時は刑部・弾正・衛門の担当官人が市司・囚獄の役人とともに市の南門に会合し、犯状罪名を囚人及び衆人に告げた後、物部が刑を執行することになっていた。

このように、中央の警察・行刑に関わる諸官司には数多くの伴部の物部が配置されていたが、延喜式・式部上に「凡そ囚獄司の物部は、負名の氏並びに他氏の白丁を通じ取り、十人を補い、兵仗を帯びよ。其の東西市は各亦負名の氏の入色十人、白丁十人を取れ」とあり、令制前からの伝統を有する負名の物部を採用する慣例が平安時代以後にもなお受け継がれていたことがわかる。そもそも、警察・刑獄の職務は公共の職掌として権力の発生とともに古い由来をもつもので、律令制以前に遡る整備された組織を体現していたのが物部氏であったと言えるであろう。

伝説的な記事なので史実とは厳密に区別すべきであるが、『日本書紀』安康即位前紀には、暴虐な行動によって罪を犯し物部大前宿祢の家に匿われた軽太子を、大前宿祢自らが説得して自殺に追い込んだという記述がみえる。罪人を扱う職務に就いていた物部氏ならではの伝記である⁴⁵⁾。この大前宿祢はかつて履中天皇がまだ太子であった時の叛乱事件に、「太子を抱きまつりて馬に乗せまつれりといふ」とあって、宮廷に仕え太子を側近衛護する任務を遂行していたらしい。同じ宮廷伝承としては履中紀3年11月条が想起され、磐余池における遊宴の際、酒盞に浮かんだ季節はずれの桜の花びらを探索させられたのが物部長真麿連で、これはある種の警察的業務ともみることができ、また、雄略紀元年3月条には、采女童女君が一夜にして孕んだことに雄略天皇が疑念を抱いた時、傍らに侍っていた物部目大連が生まれた女子は天皇の実子であると説得したという話を載せる。天皇や貴人に近侍してその警護を担当した物部氏にふさわしい伝承であろう。

また、『日本書紀』雄略7年8月条には、吉備下道臣前津屋の反逆を耳にした天皇が物部の兵士30人を吉備に派遣し、前津屋とその族人70人を誅殺したという。同じく雄略12年10月条には、木工闘鷄御田の不敬行為を疑った天皇が御田の身柄を物部に授けて処罰しようとしたといい、13年9月条にも木工韋那部真根が同様の誤解によって処刑に付されかけたという話を載せる。雄略9年2月条は、胸方神の祭祀に派遣された凡河内直香賜が祭場で采女を奸し逃亡するという重罪を犯したので、天皇は弓削連豊穂に命じて捜索を行わせ、摂津三嶋郡の藍原で逮捕して斬刑に処したとする。弓削連は「石上同祖」と称

する物部大連家と系譜的につながりのある同族で⁴⁶⁾、物部大連守屋が物部弓削大連を名乗ったのは、河内国若江郡弓削郷を本拠地とした弓削氏が守屋の母方の姻戚か乳母の所縁によるものであろう。

丁未戦争(587年)で物部大連家が滅亡した後も警察・行刑に関わる物部の組織は機能しており、舒明即位前紀によると、蘇我大臣蝦夷と対立した境部臣摩理勢・阿榔父子を絞刑に処したのが来目物部伊区比とあり、大化5(649)年3月、謀反を疑われ自殺した右大臣蘇我倉山田石川麻呂は山田寺において物部二田造塩の手でわざわざ斬首の刑を加えられている。さらに大化年間には物部宇麻古が「衛部」⁴⁷⁾に任じられており、改新政権の警察・刑獄機構に負名の職務を継承する人物が選ばれていることがわかり、斉明天皇に仕えた物部朴井連鮪⁴⁸⁾は有間皇子の謀反事件で皇子を逮捕し護送する役割を果たしている。

以上で思い当たる幾つかの記事を挙げて令制前の物部の職務活動を列挙してきたが、従来の説では物部の警察・刑獄の任務と市との関係が詳細に追究されてきたとは言えない面があるので、その点をさらに深めて検討してみようと思う。かなり伝説的な記事ではあるが、『日本書紀』雄略13年3月条に次のような興味深い記事がみえる。

狭穂彦が玄孫齒田根命、竊に采女山辺小嶋子を奸せり。天皇、聞しめして、齒田根命を以て、物部目大連に収付けて、責讓はしめたまふ。齒田根命、馬八匹・大刀八口を以て、罪過を祓除ふ。既にして歌して曰はく、

山辺の小嶋子ゆゑに 人ねらふ 馬の八匹は
惜しけくもなし

目大連、聞きて奏す。天皇、齒田根命をして、資財を露に餌香市辺の橘の本の土に置かしむ。遂に餌香の長野邑を以て、物部目大連に賜ふ。

王族の子孫に当る齒田根命が采女を奸するという重罪を犯した。天皇は物部大連目に命じて罪人を叱責・教誨させるとともに、罪過に見合う贖物(馬と大刀)を徴収したのである。ところが、罪人はそれでも懲りずに不遜な歌を口走るといふ挙に出たため、天皇は罪人の資財を餌香市の橘の木の根元に露出させたという。

罪人の公共的処罰のことに関与していることからみて物部氏は警察・行刑部門を専職とした氏族であることが

明瞭に理解され、上引の伝記では河内の餌香市での刑罰の様子を詳しく描いているが、断罪行為は物部による「責讓」と贖物の献上がまず実施され、犯罪に対する処罰は「罪過を祓除ふ」と記しているように祓えの儀礼と関係付けられていることがわかる⁴⁹⁾。しかし、罪人は犯した罪をまるで後悔していない態度をとったので、次には罪人の「資財」つまり全財産を市の交易に供することにし、おそらく罪人は死罪または流罪に処せられたと考えられるのである。この記事からは犯罪者を拘禁する囚獄の施設の存在や、犯罪の重さに対する処罰の段階規定、罪に見合う贖物の規定の存在、さらに物部が贖物を管理するなどのことを推定することができ、令制前にもすでに断罪の組織や規定がかなりの程度整備されていたことがわかる。

みられる通りきわめて具体的な記述になっているので、何らかの記録が物部氏の家伝にあったと推測することができるが、記録の主な目的は河内の餌香市の近辺の長野邑（志紀郡長野郷）⁵⁰⁾が物部氏の主な活動拠点のひとつとして王権から拝領した土地であることを主張するためとみることができ、物部大連統制下の伴造や伴部の物部が長野邑に集住・駐在していたと考えられる。

餌香市は大和川と石川の合流点に近く大和川左岸を占める河内国志紀郡にあった古代の市⁵¹⁾で、東高野街道と龍華道⁵²⁾・龍田道・大津道など幹線交通路の交差点に形成された衢に所在したと考えられ、街路上には橘の樹が並木として植栽されていたらしい。餌香市は奈良時代以後河内国府が付近に設置されると国府市となり、河内東南部地方の交易・流通の中軸としての位置を占めたのである⁵³⁾。物部氏はその職務活動に際して餌香市をきわめて重要視していたことが当該記事から窺えるであろう。

ところで、これと類似した説話として大和の海石榴市の場合にも次のような伝記がある。かなりの長文なので解説に必要な部分だけを引用することにしよう。

物部弓削守屋大連と、中臣勝海大夫と、奏して曰さく、「何故にか臣が言を用る肯へたまはざる。考天皇より、陛下に及るまでに、疫疾流く行りて、国の民絶ゆべし。豈専蘇我臣が仏法を興し行ふに由れるに非ずや」とまうす。詔して曰はく、「灼然なれば、仏法を断めよ」とのたまふ。物部弓削守屋大連、自ら寺に詣りて、胡床に踞げ坐り。其の塔を斫り倒して、火を縦けて燔く。并て仏像と仏殿とを焼く。既

にして焼く所の余の仏像を取りて、難波の堀江に棄てしむ。是の日に、雲無くして風吹き雨ふる。大連、被雨衣り。馬子宿祢と、従ひて行へる法の侶とを訶責めて、毀り辱むる心を生さしむ。乃ち佐伯造御室を遣して、馬子宿祢の供る善信等の尼を喚ぶ。是に由りて、馬子宿祢、敢へて命に違はずして、惻愴き啼泣ちつつ、尼等を喚び出して、御室に付く。有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮へて、海石榴市亭に楚撻ちき。（『日本書紀』敏達14年3月条）

仏教の受容をめぐる蘇我・物部両氏の対立を描いた著名な伝承のひとつで、物部大連守屋と中臣勝海大夫は疫病を流行させた要因が蘇我氏の崇仏にあると断じ、天皇もその意見を受け容れ仏教の受容停止を決断したのであり、大連は詔命に応じて寺塔・仏殿を斫り倒し火をかけて焼く・水に流すなどの行為は現代の感覚からすれば単なる物理的な破壊行為にみえるのであるが、物部大連によるこれらの行為は罪に穢れた「物（モノ）」を祓うという宗教的な意味合いを込めた祭儀そのものであり、社会秩序を元の状態に復原・復活させようとする行為で、難波堀江は大和の宮都から流れ下る初瀬川（大和川）の海への出口に相当する場所であって、物部氏の重要な活動領域の一部であったとみることができる⁵⁴⁾。

なお、初瀬川の中流部は磯城川とも呼ばれ、その河原では盟神探湯が行われたとする伝承（応神紀9年4月条）があり、また「泊瀬の中流に下りて、三諸岳に面ひて、水を舐りて盟ひて曰さく、『臣等蝦夷、今より以後子子孫孫、清き明き心を用て、天闕に事へ奉らむ。臣等、若し盟に違はば、天地の諸の神及び天皇の霊、臣が種を絶滅えむ』とまうす」（敏達紀10年閏2月条）とあるような、禊祓の服属儀礼が行われる聖地でもあったらしく、付近の河原は囚人の罪穢を禊ぎ祓う場でもあったのではないかと推想される。

その後、守屋大連は蘇我馬子と馬子の庇護を受けていた三人の尼僧を喚び出し責任を迫及して恥辱を加え、やがて尼らを海石榴市の亭に引き出し、刑吏佐伯造御室に命じて杖刑を加えさせたとする。記事の内容がかなり詳細で具体性に富んでいるので、これらの伝記も物部氏の家記などに由来すると考えてよい⁵⁵⁾。おそらくいったん

囚獄に拘禁された尼らは海石榴市衢の付近に敷設されていた「亭」において衣を奪われた上で処刑されたのであり、女性であるがゆえに露天の市の広場ではなく建物内（隠所）での処刑とされたのであろう。「亭」は『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』に「都波岐市馬屋」とあるように官の厩舎であると考えられ、物部氏は官厩やそこで飼養されている馬にも関係を有していたことが推定できる。『新撰姓氏録』山城国神別の額田臣は伊香色雄命の後裔を称しているが、額田氏は馬の飼養に関係した氏族であり、大和国平群郡額田郷を本貫とし、付近に馬牧を営んで難波と河内・大和を結ぶ交通路を掌握した物部氏の配下に活躍したのであろう⁵⁶⁾。因みに海石榴市亭はその後迹見駅家に改組されたらしく、天武天皇が初瀬行幸からの帰還途上に群卿の細馬を馳走させるのを観覧したとする記録が残されている⁵⁷⁾。

先ほど指摘したように海石榴市は盆地東南部の交通上の要衝に立地し、5世紀後半頃からは当該地域に皇宮・皇子女の宮やそれに奉仕するさまざまな施設・諸氏族が進出していたので、市での交易・経済活動もきわめてレベルの高い内容であったと考えられ、敏達天皇の皇后額田部皇女が当地に別業を設置していたのも頷ける。『日本書紀』の用明元年5月条にみえる「後宮」の註記に「炊屋姫皇后の別業を謂ふ。是を海石榴市宮と名く」とあって、額田部皇女はわざわざ市の近辺に経済活動の拠点を構えていたことが知られるのであり、海石榴市の重要性を窺わせるものといえ、とりわけ物部大連家は警察・行刑に関わる諸機関が所在する当衢と市を管理・統制する立場にあったと想定できるであろう。

ところで、『日本書紀』用明2年4月条には次のような文章がある。

是に、皇弟皇子、穴穂部皇子、即ち天皇の庶弟なり。豊国法師を引て、内裏に入る。物部守屋大連、邪睨みて大きに怒る。是の時に、押坂部史毛屎、急て来て、密に大連に語りて曰はく、「今群臣、卿を図る。復將に路を断ちてむ」といふ。大連聞きて、即ち阿都に退きて、阿都は大連の別業の在る所の地の名なり。人を集聚む。中臣勝海連、家に衆を集へて、大連を随助く。

物部大連守屋と大臣蘇我馬子との対立が用明天皇の病気を契機として一触即発の状況になっていた。守屋は次期天皇候補として穴穂部皇子を擁立しようと画策してい

たが、皇子が僧を内裏に導き入れるなどの狂気の沙汰に及んだので、混乱状態となり、形勢を見定めていた蘇我馬子も急遽穴穂部皇子の殺害と守屋の討滅を決意するようになる。

上の記事によると、守屋の部下で城上郡忍坂郷に本拠を置いていた押坂部史毛屎は大臣馬子らの動きが不穏であることを守屋に告げたので、大連は直ちに「阿都」に退去して味方を動員する措置をとったという。問題は守屋が退避したとされる「阿都」がどこなのかということである。

註記によれば「阿都」は「大連の別業の在る所」とあり、河内国の本貫にあった居館とは別の第宅であることがわかる。書紀のこの部分の註解に関し、「阿都」を河内国洪川郡跡部郷に比定するのがこれまでの通説で、日本古典文学大系『日本書紀』下（岩波書店、1965年）の158頁頭註20は八尾市跡部郷の地とし、崇峻即位前紀にみえる「洪河家」もここであろうと記しており、これまで研究者の多くはこの註解に依存して論を立ててきたのである⁵⁸⁾。確かに、現在の大阪府八尾市久宝寺及び洪川町の南に隣接して跡部本町・跡部北の町・跡部南の町などの地名が遺存しており、付近を長瀬川や平野川など旧大和川本流が流れていた模様であり、当地には式内の跡部神社や「阿斗桑市」（『日本書紀』敏達12年歳条）と称する市が所在したので、通説の指摘するところは盤石のようにも思われるのであり、守屋は不穏な情勢の下本貫である河内国の別業に退避したと考えられてきたのである。

ところが、この後に起きるいわゆる丁未戦争で物部大連守屋が壮絶な最期を遂げたのは「阿都別業」ではなく「洪河家」だったことに格段の注意を払うべきである。『日本書紀』崇峻即位前紀7月条は次のように記す。

蘇我馬子宿祢大臣、諸皇子と群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。伯瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿祢大臣・紀男麻呂宿祢・巨勢臣比良夫・膳臣賀柁夫・葛城臣烏那羅、俱に軍旅を率て、進みて大連を討つ。大伴連嚙・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣俱に軍兵を率て、志紀郡より、洪河の家に到る。大連、親ら子弟と奴軍とを率て、稲城を築きて戦ふ。是に、大連、衣摺の朴の枝間に昇りて、臨み射ること雨の如し。

上の文章によると、守屋大連は「洪河家」で朝廷軍を迎え撃ち、最期は「衣摺」の朴に昇って奮戦したとする。おそらく「洪河家」が物部大連一族にとっての中核的居館で、当地こそが先祖伝来の本貫だったのであろう。そのために守屋は最終的に河内の本宅へ退去し大和方面から押し寄せる朝廷軍との戦闘に臨んだと考えられるのである。稲城を築いたのもおそらく守屋の覚悟のほどを示すためであろう。ところが、河内には「阿都別業」が設置されていた形跡がないのである。

最近の発掘調査によれば、八尾市の久宝寺遺跡第68次・82次調査（八尾市南久宝寺3丁目）で6世紀中葉から後半にかけての時期の大型掘立柱建物群の存在が明らかになり、物部大連の居館ではないかとみられるようになっている⁵⁹⁾。

建物群の所在地は旧洪川郡域に属し、東に洪川町が隣接し洪川廃寺（宝積寺）跡⁶⁰⁾がある。居館域の西側には久宝寺分流路と名づけられた河川が北流していた模様で、付近は大和川本流を形成した長瀬川・平野川の流路右岸に沿う地域で水運の拠点ともなっていたらしく、北へ2キロほど進むと守屋最期の地と伝える衣摺（東大阪市衣摺）である。残念ながら報告書がまだ刊行されていないので調査成果の詳細を知ることはできないのであるが、発掘された10棟に及ぶ建物群はすべて主軸を北東方向（生駒山頂）に向けており、なかでも建物2は二間×七間規模の大型建物で、居館の中核施設だった可能性があるようである。遺構は6世紀後半に廃絶したとみられており、上の文献にみえる物部大連の「洪河家」の有力な候補と判断してよいであろう。

栗田寛は早くその著書で、「洪河は和名抄に河内国洪河郡にて大連の別業なる阿都の地なり、阿都は同郡跡部郷是なるべし」⁶¹⁾と註しており、その後の註解は疑うことなくすべてこれに倣った可能性があるように思われるが、阿都別業に関しては上引の戦争記事には出てこない点や、そもそも河内の本貫に「洪河家」という本宅以外に別業が所在したとは考え難いのであり、また守屋が内裏からいったん退避した場所は大和にあり、そこで形勢を見極めながら味方を糾合する・情報収集するなど一連の措置をとった後、大連が擁立を画策していた穴穂部皇子が暗殺されるというきわめて不利な状況に陥ったため、やむなく河内へ逃去したというのが真相なのではなか

うか。よって「洪河家」と「阿都別業」を河内の同一地域に所在した別個の居館と解釈することも、さらにこれらを同一の居館とみなすこともできないであろう。

さらに、大連が「阿都」に退避した時、中臣勝海連がその家に兵衆を集め大連を支援しようとする行動を起こしたと伝えている。もしも通説が想定する通り大連がすでに河内国の本貫に退去していたとするならば、勝海連は単独でこのような行動に出ることができたであろうか、疑いなきにあらずである。勝海連の家がどこにあったのかは不明であるが、守屋大連の動向に呼应しようとしたことが推定できる。筆者は物部大連の「阿都別業」を大和国城上郡の鳥見山北麓にあった居館、すなわち、大和における主要な政治的経済的活動拠点であったとみなしたい。そして、中臣勝海連のその後の行動について書紀には次のような記事があるので引用しておこう。

遂に太子彦人皇子の像と竹田皇子の像とを作りて厭ふ。俄ありて事の済り難からむことを知りて、帰りに彦人皇子に水脈宮に付く。舍人迹見赤檮、勝海連の彦人皇子の所より退くを伺ひて、刀を抜きて殺しつ。大連、阿都の家より、物部八坂・大市造小坂・漆部造兄を使得、馬子大臣に謂らしめて曰はく、「吾、群臣我を謀ると聞けり。我、故に退く」といふ。馬子大臣、乃ち土師八嶋連を大伴毗羅夫連の所に使得、具に大連の語を述べしむ。是に由りて、毗羅夫連、手に弓箭・皮楯を執りて、槻曲の家に就きて、昼夜離らず、大臣を守護る。（『日本書紀』用明二年四月条）

中臣勝海連は精神的にかなり動揺していたらしく、最終的には大連守屋と同一歩調をとらず、独自に行動していたことが窺える。彼はすでに呪詛した当の本人である彦人大兄皇子の水脈宮に参上し、おそらく彦人皇子の態度や意思をみて退出することを決意し、その直後迹見赤檮に斬られたのである。

その頃、大連守屋は「阿都家」に集まっていた部下に命じて蘇我馬子に自分が内裏より退避せざるを得なかった事情を説明させたが、この「阿都家」は先ほどから問題にしている「阿都別業」のこととみられ、使者に立った物部八坂・大市造小坂・漆部造兄らは大和に本拠を置く守屋大連の同系氏族または擬制同族であった可能性の高い従者らと考えることができる⁶²⁾。そうすると、「阿都家（別業）」は大和国内に所在した居館と推測され、

蘇我馬子が急いで防御態勢を整えた「槻曲家」と対峙する形勢になったといえるであろう。因みに、「槻曲家」とは飛鳥西方の輕に所在した蘇我稲目大臣のかつての居館である「輕曲殿」と同じ居宅を指すとみられ、この家の所在地に当る輕こそが蘇我大臣家の本貫の地であったと推定することができる⁶³⁾。

IV. 「阿都家」の実像

本章では前章で指摘した物部大連の大和国における居館「阿都家」の具体像を描いてみたいと思う。まず居館の所在地名となっている「阿都」から検討をはじめることにはしたい。大和や河内など各地に散在する「阿都」「阿刀」「阿斗」「跡」「迹」「安堵」などの地名は物部氏の同系氏族阿刀氏が居住したことに由来するようで⁶⁴⁾、生駒郡安堵村（大和国平群郡額田郷）や城下郡坂手付近の阿斗⁶⁵⁾も同じと考えられる。しかし、まずは『新撰姓氏録』によって畿内における阿刀氏の分布を確認してみよう。

左京神別上・阿刀宿禰一石上同祖

山城国神別・阿刀宿禰一石上朝臣同祖。饒速日命孫
味饒田命之後也

山城国神別・阿刀連——石上朝臣同祖

摂津国神別・阿刀連——神饒速日命之後也

和泉国神別・阿刀連——采女臣同祖

阿刀氏は石上朝臣と同祖とするように物部氏と同族関係を称した氏族で、越前国坂井郡、美濃国山方・加毛・肩県郡、摂津国豊嶋郡などに阿刀部が分布しており、先ほど指摘したように河内国渋川郡にも跡部郷があったので、阿刀氏は大化前代より畿内各地に居地を設け物部大連の統制下にあった氏集団のひとつとみてよいであろう。ただし、7世紀後半より古い時期に活躍した人物の名がまったく知られておらず、政治的地位のきわめて低い氏族だったようである。安斗連阿加布と智徳は壬申の乱に大海人皇子側の舍人として活躍し、その功によって天武13（684）年12月に宿禰姓を賜ったが、それは一部の家だけで、上に示したように連姓のままにとどまった家の方が多い。大和国城上郡や摂津国豊嶋郡・難波居住の阿刀氏らはすべて連姓の集団であり、山城国や和泉国などにも同族が広く居住していたらしいことがわかる。

『続日本後紀』承和10年12月4日条には、「摂津国豊嶋

郡人左衛門府門部正八位上迹連継麻呂、式部位子従八位下勲八等迹連成人、武散位正六位上迹連浄足、式部位子少初位下迹連浄永等七十人、除迹字賜阿刀連姓。高祖従七位上阿刀連生羽也。祖父従七位上乙浄、天平年中誤以迹一字為姓矣。檢庚午年籍、復本姓焉」とあり、摂津国豊嶋郡は阿刀連の主要な集団が居住していた土地であることがわかる。同地は豊富な木材資源を供給した猪名川の流域に当り、川の河口部に居住していた新羅系の造船・木工技術者の猪名（為奈）部⁶⁶⁾を管理するためであったと考えられる。因みに猪名部造（左京神別上）・為奈部首（摂津国未定雑姓）らの伴造氏族は伊香色男命の後裔を称する物部同系氏族であった。

姓氏録には河内国居住の阿刀氏の記載がみえないが、渋川郡跡部郷は阿斗桑市の所在地で阿刀氏の有力な居地でもあったらしく、同地には阿刀（跡）部や複姓氏族である阿刀物部も居住していた可能性が高い。『日本書紀』朱鳥元年1月条は難波大蔵省からの出火のことを記すが、阿斗連葉の家の火事が宮に延焼したとし、『三代実録』貞観4年7月28日条には「摂津国西成郡人陰陽允阿刀物部貞範貫付左京職」とあって、もと渋川郡跡部郷に居所を置いていた阿刀連や阿刀物部が後に難波へ移住したことが推定できるのである⁶⁷⁾。ただ、このように言ったからとはいえ、阿刀連の本貫が物部大連と同じ河内国渋川郡であったとは直ちに断定することはできず、むしろ阿刀氏は大和国を本貫とした氏族で、物部大連との関係が形成されて以後に畿内各地へ居住地が分散・拡大していったのではないかと考えられるのである。その本貫の地とは大和国城上郡上市郷に属する地域と考えられるのである。以下には関連する史料を幾つか引用しながら説明してみたい。まずは『日本霊異記』下巻・第39話である。

尺善珠禪師は、俗姓跡の連なりき。母の姓を負ひて跡の氏となりき。幼き時に母に髓ひて、大和の国山辺の郡磯城嶋の村に居住せり。

善珠（723～797）は秋篠寺の開基と伝えられる法相宗の高僧で、玄昉に師事し興福寺で研鑽に励んだ。俗姓「跡の連」とは阿刀連のことで、母の姓を名乗ったとする。幼年期には母の里である山辺の郡磯城嶋の村に住んだとあるが、山辺郡は誤りで、城上郡の三輪山南麓から南西麓、初瀬川左岸一帯が磯城嶋の村の故地である⁶⁸⁾。当地では初瀬川が乱流した痕跡が数多く見つかっており、む

しろ鳥見山北麓の旧初瀬街道沿いの地域に母の里があったのではないかと考えられる。そのことを証するのが次の史料である。

海石榴市の事、新撰姓氏録第十一巻に云はく、金村連。是は大和国城上郡の椿市村、阿刀連らの祖なり。

(『新撰姓氏録』逸文)

これは姓氏録の逸文で、近年になって佐伯有清が校訂を施し復原したものである⁶⁹⁾。阿刀連はこれまで阿倍連と解説されてきたが、阿刀連が正しく、城上郡の椿市村に阿刀連が居住していたことが明確になり、靈異記の跡連と居所が重なることがわかった。さらに、椿市村すなわち海石榴市の付近の集落が阿刀連の居住地であるということになると、『日本書紀』武烈即位前紀の海石榴市衢をめぐる歌垣の説話に登場する物部鹿火大連とその娘影媛が当地に居住していた蓋然性があり、ひいては物部鹿火大連の居館が当地付近に所在したことが想定されてくるであろう。佐伯は影媛の母族を阿刀氏ではないかと推測しており、前章で問題にした「阿都家」がその居館と考えられるのである。

前章において筆者は海石榴市衢・海石榴市が桜井市宇陀ヶ辻に所在したとする見解を述べておいた。宇陀ヶ辻は奈良盆地東南部の交通上の要衝で、横大路（初瀬街道）と忍坂・宇陀郡方面への交通路が分岐しているだけでなく、現在は初瀬川が形成した扇状地に変化し大部分が陸化しているが、古代にはかなりの広がりをもつ港津が開かれていた可能性が高いと考えており、難波・河内方面からの人・物の最終揚陸地点となっていたのではなかろうか。それはまた大和川流域に当る河内を本貫とした物部氏にとって重要な舟運・水上交通路の起終点でもあったといえるであろう。それではその港津とは何か。関連史料として『日本書紀』雄略7年は歳条の一部を引用する。

(上略) 天皇、弟君の不在ことを聞しめして、日鷹吉士堅磐固安銭を遣して、共に復命さしめたまふ。遂に即ち倭国の吾礪の広津邑に安置らしむ。病みて死る者、衆し。是に由りて、天皇、大伴大連室屋に詔して、東漢直掬に命せて、新漢陶部高貴・鞍部堅貴・画部因斯羅我・錦部定安那錦・譯語卯安那等を、上桃原・下桃原・真神原の三所に遷し居らしむ。

これは百済が献上したとされる手末才伎（新漢人・今来才伎）の渡来と安置に関する記事である。渡来集団は

最初「倭国の吾礪の広津邑」に安置されたが、病気が流行り死者が多数でたので、天皇は大伴大連室屋に彼らの移住策を命じ、東漢直掬がそれを引き受けることになり、飛鳥の三所に新たな居所を定めたというのである。右の伝記には物部氏が関与した形跡がなく「吾礪広津邑」という地名だけが記されている。言うまでもなく「吾礪」は阿都と同じ地名であり、阿刀氏の居住地名でもあった。つまり吾礪広津邑は阿刀氏の本貫の地で、後に物部大連が当地に居館を設置したのを契機として双方の間に臣従関係が生じたことを想定する必要があるのではなかろうか。

問題は、渡来した新漢人が最初に安置された場所であるが、通説では河内国淡川郡跡部郷ではないかと推定されている。日本古典文学大系『日本書紀』上（岩波書店、1967年）476頁の頭註8は、「和名抄に河内国淡川郡跡部郷。今の大阪府八尾市植松町付近か。敏達十二年は歳条に阿斗、用明二年四月条に阿都とある。広津は、難波津の南部の古称か」と解釈し、河内国淡川郡に「吾礪広津邑」が所在したと考定しているのである。おそらく、大和国の城上郡には阿都関連地名が見当たらなかったことが理由のひとつと考えられるが、筆者は最初に引用したふたつの史料と上の雄略紀の記事とにより大和国城上郡を阿都とみなすのが妥当ではないかと考え、これまでの通説は史料の誤読によって形成されてきたものと判断せざるを得ない⁷⁰⁾。

というのは、第一に、揭示した表3からも窺われるように、史料解釈上で「倭国」とあるのは書紀の他の用例からも大和国と解して無理がなく、むしろ書紀頭註の解説のように「倭国は、日本のこと」ときわめて大雑把な解釈で満足してしまう方が誤りではないかと思うのであり、第二に「吾礪」は物部大連の「阿都家（別業）」をはじめ阿刀連の居住地と伝えられている城上郡の磯城嶋村・椿市村付近であったとみられ、そこに「広津邑」つまり舟運の拠点となる整備された河港の集落が存在したことを想定できるのである。

ところで、「広津邑」とは書紀の註に「比盧岐頭」との訓読を記すように、広い河港を意味する普通名詞的な地名で、この邑に居住したらしい氏族に尋来津公・尋来津首らがいることは周知のところであるが、これらの氏族は書紀の「広津邑」の記述に対応する氏族とみることができるだろう。『新撰姓氏録』に著録されている同氏

表3 『日本書紀』にみえる「倭」「倭国」「大倭国」

年 紀	関 連 記 事
安寧元年 10 月	倭桃花鳥田丘上陵
崇神 6 年	倭笠縫邑
崇神 7 年 2 月	我是倭国域内所居神、名為大物主神
景行 40 年是歳	倭琴彈原
仲哀即位前紀	倭国狭城盾列陵
仲哀 8 年正月	挾抄者倭国菟田人伊賀彦
雄略 7 年是歳	遂即安置於倭国吾礪広津邑。而病死者衆
仁賢 6 年是歳	大倭国山辺郡額田邑熟皮高麗
安閑元年正月	遷都于大倭国勾金橋、因為宮号
宣化 4 年 11 月	葬天皇于大倭国身狭桃花鳥坂上陵
欽明元年 2 月	百濟人已知部投化。置倭国添上郡山村
欽明元年 7 月	遷都倭国磯城郡磯城嶋
欽明 7 年 7 月	倭国今来郡
欽明 17 年 10 月	遣蘇我大臣稻目宿祢等於倭国高市郡、置韓人大身狭屯倉
推古 15 年是歳冬	於倭国、作高市池・藤原池・肩岡池・菅原池
孝徳大化元年 8 月	倭国六縣
孝徳大化 2 年 3 月	涯田臣之過者、在於倭国、被偷官刀
孝徳大化 5 年 3 月	自茅渟道、逃向於倭国境
孝徳白雉 4 年是歳	太子奏請曰、欲冀遷于倭都。天皇不許焉
孝徳白雉 5 年正月	鼠向倭都而遷
天智 6 年 8 月	皇太子幸倭京
天智 6 年 11 月是月	倭国高安城
天武元年 5 月是月	或有人奏曰、自近江京、至于倭京、處々置候
天武元年 6 月	大伴連馬来田・吹負、並見時否、以称病退於倭家

の記載を下に列記してみると次のようになる。

- 一、大和国皇別・広来津公一下養公同祖。豊城入彦命四世孫大荒田別命之後也。
- 二、河内国皇別・広来津公一上毛野朝臣同祖。豊城入彦命之後也。三世孫赤 麻里、依家地名負尋来津君者。
- 三、右京未定雑姓・尋来津首一神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也。

尋来津氏には大和・河内の双方に住む公（君）姓を名乗る氏族と首姓の氏族があり、前者の広来津公はおそらく起源は渡来系の集団で、物部の本宗家が没落したために族祖を改変したらしく、大和・河内の両地域に居住し

ていたのは、城上郡の阿都と渋川郡の跡部のいずれにも共通の名をもつ尋来津（広津）と呼ばれた河港が所在したからであろう。『続日本紀』天平宝字 7 年 9 月 21 日条に、「河内国丹比郡人尋来津公関麻呂坐殺母、配出羽国小勝柵戸」とあるのは、河内国居住の広来津公の例とすることができる。後者については、記載内容からみて物部系の氏とみなしてよく、「物部尋来津橘首」⁷¹⁾ という人名があるのはそれを証するものである。また、『先代旧事本紀』天神本紀に「天物部等二十五部人、同帯兵仗天降供奉」とする諸氏族を列挙したなかに「尋津物部」が含まれ、尋来津首の配下に属して警察・刑獄の職掌に従事し、主に尋来津において港津と船舶の管理や人・物の流

通の監視を担当した集団と推定されるのである。

上に引用した『先代旧事本紀』天神本紀には、別に注目すべき興味深い記述があるのでそれを今引用しておこう。

船長同共率領梶取等天降供奉

船長跡部首等祖天津羽原

梶取阿刀造等祖大麻原

船子倭鍛師等祖天津真浦

笠縫等祖天津麻占

曾曾笠縫等祖天都赤麻良

為奈部等祖天都赤星

先ほど引用した「天物部等二十五部人」の記述や右の船長以下の人々は、物部氏の始祖饒速日命が天磐船に乗って河内国河上喙峯、次いで大倭国鳥見白庭山に天降った時に供奉した族祖の神人たちであった。彼らは船長・梶取・船子に組織された水運を象徴する集団であり、鳥見山に天降った物部族祖饒速日命に随従奉仕したことを表現した神話であると同時に、その集団が日常的に船舶をあやつり、難波大津・河内と大和を結ぶ河川交通と瀬戸内海舟運に従事していたことを物語っていると考えられ、集団の主軸をなす氏族が船長の跡部首・梶取の阿刀造であることは、阿刀氏が舟運の全般を掌る役割を果たしていた事情を反映するものといえる⁷²⁾。

すなわち、河内だけではなく、大和の鳥見山麓で初瀬川の流域に物部氏が大きく関与した河港が存在し、それを「阿都（吾礪）尋来津（広津）」と呼んだこと、港津の付近には物部大連の居館である「阿都家」が営なまれ、その周辺には物部氏の有力同族集団である阿刀氏・尋（広）来津氏を中軸とする村があり、さらに港津の直近に横大路と海石榴市衢・海石榴市とその付属施設などが所在したと推測されるのである。

もし仮に以上の想定に大過がないものとする、これから引用する三つの史料の解釈もこれまで以上に具体性が強くなると思われる。そのひとつは、『日本書紀』推古16年8月3日条である。

唐の客、京に入る。是の日に、飾騎七十五匹を遣して、唐の客を海石榴市の術に迎ふ。額田部連比羅夫、以て禮の辞を告す。

前にも触れたように、この記事は隋の答礼使裴世清が来朝し、難波から舟運によって飛鳥の小墾田宮に迎えられた時の郊礼の様子を記したものである。岸俊男は客徒

が飛鳥からみて東北方の三輪山麓に導かれた理由について、朝廷が客徒の迎接・導引を大和川の舟運を利用したこと⁷³⁾に求めた。またそれに加えて筆者は、海石榴市衢で天皇の掌客使が隋使を郊迎する儀礼を執行したのは、この衢が飛鳥の「京」の出入り口だとする観念の存在と、境界祭祀の執行に関わるからだと推論した⁷⁴⁾。いずれも破綻のない見解であると考えているが、今回の検討により、隋使は初瀬川の河港とみられる吾礪広津（阿都尋来津）で上陸し、その近くにある海石榴市衢で飾騎の隊列に迎接されたとみなすことができる。したがって、このような想定が的外れでないものとする、吾礪広津（阿都尋来津）は宇陀ヶ辻に近い場所に求めることが自然であろう。

もうひとつの史料は同じく『日本書紀』推古18年10月8日条である。

新羅・任那の使人、京に臻る。是の日に、額田部連比羅夫に命せて、新羅の客迎ふる莊馬の長とす。膳臣大伴を以て、任那の客迎ふる莊馬の長とす。即ち阿斗の河辺の館に安置る。

こちらは朝鮮の新羅・任那使節の来朝を記録している。2年前の唐客迎接を担当した額田部連比羅夫が再び登場し、膳臣大伴とともに両国使節団を騎馬隊の威儀をもって出迎えたのである。問題は使節らが「阿斗河辺館」に安置されたことであるが、通説ではこの客館の所在地を『大和志』の指摘に従い大和国城下郡阿刀村（磯城郡田原本町阪手）⁷⁵⁾とみているのであるが、筆者はこの館の所在地についても城上郡の阿都であったと考えた方がよいと考える。城下郡阿刀村は寺川に沿う地で、寺川の水運は磐余に直結しているという事実がある。だが、推古朝において「河辺館」の「河」とは初瀬川を意味するとみるのが妥当であろう。

なぜなら、まず記事を読むと先の唐客の事例と同じく使節団は当日に「京」に至ると書いているが、それは客館の所在地が「京」とみなし得る地域内に位置していたからであるとみられ、城下郡阿刀村は推古朝の京城からは外れるからであり⁷⁶⁾、この時の郊礼も先ほどと同じ吾礪広津（阿都尋来津）で上陸、海石榴市衢での迎接儀礼、客館への安置という順序で行われたと考えられるのである。そして、唐客の場合は書記記事によると3日に入京し、12日に「朝庭に召して、使の旨を奏さしむ」とあるので、使節団はおよそ10日間にわたりどこかで待機させ

られていたわけであるが、その施設を上の記事に出ている「阿斗河辺館」とみなしてよいのではなかろうか。推古16（608）年に唐客裴世清を饗応し待機させた客館が、2年後の新羅・任那使節来訪時にも利用されたとみればよいわけである。

つまり「阿斗河辺館」は推古朝の時期には飛鳥の「京」の東北の主要な出入り口付近に位置し、公式の境界祭祀の舞台とされた地域に属する外国使節迎用の客館だったとみられ、この地で外国使節を迎える慣例は磐余宮都の時期に遡るもので、そうした規式を創りあげたのは中央政界で大きな権勢を振っていた物部大連だったと考えられるのである。物部大連は大和川水系に関係する難波大津に難波宅・河内国渋川郡に渋河家・志紀郡の餌香に長野邑・大和国平群郡に安堵村・城下郡に阿斗村・城上郡に阿都家などの諸拠点を構えていたことが判明した。同時にこれらの拠点付近には興味深い事実として市の伝承が付随しており、畿内の中央交易圏を構成する難波市・阿斗桑市・餌香市・海石榴市など主要な市が所在した。舟運のみならず陸路による交通も物部大連の掌握するところであったと考えられ、王権への各種の奉仕や、とりわけ難波大津を主要港津とする外交の実務を物部氏が主導・展開していく上でも一連の重要な諸施設だったといえるであろう。

さらに、『日本書紀』欽明13年10月条によると、百済から伝来した仏教の受容をめぐる蘇我・物部両氏が対立し、物部大連尾輿・中臣連鎌子らは疫病が流行した原因は国神の怒りにあると奏上し、天皇は大連らの意向を聴き入れたので、「有司、乃ち仏像を以て、難波の堀江に流し棄つ。復火を伽藍に縦く。焼き燼きて更余無し」と記す。仏像の河川への投棄は大祓祝詞に窺える天津罪・国津罪の大海原への祓却と等しく⁷⁷⁾、伽藍の焼却は新嘗祭終了後に斎宮を焼く習慣を想起させるもので⁷⁸⁾、有司が執行した仏像と伽藍に対する破毀行為はある種の祓えを意味する祭儀とみなすべきであり、有司の実体は刑獄や祭官に奉仕する物部や中臣部らの組織であったとみられる。とりわけ仏像を流し棄てた難波堀江は物部大連が関与する大和川水系の河口部に当る難波大津の所在地であって、行刑と王権祭儀を主導する立場にあった物部大連の日常的な活動舞台であったと言え、物部氏の特徴ある職掌とそれと関連する行為が後世に歴史上最大の仏敵

としてのレッテルを貼られる要因となったと考えられるのである。

ここまでの議論により、大和国城上郡上市郷に相当する鳥見山北麓地域付近に、物部大連の大和における主要な政治的経済的拠点である「阿都家」なる居館が設置されていた事実と、初瀬川に面して吾礪広津（阿都尋来津）と呼称された河港の存在、阿斗河辺館なる外国使節迎用の客館、さらに横大路の海石榴市衢と市に付属する駅家・官廐・囚獄の施設、朝倉・忍坂の倉庫群・神庫など、重要な政治的機能をもつ王権の諸機関が集中していたことを指摘してきた。したがって物部大連の宮都における諸活動は「阿都家」、あるいは王権への奉仕体制の基軸を成す拠点施設としてこれを概念化するならば、「物部大家（モノノフノオホヤケ）」⁷⁹⁾を中核として展開されたとみてよいが、大連の居館の存在はその周辺地域にきわめて大きい政治的影響力を及ぼした可能性が高い。

そこで今、試みに「阿都家」の所在地に近接する磯城・磐余・初瀬などの地域に居所を置いたと考えられる物部の同族・同系氏族を調査してみると、表示（表4及び付表）したようにかなりの多数にのぼることが判明し、城上・十市・宇陀の各郡に同心円的に集中していることがわかる。さらに、なかでも『新撰姓氏録』大和国神別の項に記載のみえる該当氏族は都合で七氏あるが、それらの全氏族が表に登場しているということは、大和国内居住の物部同族・同系氏族はそのほとんどが大化前代の時期から上の地域に集住していたことを裏付ける現象とみなしてよく、「阿都家」の影響力の大きさを暗示している。

次に表に現れた各事項によってこれらの氏族の特徴を調べてみると、第一に、さまざまな職掌を分担する氏族が同族・同系を主張しているのは、「物（モノ）」を取り扱う物部氏にはふさわしい様相を呈していることができる。すでに第I章で伊香我色雄の伝承に関連して指摘しておいたように、物部氏は御諸山の物主神や倭大国魂神などの祭儀に関与した模様であるが、佐為連・大市造・真神田曾禰連・真神田首・笠縫・笠縫部などの氏族は王権祭儀と深い関係にあった氏集団とみられ、後述する物部大市連の家が物主神の祭儀に関与しこれらの氏族を差配・統括していたと考えられる。

第二に、城上郡・宇陀郡の在地氏族で連姓を帯びる氏族が約半数を占めていることがわかる。両郡居住の氏族

表4 磯城・磐余・初瀬地域の物部同系氏族

氏名・人名	居 地	出 典	備 考
佐為連	城上郡狹井	姓氏録大和国神別	氏祖物部石持連公
志貴連	城上郡磯城	姓氏録大和国神別	旧氏姓磯城縣主
阿刀連	城上郡椿市村	姓氏録逸文	磯城嶋村の迹連（靈異記）
長谷置始連	城上郡長谷郷	姓氏録右京神別	
水取連	宇陀郡多気郷	姓氏録左・右京神別	菟田主水部（神武紀）・宇陀水取（神武記）、 猛田縣主弟猾
宇陀笠間連	宇陀郡笠間郷	天孫本紀	
真神田曾禰連	宇陀郡真神田	姓氏録左京神別	宇陀郡曾爾村
登美連	城上郡上市郷	姓氏録左京神別	式内等彌神社
漆部連	宇陀郡漆部郷	天孫本紀	
漆部造兄	宇陀郡漆部郷	用明紀二年四月条	漆部造磨（靈異記）、物部大連守屋の従者
大市造小坂	城上郡大市郷	用明紀二年四月条	大市首（左京諸蕃）、物部大連守屋の従者
長谷部造	城上郡長谷郷	姓氏録左京神別	雄略天皇の名代部
長田川合君	十市郡他田	天孫本紀	桜井市戒重・川合
長谷山直	城上郡長谷郷	姓氏録大和国神別	本姓長谷山部直
縣使首	宇陀郡多気郷	姓氏録大和国神別	猛田縣・檜牧
真神田首	宇陀郡真神田	姓氏録大和国神別	
十市首	十市郡十市	天神本紀	十市部首（天神本紀）
十市部	十市郡十市	安閑紀元年閏十二月条	物部大連尾輿の領民
物部八坂	居地不明	用明紀二年四月条	物部大連守屋の従者
押坂部史毛屎	城上郡忍坂郷	用明紀二年四月条	七姓漢人刑部史、刑部造の配下、物部大連 守屋の従者
鳥見物部	城上郡上市郷	天神本紀	負名物部
笠縫・笠縫部	城上郡笠縫邑	天神本紀	天降五部人

付表 『新撰姓氏録』大和国神別条所載の物部同系氏族

氏族名	記 載 事 項
佐為連	石上朝臣同祖。神饒速日命十七世孫伊己止足尼之後也
志貴連	同神孫日子湯支命之後也。
真神田首	伊香我色乎命之後也。
長谷山直	石上朝臣同祖。神饒速日命六世孫伊香我色男命之後也。
矢田部	饒速日命七世孫大新河命之後也。
縣使首	宇麻志摩遲命之後也。
長谷部造	神饒速日命十二世孫千速見命之後也。

が多数を占めるのは「阿都家」が宇陀ヶ辻と推定される海石榴市街に近い場所に所在したという交通上の条件と深い関係があると考えられ、宇陀郡は山間部の郡ではあるものの物部大連の政治的影響力が強く波及した地域であったことを示している。

第三に、注意を要するのは長谷部造や押坂部史・十市部首などの氏族である。表には出ていないが他に矢田部造・真髪部造・若櫻部造など名代部の伴造氏族の多くが物部の同系氏族になっている。前章で触れた押坂部史毛尾は大連守屋の従者（資人）とみられ、忍坂部（刑部）の管理を通じてその領有者である忍坂彦人大兄皇子と関係があったらしく、守屋の動向を推考する上で重要な存在であろう⁸⁰⁾。また、長谷部造は長谷部の伴造で雄略天皇の名代部を管理した氏族とみられるが、長谷部は泊瀬部皇子すなわち崇峻天皇の名代部として継承されていたと考えられる。周知のように崇峻天皇は蘇我系の皇子でありながら倉梯宮で蘇我大臣馬子によって暗殺されたが、その原因のひとつに長谷部を通じて物部大連との関係がき

わめて深かった可能性があり、倉梯宮の所在位置の特異性もそのことと無関係ではないように思われる。

第四に、有力な在地勢力としては城上郡の磯城縣主に由来する志貴連や佐為連などがあるが、それ以外は中小の伴造氏族群であり、しかもこれらの氏族の大半は物部大連家の分岐氏族ではなく擬制同族であることから、丁未戦争で大連守屋が朝廷軍に敗れた要因のひとつがこの点にあることは確かであって、用明紀2年4月条に名のみえる守屋の従者らの顔ぶれが典型的な様相を示している。警獄の吏としての物部氏の職掌や日常的な強権の発動が多くの氏族から忌避・嫌悪されていたことも憶測され、すでに指摘されているように、物部大連は大夫選任氏族である有力な廷臣らを味方につけることができず蘇我大臣馬子との権力闘争に完敗したのである。

図2はこれまでに検討を加えてきた物部大連家の大和・河内における主要な活動舞台の全体像をまとめたものであり、物部の専職・本務が何であったのかという課題に対する筆者の解答の一端でもある。

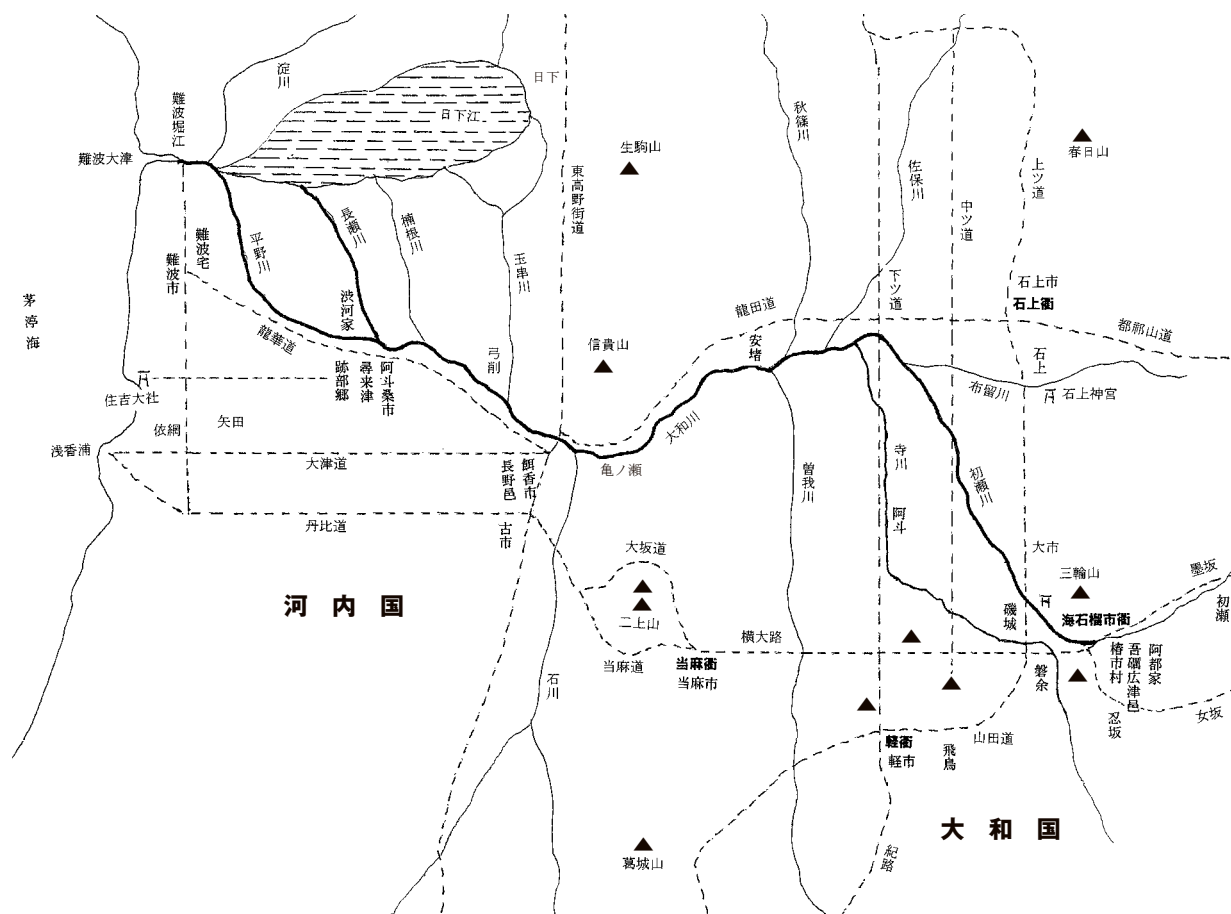
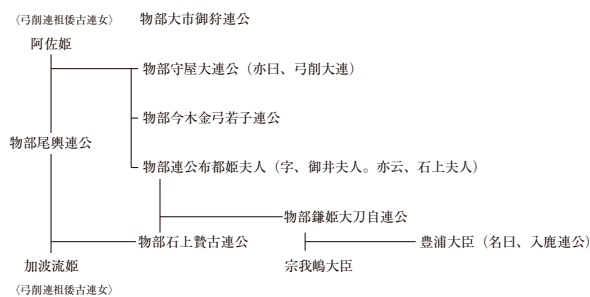


図2 物部大連家関係要図

V. 大連守屋の滅亡と石上神宮

丁未戦争の主因は皇位継承をめぐる蘇我・物部両氏の権力闘争にあったと考えられるが、蘇我系の皇位継承候補であった穴穂部皇子の擁立を画策し、長谷部を通じて泊瀬部皇子（崇峻天皇）にも影響力を及ぼそうとした物部大連守屋の動きは、ある意味では蘇我氏の内部分裂を煽る策謀だったとも考えられる。典型的なのは三輪氏の場合であり、三輪君逆と同族の白堤・横山の族長権・祭祀権をめぐる対立が蘇我・物部の権力闘争と連動する形で顕在化し、敏達天皇の寵臣だった逆はそれまで盟友関係にあった物部守屋の手で殺され、その物部守屋も蘇我氏により滅亡に追い込まれたのである⁸¹⁾。蘇我氏は物部大連家が抱えていた族長権をめぐる内部対立につけ込む形で大連守屋を滅亡に追い込んだ蓋然性が高いと考えられるので、本論では最後に丁未戦争の原因のひとつとなったと推測される物部氏の内紛の事情を検討してみることとする。そこで最初に『先代旧事本紀』天孫本紀に記す系譜のうち物部尾輿の子女を次に掲出し、この系譜を【A】としておこう⁸²⁾。



『先代旧事本紀』の信憑性についてはこれまでもさまざまな議論があり、とりわけ物部大連家の系譜に関しては他に依るべき史料がほとんどないので、上の系譜部分についても直ちにすべてを信用することはできないが、掲出した尾輿の次世代の系譜には看過できない興味深い記述がある。それは四人の男子の氏姓に関してのもので、それぞれが大市・弓削・今木・石上という地名を名乗っており、これらの地名はそれぞれの人物の居所・本拠とみられ、守屋はおそらく母方の里と推定される河内国の弓削を居所として弓削大連を名乗っているが、大連に就任していたために大和の「阿都家」・河内の「洪河家」をも統括管理・運営する地位にあり、難波と宮都を結ぶ

主要な陸水経路上の諸拠点諸施設の全体を掌握する立場にあったと推定される。守屋は尾輿の次男と伝えており、古代の族長権はこの事例のように本宗家・庶家も含む多数の同一世代の兄弟のなかで有能・有力な人物が選抜されたらしい⁸³⁾。

そこで今地名によってそれぞれの人物の居地を調べてみると、御狩は大和国城上郡大市郷⁸⁴⁾に、守屋は河内国若江郡弓削郷に、金弓は山城国宇治郡宇治郷⁸⁵⁾に、贇古は大和国山辺郡石上郷に本拠を構えていたことが推定される。なかでも守屋らとは異母兄弟と伝える贇古の場合は石上神宮とのつながりが想起されるだけではなく、石上地域には物部大連家の複数の有力者やその係類の人々が埋葬された墓域が存在した模様であり、贇古は異母兄の大連守屋も一目置く存在だったと言えるのではないだろうか。贇古は敏達12(583)年⁸⁶⁾に来朝した倭系百済官人日羅の一行を警護・導引・饗応した掌客使のひとりで、日羅は物部大連の本貫である河内国洪川郡の阿斗桑市の客館に長期滞在し、阿倍目臣・大伴糠手子連とともに贇古はここで日羅が提起した対外政策の天皇への進言を聴取するという重要な役割を担った人物であった。

さらに上に引用した系譜でもかなりの錯誤が見受けられるが、贇古の娘鎌姫が宗我嶋大臣と結婚し豊浦大臣を生んだとする記述がある点も看過できないであろう。ただし、宗我嶋大臣（馬子）は守屋・贇古と同世代の人物なので、嶋大臣の位置に豊浦大臣（蝦夷）を挿入してみると、譜文にあるようにその子の名は入鹿ということになるのである。蝦夷の妻すなわち入鹿の母が誰であったかについては文献上の手がかりがまったく得られないので、旧事本紀に載せるこの伝記はかなり貴重な情報であると評することができる。

ところで、物部・蘇我の姻戚関係に関しては下に掲載した『日本書紀』の二つの伝記が注意される。

【B】『日本書紀』崇峻即位前紀

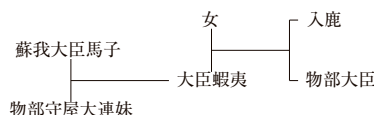
時の人、相謂りて曰はく、「蘇我大臣の妻は、是物部守屋大連の妹なり。大臣、妄に妻の計を用ゐて、大連を殺せり」といふ。

【C】『日本書紀』皇極2年10月条

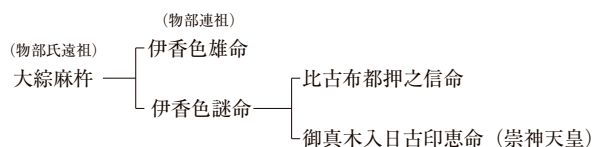
蘇我大臣蝦夷、病に縁りて朝らず。私に紫冠を子入鹿に授けて、大臣の位に擬ふ。復其の弟を呼びて、物部大臣と曰ふ。大臣の祖母は、物部弓削大連の妹

なり。故母が財に因りて、威を世に取れり。

【B】の記事によると、蘇我大臣馬子は物部大連守屋の妹と結婚し蝦夷を儲けたらしい。次に、【C】に記載された入鹿とその弟（物部大臣）の祖母を【B】と同一の女性としている。【B】【C】はそれなりに一貫した内容で齟齬はなく、系譜を復原すると次のようになり、これを【D】としておく。



さらに、かつて松倉文比古が『日本書紀』の所伝から抽出・復原した両氏の祖先系譜を図化すると下のようになる⁸⁷⁾。比古布都押之信命は蘇我氏と同族諸氏族の始祖建内宿禰の父または祖父とされる人物であり、命の母の出自が物部連の女性となっているのは【D】系譜に出る蝦夷の出自を暗示する。また、松倉は命の名の一部に「布都（フツ）」を含むのは石上神宮祭神の「師霊」と関係があるのではないかと重要な指摘をしている。



【D】の系譜では大臣蝦夷の妻つまり入鹿・物部大臣兄弟の母が誰なのかが不明であるが、先ほど指摘しておいたようにそもそもこの女性のことは書紀のみならずその他の文献にもまったく伝えが見当たらないのである。そこで今仮に蝦夷の妻もまた物部大連家の女性であったと想定すると、【C】の「故母が財に因りて、威を世に取れり」という記述に合理性が増すであろう。ただし、「母の財」を上文に続けて母方の財と読めば筆者の想定は成り立たないことになるが、蝦夷の二男が物部大臣を名乗ったのは祖母の所縁によるだけではなく、母との関係にもあるとみなすならば、蘇我大臣家は馬子・蝦夷の二代にわたり物部大連家と婚姻関係を築いていたことになるだけでなく、入鹿の弟が「物部大臣」と通称された理由も明確になるだろう。すなわち大臣蝦夷は入鹿を蘇我大臣に擬し、さらにその弟を物部大臣として物部の警獄の権を公然と自家に吸収しようと図ったのであり、これまでほとんど明確ではなかった蘇我大臣家の石上神宮に対する関係もきわめて理解しやすくなるのである。

上述をまとめると、蘇我氏は大臣馬子が大連家との姻戚関係を利用して石上神宮への関与を強めようとし、それと同時に妻を介して大連家の離間策を図ったのではなかろうか。【A】【D】両系譜のいずれが真相に近い内容を含んでいるのか、あるいは両方がそれぞれに貴重な情報を伝えているのか否かについてはまったく予断を許さないが、【B】が「妄りに妻の計を用ゐて、大連を殺せり」とある記述に留意されるのである。

そこで、【A】【D】双方の系譜の伝えをできるだけ生かすことのできるひとつの解釈を試みてみると、最初に物部守屋の妹布都姫と物部贄古の同族内での異母兄妹婚が成立し、夫婦間に鎌姫が誕生する。その後守屋・馬子の政治的談合により布都姫と馬子の結婚話が持ち上がり⁸⁸⁾、物部贄古の承諾を得てこの計画が実行に移され、布都姫はやがて馬子との間に蝦夷を儲ける。丁未戦争後、政界の覇権を確立した馬子は息子蝦夷と贄古の娘鎌姫との婚姻政策を推進し、やがて入鹿・物部大臣の兄弟が出生する、という筋書きである。

以上は系譜【A】【D】に依拠した単なる机上の妄想ではないかと批判されても仕方のない筋書きであるが、これらの婚姻政策の主導権は蘇我馬子が握っており、馬子は守屋よりもむしろ贄古にターゲットを絞りその妻と娘を自家に取り込んだことがわかる。さらにこれらの婚姻関係を布都姫・鎌姫母子に焦点をあてて考えてみると、彼女らにとり元夫・父親である贄古が物部本宗の族長権を継ぐのにふさわしい人物とみなされたのに相違なく、贄古自身も彼女らを通じて蘇我大臣家への依存性を強めた可能性が高い。丁未戦争では大連の眷属が積極的に守屋軍に参戦した気配がみえないのであり⁸⁹⁾、蘇我大臣家と姻戚関係を結んでいる贄古も自家を存続させる途を選んだのではなかろうか。

贄古の没年は不明で、推古16(608)年10月に物部依網連抱⁹⁰⁾が隋使裴世清来朝の際の導者になっているので、これ以前とみてよいかも知れない。それはともかく、【B】に記す「妻の計」が具体的に何であるのか確証を得ないが、贄古が本拠を構える石上に神庫を遷置しその管理権と祭祀権を蘇我氏が握るという構想ではなかったのだろうか。なぜならこのように推測する理由となるもうひとつの史料をここで掲記してみたい。田中卓校訂による『紀氏家牒』にみえる所伝である⁹¹⁾。

紀氏家牒曰、馬子宿祢男、蝦夷宿祢家、葛城県豊浦里。故名曰豊浦大臣。亦家多貯兵器、俗云武蔵大臣。母物部守屋大連 亦曰弓削大連。之妹、名云太媛也。守屋大連家亡之後、太媛為石上神宮齋神之頭。於是、蝦夷大臣以物部族神主家等為僕、謂物部首。亦云神主首。

この伝記には後ほど掲載する姓氏録の文章の誤読があり、成立時期も平安時代初頭以後とみるべきであるが、蝦夷の母太媛（布都姫）が大連守屋の妹とする点で書紀の【B】【C】と一致し、その太媛が大連滅亡後に「石上神宮齋神之頭」になったとする他にない伝承を記しているのがある。田中が指摘するように「齋神之頭」は「祠官頭」⁹²⁾「神祇官頭」⁹³⁾や「宰頭」⁹⁴⁾など令制前代の官制を反映している蓋然性があり、もしこれが何らかの事実を背景とした古伝承であるとする、蘇我馬子は「妻の計」に巧みに便乗して守屋を滅亡に追い込みつつ大連を廃止し、実際に神庫の遷置と管理権を大臣家に吸収する計画を推進したと考えられるのであり、筆者は石上神庫そのものの創設とひいては石上神宮の創祀とを推古朝の出来事ではないかと考えるのである。

ところで、『日本書紀』推古11年11月是月条に、「皇太子、天皇に請したまひて、大楯及び鞆を作り、又旗幟に絵く」とある。11月是新嘗祭の時期に当るので、直接には齋宮の門における儀礼の整備と関わる措置とみることができるが、同年10月にはすでに小墾田宮遷都が行われているので、この施策はこれ以後重要な朝儀における王権の威儀を整えようと意図したもので、大楯は物部が、鞆は伴・佐伯が関与する儀仗として作成され、旗幟の絵は宮門の前庭に掲げられる日像・月像や四神（青龍・朱雀・白虎・玄武）等の幢幡に関係したものであり、以下に述べることは状況証拠の積み重ねに基づく推論でしかないけれども、儀礼整備の背景に隋の朝儀の導入や石上神庫・及び石上神宮の創設があったのではないかと推定するのである。

周知のように律令制下では元旦朝賀・即位儀・大嘗祭・遷都などで大楯を宮門に樹立する役割を担ったのが物部氏とその同族の榎井氏⁹⁵⁾で、持統4（690）年1月の即位儀には物部朝臣麻呂が「大楯を樹つ」とあり、文武2年11月の大嘗祭においては榎井朝臣倭麻呂が「大楯を堅つ」とし、同じく神亀元（724）年11月の大嘗祭では「従五位下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、従六位上石上朝

臣諸男、従七位上榎井朝臣大嶋等、内物部を率て、神楯を齋宮の南北二門に立つ」とあり、天平16（744）年3月の難波遷都には「石上・榎井の二氏、大楯槍を難波宮の中外門に樹つ」と記す。『古語拾遺』には、神武天皇即位大嘗に際し「饒速日命、内物部を帥て、矛・盾を造り備ふ」とし、物部の朝儀への参与を神武朝からとしているが、これは天平14（742）年正月朔日の朝賀に「石上・榎井両氏、始めて大楯槍を樹つ」とある規式にしたがった記述であり、宮門に「大楯」を樹てるのが朝儀における物部氏の伝統で、とりわけ持統4（690）年1月の即位儀の場合には石上朝臣麻呂がわざわざ物部朝臣麻呂と称して「大楯を樹つ」とあるのは、令制前代に遡る儀礼であることを強烈に意識したものと考えられ、『万葉集』巻一に掲載された元明天皇御製歌（和銅元年）に、「大夫の、軛の音すなり、物部の、大臣、楯立つらしも」とあり、右（左）大臣石上朝臣麻呂を「物部大臣」と呼び、朝儀に「楯立つ」ことが物部の伝統的な行事であったことを示しており、これまであまり注意されてこなかったが、上に引用した推古11（603）年の記事が宮門に大楯を樹てる律令制規式の淵源と考えられ、ひいては石上神宮の創祀が小墾田宮遷都を契機とする出来事ではなかったかと推察されるのである。

推古紀の記事について榎村寛之⁹⁶⁾は、「律令制下の正月朝賀の原型となる儀礼の整備記事だと考えられ、それを推古朝の出来事と見ても大きな不都合はないと判断できる」とし、楯と鞆（弓箭具）をセットとして宮門を衛護する祝儀儀礼は大化前代に遡る伝統を有し、雄略紀18年条にみえる伊勢朝日郎の叛乱事件に際し、筑紫間物部大斧手が「楯を執りて軍の中に叱びしめて」、「楯を以て物部目連を翳す」奮戦を記しているのは、「物部の楯」の威力と伝統性を象徴する伝承だと解している。ただし、榎村は守屋一族が没落した直後のことで物部氏はこの儀礼に関与した可能性は低いとみなしているが、筆者は先ほどから述べてきたように物部の関与があったと推測しており、物部が王宮の門に大楯を樹てる儀礼自体は推古朝のみならず雄略朝以来の宮廷儀礼の伝統を有したと考えるのである。

ところで、石上神宮と物部氏の関係⁹⁷⁾については『日本書紀』垂仁87年2月条に次のような伝承を記す。

五十瓊敷命、妹大中姫に謂りて曰はく、「我は老いたり。

神宝を掌ること能はず。今より以後は、必ず汝主れ」といふ。大中姫辞びて曰さく、「吾は手弱女人なり。何ぞ能く天神庫に登らむ」とまうす。五十瓊敷命の曰はく、「神庫高しと雖も、我能く神庫の為に梯を造てむ。豈神庫に登るに煩はむや」といふ。故、諺に曰はく、「天の神庫も樹梯の隨に」といふは、此其の縁なり。然して遂に大中姫命、物部十千根大連に授けて治めしむ。故、物部連等、今に至るまでに、石上の神宝を治むるは、是其の縁なり。

この伝承は石上神庫の管理が王族の手を離れ物部連に委任された由緒を述べた唯一のものであり、物部（石上）氏の家伝から採択されたものである。「今に至るまでに」というのは物部連が朝臣姓を授けられる天武13（684）年11月以前を指しており、物部連の石上神宮への関与は丁未戦争以降にも継続していたことがわかる。石上神宮並びに石上神庫は天武3年8月条に、「忍壁皇子を石上神宮に遣して、膏油を以て神宝を瑩かしむ。即日、勅して曰はく、『元来諸家の、神府に貯める宝物、今皆其の子孫に還せ』とのたまふ」とあり、長家理行・篠川賢らがいみじくも強調しているように⁹⁸⁾ 本質的には王権に帰属する神庫・武器庫としての性質を有する施設で、物部連はそれを維持・管理する立場にあったが、神庫創設の時期や経緯については不明の点が多いのであり、物部十千根も実在の人物とはみなすことができない。しかし、老皇族五十瓊敷命（兄）から大中姫（妹）を経て物部十千根に神庫の管理権が順次に移行したという筋書きは、守屋（兄）から太媛（妹）を経て賛古に至る物部連系管理権の継承次第を踏まえた上で構想・作為された文章ではあるまいか。

上にみたように神庫の領有権は本質的には天皇に帰属したが、『古事記』垂仁段によると、

次に印色入日子命は、血沼池を作り、また狭山池を作り、また日下の高津池を作りたまひき。また鳥取の河上宮に坐して、横刀一千口を作らしめ、これを石上神宮に納め奉り、すなはち其の宮に坐して、河上部を定めたまひき。

とあり、また『日本書紀』垂仁39年10月条に、

五十瓊敷命、茅渟の菟砥川上宮に居しまして、劍一千口を作る。因りて其の劍を名けて、川上部と謂ふ。亦の名は裸伴と曰ふ。石上神宮に藏む。是の後に、

五十瓊敷命に命せて、石上神宮の神宝を主らしむ。

とあって、石上神宮所蔵の刀劍一千口は茅渟の地方に所縁のある王族の手で作成されたとする⁹⁹⁾。これらはいずれの氏族にも関わりをもたない宮廷伝承で、刀劍の作成は王権が発案計画し推進した事業であったことを物語る。所伝の一千口という数字はさまででたらめなものではなく、筆者はこれら大量の刀劍の製作目的を中央・地方に居住する伴部の物部への賜与のためであったと推測する。すなわちすでに指摘しておいたように、各地で警察・刑獄の職務を担当することが決まった物部に対し、職権の委任を象徴する「物（モノ）」として王権から配布・授与される予定であった刀劍であり、いずれも石上神宮に納められたと伝えるのは、これらの刀劍が理念的に神宮の祭神である「劔靈」としての靈性を付与されることが期待されたからであろう。

ただ、上の伝承によれば石上神宮とその神庫は垂仁天皇の時代にはすでに存在したかのように書かれており、書紀には履中天皇の伝承をはじめ古くから神宮が実在したように描かれているが、石上神庫自体は実際には推古朝に設立されたと推測される。丁未戦争の結果歴代の物部大連が管理していた神庫の管理権がおそらく蘇我大臣家に移り、さらに宮都も磐余の地を離れ飛鳥地方に遷されたから、旧の神庫が廃止されて石上神庫が創設され、大臣馬子はそれまでの管理組織や神庫運営のノウハウを有する賛古に石上神庫の管理を行わせ、蘇我氏の専権・専制政治が強まる大臣蝦夷の時期になると、神宮神庫に大量集積されている兵器の存在が飛躍的に重視されるようになったと考えられるのである。というのも、筆者は出典が同系統と考えられる次の二つの史料を念頭に置いているからである。

関係する伝承のひとつは『日本書紀』垂仁39年10月条に引く一云の記述で、先に引用した垂仁39年10月紀本文の註記に相当する。

一に云はく、五十瓊敷皇子、茅渟の菟砥の河上に居します。鍛名は河上を喚して、大刀一千口を作らしむ。是の時に、楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊樞部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、并せて十箇の品部もて、五十瓊敷皇子に賜ふ。其の一千口の大刀をば、忍坂邑に藏む。然して後に、忍坂より移して、石上神宮に藏む。是の時に、神、乞

して言はく、「春日臣の族、名は市河をして治めしめよ」とのたまふ。因りて市河に命せて治めしむ。是、今の物部首が始祖なり。

この所伝は「春日臣の族、名は市河」の子孫と称する物部首の家記から出ているものとみてよく、物部首が連姓に改められる天武12（683）年9月以前に書き記された内容が反映されていると認められる。重要な記述事項としては五十瓊敷皇子が製作した大刀一千口は最初忍坂邑の神庫に収蔵され、後に石上神宮に移されたとある点である。所伝によると一千口の大刀は製作された時に忍坂神庫へ移管され、その後いつの時期かに石上神宮に遷されたと解釈できる。この記事に出る忍坂神庫が歴代の物部大連の管理下にあった神庫で、石上神宮の神庫は新設とみなすことができる。ただ設置された具体的な時期については不明で、市河が神の託宣によって神庫の管理者になれと命じられた時だと記すので、市河がいつ頃の人物だったかがわかれば神宮の創祀と神庫の設立時期を明らかにする手がかりが得られるであろう。そこで、もうひとつの関連伝承を次に引用してみることにする。『新撰姓氏録』大和国皇別・布留宿祢条である。

柿本朝臣と同祖なり。天足彦国押人命の七世孫、米餅搗大使主命の後なり。本事命の男市川臣は、大鷦鷯天皇の御世に、倭に達り布都努斯神社を石上布瑠村高庭之地に賀ひまつり、市川臣を以て神主と為す。四世孫額田臣・武藏臣は、齊明天皇の御世に、宗我蝦夷大臣、武藏臣を物部首並びに神主首と号け、茲に因りて臣姓を失い物部首と為る。男正五位上日向は、天武天皇の御世に、社地名に依りて布瑠宿祢姓に改む。日向の三世孫邑智等なり。

この所伝にみえる市川臣は書紀の市河と同一人物である。伝記の「四世孫額田臣・武藏臣」以下の部分が主要部で、前段には布留宿祢（物部首）の祖先伝承が記されている。仁徳朝の市川臣の四世孫が齊明（皇極）朝の武藏臣の世代とする伝記の接続にはかなりの無理があるが、佐伯有清は世系に関わる祖先名が脱落したものと解し、その人物の四世孫が額田臣・武藏臣と記されていたと指摘している¹⁰⁰⁾。前段の所伝を信用し過ぎるのは危険であるが、ワニ（春日臣）氏系の古い伝承がとり入れられていることは否めないであろう。

布留宿祢は天武12（683）年9月に物部首が連姓を賜っ

て物部連となり、翌13（684）年12月に布留連が宿祢姓を得ているので、物部から布留への氏名（ウジナ）の改変はこの間の出来事だったということになる。布留はこの氏族の居住地、物部は職掌を表すが、彼らにとって物部首という氏姓とその職務は皇極（齊明）天皇の時に蘇我大臣蝦夷から強制されたもので、臣姓氏族が首姓に変わるのも一種の貶姓とみることができ、元来ワニ（春日）氏の一支族であった自らの出自・由来に反することであるから、天武朝の八色の改姓に際し社地名に基づき布留を名乗ったというわけである。しかるに、奈良時代以降には実質的に布留氏が神宮と神庫を管理・運営する主体となったから、延暦23（804）年に神庫所蔵の大量の兵仗を平安京に運遷する措置が発令された時には、布留宿祢高庭が解状により神宮の地元に怪異が起きていることを奏上して計画の撤回を求めたのである。

上の祖先伝承にみえる本事命は『古事記』反正段に「丸邇之許基登臣」、書紀の反正元年8月条に出る「大宅臣祖本事」のこととしてよく、系譜的にはワニ氏の分岐氏族大宅臣の始祖に当る有力な首長であるとみることができる¹⁰¹⁾。市川臣はその子とされるから、筋書きからすると5世紀前半頃にワニ氏の有力族長であった市川臣が石上布瑠村に布都努斯神社（石上神宮）を立ち上げ神主になったと解することができ、市河が石上神宮の神庫を管理したとする先引の書紀所伝の時期が明確になる。ところが、上の伝記をよく読むとこの時市川臣は物部首に就任したとは記されておらず、また物部の制度そのものも仁徳朝にはまだ存在しなかったもので、布都努斯神社（石上神宮）の創祀という記述は潤色・造作の類で、事実関係としてはワニ氏の共同の祖先神の聖地が市川臣によって開祠され、市川及びその子孫が神社の世襲の神主になったことを示す記述ではないかと考えられるのである。

周知のように石上神宮には禁足地があり、5世紀中葉頃に埋納された玉類・大刀・鉾などの神宝が出土しており、姓氏録の伝承に記す市川臣による祭祀が実際に行われていたことを物語る¹⁰²⁾。だが、物部首（布留宿祢）の先祖が行ったとされる布瑠村高庭の地における祭儀を石上神庫の設立や石上神宮の創祀と混同することは誤りであろうと考える。したがって明治7（1874）年に禁足地の発掘で発見された大刀一振りをもって直ちに霊刀「劔霊」と解釈するのも躊躇されるのである。

上に引用掲記した二つの所伝にはそれぞれに重要な情報と文飾・作為とが混在しているようであるが、物部首（布留宿祢）が石上神宮の神宝管理に預かるようになったのは皇極朝以降であり、物部首（神主首）を統制管理したのは先に指摘した蝦夷の子である「物部大臣」であったとみることができる。姓氏録は蘇我蝦夷大臣が武蔵臣に物部首・神主首の姓を授けたと記すが、官制上は物部大臣が物部連・物部首を統制管理する体制が皇極朝に成立したとみられる。大臣蝦夷は石上神庫に貯蔵された兵器をより強力に把握すべく神宮神主家を物部首に編成する措置をとったとみられる。物部大臣は蘇我大臣蝦夷の子であると同時に物部贇古とその娘の血を引く人物だったので、石上の神宝・武器を物部連が引き継ぎ管理する体制と伝統とが形式的にも維持・整備されたわけであり、そのじつ神庫の神宝・兵器は蘇我大臣の実質的掌握下に置かれたと考えられるのである。

そもそも石上神宮の創祀は大神神社の創祀とも併行する出来事であったと推察される。両社の伝承に共通する特質は祭神を祀るための神殿が存在せず、神体山や禁足地を奉祀するということであるが¹⁰³⁾、大神では三輪君逆の時期に御諸山麓の三輪の地に大物主神（大三輪神）を奉祀する神殿を創設する計画が生じた。『日本書紀』神代上・第8段1書第6に、大三輪の神が「吾は日本国の三諸山に住まむと欲ふ」と言ったのに対し、実際には「即ち宮を彼處に営りて、就きて居しまさしむ」とあり、同じく崇神紀8年12月条には大物主神の祭儀にまつわる神宴が「神宮」で行われ、天皇や臣下らは「三輪の殿」に敷設された「殿門」「神宮の門」を出入りしたとする。三輪の神殿に奉祀された大物主神の神体は八咫鏡であったらしく、出雲の杵築大社から大己貴神の和魂を託けて大御和の神奈備に運び込まれたと伝える¹⁰⁴⁾。ただ、大神神社は「大神氏上祭」（神祇令集解・仲冬上卯相嘗祭条）と規定するように三輪氏の祖先神を奉祀する神社であったので、神宮としての扱いは受けなかったものであり、石上は先にも指摘したように王権神・国家神としての性格に基づき神宮化の措置がとられた。こうした三輪君逆の神祇改革を支持したのが物部大市連御狩や蘇我大臣家だと推定され、おそらく御狩は贇古とともに石上神宮の創祀にも関与し、禁足地を避ける形で神宮の神殿を設立したと推測され、神殿に奉安された神体は言うまでもな

く霊刀「師霊（布都御魂）」とすることができるであろう。

以上の検討により、石上神庫と物部氏との関係の始まりについては推古朝以降とみるのが筆者の見解である。またこれと連動して布留神祠が神宮に昇格し「師霊」＝布都御魂神を奉祀するようになったのも推古朝（推古11年の小墾田宮遷都）と推定され、これらは王権の承認を受けた物部布都姫・蘇我大臣家の施策とみなすべきで、物部連贇古・御狩がこの計画の実務に関係したとみるべきであろう。さらに、石上神庫以前に機能していた忍坂神庫は「阿都家」時代の歴代の物部大連が管理権を継承していたのであり、王権への献上品である神宝や各地の物部に配布される刀剣を統括管理しており、忍坂神庫の成立時期の上限は雄略朝とみなすことができるであろうし、刀剣を大量に製作する必要が生じたのも同じ時期であったと推察する。そこで、本論の最後になお石上と物部氏の関係について筆者の考えるところを付記しておきたい。石上神宮の創祀がこのように丁未戦争以降と推定されるならば、物部氏と石上との関係がいつどのような形で始まったのかを改めて考えてみる必要があるからである。

大和国山辺郡石上郷の境域は、おおまかにいえば布留川の流域で石上神宮が鎮座する布留地域と、平尾山丘陵の麓に当る石上地域とに区分される。後者が物部氏の本拠地とみなされる地域で、現在の天理市石上・田部・別所・豊田各町がこれに該当する。石上郷の北隣は龍田道・都祁山之道・高瀬（高橋）川を挟んで添上郡大岡郷・猶中郷であり、和爾町・櫛本町には和爾坐赤坂比古神社・和爾下神社が鎮座し、4世紀中葉頃築造の東大寺山古墳に象徴されるように、古くはワニ氏の本貫の所在地であり、物部首の祖先伝承からも窺われるごとく、石上郷全域は元来ワニ氏の支配領域に包摂された地域であったとみられる。『古事記』雄略段に、

また天皇、丸邇の佐都紀臣の女、袁杼比売を婚ひに、春日に幸行でましし時、媛女道に逢ひき。すなはち幸行を見て、岡の辺に逃げ隠りき。故、御歌を作みたまひき。その御歌に曰りたまひしく、

媛女の い隠る岡を 金鉏も 五百箇もがも 鉏き撥ぬるもの

とのりたまひき。故、その岡を号けて金鉏岡と謂ふ。

とあり、結婚を求めて行幸した天皇はワニ氏の媛女と「道」に出会ったとする。この「道」は言うまでも

なく奈良盆地東辺を南北に結ぶ山辺道（上ツ道）を指し、男女の出会いと婚姻習俗が説話のテーマとなっていて、ところから石上衢とみなしてよく、衢の位置を龍田道と山辺道（上ツ道）との交点と解してよい。石上町古屋敷には延喜式内社の石上市神社が鎮座し、地元には社地の旧跡を平尾山とする伝承があるが、筆者は石上衢こそが石上市の発祥地とみており、当地は盆地東北部における交通・流通・民俗信仰に関わる人民会集の中心地だったと推測される（図3）¹⁰⁵⁾。

5世紀中葉から末にかけて当地には市辺押齒王の市辺宮¹⁰⁶⁾、安康天皇の石上穴穗宮¹⁰⁷⁾、仁賢天皇の石上広高宮¹⁰⁸⁾などの宮都伝承が現れる。いずれの宮も石上・市の機能と当地域に蟠踞したワニ氏との関わりを想定させ、上の雄略天皇の伝承では天皇が大量の鉏を用いて付近の丘陵地帯を開発しようとする意欲をみせており、王権はこの地の重要性に鑑みて物部大連家の先祖に当る首長を

石上に入部定着させ、警察・刑獄の活動を行わせるとともに、物部大連家の墓域をも当地に指定し領有させるという特別措置をとったと考えられるのであり¹⁰⁹⁾、考古学上の年代観からみても石上・豊田古墳群は物部氏に関わる墓域の可能性が高く、物部の当地への入部は王権のワニ氏に対する政治的楔・分断策としての意義を有するものとみられ、後に大連尾輿がその子贄古を居住させた由来・事情もその辺にあったとみることができるであろう。

壬申の乱で大友皇子の最期まで随従した物部連麻呂は、その後天武朝の八色の改姓で物部朝臣となり、さらに持統朝以後には石上朝臣を名乗るようになる。養老元（717）年3月に左大臣正二位で薨じた石上朝臣麻呂は、「泊瀬朝倉朝庭の大連物部目の後、難波朝の衛部大華上宇麻古の子なり」¹¹⁰⁾と伝えている。本論の冒頭で述べたように物部目大連のことは論外としても、宇麻古が孝徳朝の衛部で宮廷衛護と物部氏の伝統的な職務を統括する任務

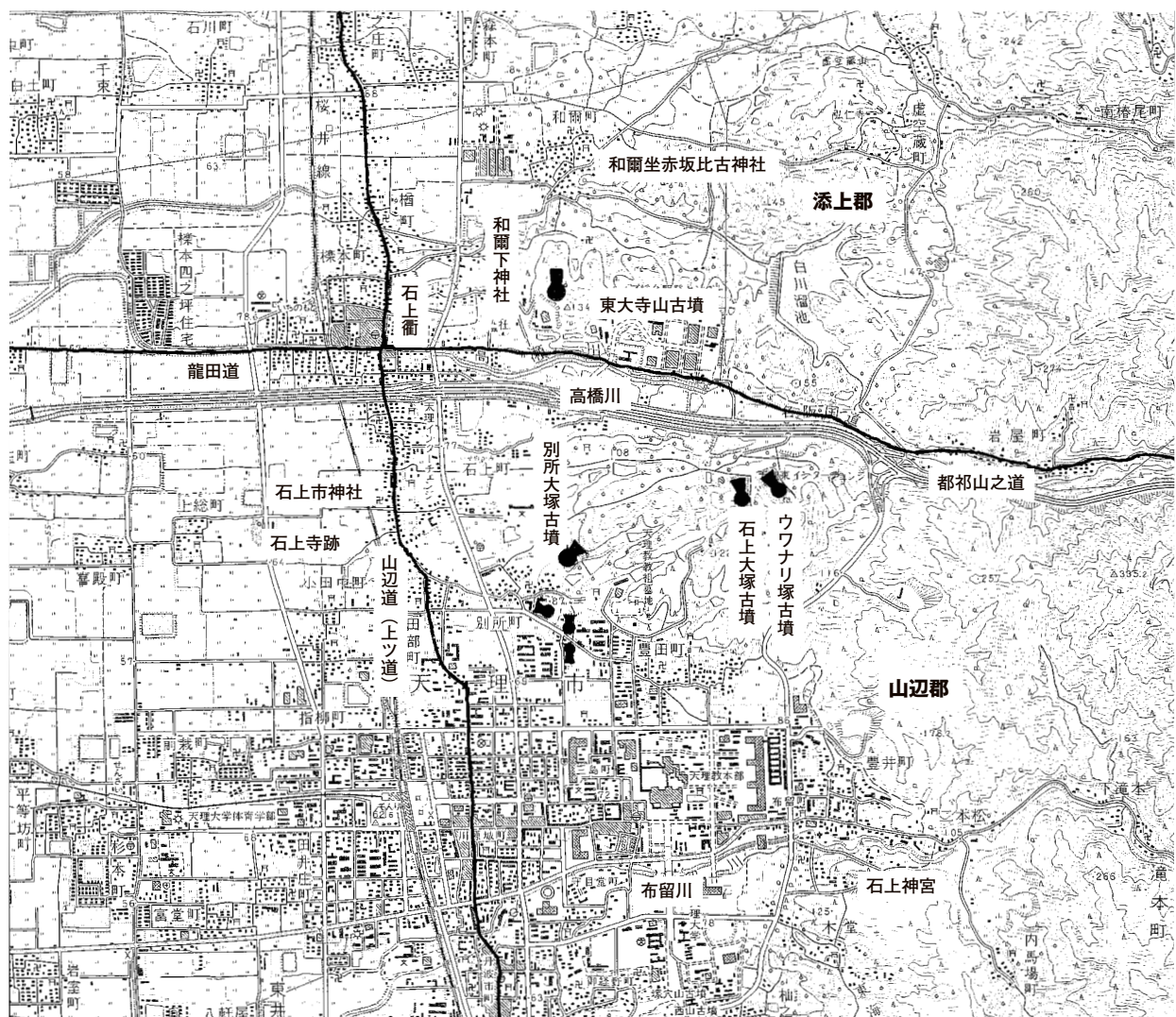


图3 大和国山辺郡石上郷要図

に就き、おそらく麻呂もまた父の職責を継いで大友皇子の身辺警衛と乱における朝廷側の武器の守衛・調達に奔走したと考えてよい¹¹¹⁾。その麻呂が石上朝臣に改姓した理由についてはさまざまな想定が可能であるが、石上を氏姓としているのは父宇麻古が大連分家の贄古の系譜につながる人物であったこと、石上に本拠と第宅を置き、さらに当地には物部大連家歴代の奥津城が所在したからではあるまいか。物部大連の家は丁未戦争で全てが滅亡したのではなく、少なくとも贄古の家系は存続継承されたとみてよく、そのため後世に石上が物部氏の大和における主要な活動拠点だったとする見方が生じたのであろう。

【註記】

- 1) 津田左右吉「上代の部の研究」（『日本上代史の研究』岩波書店、1947年）。
- 2) 直木孝次郎「物部連に関する二、三の考察」（三品彰英編『日本書紀研究』第二冊、塙書房、1966年）。同「物部連と物部」（『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、1968年）。直木説を批判した野田嶺志「物部氏に関する基礎的考察」（『史林』51—2、1968年）は、物部の警察・刑刑の職掌を没落後律令制の下部機構的・実務的機能に限定して把握しようとしたが、筆者はむしろ直木説を支持し警察・刑獄こそが物部の専職・本務であるとする考えのもとに本論を展開する。
- 3) 一例を挙げると、『肥前国風土記』三根郡・物部郷条に、「此の郷の中に神の社あり。名を物部の経津主の神といふ。昔者、小墾田の宮に御宇しめしし豊御食炊屋姫の天皇、来目の皇子を將軍と為して、新羅を征伐たしめたまひき。時に、皇子、勅を奉りて、筑紫に到り、乃ち、物部の若宮部をして、社を此の村に立てて、其の神を鎮ひ祭らしめたまひき。因りて物部の郷といふ」とある。
- 4) 『古事記』神武段に建御雷神の代役として高倉下の倉に天降った横刀のことを、「此の刀の名は、佐士布都と云ひ、亦の名は甕布都と云ひ、亦の名は布都御魂と云ふ。此の刀は石上神宮に坐す」と記し、『日本書紀』神武即位前紀にも「時に武甕雷神、登ち高倉に謂りて曰はく、『予が劍、号を師靈と曰ふ。師靈、此をば赴屠能瀬磨と云ふ。今当に汝が庫の裏に置かむ。取りて天孫に献れ』とのたまふ」とある。『先代旧事本紀』天孫本紀は、「天孫詔宇摩志麻治命曰、長髓彦為性狂迷、兵勢猛鋭。至於敵戰、誰敢堪勝。而不據舅計、帥軍歸順、遂欺官軍。朕嘉其忠節、特加褒寵、授以神劍、答其大勲。凡厥神劍師靈劍刀。亦名布都主神魂刀、亦云佐士布都、亦云建布都、亦云豊布都神是也」と記し、宇摩志麻治命が天皇から神劍を授与されたとする。三品彰英「フツノミタマ考」（三品彰英論文集第二巻『建国神話の諸問題』平凡社、1971年）を参照。
- 5) 津田左右吉前掲註（1）論文。
- 6) 『群書類従』卷第八十一所収。
- 7) 『先代旧事本紀』天孫本紀に「大咩布命若湯坐連等祖」と記し、『新撰姓氏録』摂津国神別・若湯坐宿祢の項には「伊香色雄命之後也」とある。延喜式神名帳・摂津国河辺郡に高売布神社と売布神社（兵庫県宝塚市売布山手町）を載せ、『三代実録』貞観5年8月8日条に「摂津国河辺郡の人散位正六位上若湯坐連宮足、主殿允正六位上若湯坐連仁高等三人は、本居を改め右京職に隸かしむ」とする。
- 8) 篠川賢『物部氏の研究』（雄山閣、2009年）。
- 9) 古代の衢と市に関しては前田晴人『日本古代の道と衢』（吉川弘文館、1996年）で論じた。
- 10) 前田晴人「古代の市と物部氏」（『史聚』50、2016年）。
- 11) 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」（『日本古代国家の研究』岩波書店、1965年）、同「大和国家の軍事的基礎」（『日本古代史の諸問題』思索社、1971年）。
- 12) 直木孝次郎前掲註（2）論文及び同「複姓の研究」（『日本古代国家の構造』青木書店、1958年）。
- 13) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（吉川弘文館、1969年）。
- 14) 上田正昭「朝鮮派遣氏族の動向」（『日本古代国家論究』塙書房、1968年）。松倉文比古「物部氏の保守性についての検討」（『仏教文化研究所紀要』23、1984年）。
- 15) 篠川賢前掲註（8）論著。
- 16) 水野祐『日本古代王朝史論序説〔新版〕』（早稲田大学出版部、1992年）。
- 17) 篠川賢前掲註（8）論著。
- 18) 佐伯有清編『古代を考える雄略天皇とその時代』（吉川弘文館、1988年）。
- 19) 『新撰姓氏録』和泉国神別・韓国連の項に「采女臣同祖。武烈天皇御世、被遣韓国。復命之日、賜姓韓国連」とある。書紀には継体朝から欽明朝にかけて対百済・伽耶外交で活躍した複数の人物が記録されており、継体朝には物部伊勢連父根（至々連）の名が知られる〔上田正昭前掲註（14）論文参照〕。継体朝以前の時期から半島に派遣され帰国後に伽耶（加羅）の名を氏名とした物部があったとしてもおかしくはない。なお物部韓国（辛国）連は山城国葛野郡・摂津国三嶋郡・和泉国和泉郡などに居住していた。
- 20) 『日本書紀』宣化元年7月条。
- 21) 前田晴人「磐余考」（『大阪経済法科大学地域総合研究紀要』8、2016年）。
- 22) 和田萃『大系日本の歴史2古墳の時代』（小学館、1988年）。
- 23) 西宮一民校注『古語拾遺』（岩波書店、1985年）。

- 24) 和田萃前掲註(22) 論著。
- 25) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』(岩波書店、1983年)。
- 26) 藺田香融「万葉貴族の生活圏」(『万葉』8、1953年)。
- 27) 『日本書紀』天武元年6月条。
- 28) 前田晴人「雄略王権と大伴氏の本拠地」(『古代王権と難波・河内の豪族』清文堂出版、2000年)。
- 29) 鎌田純一『先代旧事本紀の研究校本の部』(吉川弘文館、1960年)。
- 30) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(『日本古代政治史研究』塙書房、1966年)。
- 31) 伊達宗泰『「おおやまと」の古墳集団』(学生社、1999年)。同編『古代「おおやまと」を探る』(学生社、2000年)。
- 32) 奈良県教育委員会『磐余・池ノ内古墳群』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書第二十八冊、1973年)。
- 33) 塚口義信「桜井茶臼山古墳・メスリ山古墳の被葬者について」(横田健一編『日本書紀研究』第二十一冊、塙書房、1997年)。
- 34) 前田晴人「膳氏の本拠地と始祖伝承」(『飛鳥時代の政治と王権』清文堂出版、2005年)。
- 35) 前田晴人『古代女王制と天皇の起源』(清文堂出版、2008年)、同『倭の五王と二つの王家』(同成社、2009年)、同『卑弥呼と古代の天皇』(同成社、2012年)。
- 36) 神武東征そのものは史実とは考えられないが、伝承を構成する各個の説話には純然たる創作話や事実を反映した出来事の記録、伝記に基づく二次的な物語などが存在すると思われ、トミヒコの伝承も在地に語り伝えられた有力首長にまつわる伝承を背景として二次的・三次的に潤色と造作を加えられた説話と解することができる。直木孝次郎「継体朝の動乱と神武伝説」(『日本古代国家の構造』青木書店、1958年)。志田諄一「物部連」(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、1972年)。横田健一「物部氏祖先伝承の一考察」(『日本古代神話と氏族伝承』塙書房、1982年)。同「神武紀の史料性格」(『日本書紀成立論序説』塙書房、1984年)、松倉文比古「物部氏の祖先伝承について」(『国史学研究』3、1977年)。本位田菊士「物部氏・物部の基盤と性格」(『日本古代国家形成過程の研究』名著出版、1978年)。篠川賢前掲註(8) 論著などを参照。
- 37) 松田章一「古事記における物部伝承の考察」(『金沢大学法文学部論集』文学篇、10、1962年)。
- 38) 『日本書紀』持統5年8月条。坂本太郎「纂記と日本書紀」(『日本古代史の基礎的研究』上・文献篇、東京大学出版会、1964年)。
- 39) 志田諄一・松倉文比古前掲註(36) 論文。
- 40) 志田諄一前掲註(36) 論文。
- 41) 並河永『大和志』(地名研究資料集第二巻・大和国一、クレス出版、2003年) 十市郡・等弥神社の項に「在桜井谷邑南、今称能登宮」と記す。
- 42) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇(吉川弘文館、1962年) 所収「新撰姓氏録逸文」に「城上郡椿市村」の記述がみえる。また『日本紀略』延長4(926)年7月19日条に「大風。此日、大和国長谷寺山崩、至于椿市、人烟悉流」とあり、『小右記』正暦元(990)年9月8日条に「参長谷寺。午時至椿市、令交易御明灯心器、而詣御堂」と記す。
- 43) 前田晴人「欽明天皇の磯城嶋金刺宮」(『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』6、2014年)、同前掲註(21) 論文。
- 44) 歌垣伝承の歴史的意義については賀古明「『志毘』伝承研究序説」(『古事記年報』7、1960年)。辰巳和弘「平群氏に関する基礎的考察」(『古代学研究』64・65、1972年)。西谷義昭「古事記における『志毘』伝承の形成」(『国史学研究』1、1975年)。直木孝次郎「平群鮪をめぐる歌物語の成立について」(『夜の船出』塙書房、1985年)。笹山晴生「たたみこも平群の山」(『奈良の都その光と影』吉川弘文館、1992年)などを参照。
- 45) 軽太子をめぐる同様の伝承は『古事記』允恭段にもみえ、安穂御子の軍が物部大前小前宿禰の家を取り囲むと、宿禰は「其の軽太子を捕へて、率て参出て貢進りき」とあり、物部氏の警察的職掌をより強く反映した所伝になっていることがわかる。
- 46) 『新撰姓氏録』左京神別上・弓削宿禰の項に「石上同祖」とある。左京神別下天神、左京神別下地祇、河内国神別の項に著録する弓削宿禰はいずれも高魂命系で、弓削道鏡の皇位覬覦事件を契機に出自・系統を変えたと推定される。本拠地は河内国若江郡で延喜式内弓削神社が八尾市弓削町に鎮座する。
- 47) 笹山晴生「『難波朝の衛部』をめぐる」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、1985年)。
- 48) 物部朴井(榎井)連は天武朝に物部連とともに朝臣姓を賜ったらしく、物部大連家と同族関係にあった氏族とみられる。本拠地は大和国添上郡の榎葉井(奈良市西木辻町)または和泉国和泉郡西内村(岸和田市西之内)とみられるが、確かではない。和泉国日根郡に居住していた春世宿禰が榎井朝臣に改姓しており(『続日本後紀』承和12年2月2日条)、姓氏録所載の榎井部であった可能性がある。佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第四(吉川弘文館、1982年)302~304頁。直木孝次郎「石上と榎井」(『続日本紀研究』1-12、1954年)参照。
- 49) 石尾芳久「天津罪国津罪論考」(『日本古代法の研究』法律文化社、1959年)、同「天津罪と国津罪」(『古代の法

- と大王と神話」木鐸社、1977年）。井上光貞「古典における罪と制裁」（『日本古代国家の研究』岩波書店、1965年）。
- 50) 延喜式内長野神社（藤井寺市藤井寺）、姓氏録河内国諸蕃に長野連を著録する。また書紀の仲哀天皇（河内国長野陵）・允恭天皇（河内長野原陵）などの陵墓の伝承からみて、長野邑の故地は現在の藤井寺市藤井寺・沢田・古室付近と推定される。
- 51) 餌香市の所在地は大和川・石川合流点左岸に近接する藤井寺市船橋町・惣社付近と推定される。『日本書紀』顕宗即位前紀に引用された室寿の歌謡に「旨酒、餌香の市に、直以て買はぬ」とあり、高値のつく上等の酒が売買される著名な市であったことが窺われる。
- 52) 餌香市から大和川の本流平野川左岸堤防沿いに難波方面に向かう古代の斜向道路を想定しており、現代の国道25号線と重なる。渋河路（『続日本紀』天平勝宝8歳4月15日条）というこれまでの名称でも問題はないが、八尾市太子堂付近に遺存する歴史的な地名「龍華（タチバナ）」に基づいて龍華道と仮称しておく。
- 53) 『続日本紀』宝亀元年3月10日条によると、称徳女帝と法王道鏡の河内由義宮行幸に対応して臨時の「会賀市司」が任命されている。
- 54) 前田晴人「難波津と海の王権祭儀」（『古代王権と難波・河内の豪族』清文堂出版、2000年）。
- 55) 坂本太郎『古代の駅と道』（坂本太郎著作集第八巻、吉川弘文館、1989年）。
- 56) 前田晴人「額部連の系譜と職掌と本拠地」（『古代王権と難波・河内の豪族』清文堂出版、2000年）。
- 57) 『日本書紀』天武8年8月条に「即ち泊瀬より宮に還りたまふ日に、群卿の儲けたる細馬を、迹見駅家の道の頭に看して、皆馳走せしめたまふ」とある。
- 58) 例えば『八尾市史（前近代）本文編』（八尾市史編集委員会、1988年）310頁に、「和名抄にも渋川郡跡部郷とあって早くから阿刀一族によって開けたところである。またここは難波と大和をつなぐ交通上の要地であって、物部守屋大連の阿都の別業もここにあった」と記す。『大阪府史・第二巻・古代編Ⅱ』（大阪府史編集専門委員会、1990年）第4節には、「守屋は用明の逝去以前から河内国渋川郡の阿都（跡部郷、八尾市跡部）の邸に帰って人を集め戦いに備えた」、「馬子の軍は守屋軍の防衛線を突破して、渋川郡の守屋の家へ殺到した。守屋は渋川郡の阿都から北方の衣摺（東大阪市）に退き、旗本ともいうべき一族の子弟と奴からなる軍を率いて防戦した」とあり、渋河家と阿都家の区別を曖昧にした記述になっている。さらに佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第四（吉川弘文館、1982年）235頁の物部の註記には、「物部守屋大連の阿都、すなわち後の河内国渋川郡跡部郷（大阪府八尾市跡部）の地にあった家より云々」とあって、一様に渋川郡跡部だとしている。
- 59) 八尾市立埋蔵文化財調査センター『平成二十七年度秋季企画展・やおの古墳時代』（2015年）。
- 60) 安井良三「物部氏と仏教」（三品彰英編『日本書紀研究』第三冊、塙書房、1968年）。(財)八尾市文化財調査研究会報告79『渋川廃寺』（(財)八尾市文化財調査研究会、2004年）。
- 61) 栗田寛「物部氏纂記」（『栗里先生雑著』第六巻、吉川弘文館、1901年）。
- 62) 第四章掲載の第4表及び付表を参照のこと。
- 63) 前田晴人『蘇我氏とは何か』（同成社、2012年）。
- 64) 阿刀氏に関しては亀井輝一郎「大和川と物部氏」（横田健一編『日本書紀研究』第九冊、塙書房、1976年）に詳説がある。この論考は大和川と物部氏の関係を説いた雄篇であるが、「阿都家」に関する見解は筆者と大幅に異なる。
- 65) 並河永『大和志』（地名研究資料集第二巻・大和国一、クレス出版、2003年）城下郡・阿刀村里の項に「坂手村東南、人家今亡」と記す。
- 66) 『日本書紀』応神31年8月条。
- 67) 物部大連家は難波における活動拠点として「難波宅」（崇峻即位前紀）・「狭屋部邑」（孝徳紀大化2年1月条）・「玉造岸」（『荒陵寺御手印縁起』続群書類従巻第八百二）などを領有していたらしい。難波宅は東生郡域に属し平野川または難波堀江に面する河港付近に設置された居館と推定され、狭夜部邑は西生郡讃楊郷の「子代屯倉」を包含する集落で、物部氏の同族を称する佐夜部首の居地となっていた。安閑紀元年10月条に物部大連木蓮子の娘宅媛に賜った「難波屯倉」がこれであると考えられる。玉造岸は四天王寺の最初の造营地と伝えられる場所で、具体的なことは不明である。
- 68) 磯城嶋村については前田晴人前掲註（43）論文を参照。
- 69) 佐伯有清「新撰姓氏録逸文の再検討」（『新撰姓氏録の研究』拾遺篇、吉川弘文館、2001年）。
- 70) 前掲註（58）で指摘した各説を参照。
- 71) 『中臣氏系図』（群書類従巻第六十二）に引く「延喜本系」に中臣可多能祐大連の母族を「物部尋来津橋首女宇那古娘腹」と記す。氏名の「橋」は前掲註（52）で関説した「龍華（タチバナ）」と関連する渋川郡の古地名であろう。
- 72) 黛弘道「物部氏と海部」・「物部氏と大王家の降臨伝承」（『物部・蘇我氏と古代王権』吉川弘文館、1995年）。
- 73) 岸俊男「古道の歴史」・「大和の古道」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年）。
- 74) 前田晴人前掲註（9）論著。

- 75) 並河永『大和志』前掲註(65)参照。
- 76) 前田晴人前掲註(9)論著。
- 77) 古代の刑罰と祓の関係については前掲註(49)論著及び前田晴人前掲註(54)論文を参照。
- 78) 三品彰英「大嘗祭以前」(『古代祭政と穀霊信仰』三品彰英論文集第五巻、平凡社、1973年)。
- 79) 『三代実録』元慶元年12月27日条に、「始祖大臣武内宿祢男宗我石川、生於河内国石川別業、故以石川為名、賜宗我大家為居、因賜姓宗我宿祢」とあり、石川別業を構えて王権に奉仕したことから「宗我大家(ソガノオホヤケ)」の認知を得、それによって宗我(蘇我)の姓を賜ったという古代氏族の本質を記している。これと同じようにして物部大連の「阿都家」も「物部大家(モノフノオホヤケ)」という特質を有する施設であったと考えられる。吉田孝「イへとヤケ」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年)を参照。
- 80) 松倉文比古「用明紀の一考察」(『仏教文化研究所紀要』22、1983年)。
- 81) 『日本書紀』用明元年5月条に三輪君逆の射殺事件を記載する。大神神主であった三輪君逆の祭儀改革の具体相については前田晴人『三輪山—日本国創成神の原像』(学生社、2006年)を参照。
- 82) 系譜の引用は田中卓「『天孫本紀』の系図」(田中卓著作集2『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会、1986年)による。ただし引用した人名は系譜に記載された人物の全てではない。
- 83) 阿部武彦「古代族長継承の問題について」(『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館、1984年)。
- 84) 物部大市連御狩は城上郡大市郷(桜井市穴師・巻野内・箸中)を居所とし、穴師に所在する古墳時代後期の方後円墳三基から成る殊城山古墳群は御狩一族の墳墓と推測される。物部氏の祖伊香色雄が大三輪の大物主神・倭大国魂神の祭儀に関与したとする伝承は大市連家の分掌が反映している可能性が高い。
- 85) 物部今木連は『新撰姓氏録』山城国神別の項に著録する今木連のことであろう〔佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第三(吉川弘文館、1982年)〕。本拠地は山城国宇治郡宇治郷の宇治彼方町(朝日山麓)付近で、同郡加美郷・大国郷にも同族の居住が認められる。『古事記』応神段には、天皇と丸邇之比布礼能意富美の娘宮主矢河枝比売が「木幡村」の「道衢」で邂逅し婚儀に至った説話を載せているが、木幡道衢(宇治市六地藏)は宇治川の渡河点や岡屋津とともに山城国内有数の陸水交通上の要衝で古代市の所在地であったと考えられ、物部今木連は当地において警察・刑獄の任務に就いていたとみられる。なお、愛宕郡出雲郷には皇別の今木直・今木(出雲郷計帳)が居住し、乙訓郡羽束郷には羽束物部(天孫本紀)が、葛野郡には阿刀神社(延喜式神名帳)がある。
- 86) 『日本書紀』敏達12年是歳条。
- 87) 松倉文比古「物部氏の系譜」(『龍谷史壇』76、1978年)。亀井輝一郎「祭祀服属儀礼と物部連」(直木孝次郎先生古希記念会編『古代史論集』上、塙書房、1988年)。なお蘇我氏らの共同の始祖武内宿祢の系譜に関しては直木孝次郎「武内宿祢伝説に関する一考察」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、1975年)を参照。
- 88) 同様の著名な事例には美努王の妻県犬養橋三千代が藤原不比等と再婚した件がある。中村修也「藤原不比等」(佐藤信編『古代の人物2 奈良の都』清文堂出版、2016年)。
- 89) 『日本書紀』崇峻即位前紀には「大連、親ら子弟と奴軍とを率て、稲城を築きて戦ふ」とあり、「是の役に、大連の兄息と眷属と、或いは葦原に逃げ匿れて、姓を改め名を換ふる者有り。或いは逃げ亡せて向にけむ所を知らざる者有り」と伝え、戦闘では守屋自らの奮戦や難波宅を防衛しようとした資人捕鳥部萬の戦いの経緯だけが目立ち、大連家の守屋の兄弟や子息らの名は全く登場しない。
- 90) 物部依羅(網)連は『新撰姓氏録』左京神別上・右京神別上・河内国神別の項に載せる物部大連の同族氏族。本拠地は河内国丹比郡依羅郷と摂津国住吉郡大羅郷付近。推古朝には抱とともに小徳冠・征新羅副將軍の乙等(推古紀31年是歳条)があり、斉明紀3年是歳条に新羅に滞在中で唐へ派遣される予定の稚子がいた。依羅連は天武朝の改姓に漏れたらしく、天平4年5月に物部依羅連人会が朝臣姓を賜った。
- 91) 引用文は田中卓「『紀氏家牒』について」(田中卓著作集2『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会、1986年)からのものである。
- 92) 『古語拾遺』孝徳天皇の項に「白鳳の四年に、小花下諱部首作斯を以て、祠官頭に拝して」とある。
- 93) 『日本書紀』持統8年3月16日条に「国司頭至目、進位一階」とあり、同月23日条には「神祇官頭」がみえる。
- 94) 『住吉大社神代記』に「即乙丑年十二月五日宰頭伎田臣麻、率助道守臣壹夫・御目代大伴沃田連麻呂等」の記載があり、乙丑年は天智4(665)年とみられる。
- 95) 直木孝次郎前掲註(48)論文参照。
- 96) 榎村寛之「物部の楯を巡って」(横田健一編『日本書紀研究』第十七冊、塙書房、1990年)。
- 97) 石上神宮と物部氏の関係については、本位田菊士「物部氏と石上神宮」(『東アジアの古代文化』36、1983年)。松倉文比古「石上神宮の神宝管治とその性格」(『国史学研究』10、1984年)。上田正昭「石上の祭祀と神宝」(和田萃編『大神と石上』筑摩書房、1988年)。亀井輝一郎「石上神宮と忍坂大中姫」(横田健一編『日本書紀研究』第

- 十三冊、塙書房、1985年）。篠川賢前掲註（8）論著等を参照。
- 98）長家理行「物部氏伝承成立の背景」（『龍谷史壇』81・82、1983年）。篠川賢前掲註（8）論著。
- 99）横田健一前掲註（36）論文参照。刀剣が作成されたと伝える鳥取河上宮（菟砥川上宮）は和泉国日根郡に関わる地名で、大阪府泉南郡岬町淡輪にある宇度墓（淡輪ニサンザイ古墳・全長180メートルの前方後円墳）は延喜式諸陵寮に「五十瓊敷入彦命」の陵墓と記す。付近には西小山古墳（直径50メートルの円墳）・西陵古墳（全長210メートルの前方後円墳）など5世紀後半頃に造営された淡輪古墳群があり、『日本書紀』雄略9年5月条に、異国に病死した征新羅大將軍紀小弓宿祢の「冢墓を田身輪邑に作りて、葬らしむ」と伝える。上記三墳のうちのいずれかが小弓の墓と考えられるが、同紀に「汝大伴卿、紀卿等と、同じ国近き隣の人にして、由来ること尚し」とあるように、大伴氏と紀氏は派遣された朝鮮半島から製鉄・鍛冶集団を引率帰国し、泉南地方に定着させたと推測される。『新撰姓氏録』和泉国皇別に紀辛梶（韓鍛冶）臣があり紀角宿祢の後裔を称する。また『続日本紀』神護景雲2年2月28日条によると讃岐国寒川郡の人韓鉄師毗登毛人・韓鉄師部牛養等127人に坂本臣の姓を賜ったとある。坂本臣（坂本朝臣）は紀氏と同族を称し、その本貫は和泉郡坂本郷（和泉市坂本町）であったらしいが、安康紀元年2月条によると坂本臣は日根郡の豪族根使主の後裔ともされているから、元来は横田が指摘しているように日根地方の豪族であったとすることができ、その配下に韓鍛冶集団が組織されていて刀剣の製作に携わったと考えられる。
- 100）佐伯有清「新撰姓氏録に関する諸疑点の究明」（『新撰姓氏録の研究』研究篇、吉川弘文館、1963年）。
- 101）岸俊男前掲註（30）論考。
- 102）置田雅昭「禁足地の成立」（和田萃編『大神と石上』筑摩書房、1988年）。
- 103）和田萃編『大神と石上』筑摩書房、1988年。
- 104）前田晴人前掲註（76）論著及び同「三諸の神について」（『纏向学研究』3、2015年）。
- 105）前田晴人前掲註（9）（34）論文。
- 106）市辺押齒王は履中天皇の御子。『古事記』履中段に市辺之忍齒王とあり、『日本書紀』履中元年7月条には「磐坂市辺押羽皇子」と記す。御名の市辺とは顕宗即位前紀に掲載する歌謡、「石の上、振の神櫓、本伐り、未裁ひ、市辺宮に、天下治しし、天萬国萬押磐尊の御裔、僕らま」により、石上市を指すと考えられる。
- 107）『古事記』安康段に石上之穴穗宮とあり、『日本書紀』安康即位前紀に「則遷都于石上。是謂穴穗宮」と記す。『大和志』は山辺郡田村（天理市田町）に遺址ありとする

が、根拠が不明である。

- 108）『古事記』仁賢段に石上広高宮とあり、『日本書紀』仁賢元年1月条に石上広高宮に即位すると記すが、所在地は不明。雄略紀14年4月条に「石上高拔原」において渡来した呉人を饗応したとする記事があり、何らかの関係がありそうである。
- 109）平尾山・豊田山丘陵及び岩屋谷に築造された石上・豊田古墳群は小規模な円墳を主体におよそ200基から成る群集墳で、5世紀後半ないし末葉以後7世紀前半頃まで造営活動が続いた（小島俊次『奈良県の考古学』吉川弘文館、1965年。榎原考古学研究所編『天理市石上・豊田古墳群Ⅰ』（奈良県教育委員会・奈良県文化財調査報告書第20集、1975年）。榎原考古学研究所編『天理市石上・豊田古墳群Ⅱ』（奈良県教育委員会・奈良県文化財調査報告書第27集、1976年）。奈良県立榎原考古学研究所編『大和前方後円墳集成』学生社、2001年）。天理市教育委員会『天理の古墳100』2015年）。古墳群中には石上大塚古墳（全長107メートル）・ウワナリ塚古墳（全長128メートル）・別所大塚古墳（全長125メートル）・岩屋大塚古墳（100メートル以上）・ハミ塚方墳（辺長49メートル）など古墳時代後期の大型古墳が含まれている。最近では豊田トンド山古墳（7世紀前半の巨石積み大型横穴式石室）・豊田狐塚古墳（6世紀中葉の横穴式石室）などの調査成果もあり、物部氏の奥津城と推定されている。ただ、平尾山丘陵（天理市別所町）周辺の古墳群は別の氏族のものとも考えられ、岩屋谷の古墳群についても物部氏と関連するかな否かについて議論があるので、まだ確定的なことは言えない現状にある。しかし、石上大塚とウワナリ塚は大連倭鹿火と尾輿の墓である可能性が高く、岩屋大塚が大連守屋の墓とは考えられないであろうか。またハミ塚は石舞台古墳に匹敵する規模を有しており、蘇我氏と関係する物部氏の有力者の墓とみなすことができるのではあるまいか。蛇足の意見を記しておくことにする。
- 110）『続日本紀』養老元年3月3日条。
- 111）『日本書紀』天武元年6月条には近江朝廷側が穂積臣百足・弟五百枝・物部首日向の興兵使3名を倭京に派遣し、飛鳥に駐在していた留守司高坂王とともに飛鳥寺西の槻の下に本営を置き、小墾田兵庫の武器を近江に運ぶ措置をとったとする。百足以下の3名はいずれも物部同系氏族で、大津宮にいた物部連麻呂の差配に基づく行動であったとみられる。なお、小墾田兵庫は推古朝の小墾田宮に付設された宮廷兵器庫と推定され、石上神宮所蔵の神宝・兵器のうち兵器類が蘇我大臣家の計略により運びこまれていた可能性が強く、乙巳の変後には朝廷の管理下に置かれていたのではなかろうか。

赤塚古墳と出土中国鏡について

高 橋 徹

目 次

I. はじめに	39
II. 赤塚古墳について	39
III. 大分の弥生時代から 古墳時代にかけての土器編年	41
IV. 赤塚古墳出土遺物の位置づけ	44
V. 最後に	50

論文要旨

大分県宇佐市所在の赤塚古墳は、当該地域を代表する古式前方後円墳として有名である。大正時代、梅原末治によって5面の三角縁鏡を出土する柄鏡式古墳として報じられた。

ところが1978年の調査で、柄鏡式に見えた古墳墳丘は削平されたもので、本来は前方部が開く通有の古墳であったことが判明した。

本稿では、この赤塚古墳が撥型の墳丘を持つこと、出土の土器が大分弥生・古墳土器編年上で、古墳初頭に属することを論証。出土鏡の1枚、三角縁盤龍鏡の型式編年を行ない、その時期を比定した。

高橋 徹（たかはし とおる）
元大分県立博物館館長

赤塚古墳と出土中国鏡について

高 橋 徹

I. はじめに

赤塚古墳は、大分県宇佐市大字高森字赤塚に所在する前方後円墳である。宇佐市東部を流れる駅館川の右岸台地端には6基の前方後円墳と多くの円墳、方形周溝墓他から構成される川部・高森古墳群が存在し、赤塚古墳は群中で最古の古墳に位置づけられている。大正時代に地元民によって盗掘され、そのおり5面の鏡が出土した。その後、京大教授梅原末治氏の報文によって全国的にも知られる古式古墳となった。

地元民によって宿人塚あるいは瓢箪塚と呼ばれていたらしいこの古墳が、都留および香下某の青年達によって盗掘されたのは、これを報じる「大分新聞（大正10年10月19日付）」によれば、大正10年10月7日であった。両名はただちに警察の取り調べを受け、5面の鏡を含む出土遺物は皇室博物館（現独立法人東京国立博物館）に送付された。当時警察とともに現地検証に立ち会った郷土史家南善吉氏は、「石棺内に清新な砂」があったこと、「この砂中3、4寸を埋めた状態」で特異な配置の鏡5面が「直立して」据えられていたこと、このようなことは「我が国考古学界に未だ曾て類例のない一新事実」であるこ

とを述べている（図1）。

こうした報を聞き付けて、同年11月に梅原氏は現地調査に赴くことになる。氏は地元の研究者達からの聞き取りを踏まえて、大正12年その調査結果を考古学雑誌に発表する（梅原1923）

その後、赤塚古墳出土鏡は小林行雄の著名な「同範鏡論」に組み込まれ、古墳それ自体も柄鏡式墳丘を持つ九州最古式古墳の一つとして評価されてきた。

II. 赤塚古墳について

（1）墳丘（図1、2）

梅原の報告によると、赤塚古墳は全長約40m、後円部径23m、前方部幅約15mの柄鏡式前方後円墳とされ、後円部の中央に安山岩製箱式石棺が古墳主軸方向に設けられていた。石棺からは5枚の鏡、碧玉製管玉3、鉄刀片、斧頭、土器片各1点が出土している。梅原は、鏡の特異な出土状況や遺物の有様から、本主体部はこのたびの盗掘以前に開かれ、鏡類はそのおりに再埋納されたものと結論づけている。

梅原報告は、戦前戦後を通じて、赤塚古墳に関する学術的な知見としては殆ど唯一のものであったが、1971年、1978年、大分県立宇佐風土記の丘建設事業に伴う事前調査が行われ、その成果は「風土記の丘調査報告書」として公表されている（渋谷他1979、真野・宮内1981）。

1971年の調査は墳丘測量のみで、これによると赤塚古墳は主軸をN52°30'Wにとり、全長51m、後円部径32m、高さ4.8m、前方部幅11.2m、高さ2.5mの「後円部に比して前方部の未発達で、狭長ないわゆるく柄鏡式の特徴を持つ古相の前方後円墳」とされた。古墳の規模はやや大きめに修正されたが、墳形に関する新たな知見は提示されていない。

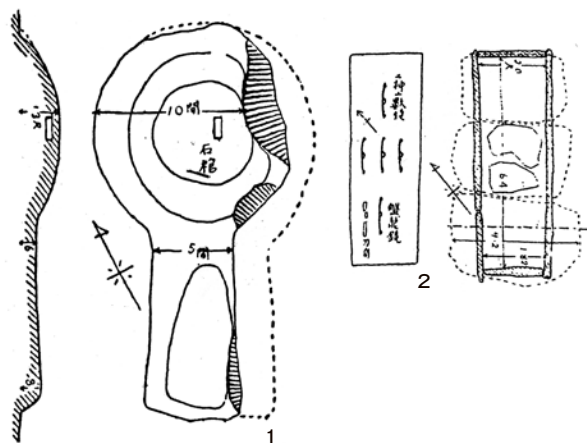


図1 赤塚古墳の墳丘と石棺

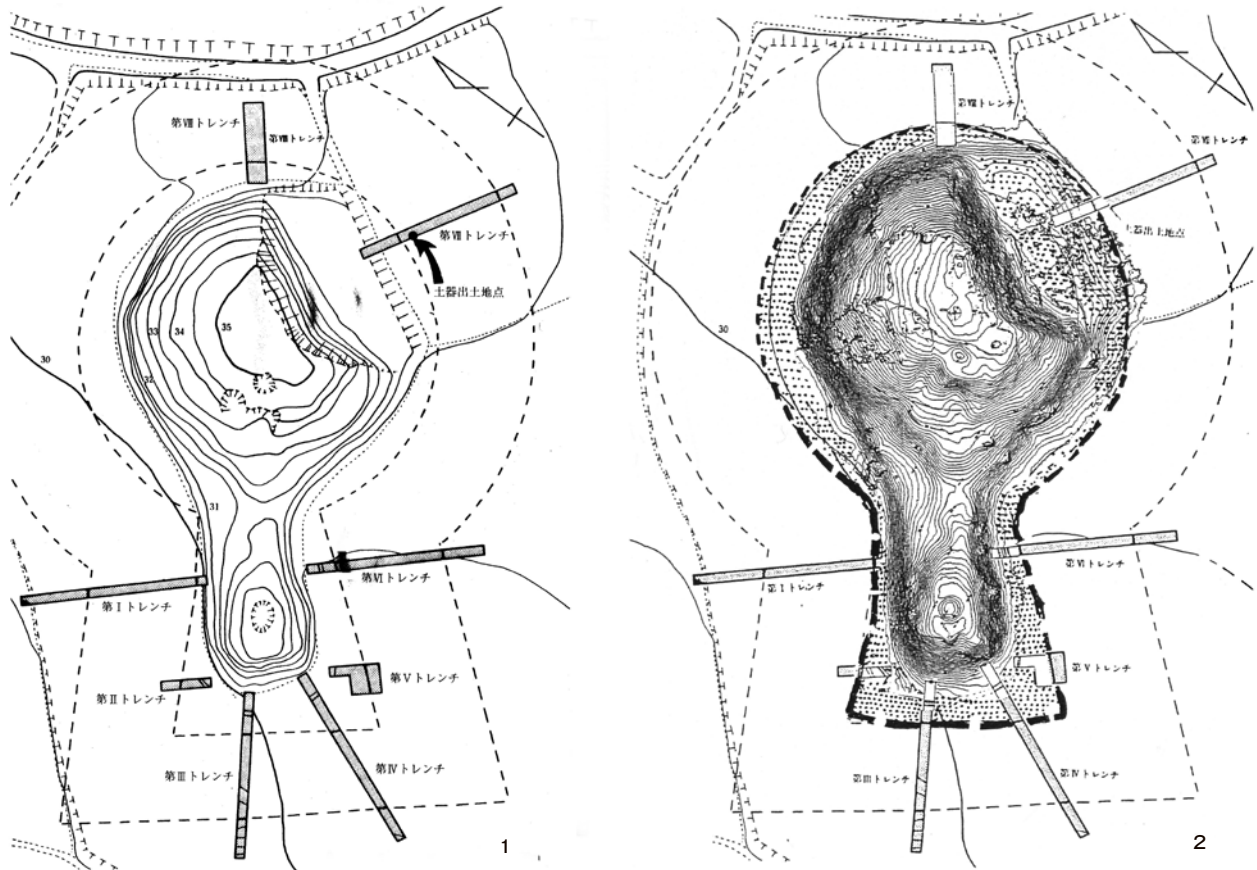


図2 赤塚古墳実測・復元図

ところが、78年度のトレンチ調査によって、墳形に関する大きな修正がなされることになる（図2-1）。それによると、現況の古墳は後円部、前方部ともおおきく削平されたもので、古墳本来の姿は、全長57.5m、後円部径36m、同高さ4.8mで、前方部長22m、同高さ2.5mである。前方部は古墳くびれ部から直線的に開き先端幅約21m。また墳丘の輪郭に沿って幅約8.5～11mの周濠が巡っており、周溝を含めた全長はおよそ76mを測る。

この時の調査担当者は、古墳の墳形を復元するにあたって、「前方部が撥形にひらく可能性」についても検討しているが、「第五トレンチの結果からすれば、前方部が撥形に開く可能性は少ない」と結論づけている¹⁾。

しかしながらこれについては再考の余地がある。2011年、大分県立歴史博物館は赤塚古墳の最新レーザー測量²⁾を実施し、その成果も踏まえてこれまでの所見を再検討した（高橋・綿貫2011）。

78年度に報告された復元図と各トレンチ調査の原図を検討すると、くびれ部付近に設けられた第Iトレンチお

よび南西部の第IIトレンチで検出されている前方部西側の墳裾ラインを、報告書のように直線的に結ぶのは無理があり、この復元は事実在即していないように思われる。墳丘北東側の前方部でも、第VIIおよび第Vトレンチの検出ラインは復元案の直線に乗っていない。これを解決するには、撥形の前方部を想定するのが合理的であろう（図2-2）。精細なレーザー実測による等高線にもそうした旧地形の痕跡が読み取れる（図3）。

もしこの想定が正しければ、赤塚古墳は近隣の福岡県荏田町石塚山古墳や京都府山城町椿井大塚山古墳、兵庫県たつの市権現山51号古墳等と同じ、撥形の墳丘をもつ最古式前方後円墳のグループとして取り扱うことができるようになる。

（2）主体部（図1-2）

赤塚古墳の主体部は安山岩製箱式石棺である。梅原の復元図によると後円部の中心よりやや北東寄り、古墳主軸方向に設けられており、長さ1.9m（6尺4寸）、幅

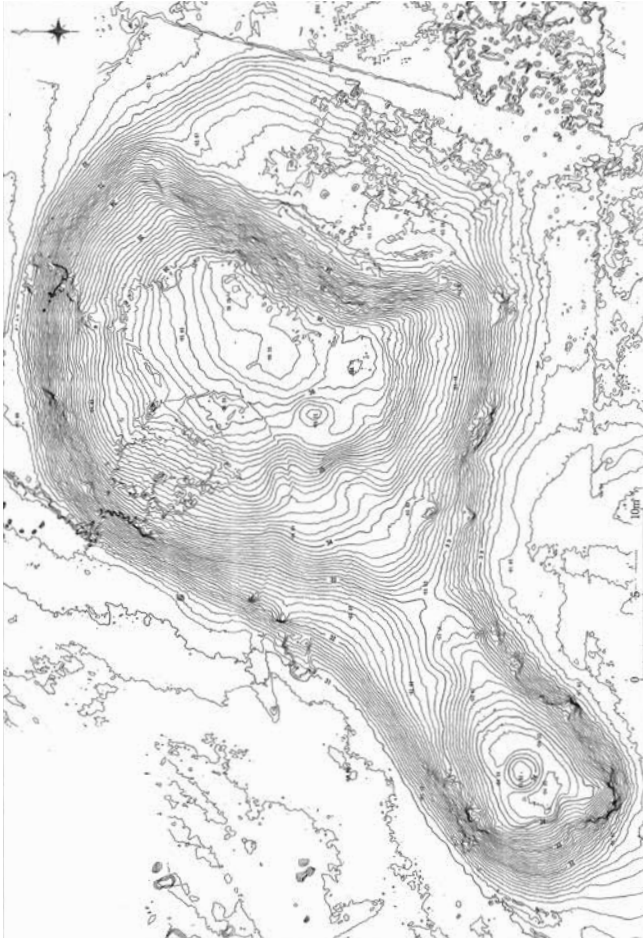


図3 赤塚古墳測量図

約50～60cm(1尺8寸～2尺)、深さ約79～82cm(2尺6、7寸)とされている。上部は3枚の板石で覆われているように描かれている。赤塚古墳の周辺には多くの方形周溝墓が分布するが、そのうち古式のものは殆どが安山岩板石の箱式石棺を主体部に採用している。墳墓の主体部に箱式石棺を多用するのは、弥生時代後期以来大分の伝統となっており³⁾、赤塚古墳の被葬者が在地の人物であったことを示唆している。

(3) 出土遺物

主体部の石棺から、鏡5面、碧玉製管玉3点、鉄刀片、斧頭、土器片各1点が出土している。こうした副葬品の他に後円部付近に設けた第Ⅶトレンチから出土した土師器がある。幅10mの周溝の墳丘裾から、2m幅にわたって10数個の拳大礫と、この礫に入り込んだ状態で4点の土器片が出土した。

出土状況から判断して、これらの土器片は後円部墳丘上から流れ込んだものと考えられる。

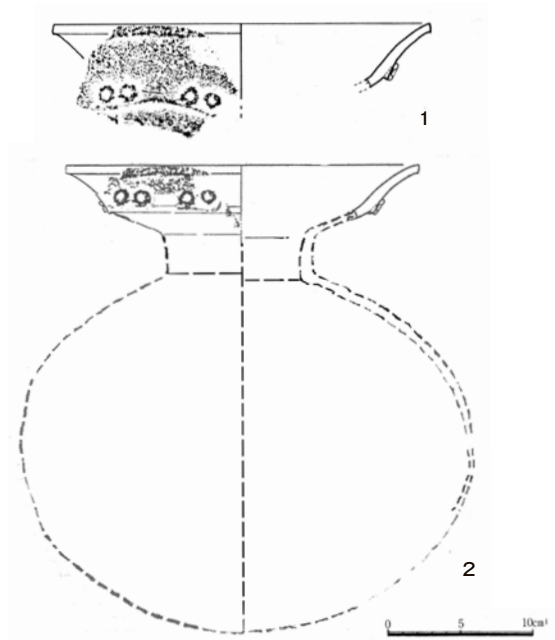


図4 出土土器

①土器 (図4)

口径26cmに復元できる二重口縁壺形土器で、色調は明るい黄褐色。胎土は比較的良質である。口縁部下半部から、屈曲して外湾気味に開き口縁部へ続く。わずかに器壁を減しながら端部となるが、先端部は尖ったりせず幅5mmほどの平坦面に処理されている。口縁部の下半部と上半部の屈曲部には、竹管状工具でくりぬかれた直径5mmほどの円形浮文が貼り付けられている。浮文は2個が一組となり、各々3cm間隔に施す。若干風化しているが、土器内外面には刷毛目が確認されず、もともと撫で仕上げ調整されたようである。

②赤塚古墳周溝出土土器の検討

赤塚古墳周溝出土土器片は、頸部以下を欠損しているが、他の類似例から判断して、球形気味の胴部、短い直立気味の頸部を持つ畿内系二重口縁壺と認識できる。こうした土師器は、大分の弥生時代終末以降に出現する外来系の土器型式であり、以下当該地の土器編年の奈辺に位置づけられるのか検討してみたい。

Ⅲ. 大分の弥生時代から古墳時代にかけての土器編年

大分の弥生時代終末～古墳時代前期土器編年は次のように設定されている(高橋2001)(図5)。

弥生終末（大分弥生土器編年Ⅵ期）

壺や甕で、不安定な平底のものも若干残るが、殆どの器種で丸底化が完了する段階である。

壺（1）は卵形の胴部で殆ど丸底もしくは殆ど丸底に近い。頸部に1本、胴部中央に1本の突帯をめぐらす。頸部の突帯は断面三角で刻目がある。胴部突帯は前段階までの断面三角突帯から、断面方形のものに変わり、連続X状のヘラ描き文が施される。高添遺跡出口地区29号住居跡（坂本嘉弘1988）資料では、胴部はもちろん、頸部の突帯まで扁平なベルト状になっている。

小型複合口縁部壺も卵形の丸底で頸部の突帯を欠くものや（2）頸部に三角突帯やX状の扁平な突帯のものがある。壺には他にも、前型式以来のものが存在する（3）。甕は丸底になった長胴著しいタイプ（5）や、胴部がふくらむタイプ（4）などで、これらに内面が明確にヘラ削りされたものは見あたらない。丸底もしくは不安定な凸レンズ底をした、丹塗りの小型長頸壺（6）、（7）が、当期において目立つ。これの平底タイプはおそらく後期の前葉・中葉には存在しているはずであるが、少なくとも大分の第二地域では終末に出現の画期がある。8、9は脚付き広口鉢で、半球状の胴部と短く外反する口縁部が特徴。脚は短い。高坏（13）は口径が大きく、他に14、15のように装飾された高坏が伴う。

古墳時代Ⅰ期

守岡Ⅲ式（羽田野1978）で代表される。当期になると、極々少数の例外を除けば甕、壺とも皆、原則完全に丸底化している。逆くの字状口縁壺は、櫛描波状口縁部、完全に丸底で卵形の胴部、内傾する口縁部で、頸部の細い断面三角突帯、胴部の断面コ字状突帯を各1本巡らす。守岡19号（16）、高松遺跡29号住居跡では頸部、胴部に×状のヘラ描き文。浜遺跡E-01第3土器群例は頸部突帯無刻目、胴部突帯は刻目目施文がみられる。

複合口縁壺（19）は不安定な平底、著しく肩の張る胴部、短い内傾の頸部、胴部径に比べると口径の小さな、二重口縁からなる。胴部外面はハケ目を一部残しナデ調整、内面はヘラ削り。

注目すべきは当期から、畿内第5様式系二重口縁壺が確認されるようになる。浜遺跡E-01第3土器群例17では球形の胴部、筒状の頸部、二重口縁部とこの種の壺の典型的な形態をしている。口縁部の1段目と2段目がほ

ぼ同じ長さで、それぞれ外反しながらの屈曲を示すこと、口縁部の器壁が端部にいたるまで同じ厚みであることなどの特徴を有する。

浜遺跡D-02第1集石遺構例は、基本的には浜遺跡E-01第3土器群例に類似するが、口縁部に櫛描波状文が無く、外面の調整にヘラ磨きをおこなっていること、口縁部1段目がやや長くなっていることなどの変化があり、型式学的には若干ながら後出するようである。

小型丸底壺33、34は口縁部が短く大きく外反し、内外ヘラミガキ。短頸壺20は弥生終末以来の型式を保っている。

甕は数種類有る。うち、極細長胴甕は基本的には見あたらず、終末において途絶えたと考えてよい。伝統的な長胴の甕は頸部に突帯のつくものや、外湾口縁部にやや肩の張る球形に近い胴部を持つもの（22）や23、24のように内面の胴部下半をヘラ削りするものがある。これは、当期を前段階と区切る新出の技法導入といつてよい。

球形胴部に、短く直線的で傾きの強い「く」の字縁部がつくものでは、口縁部先端をつまみ上げた例や、尖り気味におさめたものがあり、胴部の外面は細かい横および縦刷毛目調整、内面は頸部以下全面的にケズリ調整している。25は直立する複合口縁部の外面に凹線を施す亀川上層式に類似する甕である。脚付き鉢（26）の変化は顕著で、弥生終末のものより口縁部が伸び、脚も発達している。

高坏は大別2種類ある。通有の坏部を持つものと、口縁部が屈曲するものである。前者は、弥生終末期のものより坏部の底面が平坦で、口縁部2段目が1段目より2倍以上長くなっている。28は皿状の下半部と大きく外湾する上半部から成る坏部に、ラップ上に拡がる脚部が付く。脚部中位に穿孔があり、口径23cm。浜遺跡29も同一形式。30は坏部の底面がほとんど平坦で、上半部が口縁端に向かって直線的に開く。脚部は上半が筒状部で、下位で急に外側に開く。口径17cmと28よりも小型である。27はエンタシス状の上半部と大きく外湾気味に開く下半部の脚部が特徴的である。口縁部が屈曲する高坏が出現する。高松遺跡29号の例（31）や、日田市夕田遺跡土坑1例のように坏部下半が浅く、2段目口縁との屈曲部が内側に突きだし気味である。

他に直口縁椀、鉢、皿、低脚付き鉢、低脚付き小型

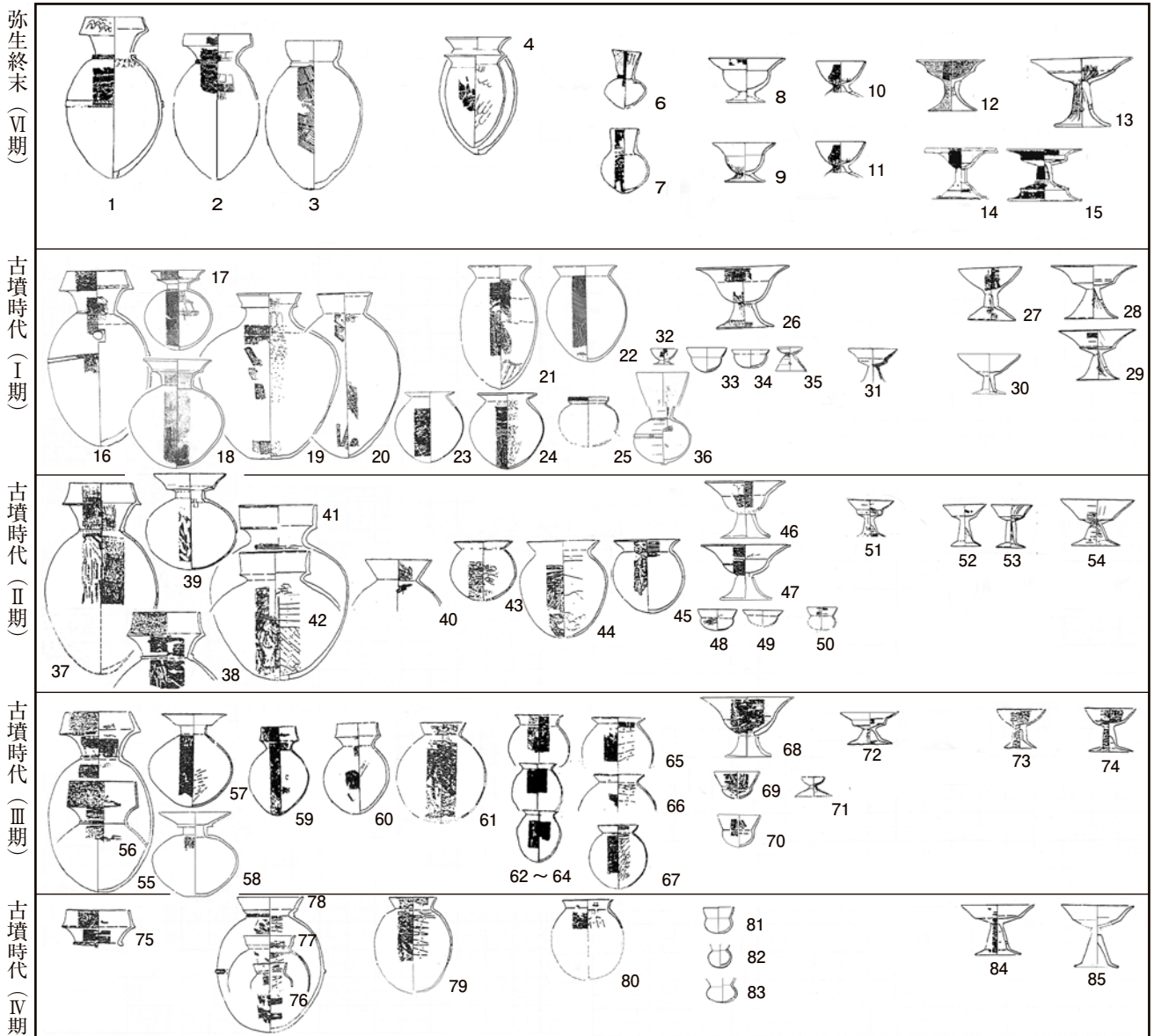


図5 大分の弥生終末～古墳前期土器編年図

椀、小型器台（32～35）等がある。守岡19号32、浜遺跡DO1-7土器群では、胴部中央に弱い屈曲がある浅い半球状椀に、ハの字状に開く低い脚部がつくもので、掲げた2例は形態、大きさとも極めて類似している。

古墳時代Ⅱ期（古墳前期前葉）

浜遺跡3号石棺第1土器群、小園遺跡110号、板切遺跡（宮内克己1999）H区22号住居跡、三反田遺跡1号住居跡（吉武学他1985）資料をこれに充てる。逆くの字状口縁37、38は丸底で卵形の胴部、内傾する口縁部と全体の器形は前段階に類似するが、頸部の断面三角突帯は貧弱になる。口縁部外面は軽い斜行ハケ目のみで、櫛描き波状文が施されていないものもある（37）。胴部の突帯も省かれているようである。

複合口縁壺は小園遺跡110号住居跡41、三反田1号住居跡42がある。前者はわずかに肩の張りが残る胴部、丸底で直立する口縁の端部は丸く肥厚。胴部外面は刷毛目、内面はヘラ削り。複合口縁壺は二重口縁部が全体、外側に開く類いのものもある。

畿内第Ⅴ様式系二重口縁壺は浜遺跡3号石棺第1土器群例39に見るように、二重口縁部1段目が2段目よりも長さが短くなり、かつ水平気味になる。2段目はより長く直線的で、わずかな湾曲を残しながら大きく外に開く。口縁部の器壁は、端部へ向かって薄く延ばされ、最後は摘み上げ気味に処理されている。胴部は左右が広がり、球形からわずかながら扁平になっている。

広口の小型丸底壺で小園110号例49は、口縁部が前期

に比べてやや発達。浜遺跡3号石棺第1土器群例48や三反田1号住居例50はさらに口縁部が発達しているが、全体の器形はまだ口径に比較して器高の小さいものである。

高坏54は浜遺跡例。坏部の底面は完全に平坦化する。殆ど水平に近い底面に、大きく外に開いた、湾曲のない直線的な口縁部を接合したものである。脚部上半は釣り鐘状で、下半はハの字状に屈曲する。口径24cm台。器内外面はヘラ磨き調整。51は口縁部が屈曲する類で、坏部下半が断面箱形になる。脚付鉢46、47はさらに口縁部が発達している。その他小型器台や製塩土器等も確認できる。
古墳時代Ⅲ期（古墳前期中葉）

小園114号住居跡、同119号、板切Ⅱ遺跡7号、14号、17号、24号住居、植田遺跡SD-1(E)号溝例を充てる。安国寺式タイプの逆くの字口縁壺55は前期のものと殆ど変わらないが、小型複合口縁壺59、60ともども、口縁部の内傾度が弱まり殆ど直立するものが目立つ。55、56のような複合口縁壺がみられる。小型丸底壺69、70は内外面磨きで、丁寧に調整されている。板切7号例69で顕著なように、前の時期に比べて口縁部が発達する。

第Ⅴ様式系二重口縁壺57、58は、口縁部1段目が極度に短くなり、相対的に2段目が長く直線的で、傾斜を強めて大きく外に開く。

在地系長胴甕62～64は外面刷毛の後、ナデを行っている。布留系甕65～67は肩部が張り、口縁部外面が横ナデによって微妙にふくらみがある。内面はわずかに内湾する。外面の胴下半は斜行刷毛目だが、肩部に横刷毛目を施す。口縁端部を摘み上げたものや、尖り気味におさめるもの、口縁端部をナデで、平坦にしたものと、ヴァリエーションがある。

高坏72、73は口径が縮小する。口径13cm台のものと15cmから17cm台のものに大別され、前代の24cmを越すものは姿を消しているようである。器面調整は、外面の磨きがやや粗雑化したり、平滑なナデ仕上げになったりするが、後者の例でも内面の磨きが行われるものが多い。脚部は下半がやや太くなる程度の筒状で丈高。その下端はハの字状に、メリハリの利いた屈曲を示す。口縁部が屈曲する72は坏部下半が断面逆台形に変化している。71のような小型器台も確認される。他に丸底の浅皿、内外面刷毛・ナデ調整の浅い碗がある。

古墳Ⅳ期（古墳前期後葉）

久住町板切Ⅱ遺跡15、16、同23号住居例を挙げる。

櫛描き波状文の逆くの字口縁壺75はまだ、残存するようである。太い頸部の複合口縁壺77は頸部と口縁部の境が鈍くなる。口縁部はわずかながら外傾反気味に立ち上がり、端部は如意状に小さく外湾する。ハケ目調整と、平滑ナデ、内面はヘラ削り。胴部外面はハケ目、内面はヘラ削り。76はこれによく似た口縁部を有すが、口径10cm内外の小型壺。二重口縁の屈曲部はさらに稜がにぶくなり、口縁端部も外湾しない。口径と胴最大径の差が小さいものである。複合口縁壺78は卵形胴部に外反の強い二重口縁部を持ち、頸部と胴部に粗い間隔で刻目突帯を有する。他遺跡で類例無し。器高60cmの中型の壺である。80のように長胴気味の球形胴部と立ち上がり急で端部が尖る外湾口縁部の甕や、79のような外反の直口甕で内面のヘラ削りが残るものもある。前者の外面は粗雑なハケ目調整。小型丸底壺は81～83のように型式退化し調整も研磨が施されなくなる。

高坏は二種類ある。坏部上段が直線的に開き、下段部内面が浅い皿状のもの（84）と弱いながらも外湾し、下段部内面が深いもの（85）で、口径は18cm～19cm台と前式より大きめである。脚部はすそ広がり筒状で、その下部は急にハの字に開くが屈曲は鈍くなっている。Ⅱ期のものより口縁部の外反度も大きく、坏部全体は口径に比べて器高が低い形状となる。器面調整は内外ともハケ目の上を撫で消すが、部分的にハケ目が残る例も多い。

以上の土器編年を踏まえて、赤塚古墳出土の壺形土器を位置づけてみる。

Ⅳ. 赤塚古墳出土遺物の位置づけ

（1）土器（図4）

赤塚古墳周溝出土土器片は、頸部以下を欠損しているが、他の類似例から判断して、球形気味の胴部、短い直立気味の頸部を持つ畿内系二重口縁壺と考えられる。見てきたように、このタイプの二重口縁壺は、当該地においては弥生終末以降になって出現するものである。外反する二重口縁の1段目と、2段目の長さの比率がほぼ同じであり、口縁端部の器壁がまだ厚みを失っていない点、円形粘土浮文が施されている点などからみて、本例は前述した古墳Ⅰ期新～同Ⅱ期古に位置づけられよう。

(2) 鏡

主体部の安山岩製箱式石棺から特異な状況で5面の三角縁鏡が出土している。内訳は三角縁波文帯盤龍鏡1面、三角縁唐草文帯二神二獸鏡1面、三角縁獸文帯三神三獸鏡2面、三角縁櫛齒文帯四神四獸鏡1面である。3面の神獸鏡にはそれぞれ同範鏡の存在が知られている。

三角縁神獸鏡を神獸の数やその配置に着目した型式分類は、はやく、後藤守一によって行われ、その後、西田守夫、小林行雄、樋口隆康等が続く（後藤1926）、（西田1970）、（小林1971）、（樋口1992）。しかしながらそれらの型式分類には型式の変遷、つまり編年の考察は不十分であった。ところが1990年代以降、新納泉、岸本直文等によって、三角縁神獸鏡に関する本格的な型式学編年研究が行われるようになり、新たな展望が開けつつある（新納1991）、（岸本1995）。

新納の三角縁神獸鏡編年は、外区の三角縁断面、内区の傘松文様、銘帯・文様帯の型式分類を組み合わせ、4段階を設定するもので（図6）全体としては首肯できる。以下、これに則りながら、赤塚出土鏡をみてゆく。

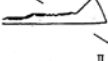
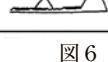
段階	外区	傘松形	銘帯・文様帯
1			
2			
3			
4			
5			

図6 三角縁神獸鏡の編年・新納案
（新納1991を一部省略）

三角縁神獸鏡（図7）

①三角縁唐草文帯二神二獸鏡

面径21.7cm。内区に比べて外区が厚く、外区の内側斜面に鋸齒文が施されている。新納分類の1式に当てはまる。傘松文様は中心に小乳を置く捻文の輪を基部として、三段の傘を重ね上部に旒^{ぼう}と言われる房が置かれている。新納の傘松形3式に該当か。乳と方形図文に挟まる唐草文様はやや簡素になっているが、新納分類1式の新しい段階のものと思われる。以上を総合すると、本鏡は新納の2段階新～3段階に位置づけられよう。

②三角縁天王日月鋸齒文帯四神四獸鏡

面径23cm。外区は新納Ⅱ式で、副文帯は櫛目文帯と鋸齒文帯からなり、天王日月銘の方格4個と4乳が配される。神仙の身体は重弧線で表現され、頭部は三梳形と三珠形である。傘松文様は無い。新納編年の3～4段階に比定する。

③三角縁天王日月獸文帯三神三獸鏡

面径22.4cm。外区は新納Ⅱ式で、副文帯は小乳と天王日月銘の4方格、獸形からなる獸文帯がめぐる。3神像の膝と足は縦縞座布団を2枚重ねたように表現されている。正面をむいて巨を銜えた獸形は、古式の物に比べて著しく退化した図像になっている。大きな捻文座様の輪と何重にも積まれた小さな傘や小三角形の図文が見られるが、傘松文様の退化した痕跡を表しているのかもしれない。新納編年の4段階に比定する。

④三角縁天王日月獸文帯三神三獸鏡

面径22.5cm。新納Ⅱ式の外区。獸文帯や神像、獸形とも鏡3に類似する。退化した傘松文様がある。新納編年の4段階に比定できよう。

三角縁波文帯盤龍鏡（図8）

本鏡は石棺床面の頭部側に立てられた状態で出土したという。盤龍鏡は、龍形および虎形の動物をモチーフにした鏡で、鈕座の下に胴下半部が隠されており、上方に頭、下方に尻尾と足、両側に体の一部が半肉彫りで表現されている。戦国、漢代から続く鏡式である。ここでは、樋口の分類や定義に則って、頭部に角、身に鱗を表現したものを龍とし、頭部の角を欠き、身が縞文のものを虎形とする（樋口1979、1992）。

赤塚鏡は、面径25.3cmを測る。外区は三角縁で、鋸齒文帯、複波文帯、鋸齒文帯、櫛齒文帯、複波文帯、鋸齒文帯と続く。内区には円錐形の4乳を配し、乳を挟んで一對の単角竜と、単角龍および（無角）虎の一對が対峙する。1乳の内側には鳳凰が描かれている。龍の顔は細長い吻、丸い目が特徴で、頭部には先端が尖った単角がある。胴部は複弧線と朝顔の種状文を組み合わせた、鱗の表現がある。虎形には角が無く、胴部上半部は縞文だが、下半部に鱗の表現もあり竜虎の区別が付きにくい例である。鈕座は連珠文が繞らされ、半球形の鈕に続く。

ところで、このような三角縁盤龍鏡は、三角縁神獸鏡ほどではないが、他にも古墳から一定数出土しており、



1



2



3



4

(縮尺不同)

図7 赤塚古墳出土三角縁神獣鏡

※ 図7・8は県立宇佐歴史博物館2012「平成24年度 里帰り展」『歴博』第37号から修正の上引用。



図8 赤塚古墳出土盤龍鏡

その祖型と位置づけられる鏡も存在する。以下それらの型式学的検討を行ない、その編年を試みる。

(3) 盤龍鏡の編年(図9)

古墳時代盤龍鏡の最古式例としては、京都府福知山市天田広峯15墳出土鏡を挙げることができる(崎山1987)。

本鏡は直径や鏡縁の形状において、おおむね径20cm内外、縁の断面が三角形他の属性で定義される、通例の三角縁神獣鏡からは外れるものである(樋口1979pp.243)。しかしながら、以下見てゆくように、通有の三角縁盤龍鏡のいわば祖型と考えることができるため、あえて0(ゼロ)式の呼称を設定して、I式以降定式化する三角縁盤龍鏡の前型式とする。

0式

天田広峯15墳鏡を標識とする。四頭式銘帯盤龍鏡である。16.8 cmの中型鏡で、鏡縁は斜縁、もしくは半三角縁と称すべきものである。鏡縁はわずかながら上方へ反り上がっている。外区は厚みがあり、複波文帯、鋸歯文帯、櫛歯文帯、銘帯と続き、内区には小さな4乳と乳を挟んで対峙する4頭の半肉彫り竜虎が配されている。無角龍と双龍が一組、二頭の虎が一組。角は後ろを向く。竜の身体には半肉彫りの弧線と円文からなる鱗が表現されている。注目すべきは銘帯で、左回りに「景初四年五月丙午之日陳是作鏡吏人詔之位至三公母人詔之 保子孫孫寿如金石兮」の35文字の銘文が鋳出されている。なお、景初四年はあり得るとすれば西暦240年にあたる。

I式

山口県下松市宮ノ洲古墳鏡を標識とする。面径24.5 cmと通有の三角縁神獣鏡の面径となっている。鏡縁は天田広峯鏡よりは発達しており、小さな三角縁を呈す。外区は鋸歯文帯、複波文帯で、かまぼこ形に膨らんだ副帯には、王氏作鏡四夷服多賀国家人民息胡虜以下の35文字よりなる銘文がある。内区には乳を配し、乳を挟んで向き合う1角龍と無角虎が、二組描かれる。虎としたものも、鱗身であるが顔面はあきらかに虎である。龍頭は上から見た構図で、長い鼻と両眼、後ろ向きの1角を描く。断定は出来ないが、頭部から続く中細い部分が首もしくは胴上半部、続く部分は逆U字状で大きく、下肢・太ももをデフォルメしたのかもしれない。とりあえずこれを胴下半部とする。この胴下半部の下端には短い櫛歯状の細線が表現されていて、その先は連珠文鈕座に隠れる。前足がある。虎の頭はやや斜め上からみた視点で表現されていて、眼と丸みを帯びた鼻面を描く。口を開け、牙をむいている。太い首と逆U字状の胴下半部は龍の表現に類似する。胴下半部下端の短い櫛歯状細線も類似。竜虎とも全身、複半円弧と半球文からなる鱗があり、各鱗は独立気味に配される。

II式

京都府山城町椿井大塚山古墳鏡を標識とする。複波文帯式盤龍鏡である。面径24.5 cmで、前式に比べて鏡縁が肥大し、明確な三角縁になっている。外区は鋸歯文帯、複波文帯、複鋸歯文帯で、以後の型式でもこの組み合わせが継続する。副帯は銘帯にかわり複波文帯と櫛目文帯の組み合わせになる。内区は1角龍と2角龍および1角龍と虎の組み合わせである。龍は鱗身であるが、鱗を表現する円弧と半球文がII式に比べて形が崩れ退化を示すとともに、おのおの独立せず隣り合う形で表現されている。胴下半部下端の短い櫛歯状細線は長く伸びている。

III式

赤塚古墳鏡を標識とする。複波文帯式盤龍鏡である。面径25.3 cm。鏡縁の断面三角が前式より一回り大きくなっている。外区文様帯は基本的には前式と同じ。鱗文はさらに退化して、浅い皿状になった弧線と角の着いた朝顔の種状になった文様で構成される。

龍の、胴下半部下端の櫛歯状細線は「簾状文」に変化する。虎の顔は正面向きになり、形相も丸みを帯びて穏

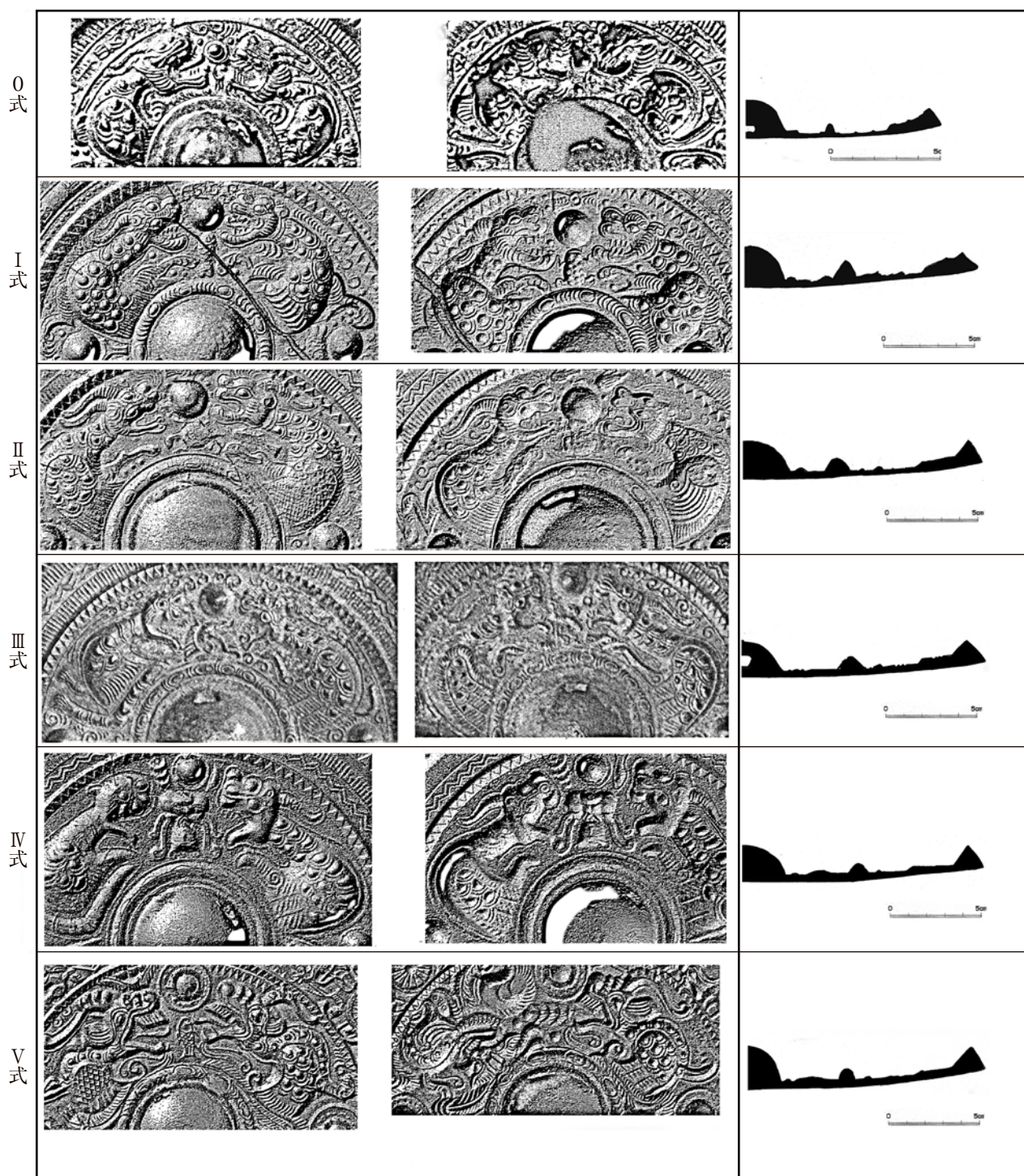


図9 盤龍鏡編年

やかなものになる。1乳の内側に羽を広げた鳳が描かれるが、この乳の下に小図像を置くのはこの型式以後継続する属性となる。

IV式

福岡市藤崎古墳鏡、奈良県桜井市池ノ内5号墳を標識とする。複波文帯式盤龍鏡である。

三角縁はIV式に類似するが、外区の厚みが薄くなる。

内区に4乳配置し、うち2乳の内側に神像を置く。竜虎の鱗文は数を減らす。前式までは、胴下半部は逆U字状の曲線で上半分と明確に区切られていたが、本式ではこの逆U字状の曲線が消失し、胴上半部との境界が無くなる。

V式

伝奈良市大和町富雄丸山古墳鏡、群馬県富岡市北山茶

臼山古墳鏡を標識とする。

画像文帯式盤龍鏡。副帯に車馬や騎馬、神仙、魚、山岳文、笠松文などが半肉彫される。内区には極度にデフォルメされた1角の龍形3頭と1頭の靈獣が配される。

(4) 盤龍鏡各型式の時期

0式を出土した天田広峯15号墳は全長約40mの前方後円墳。地山を削り出した墳丘で、葺石・埴輪は無い。

後円部中央に掘り込まれた墓壇に納められていた木棺やその周辺から、銅鏡や管玉、鉄製武器、工具類などが出土し、4世紀後半の築造と考えられているが、出土の盤龍鏡自体には陳氏なる工人が景初四年に作鏡したとある。陳氏作銘の年号鏡は他に、鳥根県神原神社古墳の景初三年銘三角縁神獸鏡、大阪府和泉黄金塚の景初三年銘画文帯神獸鏡、兵庫県森尾古墳の正始元年鏡等が知られている。中国において景初の年号は三年までで、景初四年の表記は本来あり得ないが、改元の事実を知らずに使用したのだが、やがてその情報が届き、正始元年鏡が製作されたものと考えられる(王1987、同2012)。であれば、本鏡の製作時期を西暦240年と想定してもよからう。古墳の時期比定が正しければ、副葬されるまでにおよそ百年も経過したことになるが、古墳の築造時期をもっと遡らせるほうがいいだろう。

I式の宮ノ洲古墳鏡は、0式の天田広峯鏡を元にして、径24.5cmと定型的な神獸鏡なみの面径に拡大されている。三角縁盤龍鏡の最古式鏡と位置づけられる。三角縁神獸鏡としては最古式の、鳥根県神原神社古墳出土鏡や正始元年銘鏡と同様、厚みのある外区と未発達断面の断面三角形が特徴的で、陳氏工人達がこの時期、すなわち西暦239年、同240年ごろに、先行する漢、魏晉鏡を参考にしながら、新式の鏡作りに試行錯誤していたことが推測される。新納の三角縁神獸鏡編年第1段階に対応。3世紀の中頃に比定できよう。

宮ノ洲古墳は徳山湾に突出する砂州の基部に築かれた古墳で、江戸時代天和三年および明治20年に盗掘されている。これを調査した梅原末治の報文によると、円形の封土が残る古墳で、明治の発掘の際には石積みと壺が確認され、この壺の中に三角縁の盤龍鏡、半円方形帯神獸鏡、獸帯文神獸鏡および内行花文鏡、鉄刀が収められていた(梅原1922)。残された壺の図をみると、高さ1尺1寸(33.6

cm)で、球形の胴部に狭まった頸部、外側に傾く、二重口縁壺の特徴がよくでている。おそらく古式の土師器壺であろう。石室は割石を積んだ堅穴式石室と思われる。

II式の椿井大塚山古墳鏡は、定型的な三角縁鏡で、新納の三角縁神獸鏡編年第2段階に対応。多数存在する三角縁鏡の中でも、古式グループに属するものである。本古墳は三味線撥形の墳丘と長大な堅穴石室、割竹木棺、日本中の古式古墳鏡と同範囲のある大量の三角縁神獸鏡など、典型的な出現期の大形前方後円墳である(京都大学文学部考古学研究室編1989)、(中島1999)。墳丘出土の土器は、おおむね布留式の最古式に位置づけられている。いま、幅をとって、庄内式新～布留最古式と考えておく。ところで、鏡の型式でみても、本式とII式鏡との型式差は大きくなく、両者は近接した時期に製作されたものと考えてよからう。3世紀中頃～後半ごろか。

III式も、II式やIV式との型式差は、漸次的なものである。赤塚古墳出土の二重口縁壺は、庄内式新～布留最古式に比定でき、椿井大塚山古墳との大幅な時期差は考えなくともよいだろう。3世紀の後半を中心にした時期に比定する。新納の3段階か。

IV式は鏡縁の三角が大きく、外区と内区の厚さに大きな差が見られなくなっている。新納の4段階に対応。

藤崎古墳は同遺跡第1地点で発見された、箱式石棺を主体部にする古墳で、石棺には三角縁盤龍鏡や素環頭太刀が副葬されていた。1912年の不時発見で詳細は不明だが、その後の調査で、周辺からは弥生終末～古墳時代初頭の西新式土器や方形周溝墓などが多く発見されており、三次調査6、7号方形周溝墓からは三角縁二神二獸鏡や、珠文鏡などが出土している。明治に出土した盤龍鏡は1区1号方形周溝墓の副葬品である可能性が高い(久住2004)。池ノ内5号墳は径15～16mの円墳で、割竹形木棺2基を直葬する。第2号棺から三角縁盤龍鏡、勾玉、管玉、鉄剣、鉄刀他を出土する(菅谷他1973)。

V式は、前式まで漸次的な変化を見せていた竜虎図像が、大きく型式変化したもので、退化が目立つ。

富雄丸山古墳は径86m、高さ10mの大型円墳で、葺石・埴輪を持つ。主体部は粘土槨・割竹形木棺。武器類・鉄製品類・巴形銅器のほか、盤龍鏡を含め、3面の三角縁神獸鏡が当古墳の出土品として伝わっている(泉森他1974)。北山茶臼山古墳は明治27年に発掘された径

約40m、高さ約5mの円墳で葺石・埴輪が確認されている。主体部は粘土槨で、銅鏡、玉類、石釧、刀剣等が出土している（富岡市史編さん委員会1987）。以上2基の古墳とも、4世紀後半～末の築造と考えられており、本式の盤龍鏡年代としても矛盾ない。

（5）赤塚出土盤龍鏡

見てきたように、赤塚出土盤龍鏡は盤龍鏡編年Ⅳ式に位置づけられ、椿井大塚山古墳鏡とはわずかな型式差ながら後出する。赤塚、椿井大塚山古墳は同範鏡で結ばれた前期古墳として有名であったが、墳丘に埴輪が飾られないこと、墳丘自体も同じ撥形になる可能性があること、出土土器もほぼ同一時期のものであることが確認できた。他の三角縁神獣鏡や盤龍鏡のわずかな型式差から判断して、両古墳の築造時期はほぼ同時期とみてよいだろう。九州のみならず全国的に見ても、最古式前方後円墳の一つと位置づけることができる赤塚古墳。その主体部が割竹形木棺や竪穴式石室でなく、弥生後期から連綿として続く箱式石棺を採用している事実は、当該古墳の被葬者の出自、性格を物語ってあまりある。

V. 最後に

古墳時代初頭に位置づけられる近畿地方の土器群は、庄内式新段階～布留古式と考えられている。この時期の古墳としては奈良県桜井市纏向のホケノ山古墳や箸墓古墳⁵⁾が挙げられる。ホケノ山古墳は三輪山の西北、箸墓古墳の直ぐ側、東側の丘陵に築かれている（纏向型）前方後円墳で、円墳に短い前方部がつく。後円部径約55mで、全長約80m。墳頂部に大きな土壇を設け、石室状の「石囲い」施設を作り、その内部にコウヤマキ製の長さ5mの刳拔式木棺を納めていた。倭人伝風に言うと、槨ありて、棺ありということになる。棺内は水銀朱で覆われていたらしい。副葬品としては大型壺、銅鏃、鉄鏃、素環頭大刀、鉄製刀剣類、鉄製農工具の他に、画文帯同向式神獣鏡⁶⁾（1面）、内行花文鏡片が出土している。以上の特徴から、古墳は次に述べる箸墓古墳に代表される、定型化した出

現期大型前方後円墳より、若干前の時期に築かれたものと考えられている。

ところで、豊後大分にも同時期の古墳が知られている。国東市安岐町所在の下原古墳（小林1987）で、調査時には中世の安岐城の造営によってほとんど平らに削平を受け、後円部墳裾の三分の二、西くびれ部と前方部の一部及び石室の下半分を残すだけであった（図10）。

後円部径15m、全長25m未満の小形の（纏向型）前方後円墳である。主体部の竪穴式石室は、大きさ5.7m×3mの墓墳の中に組み合せ式木棺を配置し、その隙間を大形の礫で充填していたと考えられる。本墳に伴うと考えられる土器が出土している。図10-3は、口縁部外面に多段の櫛描波状文を施した二重口縁壺。同4は口縁部が大きく屈曲する高坏。同5は有軸のヘラ描羽状文が施された手焙り形土器である。いずれの土器も非在地系の土器であり、先の土器編年に照らし合わせれば、古墳Ⅰ期に比定できる。

これはまた、二重口縁壺や高坏、手焙型土器などとの類似から、纏向編年の纏向3式、庄内2式に対応するものとする⁷⁾。土器や墳形と併せても、下原古墳が大和

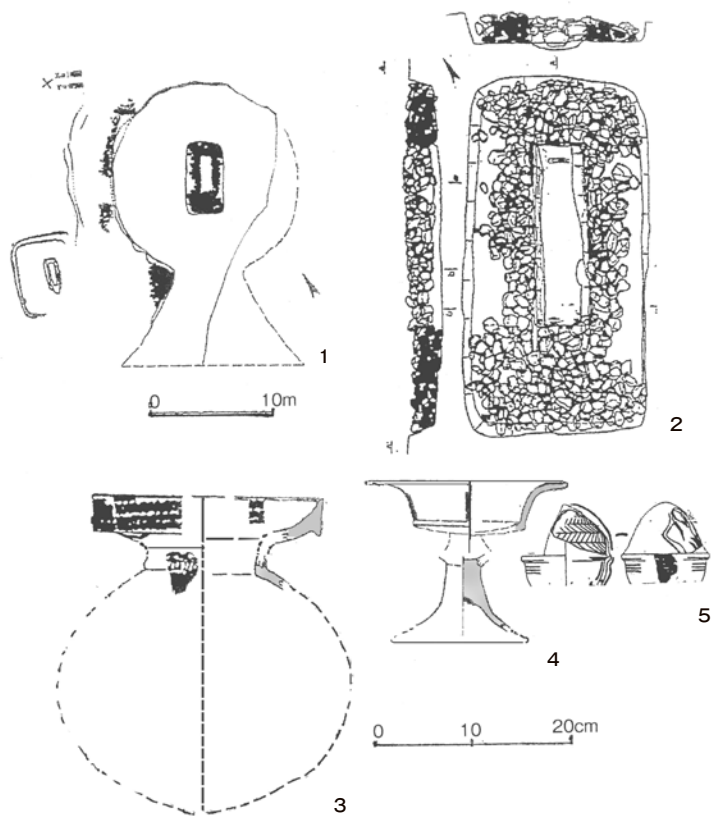


図10 下原古墳と出土土器

纏向型前方後円墳の影響、もっと言えばその政治的影響を強く受けたものであることが想定できよう。

大和地方でこのホケノ山古墳に後続する古墳として、隣接する箸墓古墳がある。箸墓古墳に関しては、これまでの古墳編年では、構築年代が3世紀末から4世紀初頭とされ、邪馬台国の女王卑弥呼が死亡したとされる3世紀中頃との時期にずれがあるため、その可能性は少ないとされていた。

しかしながら、近年、年輪年代学や放射性炭素年代測定法による年代推定から古墳築造年代が従来より古くなる可能性が指摘されており、卑弥呼やその後の男王、あるいは壺与の推定死亡年に、重なる時期の古墳となった。古墳は前方部が途中から撥形に大きく開く古式古墳特有の墳形で、後円部は径約150m、墳長およそ278mと、3世紀代の古墳としてはわが国最大の前方後円墳である。後円部の径だけでみれば、倭人伝の径百歩 $\approx$ 150mによく合致する。

古墳Ⅱ期（古墳時代前期－前葉）は、寺澤薫編年布留0式、纏向4式に比定される。椿井大塚山古墳、赤塚古墳や福岡県荊田町石塚山古墳などの出土土師器がこの時期に位置づけられる。前述した鏡の年代観から言えば、3世紀後半でそれほど矛盾はないものと考ええる。

ところでこれら三角縁神獣鏡が魏の皇帝から下賜された鏡であるか否かという、議論が長く続いてきた。鏡の銘文にある年号についても、当該暦年代より後の時代に、古い年号を使ったという可能性もあり得たが、近年の型式学的研究によって、型式と年代に齟齬がないことを確信できるようになったことは重要である。陳是（氏）という中国系の名前をもつ工人もしくは工房が、景初三年から正始元年にかけて、神原神社古墳三角縁神獣鏡や広峯15号盤龍鏡、大阪府和泉黄金塚（末永・森他1954）平縁画文帯神獣鏡などを試行錯誤しながら製作していたことはほぼ間違いない。

さらに、本来あるはずもない景初四年銘の鏡が存在することなどから判断すると、古式の三角縁神獣鏡が中国洛陽周辺ではなく都から遠く離れた地で作られたものである可能性は高い。邪馬台国および卑弥呼の王権と深い関わりを持った、帯方郡が魏本国とやりとりしながら倭人向けに特鑄した製品だったと考えたい。工人たちが当時の倭国に向かい作鏡していた可能性も否定できない

（王1986）。洛陽に行った使者等に渡された鏡も存在し、それらのなかに方格規矩鏡や内行花文鏡、画文帯神獣鏡などの漢式鏡が含まれていたと想定する。いわゆる、伝世鏡として扱われてきた、前期古墳出土の漢式鏡群である⁸⁾。三角縁神獣鏡はそれを用いた祭祀や、葬送の具として使用された可能性が高い。だからこそ、前方後円墳による葬送儀礼が定着するほどに、多量の三角縁神獣鏡が必要になったのであろう。

いずれにしても、この種の鏡が、大和を中心にした近畿地方の古墳に集中している事実是否定できず、邪馬台国とこれに関わりのある首長が眠る奥津城は畿内にあると考えざるを得ない。卑弥呼もしくは壺与の墳墓として、巨大古墳が築かれ大型前方後円墳時代が始まったのであれば、その後続く4～6世紀のヤマト王権のさきがけとして卑弥呼の邪馬台国時代があったことになる。それは、古墳時代最初期の纏向型前方後円墳のころに始まった。下原古墳もまた、畿内に成立した初期大和王権の影響のもと築かれるようになった古墳であり、次の赤塚古墳になると、邪馬台国がらみの王権から配布された葬儀用の鏡として、三角縁神獣鏡が下賜されたのであろう。

弥生時代後期の大分には、漢代の中国鏡片が多数もたらされ、集落で保持されていた。ところが弥生終末から古墳時代Ⅰ期（古墳初頭）にそれらの鏡片は堅穴住居などに一斉に廃棄される（高橋1979）ようになる。弥生時代においてなにがしかの価値を有していたはずの中国鏡片がその価値を失うような、大きな時代の変革を反映している現象と捉える。ながらも続いた在地土器の様式も崩れて、下原古墳や赤塚古墳にみられるように、大分の地にもあらたな時代が到来したようである⁹⁾。

〔謝辞〕資料提供で以下の方々にお世話になった。謝意を表したい。山本悦子、久住猛雄、藤尾慎一郎、福知山市教育委員会

図版について

図9の鏡は、各報告書および橿原考古学研究所編2006『3次元デジタルアーカイブ 古鏡総覧』を修正の上引用。

図5掲載土器の出土遺跡は以下のとおりで、各報告書から引用。但し縮尺は不同。

多武尾遺跡SD 6 溝：1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 13, 14
多武尾遺跡SD 3 溝：3, 10, 15
守岡遺跡13号住居跡：16, 19, 20, 21～24, 25, 26, 27, 28, 30, 34
浜遺跡E-01第3土器群：17
浜遺跡D-01第7土器群：29, 33
高松遺跡29号住居跡：31
浜遺跡3号石棺第1土器群：37, 39, 46, 48, 54
浜遺跡B-2第4土器群：51
三反田遺跡1号住居跡：38, 42, 44, 45, 50
小園遺跡110号住居跡：41, 52, 53
板切Ⅱ遺跡7号住居跡：59, 61, 69, 74
板切Ⅱ遺跡14号住居跡：55, 68
板切Ⅱ遺跡17号住居跡：65, 66, 70, 73
板切Ⅱ遺跡24号住居跡：62
植田市遺跡SD-1 (E区) 号溝：56, 60, 57, 63, 64, 67
浜遺跡D-01：58, 71
板切Ⅱ遺跡23号住居跡：75～85

【註記】

- 1) 前掲 真野・宮内1981
- 2) 測量は国土防災技術株式会社(大分支店)により行われた。測距精度平均化時4mm×100m。スキャン精度10,000HZ(10,000点/秒)、最小測点間隔：1.3mm×100m)
- 3) 高橋徹・清水宗昭1982「大分の石棺」『九州考古学』62号
- 4) 蓮岡法暲他2002『神原神社古墳』加茂町教育委員会
末永雅雄・島田暁・森浩一1954『和泉黄金塚古墳』日本考古学報告第5冊 東京堂出版
- 5) 榎原考古学研究所2008『ホケノ山古墳の研究』榎原考古学研究所研究成果第10冊
宮内庁書陵部1991『書陵部紀要』第51号 宮内庁書陵部
笠井新也1941「箸墓古墳の考古学的考察」『考古学雑誌』33巻3号
- 6) 出土の画文帯同向式神獸鏡は直径19.1cm。縁には菱雲文が描かれ画文帯、半円方形帯、4乳・神獸からなる内区へと続く。方形と半円の間は円文と小さな珠文で充填され、半円方形帯2-a類に分類される。環状乳画文帯神獸鏡Ⅱ式とほぼ同時期に比定される。
高橋徹2001「鏡編年試論Ⅱ－半円方形帯鏡について(1)」『FRONTIER』3号
- 7) 関川尚功1976「第1章 纏向遺跡の古式土師器－纏向1～4式の設定－」石野博信・関川編『纏向』桜井市教育委員会、pp433-455
- 8) 高橋徹1986「伝世鏡と副葬鏡」『九州考古学』第60号
高橋徹1989「弥生墳墓と副葬品」『考古学ジャーナル』

308

- 9) なお本稿助稿後、久住猛雄氏から吉留秀敏が1995年の時点で、赤塚古墳がバチ形墳丘になる可能性について言及しているよしの教示をいただいた。それを受けた氏の論考や発表資料のレジメがあるという。ご教示に謝意を表す。
吉留秀敏1995「九州の前期前方後円」

【参考文献】

- 泉森駿・久野邦雄1974『富雄丸山古墳－奈良市大和田町富雄丸山古墳群発掘調査報告－』奈良県文化財調査報告第19集
梅原末治1922「周防国都濃郡下松宮洲発見の4古鏡」歴史地理学10巻第3号 pp163-168
梅原末治1923「豊前宇佐郡赤塚古墳調査報告」『考古学雑誌』14巻3号
王仲殊1986「呉鏡師陳師世所作神獸鏡論考」『考古』86-12
王仲殊1987「日本出土的景初四年銘三角縁盤龍鏡」『考古』87-3
王仲殊2012「再論日本出土的景初四年銘三角縁盤竜鏡」『考古』第6期
京都大学文学部考古学研究室編1989『椿井大塚山古墳と三角縁神獸』京都大学文学部博物館図録
小林昭彦1987「Ⅳ方形周溝墓・下原古墳の調査」『安岐城跡・下原古墳』大分県文化財調査報告 第76輯 大分県教育委員会
坂本義弘1988『高添遺跡 出口地区』大分県大野郡千歳村高添地区所在遺跡の調査報告書 千歳村教育委員会
崎山正人1987「駅南地区発掘調査概要 寺ノ段古墳群、広峯古墳群」『福知山市文化財調査報告書』12号
渋谷忠章他1979「宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報Ⅱ 大分県教育教委会
末永雅雄・島田暁・森浩一1954『和泉黄金塚古墳』日本考古学報告第5冊 東京堂出版
菅谷文則1973「池ノ内5号墳」『盤余・池ノ内古墳群 奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第28冊
関川尚功1976「第1章 纏向遺跡の古式土師器－纏向1～4式の設定－」石野博信・関川編『纏向』桜井市教育委員会 pp433-455
岸本直文1995「三角縁神獸鏡の編年と前期古墳の新旧」『展望 考古学』考古学研究会40周年記念論集 考古学研究会
久住猛雄2004『藤崎遺跡 15－藤崎遺跡第32次調査報告－』福岡市埋蔵文化財調査報告書第824集
小林行雄1971「三角縁神獸鏡の研究－型式分類編－」京都大学文学部紀要 第13 古墳文化論考 昭和49年補稿 昭和51年
後藤守一1926『漢式鏡』

高橋徹1979「廃棄された鏡片」『古文化談叢』第6集

高橋徹・綿貫俊一編2011『川部・高森古墳群調査報告書』大分県立歴史博物館

富岡市史編さん委員会1987『富岡市史〈自然編 原始・古代・中世編〉』

中島正1999『椿井大塚山古墳』京都府山城町埋蔵文化財発掘調査報告書第21集 山城町教育委員会

新納泉1991「権現山鏡群の型式学的位置」近藤義郎編『権現山51号墳』権現山51号墳刊行会

西田守夫1970「三角縁神獣鏡の形式系譜諸説」『東京国立博物

館紀要』第6号

真野和夫・宮内克己1981『宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報』IV 大分県教育委員会

宮内克己編1999『板切遺跡群（第Ⅰ～Ⅴ）・小原田遺跡』県営担い手育成圃場整備事業都野西部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 久住町教育委員会

羽田野光洋1978「東九州における弥生式土器研究Ⅰ」『古文化談叢第5集』

樋口隆康1979『古鏡』新潮社

樋口隆康1992『三角縁神獣鏡総鑑』新潮社

古墳の属性と政権動向

— 4 世紀前半期を中心に —

寺 沢 知 子

目次

I. はじめに	57
II. 布留2式期に流通した威信財	58
III. 滑石製品の初現	65
IV. 時期幅を持つ古墳の属性	69
V. 首長墓の系譜と威信財	74
VI. 古墳属性の拡散と背景	79
VII. 政権の動向	85
VIII. おわりに	87

論文要旨

4世紀前半期（布留2式期）を中心に倭系新威信財の創出と配布を定点として、古墳被葬者の生前の政治的活動の同時期性の復元を試み、政権中枢の首長の威信財配布の様相の一端を明らかにした。

すなわち、倭系新威信財創出の萌芽は、メスリ山古墳と後続する櫛山古墳にみられ、東大寺山古墳が平根式鎌形石製品・振り鉄鎌・埴形石製品などを、富雄丸山古墳が琴柱形石製品や滑石製農具を、新沢500号墳が筒形銅器・筒形石製品・瑪瑙製勾玉などを刷新・創出し、政策遂行の意図を持って、各地域の首長に配布したということである。そして、この短期間に配布された倭系新威信財は、入手時の意味を失って一代限りで副葬されたのである。

このように、オオヤマト政権の末期以降、王権規範（前方後円墳体制）は継続するものの、政権の規範は一時的にはあるが、多元的で複数系統を有していることから、この政権中枢の状態を「政権弛緩期」と位置づけた。

さらに、倭系新威信財を出土した古墳の選地が、勢力基盤の集落などを意識するより、交通路の要衝の視認を重視していることを検証し、4世紀前葉の政権弛緩期の交通網構築の意図が、朝鮮半島の金官加耶へ向かう西国の交通網と、東国との交易拡大を意図した交通網の構築にあったことを示した。

4世紀前葉は、政権中枢の首長たちが、王権としての同じ政策の実現という目的を保ちながらも、タガが緩んだかのように個々に倭系新威信財を創出して、地方の首長との連携を目論んだ時代であった。

寺沢 知子（てらさわ ともこ）
神戸女子大学教授

古墳の属性と政権動向—4世紀前半期を中心に—

寺 沢 知 子

I. はじめに

本稿は4世紀前半期（布留2式期）の倭系新威信財を分析の定点とし、埴輪の時期差の問題などにも考慮しながら、古墳被葬者の盟主就任時から埋葬されるまでの政治的履歴の復元を試みるものである。それをふまえて、さらに4世紀における倭系新威信財の動向が、政権の政策とどのような関わりがあったかについて俯瞰的に捉えなおしてみたいと思う。

その前提として、古墳時代の研究の課題をあげれば、次のような事になる。それは古墳の編年観について、古墳の属性（墳丘規格や埴輪や副葬品など）に時期差が混在しているにもかかわらず、古墳の年代観にはさほど影響しないという立場で構築された古墳編年にもとづいて研究を進めているという現状である。

たとえば、古墳出土の遺物についての型式学的組列を試み、それを出土した古墳の「前方後円墳集成編年」にあてはめ、遺物の編年と動向を論じるという手法がまだなされることが多いということである。

一方、逆の手法もまた見られる。たとえば、倭鏡の編年案をもって古墳の編年を定める見解である。このことについては、林正憲（2013）は「倭鏡の編年案は古墳の編年案を元に定められるべきで、倭鏡の編年案をもって古墳の編年を定めることは、循環論法的な危険をはらむ。倭鏡の研究は理解が進んでいるように見えて進んでいない」と指摘している。さらに、倭鏡の製作年代と副葬年代が著しく近い場合を想定し、ある種の倭鏡の製作年代は、「出土した最も古い古墳を基準とし、その倭鏡と併行する型式の倭鏡を出土した古墳の時期を検討し、倭鏡以外の遺物の編年案を考慮すべき」であるとも述べている。そのとおりである。

しかし、「最も古い古墳」という判断を、古墳属性の中のいずれによってするのか、「個々の古墳属性の時期幅」をどう解釈するのかという問題がやはり残るのである。

本稿では、私の古墳時代研究の枠組みをまず提示し、この枠組みを前提として論証をすすめていくことにする。

◎ 王権と政権（寺沢2008・2012・2015）

- ・ヤマト王権の大王は、政権盟主（実体は擬制的な同族連合の族長）主導による政権構成首長の推戴で決定された。血統継承ではない。
- ・王を推戴し政策を実行する「政権」が、交替・継起しながら、約400年にわたってヤマト王権が継続した。（対外的には倭国・倭として登場）

◎ 考古資料から政権構造を理解する前提（寺沢2012）

- ・古墳は寿墓である。地域の盟主に就任した時から、自らの古墳の築造を開始（最古の属性）。
- ・ヤマト王権下の首長である表徴が前方後円墳体制＝墳形による規範
- ・政権盟主から、墳丘規格・築造の仕様書や工人の派遣などが許可。石槨・棺など。墳丘上の表飾（葺石円筒埴輪、一部の形象埴輪）も含む。
- ・墳丘規格の仕様は時の政権によって主導され、政権が交替した時には新しい墳丘規格が創出された。
- ・ヤマト王権傘下である表徴の前方後円墳体制は継続するが、墳丘規格や古墳属性は変化する。つまり不連続（政権）の連続（王権）ということである¹⁾。

例：箸墓類似・西殿塚古墳類似・桜井茶臼山古墳類似型・佐紀陵山古墳類似の規格

- ・地域の盟主として活動中に威信財を入手。政権との関係が明瞭に反映。
- ・長期に盟主の座に就いていれば、時期幅のある威信財を入手でき、死後副葬²⁾。

・地域の盟主在任中に政権盟主が交替すると、新たな関係性が構築され、威信財も再授与される。墳丘表飾や威信財にも新たな仕様が付加される可能性あり。

大前提として、大王も含め地域の盟主首長の地位も原則的には血統継承ではないため、次代の首長による前代の首長の築造は想定し難い。つまり、古墳とはその築造プロセスや完成した威容こそが、現首長の政治的立場を可視化して表徴するものであったとみるべきである。

たとえば、人力による古墳築造の土木工事の様子、古墳の墳丘上の葺石や墳頂に樹立された埴輪、石棺を船に乗せて瀬戸内海を運んでいる状況などが、まさに威信と政治的立場をしめす絶好の契機、手段であったはずである。

盟主の座に就いた時に、自らの古墳の築造を開始するというのが寿墓（生前造墓）ということになる。もちろん例外の状況もあろうが、大王墓や政権盟主、地方首長などは原則的には寿墓であったと考えている。

なお、本稿は古墳属性の個別の編年観や、広域編年の構築をめざすものではないことをあらかじめ記しておきたい。

Ⅱ．布留2式期に流通した威信財

（1）倭系新威信財と出土古墳

布留2式期³⁾とは、土師器編年による時期表現である。円筒埴輪編年ではⅠ期末～Ⅱ期段階、暦年代ではおよそ4世紀前半の時期を想定している。朝鮮半島南部との交差年代では、申敬澈の編年（申2007）の金官加耶Ⅲ段階（4世紀第2四半期・大成洞18号墳・91号墳該当）や、趙晟元の案（趙2016）でも4世紀第2四半期相当時期になる。

前方後円墳の墳丘規格からみれば、前方部2段で、後円部は円墳を載せた3段になる古墳であり、この墳丘規格は箸墓古墳や西殿塚古墳・桜井茶臼山古墳などに類似するものであり、これらの類型の大王墓が大和東南部に築かれている時期をオオヤマト政権とし、オオヤマト末期はメスリ山古墳築造開始ごろとする。前方後円形による3段築成、いわゆる3段重ねの墳丘規格（佐紀陵山類型）が出現するのは、布留2式期でも新相の時期にあたる。

オオヤマト政権末期頃からの状態を政権の弛緩期（布留2式期古相）とする。そのあと、佐紀地域に政権盟主

の佐紀陵山古墳および大王墓が築造される時期を収束期（布留2式期新相）とし、弛緩期と収束期の政権をソフ政権と仮称する。そして河内に政権盟主古墳である津堂城山古墳や大王墓が築造される時期を政権の中興期（布留3式期）と表現しておく。

弛緩期に出回った威信財は、オオヤマト政権で重要視された中国系威信財は影をひそめ、政権中枢にいた首長達がこぞって創出した倭製の器物である。それまでの中国系威信財にくらべ、それほど権威をそなえたものでもなかったためか、入手した地域首長もほぼ一代限りで副葬してしまっていることが特徴である。

そのため、入手した地域首長のもとで伝世し、長期保有された可能性が少なく、政権中枢と地域首長のリアルタイムの政治的関係を推測するのに有効な器物であり、まさに考古資料が同時代に活躍した首長の政治的関係・履歴（寺沢2012）を示してくれる好例といえよう。

そこで、このような特徴を持った威信財を弛緩期の倭系新威信財というくくりで取り上げてみる。具体的には、弛緩期に新たに創出、あるいは刷新された筒形石製品、筒形銅器、埴形石製品、鏃形石製品、捩りをもつ鉄鏃、巴形銅器、琴柱形石製品、紡錘車形石製品などである。また出土例が少ないが巴形石製品、瑪瑙製勾玉などもこの時期に出回ったものである⁴⁾。

鏡・甲冑については、古墳時代をとおして最も重要な威信財であり、その授受の持つ権威は倭系新威信財と同じ価値づけをとしては扱えないが、仿製方格規矩四神鏡や仿製三角縁神獣鏡（森下編年Ⅰa）、堅矧板革綴短甲・方形板革綴短甲は、弛緩期の短い期間に流通し、長期保有・伝世の可能性が少ないため、倭系新威信財と相伴している場合は同時代性の強い「一時期のまとまり」を示す指標として扱う。

古墳時代の威信財については、個々に型式学的な検討の蓄積があるが、一系列的組列を組む事は困難であり、系統的把握と「原型式」の絞り込み作業の基礎的整理が型式学的操作にあって不可欠な要件であるという認識が共有されつつある（北条2013）⁵⁾。

本稿で扱う倭系新威信財も、型式学的組列を一系統で示すことは困難なものであることから、系統の問題も含めて個々の遺物の型式学的研究成果を念頭におきながらも、違う切り口で組み立て直していくことにしたい。

とりあえずは、このような課題を意識し、「循環論法」に陥らない手法を試行錯誤していくことにする⁶⁾。

(2) 倭系新威信財

倭系新威信財とみる器物には、4世紀以前にみられた「実物の威儀具を忠実に模した器財を祖形としたもの（古相段階の威信財）」を、弛緩期になって特徴的なパーツのみを切り取りとる、あるいは全体をディフォルメする、など多種多様に形象したものが含まれる。

この弛緩期の威信財の創出に関わった古墳には、初現期の特徴として、「多様な属性を形象した形態のものが複数副葬され、その中には後に続かないものがある」という傾向がみられる。たとえば、櫛山古墳の滑石製合子、富雄丸山古墳の琴柱形石製品、東大寺山古墳の埴形石製品や鏃形石製品、新沢500号墳の筒形銅器や筒形石製品などの様相があげられる。

そこで、弛緩期の、「新しい倭系の威信財の創出・刷新・展開」という画期に関わった古墳の様相に焦点を当てることによって、従来の編年手法とは違う視点で威信財を考えてみることにしたい。

なお、筒形石製品と琴柱形石製品については、鈴木裕明（2002）が、古相から新相への属性の変化の特徴を明解に説いており、この手法をふまえて検討していく。

① 筒形石製品

筒形石製品は、玉杖の鏃部に由来する形態を持つ。玉杖の祖形は鹿角を杖頭飾理とした儀仗具とみられ扇形木製品の鏃部と類似していることから、中国の麈尾のような機能を想定し、その鏃部が重視されたのが筒形石製品であるとの見方がある（鈴木2002）。

祖形である古相段階の威信財としての玉杖は、桜井市桜井茶臼山古墳において、良質の碧玉で製作された「角状杖頭部」「逆台状の軸受」「管玉を接続した軸身部」「末広がり部の鏃部」を鉄製軸芯でつないだ完形品が出土している。続く桜井市メスリ山古墳の玉杖の形態は退化の傾向をみせ、鏃部には未貫通の孔を持つものが含まれる。これは、メスリ山古墳に後続する檀原市新沢500号墳の筒形石製品に繋がる様相であり、玉杖鏃部（桜井茶臼山古墳）→退化した玉杖鏃部（メスリ山古墳）→筒形石製品（新沢500号墳）という変化をたどれる。

筒形石製品は古墳に単数で副葬されるのが通例であるが、例外として7点も出土した檀原市新沢500号墳は注目すべきである（図1）。この7点は、3～4型式に分類できる多様な形態からなっていること、未貫通の孔が穿たれており、玉杖の鏃部からの究極のディフォルメとみられることから、新沢500号墳は筒形石製品の多様展開を創出した古墳である可能性が考えられる。そして、その萌芽はメスリ山古墳にあったといえよう。

埼玉県桶川市熊野神社古墳の碧玉製筒形石製品4点、新山古墳3点が新沢500号墳に次ぐ複数出土例である。東大寺山古墳1点・上殿古墳・赤土山古墳（王杖杖頭と共伴）・奈良市北和城南古墳など、大和北部の古墳からの出土例が中心で、畿内地域では高槻市弁天山C1号墳でも出土している。熊野神社古墳から4点も出土している意味については後述する。百舌鳥古墳群中の堺市大塚山古墳（5世紀初頭）でも出土しており、これが副葬例としては最終のものであろう⁷⁾。

また、筒形石製品と筒形銅器が共伴するのは、新沢500号墳と熊野神社古墳で、岡山市金蔵山古墳例を筒形石製品に含めるとすれば（形態から他と同型品かどうかは保留）共伴例になる。

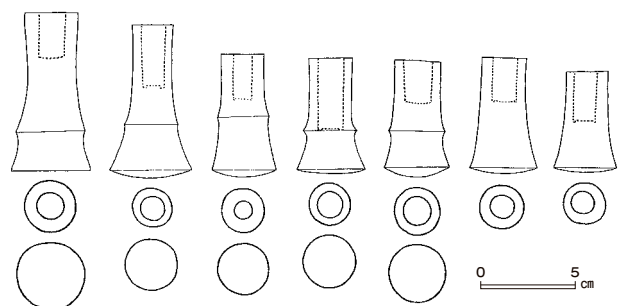


図1 筒形石製品（新沢500号墳）

② 筒形銅器

3世紀後半には筒形銅器の祖形になる器種はなく、4世紀になって出現するとされてきた。69例の出土が知られている。朝鮮半島南部でも日本列島とはほぼ同数出土しているが、出土地は金官加耶園の古墳に限られている⁸⁾。

筒形銅器については、山田良三（1969）の研究を嚆矢とし、分布論と政権との関わりにまで論究した田中晋作（1998・2006）の労作、岩本崇（2006）の精緻な技術論をふまえた研究など、多様な視点からの研究が重ねられてきた。現時点では、「筒形銅器は朝鮮半島製の可能性が高い」という論が優勢であるようだが、列島製を主張

する柳本照男（2001）などの反論もあり、いまだ決着をみていない。

筒形銅器は比較的短期間に諸類型が出そろって副葬され、伝世されることはごくまれであり、本来は短期間（布留2式期）に流通した威信財である。

朝鮮半島製の根拠として、半島では複数副葬を基本としつつ、有力墳墓への集中、舌の依存率が高く「鳴りもの」としての機能が保持されていることがあげられている。一方、列島の出土例は単数副葬が多く、出土数の多寡は古墳規模と対応しないことや、舌の共伴率が低く長柄武器の石突としての副葬形態をとどめないものが多いことが、列島製を否定する根拠の一つになっている。

しかし、高田健一（2009）は筒形銅器の製作技術にみられる入念な製品管理の様相が、倭製青銅器とくらべてやや異質であるという岩本（2006）の指摘を追認しながら⁹⁾、「日本列島出土の筒形銅器は形態・法量ともバリエーションが豊富で、平均的にやや大きいことから、定型化以前の試作段階から衰退期の規格性崩壊段階までという、生産の展開過程を反映する製作地の特徴がみられる」¹⁰⁾とし、さらに、「共伴する堅矧板革綴短甲や方形板革綴短甲も、系譜や技術は韓半島の影響下にありながら、日本独自の要素をもつ列島産であり、筒形銅器も新来の技術系譜を取り入れた列島製と解釈する余地あり」と指摘している。

私も、以下に述べる新沢500号墳出土例の多種多様な製品の存在が、初現期の特徴であること、弛緩期の他の倭系新威信財とも連動した配布動向から、列島製であったという立場をとるものである。

また、近年、桜井市大福遺跡から庄内期の筒状銅器が出土したことで、列島製とみる説がやや優位になりうるとの意を強くしている。

単数の副葬が通有であるなかで、新沢500号墳では5

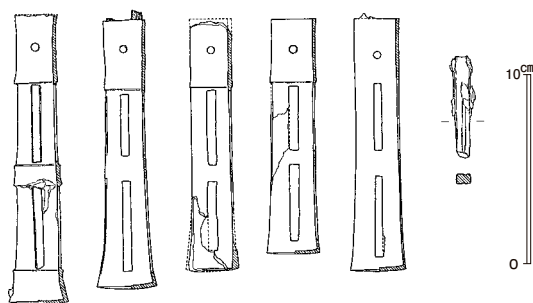


図2 筒形銅器（新沢500号墳）

点もの筒形銅器が出土しているが（図2）、製作技術からみた分類では、すべて目釘穴の開口方向が透かしと一致していることからA群（岩本分類）に属するという。

形態によって分類した山田（1969）は、Ⅱ類1点、Ⅲ類3点、Ⅳ類1点の3タイプに分類している。このように、製作技術としては同じ群に属するものの、多様な形態が製作され、さらに1点は内部に小銅舌（断面矩形 長さ5.3cm）を有している。つまり、「鳴りもの」としての機能を保持しているものや、また筒部の節帯や口縁部帯を持たない退化した形態のものを含んでいるのである。このような様相は、初現期独特の特徴であることから、新沢500号墳が多様な形態の筒形銅器を創出した古墳である可能性が高いといえよう¹¹⁾。

③ 瑪瑙製勾玉

勾玉の多様な石材のうち、布留2式期以降にみられる瑪瑙製勾玉は、新沢500号墳の副塚から10点（主塚の盗掘墳でも1点）出土しているのが、同一古墳での最多出土例である。浜松市馬場平古墳（巴形石製品と共伴）、桶川市熊野神社古墳2点（筒形銅器・巴形石製品・筒形石製品と共伴）など、倭系新威信財との共伴が特徴的である。畿内色の強い埴輪をもつ上野1号墳でも1点出土している。

単独古墳での最多出土数という点から、新沢500号墳との関連を想定し、倭系新威信財として配布されたものと考えている。

④ 埴形石製品

埴形石製品は小型丸底壺を祖形としたものである。東大寺山古墳では13点出土し、9点が滑石製、4点が緑色凝灰岩製である（図3）。他の古墳からは1～2点ずつの出土であることから、東大寺山古墳の数的優位性は際立っている。緑色凝灰岩製の埴は平底で祖形からの乖離が著しい。また滑石製の中には小型丸底壺と小型器台を一体で模した特異な形態が含まれている。このような一体型のものの類例は他にない。13点もの出土数や、初現期特有の他に類例のない形態を含む多様な展開の様相から、東大寺山古墳が埴形石製品を創出した古墳である可能性が極めて高いといえる（寺沢2012）。

埴形石製品が出土した古墳の墳形は、奈良市マエ塚古墳（30m）、岡山県備前市鶴山丸山古墳（68m）が円墳である以外は基本的には前方後円墳である¹²⁾。ただし、

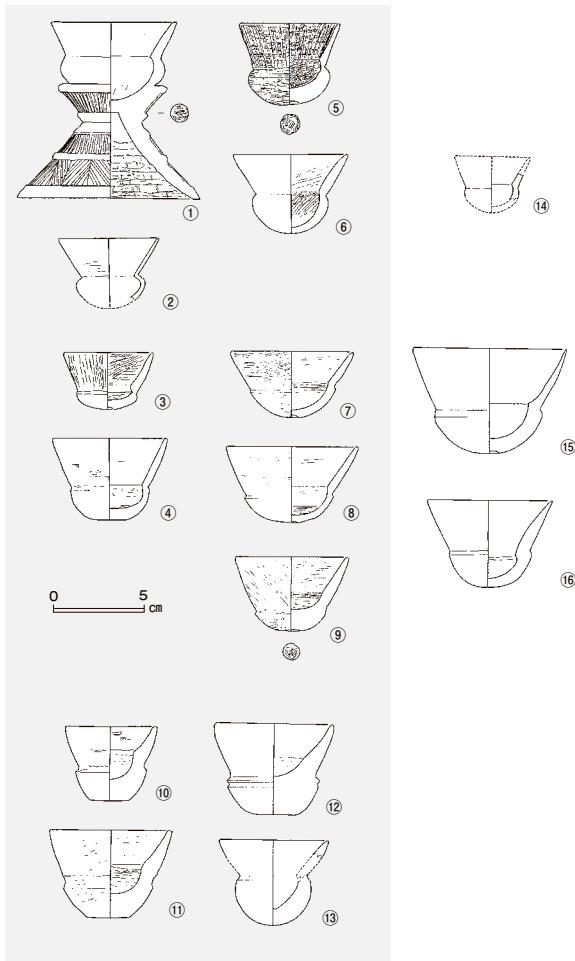


図3 埴形石製品 (①～⑬東大寺山古墳 ⑭昼飯大塚古墳 ⑮マエ塚古墳 ⑯新沢500号墳)

マエ塚古墳は円墳ではあるが、佐紀陵山古墳と極めて親縁性の強い古墳であり、ソフ政権の盟主である佐紀陵山古墳を支える勢力の有力な一員であった地位が想定できる。東大寺山古墳と同時期性、つまり政治的な活動時期が重なっていた時期がある古墳である。形態的に酷似した埴形石製品を出土した大垣市昼飯大塚古墳の東大寺山古墳との関係性も注目すべきであり、このことはあらためて後述する。

田中大輔（2005）は古式の埴形石製品について、佐紀・馬見勢力が勢力基盤拡大のために創出した器物とみる一方、「佐紀勢力が戦略的に創出した埴輪・器物は全てがセットで共伴せず、共伴関係の差が墳形や墳丘規模とも相関関係にない様相」を「被葬者や後継者の主体性が反映された結果」と解釈している。そうではなく、他の倭系新威信財と同様に、複数の政権盟主級の首長が発信したからこそ、セットで共伴しないということなのである。

⑤ 平根式鍬形石製品

鍬形石製品は、東大寺山古墳では48点も出土し、メスリ山古墳50点に次ぐ出土数である¹³⁾。緑色凝灰岩製の形態は柳葉式・鑿頭式・平根式と多様で、中でも平根式は44点を数え、列島出土数の半数を占めており、数的優位性が顕著である。平根式鍬形石製品を出土したのは10古墳に過ぎず、複数出土例は桜井市池ノ内7号墳の14点¹⁴⁾、京都府精華町鞍岡山3号墳8点、犬山市青塚古墳3点、南丹市園部垣内古墳3点、瓦谷1号墳3点である。弛緩期にのみ配布され、一代で副葬されてしまっている器物である。また、韓国金海市大成洞13号墳7点、大成洞2号墳2点など金官加耶圏の出土例が特に注目される¹⁵⁾（図4）。東大寺山古墳が平根式鍬形石製品を創出した可能性は極めて高い。

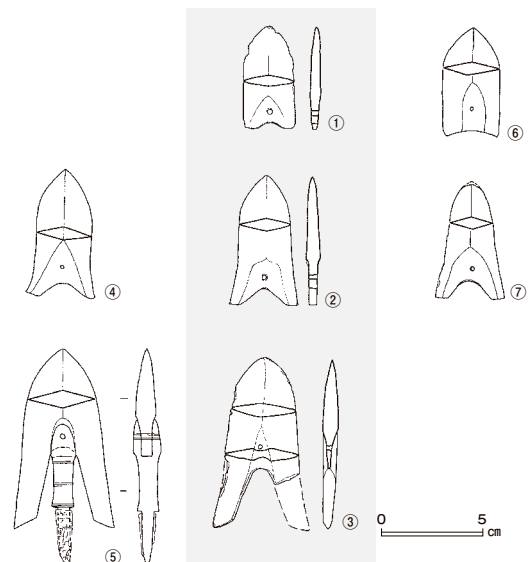


図4 平根式鍬形石製品 (①～③東大寺山古墳 ④池ノ内7号墳 ⑤園部垣内古墳 ⑥～⑦金海大成洞13号墳)

⑥ 振り鉄鍬

頸部に振りを持つ鉄鍬については、振りの持つ象徴的意味について検証され、また朝鮮半島の東萊福泉洞38号墳（申編年の金官加耶Ⅲ段階・4世紀第2四半期）との強い系譜上の関連が指摘されている（鈴木2002・水野2003）。この鉄鍬の出土古墳は、東大寺山古墳、羽曳野市庭鳥塚古墳【筒形銅器共伴】、小野田市長光山古墳【筒形銅器共伴】、京丹後市左坂B2号墳（図5）と極めて少ない中で、東大寺山古墳の30点は傑出した出土数である。朝鮮半島製であるとすれば、これを入手し配布したのは東大寺山古墳であり、倭系新威信財とすれば、朝鮮半島

の技術に倣って東大寺山古墳が創出した可能性が高い。

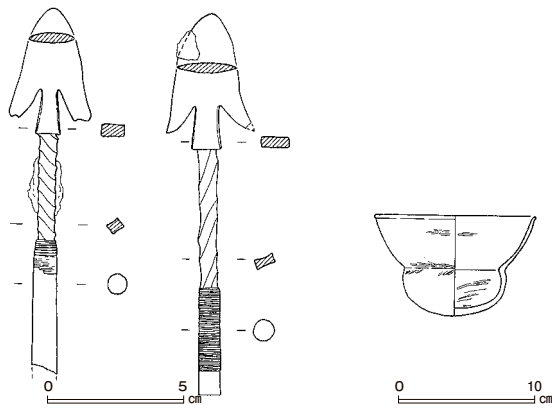


図5 振り鉄鍬と共伴した小形丸底壺（左坂B2号墳）

⑦ 巴形銅器

弥生時代から存在するが、古墳時代初頭にはいったん系譜が途切れた後、4世紀になって盾や靱の表面装飾として復古したものである¹⁶⁾。帯金式甲冑の初期の製品との共伴関係が強く、新しい型式との共伴例が少ないことから、短期間に流通した威信財である。帯金式甲冑出現以前の前期甲冑との明確な共伴関係はないので、筒形銅器より一段階は出現が遅れると認識されている。同時期に流通していた仿製三角縁神獸鏡新段階と共伴せず、新式神獸鏡との共伴が目立つ。

しかし、弛緩期の政権中枢にいた首長墳と考えている東大寺山古墳（7点）と富雄丸山古墳（1点）からの出土例が最古段階になることは注視すべきである。東大寺山古墳と富雄丸山古墳は墓壙構造が酷似し、有鉤釧形銅製と花形装飾付環頭の鳥首表現も酷似していることなどから、両古墳の同時期性は極めて高いと考えられる。両古墳では実物鉄製甲冑は検出されてはいないが、後述するように、堅矧板革綴短甲か方形革綴短甲を保有していた可能性が高いので、巴形銅器の初現期は帯金式甲冑出現以前の布留2式期に遡ると考えている。

なお、巴形銅器は朝鮮半島南部の金官加耶の大成洞古墳群でのみ出土しており、大成洞13号墳から平根式鍬形石製品とともに出土しているのが最古段階の例になり、4世紀第2四半期の古墳と編年されている（趙2016）。

⑧ 巴形石製品

小野田市長光寺山古墳・柏原市ヌク谷東ノ大塚古墳・浜松市馬場平古墳・桶川市熊野神社古墳から出土している。長光寺山古墳や熊野神社古墳では筒形銅器と共伴し

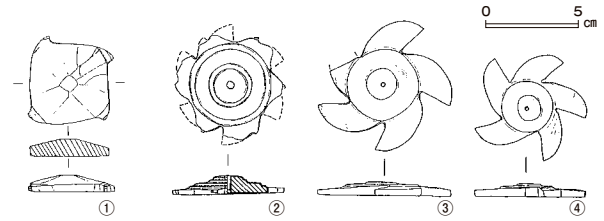


図6 巴形石製品（①纏向遺跡 ②長光寺山古墳 ③～④熊野神社古墳）

ており、倭系新威信財として配布されたものではある。

形態的な類似から巴形銅器を石製で模倣したという可能性も考えられたが、近年に桜井市纏向遺跡の土坑から巴形石製品の原型的な製品が出土し（図6）、布留0式期の所産とされている（森暢郎2014）ことから、布留2式期に創出された巴形銅器とは別の出現プロセスを考える必要があると思われる。類例の増加をまちたい¹⁷⁾。

⑨ 特異な威信財

富雄丸山古墳出土の有鉤釧形銅製品（図7）は弛緩期にみられる特異な器物の一つである。環体片側の鳥首の造形は東大寺山古墳の花形装飾付環頭の両側の鳥首表現と酷似している。新沢500号墳出土の突起付重圈紋鏡【鳥取市古郡家1号墳出土】（図8）や、上殿古墳出土の鉄製柄付手斧【甲府市大丸山古墳出土など】や環頭形石製品【岡山市金蔵山古墳出土】など、弛緩期限定の特異な

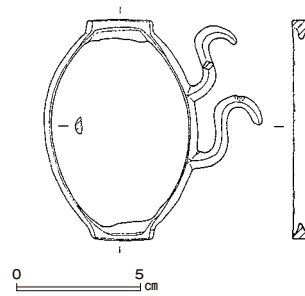


図7 有鉤釧形銅製品（富雄丸山古墳）

器物は、まさに政権中枢の複数の首長による多様な倭系新威信財の創出という現象のなかで産まれたものである。4世紀後半にはこのような現象は終息してしまう。

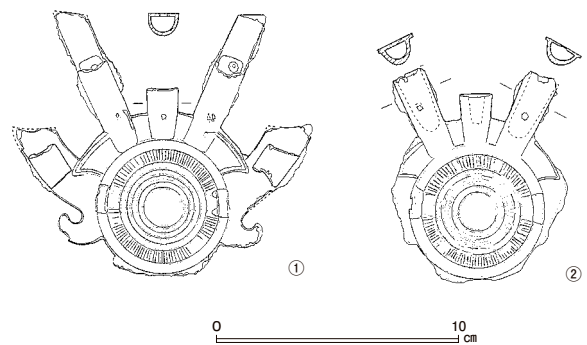


図8 突起付重圈文鏡（①新沢500号墳 ②古郡家1号墳）

⑩ 琴柱形石製品

4世紀以前の古相段階の威信財としての碧玉製の琴柱形石製品には、下端部から上方に孔が穿たれている。これは、その祖形が杖頭部と別材の軸部の組み合わせだった儀仗の先端であったことに由来し、それを忠実に形象化したからである（鈴木2002）。

弛緩期になると、各部位を極端に強調する多様なタイプが創出され、恵解山型・丸山型とやや後出する宮山型に分類されている。奈良市富雄丸山古墳出土の恵解山型は、古相段階の琴柱形石製品の名残の孔を有しているとともに、左右・前後に分岐する角状突起はその後に継承されない初現期に特徴的な形態である（鈴木2002）。

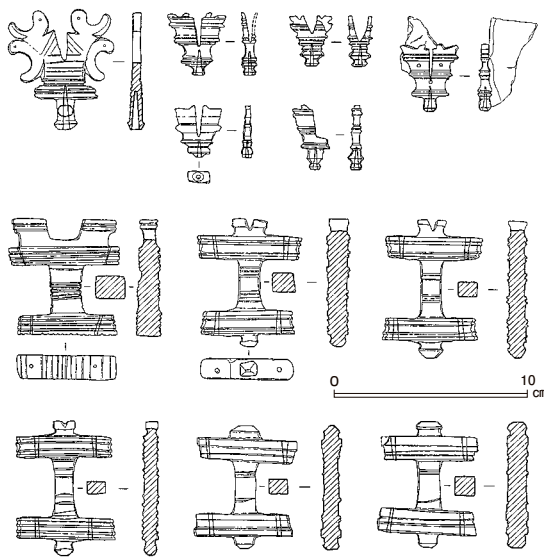


図9 琴柱形石製品（富雄丸山古墳）

左右だけに分岐する角状突起のものは、突起部の稜線が簡略化しながら次第に分岐部やその下部に移動していくという組列がみいだせる。稜線間の匙状凹面の表現は、石製品の器種をこえて用いられる装飾部位である。その上端の形状は、佐紀陵山古墳の蓋形埴輪立飾りの鰭の一つに酷似するという。宮山型は丸山型から派生した型式であり、富雄丸山古墳からは出土していない。

富雄丸山古墳では恵解山型と丸山型が複数出土しており、かつ初現形態の特徴を持っていることから、弛緩期に出現した琴柱形石製品の多様な展開を創出したのは富雄丸山古墳であると考えている（図9）。

なお、琴柱形石製品は、弛緩期以降にも残るため、同時代性を読み取る軸にはなりにくい器物である。

⑪ 石製合子

碧玉製小形合子は3世紀後半には威信財として配布されていたが、新相の石製合子の展開の端緒はメスリ山古墳例にみられる。メスリ山古墳では、碧玉製の小形合子に加えて、直径6.7 cmの有脚の大形品と、滑石製の楕円形をした無脚の合子が出現している。メスリ山古墳に続く天理市櫛山古墳の滑石製合子には、表面に文様（連続三角文の内部を斜線で埋めたもの）が刻まれるとともに、楕円形の大型（17 cm）・中型（13 cm）・小型（9.5 cm）の3種類の合子がみられる（図10）。他の古墳出土例が単数出土であり、かつ無文であることからみて、櫛山古墳は滑石製合子の多様な展開を創出した画期となる古墳と言える。

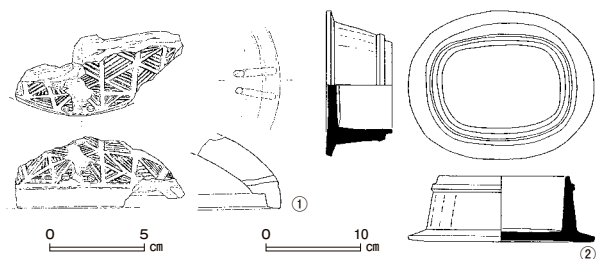


図10 滑石製合子（櫛山古墳 ①文様をもつ破片 ②大形品の復元）

⑫ 紡錘車形石製品

約80点出土している。祖形については木製紡輪、あるいは貝製品との説などがあるが（北条1996、清喜2013、鐘方2004、細川2004）、紡錘車を形象表現したものとしては、たつの市権現山51号墳出土の紡錘車形貝製品が最古相になり、やや遅れて3世紀後半の神戸市西求女塚古墳、滋賀県八日市町雪野山古墳の碧玉製品が古相段階になる。続くメスリ山古墳では、両端に紡錘車形石製品を配置した大形管玉を鉄芯で連結させたものが、退化した玉杖等を含む多数の碧玉製品とともに出土している。

このような出土様相は他に類例がみられないものであり、紡錘車形石製品の本来の用途をしめすものでもない。古い段階の貝製品由来の形象の意味は途絶え、形態のみを継承してこのような用い方をしたとみるべきであろうか。メスリ山古墳以降は祖形の意味を有しない倭系新威信財として配布されたのであるが、中心となった首長古墳は抽出できていない。とりあえず、紡錘車形石製品を創出する契機はメスリ山古墳であった可能性をあげるにとどめておく。

⑬ 短甲

弛緩期に属する短甲として、堅矧板革綴短甲と方形板革綴短甲がある。覆輪技法と革綴技法に共通性がみられ、直交綴技法での鉄板の綴じ方は日本列島独自の革綴技法で、その後の長方形板革綴短甲・三角板革綴短甲まで連続して用いられていく（橋本1996）。

紫金山古墳から出土した堅矧板革綴短甲を短甲の最古段階とし、地板を3段に分割する方形板革綴短甲との間に距離・画期をもうける考えがある（橋本1996）。しかし、出土した堅矧板革綴短甲（2例）や方形板革綴短甲（15例）はそれぞれ個体差が大きいことから、小規模な試行的な製作のなかで、堅矧板革綴短甲板から方形板革綴短甲に暫時変化した一連のものであった可能性が高い。そのため、出土した古墳の新古の段階を判断できるほどの時期差をもたないのではないかと考えている。

たとえば、天理市赤土山古墳は東大寺山古墳にほぼ近い時期の古墳であるが、出土した短甲形埴輪は堅矧板革綴短甲板を模倣しており、この型式の実物甲冑が古墳にも副葬されていた可能性は高い。また、上殿古墳も弛緩期の古墳であるが、出土した襟付方形板革綴短甲は、三角板革綴短甲や長方形板革綴短甲に通じる新しい製作技法を持つ形態である。東大寺山古墳出土の革製短甲は方形板革綴短甲の作りと同じであるが、長方形板革綴短甲につながる要素も持つ（藤原2010）。さらに、精華町鞍岡山3号墳出土の方形板革綴短甲は長方形板革綴短甲への過渡的特徴を持ち、なおかつ、埴形石製品や平根式鍔形石製品を共伴している（図11・図17網掛）。

このような様相は、弛緩期の短甲製作に東大寺山古墳が深く関わった可能性をしめすとともに、堅矧板革綴短甲板と方形板革綴短甲の製作・流通に大きな時期差を設定できない事を示している。

方形板革綴短甲と倭系新威信財が共伴する古墳として、

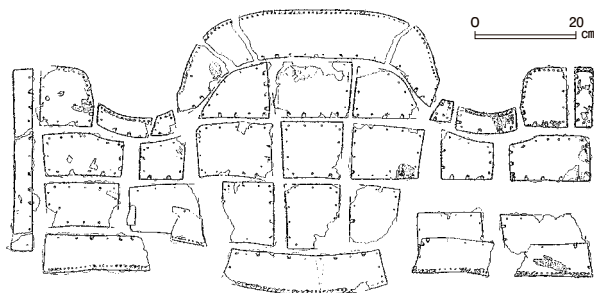


図11 最新の方形板革綴短甲（鞍岡山3号墳）

新沢500号墳（筒形銅器・埴形石製品）、園部垣内古墳（平根式鍔形石製品）、タニグチ1号墳（筒形銅器）、瓦谷1号墳（平根式鍔形石製品）、安土瓢箪山古墳（筒形銅器）などがあり、同時期性を示す古墳と考えられる。

以上、倭系新威信財の様相を検討してきた。中国的權威の喪失と新たな日本の独自性の創出、そして古墳出現前夜の威信財の復古の意図などが読み取れた。「多様な属性を形象した形態のものが複数副葬され、その中には後に続かないものがある」という初現期の特徴を持つ古墳が、倭系新威信財を創出した可能性が高いこと、そこに複数の古墳がかかわっていたことを確認できた。その背景には弛緩期の政権中枢からの多元的な創出状況が想定されるのである。

（3）倭製鏡と倭系新威信財の年代観

弛緩期の短期間流通の鏡について確認しておきたい。仿製三角縁獣紋帯三神三獣鏡（森下 a3式）は、新沢500号墳と園部垣内古墳で出土している。新沢500号墳では仿製方格規矩四神鏡4式（仿製鏡Ⅲ段階）と共伴し、この鏡は紫金山古墳の仿製勾玉紋帯神獣鏡と併行する。新山古墳では、仿製三角縁神獣鏡Ⅰ段階と仿製鏡Ⅰ段階～Ⅲ段階が共伴している。寺戸大塚古墳前方部堅穴式石槨の仿製三角縁神獣鏡（Ⅰ段階）は、妙見山古墳前方部粘土槨、新山古墳の仿製三角縁神獣鏡と親縁性が高いとされる¹⁸⁾。つまり、仿製三角縁神獣鏡Ⅰ段階と仿製鏡Ⅲ段階の鏡が弛緩期の首長に授与された同時期性の強い鏡と考えられる（寺沢2015）。

ここでふれておきたいのは、弛緩期の倭製鏡（仿製鏡）と仿製三角縁神獣鏡についての編年観と埴輪編年観のズレの問題である。下垣仁志（2011）は、下垣案の倭製鏡編年と円筒埴輪編年（埴輪検討会編2003）との照合をおこなったなかで、倭製鏡Ⅱ段階が埴輪編年Ⅰ期－3に対応、Ⅲ段階が埴輪編年Ⅰ期4～5に対応、Ⅴ～Ⅵ段階は埴輪編年Ⅲ期にほぼ対応しているとみているが、倭製鏡Ⅳ段階と埴輪編年Ⅱ期との関係にズレが目立つことは無視できないとも述べている。

このズレの原因について、下垣は倭製鏡そのものの編年観のうちⅣ段階の編年に問題がある可能性も残しながら、「倭製鏡Ⅳ段階と中相段階の倭製三角縁神獣鏡と

の比較的良好な共存関係」を根拠に、「埴輪編年のⅠ期－ⅤとⅡ期－Ⅰが併行関係になるか」、あるいは「倭製鏡Ⅲ段階とⅣ段階のあいだに時間的なヒアタスがあるか」という二つの可能性を示唆している¹⁹⁾。

私は、ズレが生じた次の段階、すなわち埴輪編年Ⅲ期には「倭製鏡Ⅴ段階と新相倭製三角縁神獣鏡の比較的良好な共存関係」が認められるとすれば、このズレの存在は、本稿で論じようとしている布留2式期の政権中枢の弛緩した政治関係が要因であった可能性を考えたい。

埴輪編年Ⅰ期の末期に盟主の座についた首長は、自らの寿墓の築造を政権（オオヤマト政権）の墳丘企画の規範によって開始する。同時に円筒埴輪の樹立も準備されるが、その仕様は時の政権中枢（オオヤマト政権）から差配されたもので、埴輪編年Ⅰ期（Ⅰ群）の末期の製作仕様でなされていたと仮定しよう。ところが、その後オオヤマト政権の衰退の中で規範の弛緩が起り、前政権からの離反を意図する政権中枢首長達やそれらを抑えた新政権の盟主が、倭系新威信財やⅡ期の初頭の埴輪仕様を創出する。そして、それをすでに地域盟主であった首長や、新しく盟主となった地域首長との関係構築のために供与した場合、これまでは威信財の編年によって同時期に属すると考えられてきた古墳同士のなかで、埴輪編年Ⅰ期末とⅡ期古段階の円筒埴輪が併存する状況が想定できるのである。

Ⅲ．滑石製品の初現

（Ⅰ）出現期をめぐる問題

滑石で器物を模倣する石製模造品は、かつて古墳時代中期の指標とみられた時期もあったが、弛緩期には確実に石製模造品を副葬する古墳が存在する。メスリ山古墳出土の滑石製の椅子形石製品を初現とすれば、滑石製品は布留2式期の直前には出現していることになる²⁰⁾。

これまでは、碧玉製であった器物が滑石を素材として製作されることについて、碧玉製品より時期的に下がり、碧玉から滑石へという石材の品質低下にくわえ、威信財としての価値の低下という認識が内包されてきた感がある。しかし、私は滑石という石材を使用した器物は、碧玉製品とは違う意図をもって出現したのではないかと考えている。

そこで、はたしていつから滑石の模造品が作られ、どのような場面で使用された後、古墳に置かれたのか、そしてその創案にかかわった古墳について検討してみたいと思う。まず、出現期の滑石製品にかかわる諸見解を整理しておく。

① 滑石製模造品の初現とルーツ

鉄製農工具を模した滑石製品については、私はすでに次のような見解を提示してきた（寺沢1979・1990）。まず、副葬された鉄製農工具は、山野河海のすべての生産を支配している象徴としての「所作儀礼」の執行に用いたものであったこと。さらに画一化した「所作儀礼」の執行が、政権との政治的結合関係の表徴であったということ²¹⁾。そして、その所作儀礼に用いる鉄製農工具が形骸化していく過程で鉄製模造品が出現し、また滑石製の模造品も出現したこと。しかし、滑石製の農工具の場合は木柄の着装状態を模していないことや出土状況などから、被葬者の死後のモガリ段階に、首長が生前執行していた所作儀礼を模して行う祭祀に使用されたものであったという見解である。

北山峰生（2002）の「前期からつづく古墳祭祀の内容の一部を継承（鉄製生産具を用いる祭祀）していながら、祭祀に用いる器物のみ形骸化したものが石製模造品である」との見解も同意である。

一方、京都府奈良岡遺跡出土の板状斧を模した緑色凝灰岩製の模造品や、石川県片山津遺跡の短冊形斧を石製模造品の祖形と考え、「専門的な玉作生産集団で使用された工具形模造品に起源し、腕輪形石製品の流入にともなって、副葬用の仮器に転換した」との説（河野隆2003）もある。しかし、生産遺跡での儀礼と副葬用の仮器への転換の検証が必要であり、果たして生産遺跡の2例で証明できるのかという点も含め、私はこの見解には同意できない²²⁾。

ただ、「地方首長の祭器や呪具を接収し、新しいシンボルに変換して地方支配の正当性の象徴とする」（岡村秀典2001）というプロセスをもつ古墳属性の存在はありうろと考えている。政権が交替するごとに、創出あるいは刷新された威信財であるが、その初現のものには、祭器としてすでに地域首長がシンボル化していた器物や、あるいは部分的な形象や模様などを吸収したものが含ま

れていたものがあつたのである²³⁾。

地域首長の祭器の「吸収」についての具体化は今後の検証課題とし、ここでは、政治的な意図をもって創出し展開した滑石製品について検討することにしたい。

(2) 碧玉祖形の滑石製品

出現期の滑石製品は、大きくは碧玉製品を祖形とするものと、鉄製農工具を祖形とする2者に分けて考える必要がある²⁴⁾。

河村好光(2015)は、成立期古墳(三角縁神獣鏡の輸入期に築造された古墳)の次に転換期古墳を設定し、さらに滑石製品をⅠ類(器具・供膳具・懸垂具などと、碧玉祖形)とⅡ類(利器・玉類)に分類し、Ⅱ類の出現をもって、転換期を2分する案を提示している。Ⅱ類は中期に発達するものの萌芽と位置付け、転換期後半に該当する古墳として、富雄丸山古墳や佐紀陵山古墳をあげ、3段重ね前方後円墳の成立と時期が近いと説明している。

河村の設定している転換期前半とは、本稿において古墳動向を検討している布留2式期の政権弛緩期にはほぼ該当する。Ⅱ類の出現は確かにⅠ類よりは遅れるが、河村の案のように転換期を2分してⅡ類をその後半に位置づけてしまうと、弛緩期の動向把握が結局曖昧になるのではないかと思う²⁵⁾。その理由を、富雄丸山古墳の再評価によってまず明らかにしておきたい。

① 滑石で碧玉製品を模倣する行為の初現

メスリ山古墳の滑石製品が、碧玉製品模倣の最古例である。後円部竪穴式石室内の攪乱土層から椅子形(枕形)滑石製品3個体分と滑石製合子が出土している。

河村好光(2015)はメスリ山古墳の椅子形石製品(河村は枕形とみる)について、器物を滑石でかたどり実寸で写したもので、作りが精巧でよく磨かれていることなどから、新山古墳の台座形石製品を含めて、模造品ではなく葬送儀礼の場で実際に用いた調度品(実用ではない)であった可能性を指摘している。

滑石製合子は碧玉製品とは祖形が異なり、直径6.7cmの有脚の大形品と、滑石製の楕円形をした無脚の形態の2例で、碧玉製小形合子と共伴している。また、櫛形の緑色凝灰岩製品、腕輪形碧玉製品(碧玉製の鋏形石と車輪石、碧玉製と緑色凝灰岩製の石釧)も共伴していた。

滑石の鋏形石は蛇紋岩製で丁寧な磨きと光沢をもつ新

型式(長大化し左右対称)である。筒形滑石製品は杖筒部のパーツにあたるもので、破損による代替品との見方もある(河村2015)。

筒形石製品の祖形となった玉杖は4種類出土している。弓矢形石製品(軟質緑色凝灰岩製)など、多様な石製品がみられ、石材を大和に運んで独自デザインによる各種製品が製作され、メスリ山古墳で石製品が出揃ったといえよう。北陸から工人派遣の可能性なども指摘されている²⁶⁾。

メスリ山古墳に続き、滑石で模造する行為を展開させたのは櫛山古墳である。所属時期については、まだ時期幅のある諸説があるが、後述するように佐紀陵山古墳より古く考えている。大王墓である行燈山古墳に隣接して築造された双方中円墳という特異な墳形をもつ。松岳山古墳・妙見山古墳と類似した長大な組合式石棺は長持形石棺に先行するものである。白色円礫を敷き詰めた上での儀礼の痕跡も櫛山古墳の特徴である。

櫛山古墳の滑石製品は、主に後円部竪穴式石室内の攪乱土層から出土しているもので、報告書には未掲載であった石釧2点、合子形7点、埴形1点、盤形1点が、関川尚功(2011)によって図化され、詳細な事例研究がなされている。その成果をふまえて櫛山古墳の滑石製品を再検討すると、最古相段階の様相を示している。

櫛山古墳の滑石製の石釧は、貝輪起源の腕輪形石製品とは系譜が異なり、陰刻細による複合鋸歯文・櫛歯文という文様構成を持つ稀な形態である²⁷⁾。

滑石製の合子は楕円形を呈し、大形品から小形品までを含む複数個体が出土しており、なおかつ有文で蓋に紐孔を有している(図10)。他の古墳出土例が単体出土であり、すべて無文であることからみても顕著な特徴を持っている。

このことについて、関川は「滑石製品は碧玉製品とは系統が異なり、また出現時期も碧玉・緑色凝灰岩製品と近接するのではないか」とも言及している。

多様な形態を持ち、次に継続しない形態の存在は、初現期の特徴であり、櫛山古墳が碧玉製品を滑石で仮器化した祭器を用いた儀礼を確立した可能性が高いと考える。

さらに、埴製の鋏形石・車輪石・石釧の出土は稀有なもので、器財形埴輪の創出とも連動した、墳丘上での威信財の可視化・仮器化の一端であったと解釈できよう。

櫛山古墳はオオヤマト政権末期の政権盟主ではあつた

が、盟主の座にいる時にすでに弛緩期の政権中枢首長の動きが活発化していったという履歴を想定したい。

(3) 鉄製農工具類の模倣

鉄製農工具を滑石で模倣した最古段階の事例について、清喜裕二（1998）は、佐紀陵山古墳の大型石製刀子がその初現の古墳（第1段階）であると位置付けている。しかし、森下章司（2009）は、佐紀陵山古墳の鞘入り系刀子について「富雄丸山古墳や常陸鏡塚古墳出土の石製刀子より明らかに後ろに配置することができる」「いままで知られていた石製刀子とあわせて、佐紀陵山古墳の位置自体を引き下げる拠り所となる」とし、「鐘方編年のⅡ群埴輪の中では、佐紀陵山古墳を上の中古墳や渋谷向山古墳のⅡ群埴輪より後ろに位置づける考えと連動するかもしれない」との見解を示している²⁸⁾。

また、北山峰生（2008）は、佐紀陵山古墳出土の不明石製品とされてきた個体を「鞘入り系石製刀子」と判断し、「この佐紀陵山古墳の鞘入り系は、鉄製刀子をモデルとする直接転写である可能性が高く、また抜き身系刀子はいったん模造品化されたものをモデルとする間接転写である可能性が高い」とし、北山も佐紀陵山古墳の石製刀子の最古説を退けている。

森下、北山の見解のとおり、型式学的には富雄丸山古墳出土例が鉄製農工具を滑石で模倣した器物としての最古のものであることは明らかであろう。

富雄丸山古墳の滑石製の刀子は6点遺存している（図12）。最大の刀子は全長14.3cmで、実物を精巧に立体的に表現しており革製鞘の縫合せの表現もリアルである。古墳出土の滑石製刀子のなかで最も写実的な優品といえよう。他の5本も革製鞘を表現した形態であるが、同型

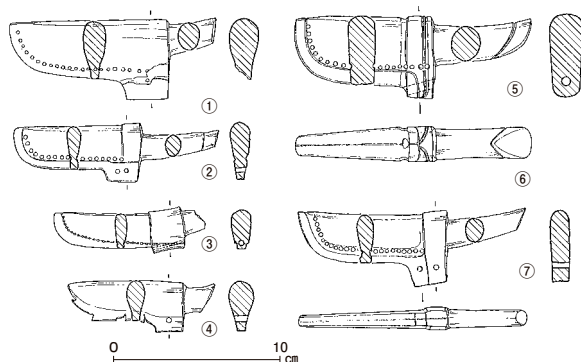


図12 滑石製刀子（富雄丸山古墳）

品はなく、6点のなかで省略化が読み取れる形態差がみられる。

滑石製鉋も全長12.5cmを測り、鉄製刃先の反りや木柄端部のかつら金や口金などを写實的に表現した優品である。滑石製鑿は全長15.3cmを測る大形品で、実物の鉄製品を忠実に精巧に模した優品である（図13）。滑石製の斧は9点出土しており、1点は短冊形鉄斧を模した全長14.5cmの大形品である。他は袋状斧を忠実に模している。いずれも紐孔は持たない。

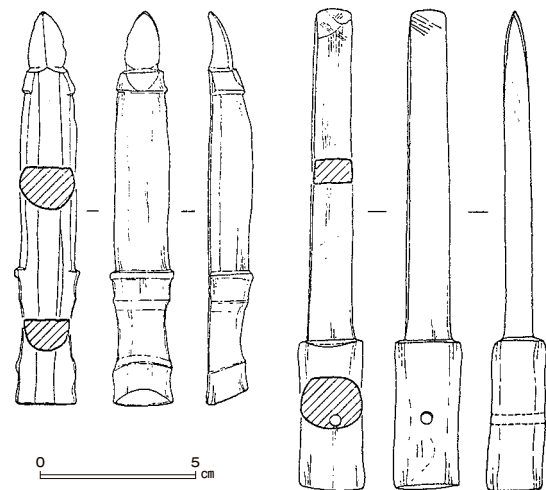


図13 滑石製鉋・鑿（富雄丸山古墳）

このように、富雄丸山古墳の滑石製刀子のなかには、実物を精巧に模倣して立体的に表現し、鞘の革の合わせ目表現もリアルに写した大形の優品があり、また、やや退化した滑石製刀子も含まれている。鉄製農工具を滑石で模した種類も、短冊形鉄斧、有袋鉄斧、鑿、鉋、刀子と多様であり、このような多様な種類の滑石製の農工具は後に続かない。この様相は弛緩期に展開した倭系新威信財の初現期に特徴的なものと同様であり、滑石で鉄製農工具を模倣する行為は、富雄丸山古墳が主導して開始した可能性が高い²⁹⁾。

富雄丸山古墳は琴柱形石製品の新展開の創出にも関わったと考えているので、ここであらためて、富雄丸山古墳とは弛緩期においてどのような位置付けの古墳であるかを特徴的な古墳属性によって検討しておく。

富雄丸山古墳は奈良市大和田町に所在する直径86mの円墳である。奈良盆地北西の生駒山を越える暗峠道への古道と、富雄川が交差する地に立地している。この古道は河内と大和を結ぶ重要な道筋であり、富雄丸山古墳

から東にいく道には宝来山古墳が立地し、そのまま後の平城京の三条大路に重なる道である。富雄川を北方（上流）に向かうと、交野へ抜ける道筋（磐船街道）にも繋がる。まさに奈良盆地西北の交通の要の地である。

富雄丸山古墳の墳形は円墳ではあるが、もし前方部を設けると全長 160 m 位の前方後円墳になるという。墳丘構造そのものは未調査であり、丘尾を切断して地山を成形しており盛土を有しない。

粘土槨の構造は 2 段に掘り込み、基底部に基台を設けたもので、東大寺山古墳の粘土槨と細部まで共通している。

円筒埴輪・家形埴輪・盾形埴輪・草摺形埴輪が破片で出土している。円筒埴輪は、鐘方編年ではⅡ期 2 段階に分類されており、東大寺山古墳よりやや新しい。

蓋形埴輪は肋木を持たず、布張りを段差で立体的に表現した写実的な形態である【櫛山古墳・昼飯大塚古墳と同タイプ】。盾形埴輪は外縁に段差を持たず、線刻で外区の枠組みを表現し、その内部に鋸歯文を施すタイプで、内区は 3 段に分割し平行線文を線刻している。

甲冑形埴輪（草摺部分）も線刻によってきわめて写実的に表現している。線刻は段差表現より新相と位置づける見方もあるが、両者が表現技法の系統差である時期の存在も考えられ、私はこのような写実的な線刻表現は、段差表現と同時期の場合があると考えている。

副葬品は、盗掘のため筒状銅製品（ヤリの石突状部分か）のみが原位置を保って出土している。割竹形木棺の両側の粘土床に配置されていた鉄製武器（刀・剣・ヤリ・銅鏃・鉄鏃）、農工具（鋤先・鎌・鋸・鑿・錐・斧・刀子）、漁具のヤスなど多様な生産具の副葬がみられる（粘土槨棺外棺側埋置型）（寺沢 2003）。甲冑は出土していないが、籠手部分とみられる長方形鉄板が検出されており、紫金山古墳に類似している。甲冑形埴輪（草摺部分）が出土していることから、実物甲冑を副葬していたと思われる。

鏡は伝丸山古墳出土と伝えられてきた 3 面の三角縁神獸鏡で仿製鏡を含まない。巴形銅器、碧玉製鋤形石 2 点（新形式）、碧玉製鏃形石製品（鑿頭式）、大小の碧玉製合子が出土している。滑石製の琴柱形石製品（図 9）は 12 点出土しており、弛緩期の多様なタイプの琴柱形石製品の創出を主導したと考えている。また、弛緩期にだけみられる特異な器物である有鉤釧形銅製品（図 7）の出土も重要である。

なお、富雄丸山古墳が盟主の座に就いた時に築造を開始した墳形は、前方後円墳ではなく大形円墳であったことから、オオヤマト政権末期には王権の枠組み内での地位は低かったが、政権弛緩期には政権中枢部において政治的に強い力を発揮し、倭系新威信財をも創出・発信する首長として長く活躍したというような政治的履歴を想定しておく。

（4）碧玉祖形と鉄製農工具祖形の出現背景

① 碧玉祖形の出現

碧玉製威信財を模倣した滑石製品（碧玉祖形）は、生前に威信財として供与された碧玉製品とは異なる場面で用いるために創出されたものであった。河村や関川の指摘のとおり、威信財としての碧玉製品がたんに材質が滑石に変化したのではない。

碧玉製品は首長が盟主就任中に政治的な意味を持って供与された威信財であり、首長が埋葬されるときに副葬品として埋納される。たとえば、腕輪形碧玉製品が豪族居館に関わる遺跡から出土する例があることも、生前の配布であった一端をしめしている。

一方、滑石製品はモガリを含めた葬送の場面で「碧玉製の威信財の仮器」として用いたものであり、生前の威信財との差別化を意図して滑石で製作されたものであった。

威信財として生前にその保有に意味があった碧玉製石製品を仮器として滑石で製作し、首長を埋葬するまでの間の儀礼の中で、生前にそれを保有していたことを仮器として製作し可視化する行為が始まったということである。その端緒がメスリ山古墳にみられ、「仮器化」の展開が櫛山古墳の被葬者によってなされたということになる。

モガリ儀礼と葬送儀礼との違いについてはさらに検討していかなければならないが、モガリは一定の時間の経過を内包するものであり、その後次第に首長霊の継承の場としての意味を持つようになっていった儀礼である。オオヤマト政権の末期になると、政権中枢部の盟主によって、モガリ・葬送儀礼にも碧玉祖形の仮器が用いられた時期があったと考えられる。

② 滑石製刀子の突出と時期幅の問題

鉄製農工具の滑石での模倣は、首長の所作儀礼の象徴の仮器化という意図のもと、モガリ・葬送儀礼で使用する目的で始められた（寺沢 1979・1990）。富雄丸山古墳

がその初現に関わった可能性は高い。

清家（1998）は、奈良市富雄丸山と茨城県大洗町常陸鏡塚古墳の類似性について、地方へのかなり確実な形態・表現の情報伝達が点的になされており、地方の首長から見た畿内は一枚岩ではなく、複数の勢力基盤で構成されたモザイク状の存在であったとの考えをのべている。

これは、まさに本稿での主要な論点である「弛緩期の複数の首長による政権運営」、「政権中枢の首長達による威信財の発信」ということと同義であろう。清家は佐紀陵山古墳が器財埴輪の初現の古墳であるという見解（高橋1988）に関連付けて、「器財埴輪が仮器であることと、農工具形石製模造品も本来は鉄製品であったものの仮器化の産物であること」は密接な関係があることも指摘している。佐紀陵山古墳の器財埴輪も滑石製の農工具も、最古例ではないことはこれまで検証してきたとおりであり、佐紀陵山古墳がその初現期ではないが、「仮器化」の出現を「古墳属性の変化の共通現象」として把握する視点は評価できよう。

滑石製品の初現期の様相は政権が弱体であったため、変容が早かったようである。碧玉祖形の滑石製品は短期間で姿を消し、鉄製農工具祖形の滑石製品も、滑石製刀子を中心とし、有孔円板・剣形石製品・白玉の品目に変化する。

初現期の滑石製の農工具は鉄製品を精巧に模した形態ではあったが、決定的に異なっていたのは、垂下するための小孔が穿たれていなかった点である。刀子形は初現期から全時期にわたって常に小孔が見られ、当初の意志が貫徹していたのにたいし、鎌や斧など他の農工具は孔のないものも多い。おそらく初現期から、刀子は他の農工具とは一線を画した意図を内包して使用され、その意図に、鏡・玉・剣という象徴的な祭器の仮器が加わって、モガリ・葬送儀礼のなかで政権との密接な政治関係を具現化したものとして機能していったと思われる³⁰⁾。

くわえて一古墳内での滑石製刀子の精粗の混在についてふれておく。刀子に限らず滑石製品自体の伝世はなかったとすれば、精粗が示すものは工人差などではなく、ある段階での時間幅を示すものと考えている。

北山（2008）は、滑石製の生産具は「かたちの差」に基づく前後の配列が可能であり、存続時間がある程度の幅を持つ公算がおおきいという。東国の石製刀子の表面

に残る工具痕の精査によって製作手法（製作工具・製作工程）の解明を試みた佐久間正明（2009）は、刀子製作における東国という広い範囲での共通の技術の存在を指摘するとともに、精製刀子と粗製刀子は、製作の時間差を示すと結論づけている。

同一工房内での製作が数次に及ぶ場合、精巧なものからディフォルメされたものに変化する時間幅が、使用頻度（儀礼回数）に対応しているとすれば、それはやはりモガリ期間での時間幅を想定すべきであろう。同時期の一括製作の中での工人差による精粗の可能性はないと見るべきである。

初現期の富雄丸山古墳の刀子にも、時期が下がる久津川車塚やカトンボ山古墳にも、実物を忠実に写した刀子の鞘の合わせ目表現を持つ大形の精巧な模造品が含まれていることや、その精巧な模造品の形態と文様（刻まれた鞘の綴じ合わせ文様など）を模倣した小形粗製品とがセット関係を構成する現象もこの解釈のなかで説明できよう。

IV. 時期幅を持つ古墳の属性

（1）墳丘規格

墳丘の規格は首長が盟主の位置に就いた時に築造の様相が決定され、おそらく工人も派遣され、寿墓として築造が開始されたという前提にたてば、その古墳属性の中では古相に属するものになるはずである。ただし、副葬品のなかで長期保有された可能性のある鏡などの型式学的編年による年代は、築造開始時期より古くなるのは当然であろう。

さて、墳丘規格については同型同大や相似墳という概念によって、その類型の共有が政治関係を表徴するという研究が蓄積されており、また墳丘の築造技術の類型による検証なども古墳墳丘研究へ新たな可能性を示している。しかし、近年の墳丘規格研究の先鋒であった岸本直文（2013）でさえ、「相似墳なるものがどこまで再現性があるのか問題があることは確か。具体的な技術の復元は不明なことばかり」と述べているように、個々の古墳について類型を判断して政治関係まで論究するには、検証しなければならない墳丘の詳細情報が不足しているのが現状である。

とはいえ、箸墓古墳の築造以降の大王墓級の墳丘規格

が、大きくは箸墓古墳の類似墳形、西殿塚の類似墳形、(桜井茶臼山古墳の類似墳形、行燈山古墳の類似墳形)、佐紀陵山古墳の類似墳形という変化をたどったということは容認できよう。そのなかで、墳丘の段築が前方後円形の3段重ねという佐紀陵山古墳の類似墳形は、それ以前の前方後円形を2段積み重ねた後、後円部にさらに3段目として円墳を乗せるという墳形とは明確な画期を認定しやすいものである。

つまり、4世紀前半期の政権中枢と関係を持つ古墳の中で、佐紀陵山古墳の類似墳形でない古墳、すなわち3段重ねの墳丘規格をもたない古墳は、築造開始時期が佐紀陵山古墳の築造開始より古い可能性は想定できよう。

(2) 古相の円筒埴輪と倭系新威信財を持つ古墳

「古墳築造時期を推定する上で、埴輪編年は極めて有効な手段の一つ」(鐘方2003)ではあるが、築造開始時期と埴輪製作時期が一致するのか、その時期は形象埴輪の製作と同時期とみなしうるのかという問題がある。また、築造開始時期がある程度示せても、盟主としての就任期間の長短を見極めなければ、政権や首長間の関係の読み解き方が違ってくるのではないかと思う。

古墳属性のなかで円筒埴輪は古相になるものが多いが、同一古墳において時期差のある円筒埴輪が検出されている事例があることにも注意を払わなくてはならない。古墳の属性から埴輪だけを抜き出して型式編年をし、その結果をもって古墳の編年をすることは、遺跡学としての考古学研究の本質にはそぐわないだろう。もちろん、埴輪しか判断材料がない場合はいたしかたないのはいうまでもない。

① 櫛山古墳と佐紀陵山古墳の時期

岸本(2013)は、蓋形・盾形の器財埴輪の成立を佐紀陵山古墳造営期とみる自説を撤回し、器財埴輪の成立は佐紀陵山古墳に先立つ櫛山古墳の時期である³¹⁾との考えを提示している。その時期は、楕円筒埴輪を多用することを開始した時期、鐘方埴輪編年(2003)のI期末にあたり、大和北部様式の起点とされる佐紀陵山古墳造営の直前になるとし、佐紀陵山古墳段階に顕著になる現象はその前から始まっていると位置付けている³²⁾。

櫛山古墳の築造が佐紀陵山古墳に先行するという見解は、本稿の編年観と一致するものである。

櫛山古墳の埴輪は、楕円筒埴輪の多用という特徴に加え、I B・I C・II類の鱗付円筒埴輪が伴う。柵形埴輪は楕円形で3条単体構成の突帯と鱗を持ち、鋸歯の数が8歯で統一されている。これは櫛山古墳だけにみられる様相であり、実物を忠実に模倣しようとした初現期のものと考えられる。器財形埴輪には、家形・盾形・蓋形があり、盾形埴輪は木製盾を模倣した古相段階、蓋形埴輪も5線帯が刻まれた古相である(小栗分類1類1式)(小栗2007)。

また、I期新相には出現した極狭口縁の円筒埴輪については、II期の古相段階に当初は極狭口縁や一段3孔以上の透孔配置が残り、II類の鱗付円筒埴輪としばしば共伴する場合があると言われている。しかし、これは、II期古相段階に極狭口縁円筒埴輪が引き続き製作されているのではなく、I期の末に墳丘規格と円筒埴輪などの仕様が決定し、経年ののち首長が埋葬された時期が埴輪編年ではII期古相であったため、最終の追加樹立などがあった場合もふくめて、墳丘上では共伴・混在という様相をみせることになっていると考えている。製作段階として奈良盆地東南部では、I期からII期へとスムーズな変化が起こっている(鐘方2003・坂2009)ということである。

② 紫金山古墳と平尾城山古墳

弛緩期に活躍していた首長の古墳には、前方部2段築成(佐紀陵山古墳以前の類型)で、円筒埴輪の時期はI期4～5段階のものを含むが、副葬品に倭系新威信財を持つ古墳、あるいは土師器が出土している場合は布留2式期に属する古墳がある。円筒埴輪の時期から古墳編年が古く位置づけられることが多いが、弛緩期の時期まで威信財を授与される盟主の座に就いていた首長の古墳である。典型的な例として紫金山古墳と平尾城山古墳を例証する。

紫金山古墳は茨木市室山に所在する全長110mの前方後円墳である。淀川北岸の三島野一帯を一望できる丘陵上に立地する。竪穴式石槨から鏡12面、腕輪形石製品、武具、多様な農工具類などが出土している。

円筒埴輪はI期新相に分類される極狭口縁を持つ。また、紫金山古墳には松岳山古墳でも出土する翼状鱗飾を持った稀な埴輪が出土している。紫金山古墳と松岳山古墳の埴輪は、楕円筒埴輪の共有、1段目に細長い長方形透孔を3個ずつ空けるという共通の特徴を持つ。

豎矧板革綴短甲出土の最古の古墳であるといわれる。しかし、前述したように天理市赤土山古墳出土の甲冑形埴輪が豎矧板革綴短甲を模倣していることなどをふまえると、他の弛緩期の倭系新威信財との時期差は大きくはないと思われる。

一方、鏡は時期幅を持つ12面の鏡が出土しているが、最新の鏡は仿製三角縁神獣鏡 a3 式である。仿製三角縁神獣鏡 a3 式は新沢500号墳で仿製方格規矩四神鏡 4 式（仿製鏡Ⅲ段階）と共伴している。鏡から古墳の編年の位置づけを考える軸に成る組み合わせとされている（森下2005・2009）。

鍬形石Ⅳ類の山式の装飾法は車輪石との関連性をもち、東大寺山古墳の車輪石第二群 A 類と同系列品である。棺内から出土した筒形銅器（Ⅰ類・A 群）1 点は、全長 20.1cm の列島では最大でありかつ優品である。

紫金山古墳の古墳属性のなかでは古相になる円筒埴輪はⅠ期新相にあたり、被葬者が盟主の座に就いた時は、オオヤマト政権末期にあたり、古墳の埴形、規模、円筒埴輪製作の仕様（工人の派遣も）が授与された。その後、首長就任期間中に弛緩期の倭系新威信財を入手しており、特に甲冑・新式の仿製鏡・筒形銅器の優品などの保有状況からみて、政権中枢にとって政治的に極めて重要な位置を占めていた首長といえる。

次に、極狭口縁の円筒埴輪を樹立することから、布留 2 式期よりも古いと編年されることが多い平尾城山古墳、後述する寺戸大塚古墳も同様に解釈できる。

平尾城山古墳は、京都府木津川市山城町平尾に所在する全長 110メートルの前方後円墳である。木津川を見下ろす丘陵頂に立地する。伊賀の地から西流してきた木津川が大きく流れをかねて北流して淀川に合流するが、その川筋に沿って大和と山背をむすぶ古道（後の奈良街道）から視認できる選地である。

墳丘は前方部 2 段・後円部 3 段に築成され、葺石を持つ。後円部中央の主体部は豎穴式石槨で、その西側に後から墓壙が設けられ、同一墓壙内に 2 基の粘土槨を同時に埋葬している。墳頂部には円筒埴輪列を円形に圍繞し、内部に形象埴輪を樹立していた。粘土槨墓壙内から埴輪片が出土していることから、豎穴式石槨に伴う円筒埴輪・形象埴輪を樹立した後に粘土槨を構築したようである。

円筒埴輪の透孔は三角形が主体で、一段に 4 孔、極狭

口縁、方形刺突の突帯貼り付技法、粘土板基部成形で最下段の内面は倒立ヘラケズリというⅠ群の特徴をもち、Ⅰ期新相とされる（廣瀬2015）。

副葬品の仿製三角縁神獣鏡の破片は、弛緩期の鏡である仿製三角縁神獣鏡Ⅰ段階と判断されている。石釧 9 点のうち櫛・複凹式（二凹式）2 点、匙凹式 2 点は弛緩期に出現する新しい型式である。

豎穴式石槨の墓壙東肩から出土した土師器（直口壺、小型丸底壺、鼓形器台）は布留 2 式期に属するものである。平尾城山古墳もⅠ期新相の埴輪の存在から古く編年される場合があるが、倭系新威信財の副葬状況から、弛緩期でも盟主として政権と繋がっていた古墳であることを重視すべきである。

（3）時期幅のある埴輪と、墳丘上の最新属性

① 昼飯大塚古墳

埴輪の時期差を考える具体例として、岐阜県大垣市昼飯大塚古墳の事例を取り上げる。昼飯大塚古墳は美濃西部の大垣市に位置する全長 150m の前方後円墳である。

この地は畿内と東国を結ぶ結節点の地域であり、「大垣」の名もこれに由来するという。古代律令期には東山道と伊勢湾にそそぐ南北の河川が交差する地として、きわめて重要な交通の要衝であった。東海の前期古墳では最大級の前方後円墳であり、広大な周壕を持つ。墳丘の詳細な調査とその研究報告によって、貴重な地域の盟主古墳像が明らかにされた。ここでは、時期差に関わる問題を中心にとりあげ検討したい。

墳丘の南側くびれ部の第 1 段平坦面には埴輪棺が、後円部頂からは家形埴輪、靱形埴輪、盾形埴輪、蓋形埴輪、甲冑形埴輪が検出されている。

円筒埴輪の透孔配置は直交型（東大寺山古墳と同タイプ）であり、Ⅰ～Ⅲ群に大別されるなかで、Ⅲ群だけにヨコハケ技法がみられ最も新相とされている。ただし、Ⅲ群は後円部墳頂の外周埴輪列にはほとんど用いられておらず、スロープ上に樹立されていることは重要であろう。墓壙内部から埴輪片（底部片を含む）が出土していることから、墓壙築造時に周囲に埴輪をすでに樹立していた可能性が指摘され、また葺石間や下層から埴輪片が出土していることから、葺石をすべて葺き終わる前にある程度の埴輪を樹立していた可能性があると考えられている。

る（中井2007）。

このように、盟主の座に就いた首長が前方後円墳の築造を開始し、後円部墳頂の外周の縁には円筒埴輪を腰の高さの垣根状に約150本樹立している様相は、首長の政治的立場・威信を可視化するにはきわめて効果的なものであったといえよう。

前方部のスロープの埴輪は後円部周縁の埴輪にとりついており、Ⅲ群はクビレ部にみられる。最後の出入り口遮断用（儀礼終了後は、後円部に入れない）であろうか。なお、Ⅲ群のヨコハケ技法は基本的にA種で、より新しい技法であるB種ヨコハケをもつものは円筒埴輪棺1個体のみである。楕円筒埴輪は後円部頂からの10個体の出土が確認されているが、Ⅲ群に属するものはない。

注目すべきは、赤色塗彩した靱形埴輪片と甲冑形埴輪の草摺の破片で、草摺は小破片ではあるが、表側にやや反りがある表面に綾杉文が線刻されている。同時期の類例は希少であり、破片ではあるが東大寺山古墳出土の草摺との類似性が指摘できる。盾形埴輪も木製盾を模した最古段階に属する。蓋形埴輪は段差によって実物の蓋を写実的に表現する古い段階のものである（小栗2007）。

中心主体である堅穴式石槨の盗掘攪乱土中から出土した埴形石製品片は東大寺山古墳と同時期で、弛緩期の倭系新威信財である。

墳丘上の形象埴輪付近から出土した雛形のような粗雑なつくりの多量の高杯の破片は、布留2式期新相に併行する土師器で、玉類や笱形土器・食物形土製品が相伴していた。食物形土製品（モチ、アケビ）と笱形土製品は、佐紀陵山古墳出土の笱形土製品や瓦谷1号墳の魚形土製品と同様に、食物供献儀礼の痕跡としては最も古い例になる。布留2式期でも新相に出現した古墳祭式の最新の情報を共有していたと考えられる。

高杯は意図的に破碎されたもので、「別の場所」で供献していたものを玉類とともにここに捨てた可能性もあるという。中井（2007）は、埴輪を樹立した墳頂部において、被葬者を埋葬後に墓壇の埋め戻しが行われ、鎮魂と辟邪のための玉や高杯や笱形土製品を持ちよって供献の儀礼を執り行い、廃棄したという葬送儀礼を復元している。

私は、玉や高杯などについては、中井の想定した「別の場所」とはモガリの場所であった可能性をあげておき

たい。というのも、昼飯大塚古墳の主体部は同一墓壇内に、堅穴式石槨と粘土槨と木棺が設置されており、堅穴式石槨と粘土槨はきわめて同時性が強いからである。

その後やや遅れて木棺が納置され、その副葬品の中には、鉄製農工具と大形の滑石製鎌（15cm）が混在して出土している。

昼飯大塚古墳の所属時期については、笱形土器、粗雑な大量の高杯、滑石製鎌（大形品）の時期（布留2式期新相から布留3式に属するもの）をもって古墳の時期と判断されている。しかし、これらは、墳頂上において葬送儀礼が執行された時期、および最後に埋葬された木棺の所属時期を示す属性であり、昼飯大塚古墳の持つ古墳属性としては最新相のものになる。

また、円筒埴輪より形象埴輪のほうがやや古く、形象埴輪の製作時期が墓壇埋め戻し直前まで遅れたとすれば、円筒埴輪と形象埴輪の時期に齟齬が生じる、円筒埴輪にも時期差や工人差がみられるという指摘（中井2007）については「形象埴輪と円筒埴輪の一部が築造開始時に製作され、墳丘完成時に円筒埴輪が追加して製作された」と想定すれば齟齬が解消されよう。

昼飯大塚古墳のように複数の埋葬施設を持つ場合は、築造の契機となった被葬者が盟主の地位に就いた時期は、その古墳の最も古相の属性で判断されるべきである。

② 金蔵山古墳

同一古墳内において時期差のある埴輪を樹立している例として、岡山市金蔵山古墳（前方後円墳・156m）があげられる³³⁾。標高100mの山頂に地山を削り出して前方部2段、後円部3段の墳丘を構築し、各段のテラスに円筒埴輪を圍繞している。

内部主体は、後円部に墳丘長軸に直角の二つの堅穴式石槨（中央石槨と南石槨）と、前方部にも石槨を設けている。まず後円部頂に中央石槨をほぼ中心に構築し、その上部表飾として埴輪による区画を方形に配列している。その後、南石槨を中央石槨の南側の狭い空間に設け、同じく上部表飾として円筒埴輪を方形に配列した区画を設けている。墳頂部の埴輪方形区画の外縁には土壇をめぐらし、土壇の内側には石積を設けているため、中央と南の方形区画の境界は識別しやすい。

両区画はそれぞれに形象埴輪を樹立しているので、石室の構築時期差が埴輪においても認めることができる。

まず、中央方形区画にともなう短甲形埴輪は方形板革綴短甲³⁴⁾を表現しており、南方形区画にともなう短甲形埴輪は三角板革綴短甲を表現している。両石槨にともなう実物甲冑も出土しており、破片であるため詳細は不明ではあるが、短甲形埴輪と同様に中央石槨は方形板革綴短甲、南石槨は三角板革綴短甲である可能性が高く、整合性のある時期差が読み取れる。

また、南石室を区画する埴輪にはB種とみられるヨコハケを持つ破片があることから、後円部の南石槨（前方部の主体も同時期）は、築造の契機である後円部中央石槨とある程度の時期差を持つことがわかる³⁵⁾。南石槨外からは昼飯大塚と同様に、多量の小型の土師器高杯や笊形土器が出土している。

金蔵山古墳の編年観としては、最古段階は首長（中央石槨の被葬者）が盟主の地位に就いて築造を開始した時期、次は首長が中央石槨に埋葬される時期、最新は南石槨の被葬者が埋葬され、墳丘上で笊形土製品・高杯・石製模造品が置かれた時期という時期幅が認識できる。

中央石槨から出土した筒形銅器や方形板革綴短甲等の倭系新威信財の存在は、最古の時期が弛緩期まで遡る可能性を示しており、一方、最終埋葬とそれに伴う儀礼の実施時期は布留3式期になろう。ほぼ、昼飯大塚古墳と同じ時期に長期間にわたって盟主の地位にあった首長の政治的履歴が読み取れる。

③ 犬山市青塚古墳

昼飯大塚古墳より築造時期が遡るが、強い関係が想定され、また時期差を内包することが想定できる古墳として全長126mの前方後円墳である犬山市青塚古墳をあげておく。墳丘盛土内および墳丘下から、廻間Ⅱ式期からⅢ式期³⁶⁾（≒布留0式期から1式期）の土器が出土していることから、墳丘築造時期はこの時期以降であることがわかる。葺石をもち、壺形埴輪で墳丘を圍繞し、前方部上には方形基壇を設け、石積で囲い、さらにその外側に円筒埴輪・鰭付朝顔形埴輪を方形に巡らすという類例のない特徴を持つ。

墳丘は、前方後円形状をした基壇を設け、その上に前方部2段、後円部3段の墳丘を築成している。墳丘規格は前方部がやや短く端でやや広がるタイプで、西殿塚古墳との類似性が指摘されており、行燈山古墳と類似している昼飯大塚古墳同様に、オオヤマト類型に属し、佐紀

陵山類型ではない。

前方部の方形基壇の石列内から、平根式鍬形石製品が3点出土している。東大寺山古墳が配布した弛緩期の倭系新威信財である。鰭付円筒埴輪、円筒埴輪の直交配置の透孔も東大寺山古墳と類似しており、土師器の最新は松河戸Ⅰ式後半（布留2式期併行）で、壺形埴輪もこの時期に属するものである。

青塚古墳の墳丘規格を西殿塚類型とみれば、布留1式期に築造開始し、前方部方形基壇は遅れて布留2式期に構築したということになる。被葬者はオオヤマト政権末期に築造開始し、弛緩期の東大寺山古墳³⁷⁾と関係をもつまでは活躍していたという事になる。

④ 墳丘上の最新属性の解釈

昼飯大塚古墳や金蔵山古墳の後円部墳丘上にみられた属性「多量の土師器小型高杯の破碎、笊形土器を用いた食物供献儀礼、滑石製農工具」などは、いずれも両古墳の属性の中で最も新しい時期に属するものである。築造の契機となった首長が埋葬され、墳丘上で最後の儀礼が行われた頃には、すでに佐紀陵山古墳が政権盟主の座に就いていた時期になっていたことになる。

複数の埋葬主体を持つ古墳における副葬品と墳丘上の古墳属性（埴輪・葬送儀礼に用いた遺物）の時期幅に細心の注意を払って古墳の所属時期を検討すべきである。

繰り返すが、墳丘上での最新属性をもって古墳を編年的に位置づけてしまうと、築造の契機となった首長の政治的な活動履歴、政権中枢との同時期性などを明らかにすることができないということである。

（4）倭系新威信財と帯金式短甲の共存例

古墳属性の副葬品に弛緩期の倭系新威信財と、明らかに後出する威信財、たとえば帯金式短甲が共存する古墳の場合、政権との繋がりをどう復元するかも問題になる。交野東車塚・池ノ内5号墳3号棺（Ⅵ章参照）では、筒形銅器と長方形板革綴短甲が共伴している。首長の就任期間の中で、ごく初期に筒形銅器を、その最後に帯金式短甲を授与されたと考えられる。というのも、交野東車塚古墳に見られる古墳属性の多くは弛緩期の特徴をっており、複数の倭系新威信財を有しているからである。倭系新威信財の配布が、弛緩期の政権の本来の意図のもとでなされた時期のものということである。

河内に王陵区を移した政権盟主と考えている³⁸⁾ 藤井寺市津堂城山古墳も出土土器は布留3式期に属し、古墳属性は中興期（4世紀第3四半期）のものであるが、巴形銅器を持つ。巴形銅器は筒形銅器よりは新しい時期まで残る倭系新威信財ではあるが、津堂城山古墳の場合も、弛緩期の配布の意味はもっていなかったと考えている。

朝顔形埴輪には二重口縁タイプに直口壺タイプが一定量混在している。受け口状突帯を持ち、透孔は縦長長方形で三角形が少量混じる。

後円部堅穴式石槨の三角縁唐草文帯四神四獣鏡は、西求女塚古墳と同範で、三角縁神獣鏡Ⅱ段階（森下編年B群）に分類されている。三角縁三仏三獣鏡は、園部垣内古墳と百々池古墳と同型鏡である。

前方部堅穴式石槨出土の仿製方格規矩四神鏡（森下編年方格規矩鏡四神鏡系4式）は、獣像が紫金山古墳の勾玉文帯神獣鏡の鳥表現と文様の類似が指摘されており、仿製鏡でありながら描法が固定し類例が多いことから、集中的・短期に製作されたとみられる鏡である（下垣2001）。

仿製三角縁神獣鏡は仿製の1段階（岸本Ⅰ・森下a1）の鏡で、大阪府茶臼塚、新山古墳、新沢500号墳、妙見山古墳などとの親縁性が指摘され、一時期のまとまりと評価されている。この2面は良好な同伴関係を持って出土していることから、同時期性の極めて強いものである。

前方部堅穴式石槨から出土した副葬品の中で、琴柱形石製品は碧玉か硬質の緑色凝灰岩製であり、Y字状に開く突起部と匙状凹帯2段の軸部からなる。最古式とされている雪野山古墳例と比較すると、突起部や軸部が短く小突起や横軸が欠落する形態である。直径4mm・深さ1.3cmの小孔と目釘孔の存在から、軸棒が通されていた可能性が高い。匙状凹帯の表現からみて、富雄丸山古墳が創出した弛緩期の琴柱形石製品の展開のなかに属するものと考えられる。

前方部堅穴式石室からは、短冊形鉄斧1点をはじめ多数の農工具類、武器類が出土しているが、鉄鏃のなかで平根系腸袂柳葉式は三池平古墳、会津大塚山古墳で出土しており、短期間に流通した同時期性の高い器物である。

寺戸大塚古墳の後円部堅穴式石槨と前方部堅穴式石槨は、三角縁神獣鏡や仿製鏡の編年観から時期差を持つことはすでに指摘されている⁴⁰⁾。

② 妙見山古墳

向日市寺戸町に所在する全長115mの前方後円墳である。寺戸大塚古墳の東南の向日丘陵上に位置し、古墳の西側眼下を北上する古山陰道からは、前方後円墳の西側の側面全体を見上げるような選地である。

墳丘は前方部2段・後円部3段築成であり、佐紀陵山

古墳類似墳丘の3段重ね規格ではない。墳頂部平坦面において、楕円筒埴輪と円筒埴輪を交互に樹立した埴輪列が検出されている。

後円部に堅穴式石槨（組合式石棺を納置）、前方部に粘土槨を設けている。堅穴式石槨の基底部構造は寺戸大塚古墳前方部の基底部構造と共通し、両小口に副槨を設けていること、壁体の特徴的な構造や組合式石棺の存在から、櫛山古墳や松丘山古墳との関連性が考えられる。

埴輪の特徴としては楕円筒埴輪の存在、間隔の狭い口縁部、内面ケズリの施法、形象埴輪としての盾形埴輪の存在が、寺戸大塚古墳にない要素としてあげられる⁴¹⁾。

後円部堅穴式石槨から碧玉製紡錘車4点、銅鏃110点、鉄鏃21点、短冊形鉄斧2点、埴製合子、筒状銅製品が出土している。埴製合子は櫛山古墳で出土した埴製腕輪形土製品を初現とする「器物を埴土で形象する」という意図のもとで産まれた器物の一つと考えられる。小札革綴短甲はオオヤマト政権末期から流通していた威信財であり、盟主就任直後の早い時期に入手した可能性がある。

前方部粘土槨からは、倭系新威信財である筒形銅器と、仿製三角縁神獣鏡1段階【寺戸大塚古墳前方部出土鏡と同一型式】が出土している。

③ 長方寺南原古墳

長岡京市長方寺南原に所在する全長62mの前方後方墳である。小畑川を挟んで向日丘陵の対岸に広がる西山山地から派生する丘陵尾根の最高所に位置する。小畑川沿いの古道（後の山陰道）からは離れているが、東側の眺望が開けているので視認できる。

墳丘は前方部2段、後方部3段築成であり、葺石はない。埴輪は円筒埴輪と鱗付円筒埴輪と朝顔形埴輪が検出されている。鱗付円筒埴輪の鱗部の器面調整はナデとハケが混在しており、円筒器面に沈線が有るものと無いものが混在している【奈良市マエ塚古墳と類似】。円筒埴輪は5条6段で外面調整に断続的なヨコハケを持つ新しい要素の円筒埴輪が半数以上を占めている。ヨコハケ出現期の新旧の技術の混在様相とみる見解もあるが、時期差をもつ円筒埴輪の共存の可能性も残る。つまり、築造開始期はヨコハケをもたない時期、その後、埋葬時はヨコハケ調整が出現した時期という解釈もありうる⁴²⁾。

副葬品は新旧のものが混在している。鏡は三角縁二神

二獸鏡（同型鏡2面）、三角縁三神三獸鏡（鳥文あり、紫金山古墳と表現類似）、三角縁四神四獸鏡、長宜子孫内行花文鏡（磨滅?）、盤龍鏡など、古い鏡式の鏡ばかりで、伝世の可能性が指摘されている。

他の副葬品は、有樋型縦稜系銅鏃（松岳山古墳出土の2点と同形同大）、鉄鏃123点、短冊形鉄斧3点をはじめ多数の鉄製農工具類、石臼2点と石杵1点など、鏡とは明らかに時期差を持つ弛緩期に属する器物である。

長方寺南原古墳は古い鏡群を持つが、他の威信財は新しい時期のものであることについて、被葬者は若い時期に鏡を入手し長生きした可能性を、都出比呂志（1992）が指摘している。本稿の分析視点である古墳被葬者の生前の政治的活動履歴を考えるとという意味では同様である。

④ 古墳と政権の関係

3古墳は、いずれも古段階の古墳属性や弛緩期の倭系新威信財を混在する古墳である。

そこで、副葬品の新旧だけでなく3古墳の分析から得られた古墳属性が、時の政権によって発信され、それを地域首長が数次にわたって受容した結果であることを推定復元し模式化（図15）してみた。

寺戸大塚古墳の墳丘規格や円筒埴輪には、オオヤマト政権発信の属性が見られることをふまえ、首長の動向を想定してみよう。

まず、オオヤマト政権の末期に寺戸大塚古墳の後円部の被葬者は盟主の座に就任し、前方後円墳という墳形と前方部2段・後円部3段築成の墳丘規格を許された。政権中枢のメスリ山古墳や櫛山古墳との具体的政治関係のなかで、I期5段階の埴輪製作技術も受容した。その後、後継の前方部堅穴式石槨の被葬者が就任したころには、妙見山古墳後円部被葬者、ややおくらて長方寺南原古墳の被葬者が盟主の座につき、同時に政治的に活動していた時期があった可能性が考えられる。

また、寺戸大塚古墳前方部、妙見山古墳後円部、長方寺南原古墳のいずれの堅穴式石槨からも短冊形鉄斧が出土している。短冊形鉄斧は弛緩期の盟主的首長墳【三池平古墳、会津大塚山古墳・大丸山古墳など】からの出土例が顕著であり、短期間に配布された威信財であったと考えている。富雄丸山古墳から短冊形鉄斧を模した大形の滑石製模造品が出土しているが、類例が少なく短期間にもみ配布されたものである。これらのことから、乙

訓古墳群の3石槨の被葬者が、弛緩期に活躍した同時期性がうかがえよう。

長方寺南原古墳は、長岡グループの盟主に就任した時、前方後方墳の築造に着手するも、当初は葺石や形象埴輪を使用することではなく、王権内での政治的序列は低かったと想定できよう。盟主就任中には、短期間流通の倭系新威信財を入手していることから、政治的關係を再構築できたことがうかがえる。鱗付円筒埴輪やヨコナデを持つ円筒埴輪などは時期が下がるようであり、収束期の新政権から特定の工人集団が派遣され、政治的一体性を可視化するために新たに樹立したものであろう。前代には入手し伝世してきた威信財（鏡）の価値は低下し、次に伝世することなく副葬してしまっている。一方、弛緩期の政権が発信した倭系新威信財も一代限りでの保有であったのである。

これまで乙訓古墳群の首長墓は、「首長系譜論」の代表的な事例として、時系列にならべて論じられてきたが、本稿の分析の結果、3古墳の首長は政治的に活躍していた時期が重なっていた時期があったことがわかった。一代一墳として時系列に蓄積された「首長系譜」という解釈の枠組みでは理解できないのである。今後、首長墓築造の背景については、本稿の分析手法で試みた乙訓古墳群の3古墳の検証結果のように、政権の動向と地域首長の動向の両視点からいねいに復元していく必要がある。

強調しておきたいのは、寺戸大塚古墳や妙見山古墳の選地は、向日丘陵東側の拠点集落ではなく、あくまで古山陰道からの視認を意識したものであるということである。同様な事例として志段味古墳群の事例をあげてみたい。

（3）志段味古墳群の事例

副葬品が不明であるため、本稿の主旨である倭系新威信財配布に伴う政権との関連は、乙訓古墳群のように詳細に検証できないが、オオヤマト政権末期から弛緩期の政権との継続的な関係がうかがえる志段味古墳群の特徴について取り上げておきたい。

志段味古墳群は名古屋市守山区上志段味に所在する66基（現存33基）からなる古墳群である。古墳は途絶期間を挟みながらも、4世紀前半から7世紀まで長期にわたって営まれており、4世紀前半～中葉には東谷山の山頂から尾根と中位段丘上に、5世紀中葉から6世紀前半には

中・低位段丘に築造されている。

最古の前方後円墳は白鳥塚古墳（全長 115m）で、墳丘規格は行燈山古墳に類似し、渡土堤と葺石をもつが、円筒埴輪は樹立していない。白色円礫（石英）による墳

丘装飾が特徴的で、櫛山古墳との親縁性がみられる。犬山市青塚古墳にくらべ前方部が発達していないことなどから、行燈山古墳よりやや遅れるという見方もある。

同時期には尾張戸神社古墳（円墳・直径 27.5m）が併

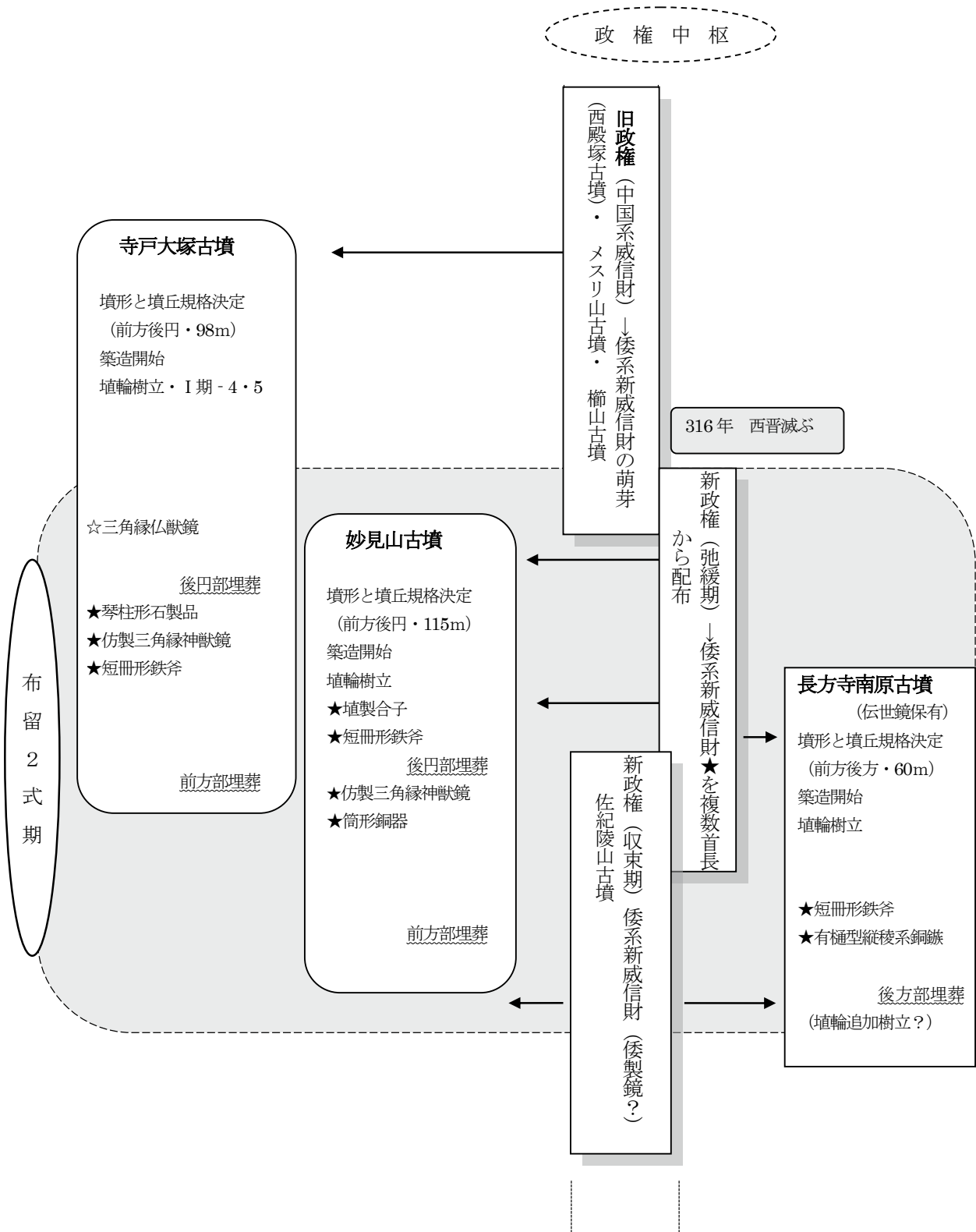


図15 乙訓の首長と政権中枢の関係（推定模式図）

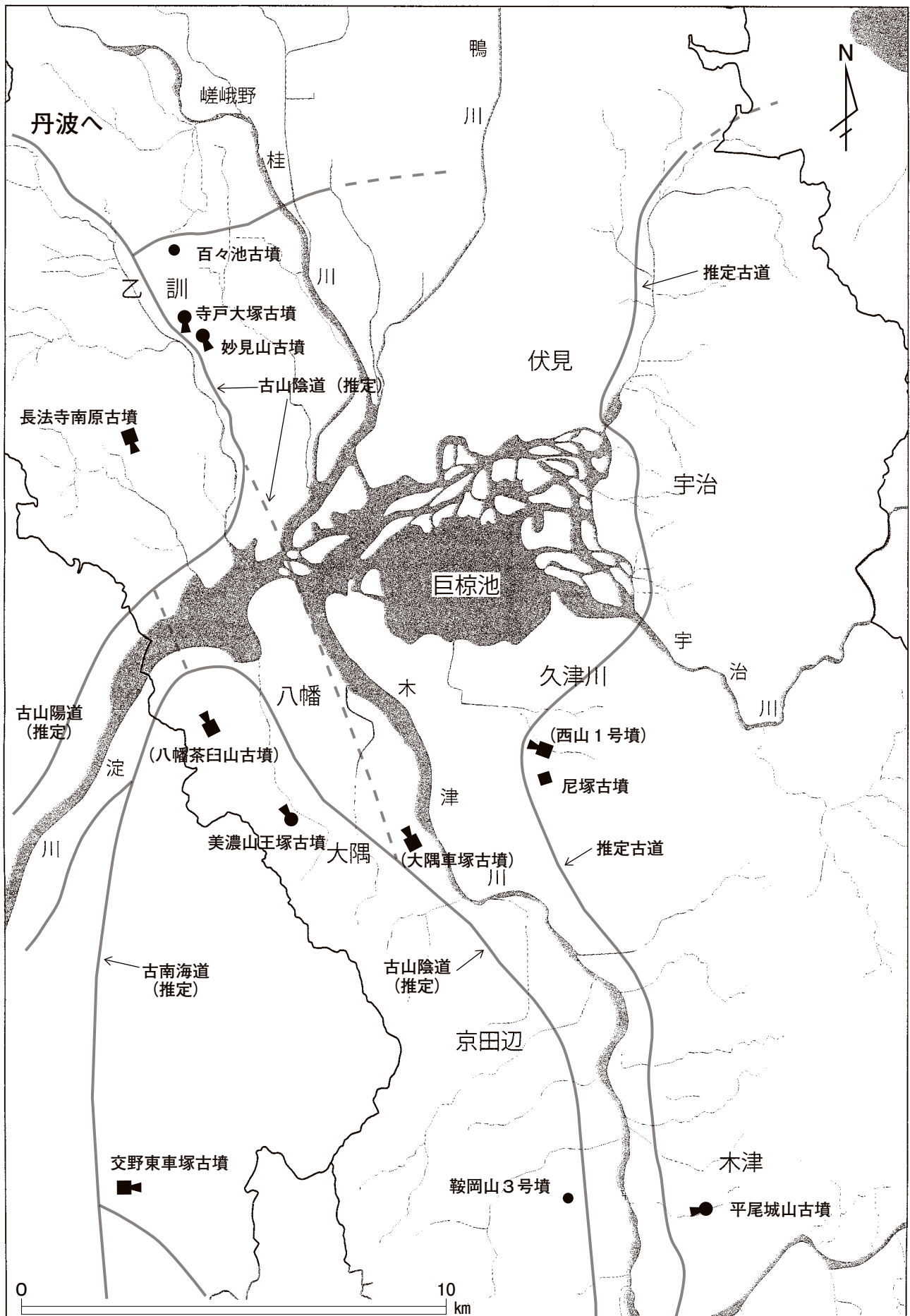


図16 南山背の主な倭系新威信財出土古墳と推定古道
(関連の前方後方墳の西山1号墳・八幡茶臼山古墳・大隅車塚古墳を含む)

存する。円筒埴輪は樹立していないが、葺石を持ち、テラスには石英などの小礫の敷石が施されている。4世紀の大和でみられた前方後円墳と円墳がセットになる様相を踏襲している⁴³⁾。

続く前方後円墳は中社古墳（全長 63.5m）で、円筒埴輪が樹立状態で検出された。この時期にも南社古墳（円墳・直径 30m）が併存し、やはり前方後円墳と円墳の併存様相が継承されている。中社古墳の北側の円筒埴輪は極狭口縁、三角形透孔の千鳥状配置、巴形透孔の存在、底部下端と外面はヨコナデ調整というⅠ群の特徴を有している。西側くびれ部の埴裾の円筒埴輪は胴部径がやや大きく、底部に半円形、ないし円形透孔を4個配置するものでⅡ群の特徴を持っている⁴⁴⁾。盾形埴輪は盾面を細い突帯のみで区画し、その支持部に円孔を穿っている。これらの特徴は南社古墳の埴輪にもみられ、胎土も共通している。

円筒埴輪にⅠ群とⅡ群の共存がみられることなどから、弛緩期に政権中枢と繋がっていた首長であることがわかる。

この志段味古墳群は、庄内川の河川交通と、庄内川から内津峠経由で東濃へ抜ける陸上交通の結節点に立地している。庄内川を船で遡上することができる最奥部、すなわち庄内川中流上位の津（入江状の地形）を見おろす東谷山に所在し、川上を望んだ時に認識でき、河川を航行する人々にとってランドマークになっていたという。交易ルートを見下ろす立地は、かならずしも勢力基盤の集落そのものを意識したものでなく、寺戸大塚古墳や妙見山古墳と同じ選地である。また、政権との繋がりを対外的にみせる埴輪様式の採用（高橋克壽1996）は、政権と強い連携をもち、東国への交通網を握る首長の政治的立場を示していると言えよう。

なお、5世紀中葉以降も志段味古墳群では複数の系譜の古墳群が築造されている。西大久手古墳（帆立貝式古墳 37m、TK 216～208 型式）の巫女形埴輪・馬形埴輪は東日本では初期のもので、畿内地域の当該時期の古墳の埴輪を忠実に模倣しており、形象埴輪による政権と地域首長の連携の可視化の手法が継続していることがうかがえる。

Ⅵ. 古墳属性の拡散と背景

（1）筒形銅器を副葬する古墳

筒形銅器を副葬する古墳について、田中晋作（1998・2005）は、小規模古墳と大規模古墳とのあいだで質・量とも格差が存在しないことや、同一首長系列において継続して副葬されない特徴をあげ、畿内地域およびその周辺地域の新興中小勢力が主として受容した器物との見解を示した。

また、岩本崇（2005）は、大半が中小古墳から出土していること、墳丘形態にばらつきがあることから、幅広い階層で受容されたものであり、列島内各地の首長の自律性が増大する過程で、交流や流通の発達の結果、各地の古墳の被葬者が個々に入手した器物であった可能性を想定すべきとみている。つまり、倭王権の器物分配システム（中心と周辺との関係の構築において、器物量や大きさ、種類に格差を持って配布）のなかに組み込まれていないとして、筒形銅器は一貫して倭王権によって管理・製作されたものではなかったとも述べている⁴⁵⁾。

私は、副葬された器物の様相が「倭王権」による「中心一周辺関係」を構築するために「格差をもって配布」したことを表しているという考えには同意できない。たとえば、倭製鏡の分配について、数量とサイズの格差によって王権中枢による諸地域を分節的に秩序づけたものとする見解（下垣2011）があるが、このような厳然たる器物分配システムを、倭王権中枢が有していたのか疑問である。倭製鏡と腕輪形碧玉製品がセットでは運ばれた確証はないといわれている（河村2015）。

また、弛緩期の政権中枢の複数首長の分配を検証してきた本稿の分析を踏まえると、小規模古墳と大規模古墳に格差なく副葬されていることを、「個々に流通し自律的に入手された」とみることもできないと思う。そこで、次にどのような意図をもって配布されたのかについて検証していく。

（2）倭系新威信財と交通網（図18）

まず、筒形銅器を中心に、本稿でとりあげた倭系新威信財を出土した古墳が立地する地理的環境（選地の意図）をあらためて検討する事によって、配布の意図を想定してみることにする。

なお、すでに山田良三（1969）が筒形銅器の分布について、瀬戸内、畿内、東海に濃厚であること、古代交通路の幹線地域に集中し、分岐路の美作・越前・信濃などに散発的にみられることを指摘している。古代交通路との関係という視点では大枠はその通りである。本稿では、弛緩期という時期に絞り込み、交通路からの視認という点を重視して検証をしていく。

ここでとりあげる古墳はその古墳属性のなかに、布留1式期最新ごろまでさかのぼるものを含む古墳もある。しかし、前述してきたようにその被葬者は布留2式期に配布された倭系新威信財を入手しているので、政治的にはこの時期にも活躍していたとみることにする。同時期性を示す古墳属性を重視していくという手法である。

交通網という表現をしたが、古墳時代の古道が確認できるものはほとんどなく、『延喜式』に記載された国府や駅家をつないだ古代交通路や、あるいは江戸時代の街道などを参考にしたうえでの想定ルートであり、とりあえず古代交通路に「古」と付記して表記する。交通路については、今後の検証が必要である。

① 大和（奈良盆地内）

新沢500号墳は橿原市に所在する全長62mの前方後円墳である。曾我川から葛城一言主神社付近に向かって真っすぐにのびる葛城斜行路（水越峠を越えて南河内にむかう水越道に繋がる）の起点付近にあたり、葛城方面が見渡せる丘陵上に立地している。

長大な粘土槨に副槨を備え、倭系新威信財として、仿製方格規矩四神鏡（仿製鏡Ⅲ段階・紫金山古墳の勾玉紋帯神獸鏡に併行）、仿製三角縁神獸鏡 a3 式、方形板革綴短甲、筒形銅器・筒形石製品・瑠璃製勾玉などが出土している。そのうち筒形銅器・筒形石製品・瑠璃製勾玉などは新沢500号墳が創出したと想定してきたが、墳丘規模が62mであること、埴輪が検出されていないことなどからさらに検証の必要がある。ただ、弛緩期の古墳の中で唯一長大な副槨を設けていることについて、メスリ山古墳の副石室との関係が考えられ、またメスリ山古墳の流れをくんで創出した筒形石製品などの存在から、新沢500号墳は弛緩期の政権中枢の一角を占め、大和南部勢力の基盤を形成した首長であると位置付けておきたい（寺沢2008）。

池ノ内5号墳は桜井市池之内に所在する直径15mの円墳で、メスリ山古墳の西1.2kmに位置し、7基の小円墳からなる古墳群内にある。小円墳ながら各古墳の副葬品の種類はメスリ山古墳と共通するものが多いことから、メスリ山古墳の被葬者を支えた構成員との見方もある（千賀2008）。ただし、筒形銅器や長方形板革綴短甲・琴柱形石製品を副葬した池ノ内5号墳3号棺の被葬者は後継世代になる。琴柱形石製品4点はすべて恵解山型で上下に孔が貫通、中央の稜は分岐下端より下にくる形状で、この初現は富雄丸山古墳例になる。

タニグチ1号墳は奈良県高取町に所在する直径20mの円墳である。盆地南端に位置し、吉野川沿いに紀伊へと向かう巨勢道を眼下に見る丘陵上に位置する。まさに盆地南端の出入り口にあたる。

粘土槨棺外両側への副葬品埋置型⁴⁶⁾である。筒形銅器2点（Ⅱ類）は鋒先と対をなして出土している。方形板革綴短甲が共伴している。

谷畑古墳は宇陀市榛原萩原に所在する直径27mの円墳である。南側に初瀬川と伊勢に通じる伊勢街道を見下ろす丘陵上に立地している。奈良盆地東の関門的な位置である。筒形銅器（Ⅲ類）は木棺直葬の棺外から出土している。

以上、奈良盆地の様相としては、池ノ内古墳群は新沢500号墳も含めた大和南部勢力の一員としての倭系新威信財の保有状況をしめしていること、タニグチ1号墳や谷畑古墳例は、政権中枢の所在する盆地の境界に立地する首長にたいする倭系新威信財の配布意図が読み取れる。

② 山背南部周辺の交通網

大和北部地域から乙訓古墳群にかけての山背南部地域には、木津川東岸を北上して久津川古墳群から巨椋池東岸と宇治をへて近江へ抜けていく古道と、木津川西岸を北上し、大隅付近で古山陰道と分岐し男山丘陵を廻り込み、淀川付近で古南海道（後の東高野街道）へと繋がる交通路の存在が推定できる（図16）。

木津川東岸の古道沿いには、弛緩期に活躍していた首長墳である平尾城山古墳や尼塚古墳が所在し、また全長82m級の前方後方墳である久津川古墳群の西山1号墳が位置している。

尼塚古墳は城陽市に所在した1辺40mの方墳である。

木津川東岸を北上する古道の東に位置する。

粘土槨棺外両側から筒形銅器2点（Ⅱ類・Ⅳ類、B群）が出土、定角式銅鏃などが出土し、棺内の土師器壺（布留2式期～）の時期から弛緩期の首長と考える。

鞍岡山3号墳は京都府精華町下粕に所在する直径40mの円墳である。木津川西岸を北上する古山陰道をのぞむ丘陵上に位置する。墳丘は一段築成で墳頂部の墓壙周囲に約80本の円筒埴輪を巡らせている。

第1主体から出土した方形板革綴短甲（図11）は、長方形板革綴短甲への過渡期的特徴を有している⁴⁷⁾。盗掘壙出土の埴形石製品・平根式鏃形石製品は東大寺山古墳が創出したと考えている弛緩期の倭系新威信財である（図17網掛）。

第1主体（築造の契機）の埋め戻し後に、墓壙を掘削して設けた第2主体から出土した滑石製刀子・斧は実物を忠実に模倣しており、また大形の剣形石製品や、埴裾の鳥状遺構・斧形土製品などの鞍岡山3号墳にみられる最新属性は、金蔵山古墳と共通している（図17右）。布留2式期新相にはすでに活躍していたと考えられる。

美濃山大塚古墳は京都府八幡市に所在する全長85mの前方後円墳である。山背西部、乙訓に向かう古山陰道が大隅付近で分岐し、淀川にむかう古道の西に広がる八幡丘陵の東南に位置する（図16）。葺石・埴輪を持つ。

筒形銅器、鏡11面、甲冑、柳葉銅鏃の出土が伝えられている。

交野東車塚古墳は交野市寺南野に所在する全長65mの前方後方墳である。「上津鳥見路（磐船街道）」を南下すると生駒山を越えて奈良盆地西部（富雄丸山古墳方面）へ、古南海道（東高野街道）を北上すると淀川水運や山背へ、南下すると庭鳥塚古墳を通過し紀伊に繋がるという交通の要衝を見下ろす扇央地に立地している（図16）。葺石・埴輪を持つ。

筒形銅器（Ⅲ類）と巴形銅器1点（革盾に装着か）は棺上に置かれていたが、二つの青銅器が共伴する唯一の例である。琴柱形石製品は恵解山型5点で結晶片岩製である。有肩鉄斧1点と小型鉄斧16点、直刃鎌22点、手鎌9点、鋸など農工具の多種多量副葬が際立つ。舶載鏡1面、仿製鏡2面が出土し、弛緩期に出現する威信財を持つが、三角板革綴短甲が出土していることから埋葬時期の中興期（布留3式期）まで活躍した首長である。

庭鳥塚古墳は羽曳野市東阪田に所在する全長60mの前方後方墳であるが、北向きの墳丘の西側は1段、東側は2段に築成している。これは東側を通る古南海道（東高野街道）を意識したものであり、この古道は北上すると交野東車塚にもつながる。

構築墓壙内の粘土槨に組合式木棺を納めている。棺内

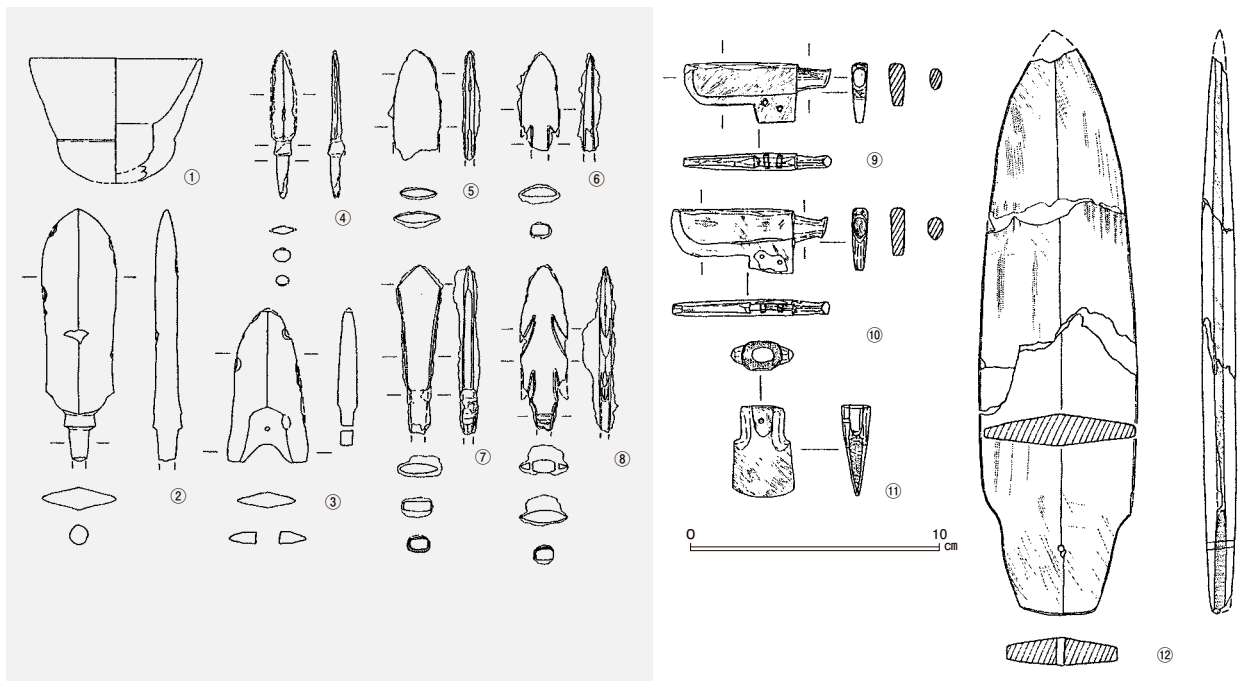


図17 鞍岡山3号墳 出土遺物（網掛は第1主体出土）

第1主体部盗掘壙（①：埴形石製品、②～③：鏃形石製品、④：銅鏃、⑤～⑧：鉄鏃）

第2主体部棺内（⑨～⑩：滑石製刀子、⑪：滑石製斧）第2主体部棺外東小口（⑫：剣形石製品）

から三角縁四神四獣鏡【岸本Ⅲ段階】と、筒形銅器（Ⅱ類・Ⅲ類、A群）が木棺の東西から1点ずつ出土した。籠手は紫金山古墳と富雄丸山古墳と同様のものである。

頸部に振りのある鉄鏃（振り鉄鏃）が1点出土している。鉄鏃が135点も出土している中で、振り鉄鏃はわずか1点のみであることは、その特殊な象徴的性格がうかがえる（鈴木一有 2002）。東大寺山古墳主導で配布された威信財と考えているものである。弛緩期における同時期性の強い倭系新威信財を複数入手した首長である。

このように、山背南部地域やそれに繋がる河内の交通網の主要な拠点に築造された首長墳には、筒形銅器をはじめ弛緩期の倭系新威信財の濃密な分布がみられる。

また、長方寺南原古墳（60m）・西山1号墳（82m）・八幡茶臼山古墳（50m）・大隅車塚古墳（66m）・庭鳥塚古墳（60m）などの前方後方墳が交通網上に点在している（図16）。これらは、弛緩期における政権の政策と密接に絡んでいた首長であり、畿内地域の交通の要衝を統べる在地首長として、同じ政治的立場・履歴をもっていたことが想定できる。今後、さらに検討したい。

③ 大和川周辺

巴形石製品を出土したヌク谷東ノ大塚古墳は柏原市に所在する円墳である。松岳山古墳の東に位置する。松岳山古墳は石棺が橢山古墳と類似しており、特異な鱗付円筒埴輪は紫金山古墳でも出土している稀な形状である⁴⁸⁾。

④ 丹後への道

乙訓で筒形銅器が出土した妙見山古墳の眼下を北上する古山陰道は、園部盆地に至る。ここは古山陰道から分岐して南西に篠山へ向かう道、北北東に若狭へむかう道が交わる要衝の地であり、全長82mの前方後円墳である**園部垣内古墳**が所在する。長大な粘土槨の棺外棺両側に納置された方形板革綴短甲や仿製三角縁四神獣鏡【新沢500号墳と同範】、平根式鏃形石製品など、弛緩期の盟主首長としての特徴や倭系新威信財をもつ古墳である（寺沢2015）。

園部垣内古墳の西には、古山陰道に接して（現国道9号線）筒形銅器の出土が伝えられている中畷古墳が所在する。中畷古墳は全長64mの前方後方墳であり、筒形銅器を出土した東車塚古墳・庭鳥塚古墳など60m級の

前方後方墳を築いた首長の築造展開との関連が想定できる。

カジヤ古墳は京丹後市峯山町杉谷に所在する直径73mの円墳である。古山陰道から福知山で分岐し、丹後半島（日本海域）に向かう丹波路が、網野に向かう手前の峰山に位置する。網野は潟湖を利用した日本海の港の存在が想定される地であり、網野銚子山古墳が築造されている⁴⁹⁾。

竪穴式石室（第1主体）から筒形銅器（Ⅱ類・A群）が、鏃形石（新式）2点、車輪石（卵形山谷式）、石釧（櫛凹式）2点とともに出土している。墓壙出土の土師器高杯（布留2式期新相）から弛緩期の首長とみてよい。

園部垣内古墳・中畷古墳・カジヤ古墳は、古山陰道から分岐して丹後・日本海への交通路上での弛緩期の威信財を持つ古墳である。なかでも、園部垣内古墳は、前方後円墳・長大な粘土槨・方形板革綴短甲・新沢500号墳と同型の仿製鏡・三角縁四神獣鏡（乙訓古墳群の寺戸大塚古墳・百々池古墳から出土）などの古墳属性から、政権にとって上位に位置づけられる首長であったことがうかがえる。弛緩期の古墳においては、倭系新威信財を受け取る側の首長のランクは同等でないことは当然であろう。

⑤ 山陽と山陰を繋ぐ交通網

古山陽道が備前に入った後、吉井川にそって山陰にむかうルートに位置するのは、浅川3号墳・岡高塚古墳である。

浅川3号墳は岡山市浅川に所在するわずか直径7m（詳細は不明）の円墳であり、岡山市の西を南流し瀬戸内海にそそぐ吉井川が山陽道と交差する西岸に位置する。さらに西に約6km進むと山陽道は百軒川河口と交差し、その付近は備前国津と推定されている石前江にあたる。また、吉井川をさかのぼると、同じく筒形銅器が出土した岡高塚古墳が所在する勝央町をへて伯耆や因幡への結節点である津山盆地に至る。

組合せ式石棺から出土した筒形銅器（Ⅱ類・B群・鉄製舌）は完形で、棺内の人骨の頭部に埋置されていた。

岡高塚古墳は、勝央町勝間田に所在し盆地を眼下にみる山頂に立地する全長56mの前方後方墳で、前方部が撥形にやや開く墳形である。竪穴式石槨内から筒形銅器（Ⅲ型・A群、青銅の舌）が出土している。

金蔵山古墳は、岡山市沢田に所在する全長165mの前

方後円墳である、浅川3号墳を西に進んだ古山陽道を眼下に、さらに児島湾も見渡せる操山の山頂に位置する。後円部には時期幅のある中央石槨と南石槨が設けられている。中央石槨にともなう合子内から筒状銅器が出土している。前述したように、中央石槨の被葬者がこの威信財を入手した時期については検討の余地があるが、弛緩期の最終段階くらいに遡る可能性を想定しておきたい。

古山陽道が備後に入って山陰にむかうルートに位置するのは、亀山1号墳と大迫山第1号墳である。

亀山1号墳は、広島県福山市神辺町道上に所在する円墳（直径20m）である。古代山陽道を眼下に視認する丘陵上に位置し、また陰陽をむすぶ後の東城街道（大迫山1号墳が所在する東城へと向かう）との結節点にもあたる。丘陵上には弥生時代の拠点集落である亀山遺跡が広がっている。地表面を掘り込んで割竹形木棺を安置し、棺側両側に盾【革製漆塗り・綾杉文用は新沢500号墳と類似】と筒形銅器（Ⅲ類・B群）や銚を置いている。

棺内から碧玉製・滑石製勾玉とともに瑪瑙製勾玉が出土していること、滑石製刀子が1点単独で出土している点が注目される。有肩鉄斧や150本もの多数の鉄鏃の形態、三角板革綴短甲・曲刃鎌などは、埋葬時期が中興期（4世紀後半）に下る新しい属性が含まれている。

大迫山第1号墳は、広島県庄原市東城町川東に所在する前方後円墳（45.5m）で、前方部が撥形にひらく墳丘規格である。東城川の東岸の流域を一望する高所の地に築かれている。東城川は高梁川に合流し瀬戸内海に流下する河川である。中国山地帯とはいえ、この地は陰陽を繋ぐ道筋にあたり、備中新見や備後福山、出雲や伯耆など四周と繋がる結節点でもある。江戸時代には鉄をはじめ物資の集散地でもあった。弥生終末期の牛川墳丘墓から吉備系の上東式の器台と特殊壺、出雲系の鼓形器台が出土していることは、この地の首長勢力の特徴をよくあらわしている。

長大な竪穴式石槨から出土した筒形銅器（Ⅲ類・A群）は当初から破損したものを埋置していた。銅鏃6点（柳葉形：破損品）、定角式鉄鏃28点が共伴している。

出土土器は布留1式新相まで遡りうるものであるが、倭系新威信財を複数保有していることから、布留2式期まで盟主の座に就いていた首長墓と考えられる。

長光寺山古墳は山口県小野田市厚狭に所在する全長

62mの前方後円墳である。瀬戸内海路に繋がり、古代には山陽道の「厚狭駅家」が設けられ、また日本海側に北上する陸路の分岐点にもあたる。

古墳は厚狭盆地を一望する地に築かれており、円筒埴輪・家形埴輪が出土している。後円部に設けられた2基の竪穴式石槨のうち、東石槨（築造の契機となった主体部）から、筒形銅器（Ⅲ類）、振り鉄鏃、定角式鉄鏃、仿製三角縁三神三獣鏡【紫金山古墳、新山古墳鏡と同範】、巴形碧玉製品（緑色凝灰岩製・欠損あり）が出土している。土師器は布留2式期に属するものである。

まるで、倭系新威信財の集積所のような古墳で、東国の熊野神社古墳の出土品との類似点が多く、政権中枢の盟主達がこぞって関係を構築しようとした地域の首長古墳であったことがわかる。

⑥ 山陰ルート

古山陰道は但馬から峠をこえると、鳥取平野の千代川東岸地域の因幡国府に至る。国府を望む周辺の丘陵上に筒形銅器が出土した西浦山古墳（鳥取市国府町所在・円墳）と鳥取市生山29号墳が立地している。

生山29号墳は土師器の転用枕が小谷3新式（布留2式期併行）とされており、因幡地域の筒形銅器出土古墳のなかでは古く位置づけられる。

因幡国府からさらに千代川をめざして西に進路をとるとその南側の丘陵に**古郡家1号墳**が所在する。古郡家1号墳は全長92.5mの因幡最大級の前方後円墳であり、墳丘規格は佐紀陵山古墳に類似するとの指摘があり、白色円礫の散布も観察されている。中央棺から、新沢500号墳と同型鏡の突起付重圏文鏡⁵⁰⁾が出土している。棺内から出土した土師器甕と高杯（いずれも布留3式期併行）は枕として転用されたもので、2体埋葬の可能性がある。突起付重圏文鏡が新沢500号墳の時期に授受されたものであれば、埋葬時期までの時間幅が長く想定される。

出雲において倭系新威信財を出土した古墳の中で、**上野1号墳**の粘土槨（築造の契機である第1主体）から、仿製斜縁神獣鏡とともに、新沢500号との関連が強い瑪瑙製勾玉の出土が興味深い。古墳は松江市新次長に所在し、陰陽を結ぶ古道（現在の国道54号線）と古山陰道の結節点を見下ろす尾根上に位置し、宍道湖も見渡せる地に築造されている。長径40mの2段築成の楕円形墳で、第3主体は鱗付円筒埴輪を棺として転用しており、畿内

的要素が強い。上野1号墳出土の開地谷型鼓形器台と長脚高坏は布留3式併行とされていることから、埋葬時期は下がるようである。

山地古墳は出雲市神西沖に所在し、神門水海の遺跡湖である神西湖を眼下に望み、すぐ北側を古山陰道が通る低丘陵に立地している。直径24mの円形を指向した墳形である。主軸をおなじくする2つの埋葬主体の両方から筒形銅器が出土している。第1主体の筒形銅器(Ⅱ類)は、管玉とともに木製の容器にいれ枕元に置き、二神二獣鏡を共伴、第2主体の筒形銅器(Ⅲ類)は、珠文鏡を共伴している。墳丘縁辺の壺棺は、無文で丸底化しており、小谷4式(布留3式併行か)と編年されており、最新属性はこの時期になる。

以上、古山陰道沿いにおいて倭系新威信財に注目すると、これを入手した首長は、突起付重圈紋鏡や筒形銅器や瑪瑙製勾玉など、新沢500号墳との関係性が見いだせる特徴を持っていると言えよう。

⑦ 東国へのルート

安土瓢箪山古墳は滋賀県安土町に所在する全長162mの前方後円墳である。竪穴式石槨(中心主体)から筒形銅器2点(Ⅱ類・Ⅱ類かⅢ類、A群)、方形板革綴短甲(B類)、鏡(夔鳳鏡・仿製新式二神二獣鏡)、鉄鏃、銅鏃、鉄形石・車輪石、石釧、多種多量の鉄製農具類が出土している。

弛緩期の古墳であるが古東山道からは視認できず、東国への交通網政策というより、琵琶湖水運を利用した(細川1996)、日本海ルートをめざす政策に関わった首長と考えられる。

定納1号墳は滋賀県米原市近江町に所在する全長21mの前方後方墳である。古東山道と古北陸道の分岐点に位置し、また古代から琵琶湖の湖上水運の要であった「朝妻湊」も近い。箱形木棺から筒形銅器(Ⅱ類・A群)が出土している。

馬場平古墳(馬場平3号墳)は浜松市北区井伊谷に所在する前方後円墳である。信濃から浜名湖に出る道筋にあたる。戦前の発掘であるため、遺物の所在は確実ではないが、大型有茎銅鏃・鏡とともに、巴形石製品・瑪瑙製勾玉が出土しており、倭系新威信財の複数の種類が確認できる。

三池平古墳は静岡市清水区(旧庵原町)に所在する全長68mの前方後円墳である。古東海道の北側に立地し、また、甲斐に繋がる道も古墳西側を北上しており、それぞれから視認できる位置にある。

竪穴式石槨内には割竹形石棺が納められ、石槨内棺外の北側から、筒形銅器2点(Ⅲ類・A群)、紡錘車形石製品2点、帆立貝形石製品4点など倭系新威信財がまとまって出土している。多種多様の農具類も出土しているが、補修孔をもつ車輪石1点の出土例から威信財への意識を読み取ることができる。

川柳將軍塚古墳は長野市篠ノ井石川に所在する全長93mの前方後円墳である。江戸時代の密掘によって竪穴式石槨から筒形銅器2点(Ⅲ類・青銅製舌)、琴柱形石製品2、車輪石1などが出土している。古墳は古東山道から直江津へむかう古道が分岐する善光寺平を見下ろす丘陵上に位置する。直江津は日本海航路の重要な港で、古代の越後国府の国津でもあり、また現在でも韓国への定期貨物の出港地でもある。対外交易や東国政策を睨む政権にとって重要な交通路を統べる首長であったといえよう。

熊野神社古墳は、埼玉県桶川市川田谷に所在する直径40mの円墳である。川田谷は中山道と奥州街道が分岐する地域にあたり、東京湾にそそぐ荒川の東岸に位置する。現代では、上越新幹線と東北新幹線が分岐する地域でもある。

不時出土品ではあるが倭系新威信財として、筒形銅器1点、碧玉製筒形石製品4点、碧玉製巴形石製品2点、碧玉製紡錘形石製品4点、滑石製紡錘車形石製品1点、瑪瑙製勾玉2点、瑪瑙製橐玉などが認められる。筒形石製品、筒形銅器、瑪瑙製勾玉は新沢500号墳との関連をしめす好資料である。

これらの多種類の倭系新威信財の出土様相は、長光寺山古墳と酷似し、まさに同時期に出回った威信財を多数入手した列島の東西の交通路の拠点を統べる首長像がうかがえる。また、熊野神社古墳に近接して布留2式期の畿内系土師器が出土する集落遺跡が営まれており、弛緩期の政権の前衛拠点的な地を掌握する首長であったとも言えよう。

⑧ 交通路と首長

主な倭系新威信財を出土する交通網上に位置する古墳

の事例をあげてきた。なかでも筒形銅器を出土する古墳は、墳形、規模など多様である。岩本（2006）は、「筒形銅器には倭王権の特別な意味付けを想定できない」と述べているが、倭王権の規範にのっとって配布されたものでないから当然であろう。また「列島における計画的な配布行為は想定しにくい」というが、配布の意図は次のように読みとれる。

すなわちこれまで確認してきたように、古墳の墳形や規模は、王権の規範によって決められ、それは古墳時代をつうじて基本的には変化しなかった規範である。一方、筒形銅器は前代の中国系威信財とは異なり、オオヤマトの政権が弛緩し、弛緩期の政権中枢を担っていた複数の首長が個々に創出し、政策を実行するために連携する首長に威信財として供与したもののひとつである。

入手できた首長は、政権中枢が政治的な目的（政策）を遂行するために、ルートとして重要視した地域の首長であり、それは、地方の旧郡域を統率するような盟主的大首長の場合もあれば、そのような広域を統べる首長がいない地域では、墳長が20m級の地域の首長が対象とな

ることもあったのである。筒形銅器を配布する側は、身分秩序などを斟酌してはいなかったのである。

筒形銅器をはじめ倭系新威信財は弛緩期の政権にとって重要な交通路を統べる首長が入手したが、その保有価値は短期的なものであったので、一代限りで副葬してしまった器物なのである。すなわち、格差をもって配布されてはいないし、古墳の墳形や規模にも縛られないものであったのである。しかし、自由に流通し入手できたものでもないのである。創出され供与された時期には、政権中枢の首長の政治的意図がそこに強く表れているのである。

VII. 政権の動向

（1）4世紀の対外政策

私は、史料に残された「天皇」名やその実在性、そして在位年間などの信頼性については疑問を持つが、『記紀』の記述の全面否定などをするつもりはなく、記載されている事柄は、なんらかの事実をモチーフとした内容が含まれているという立場をとる。そして、結果としては史

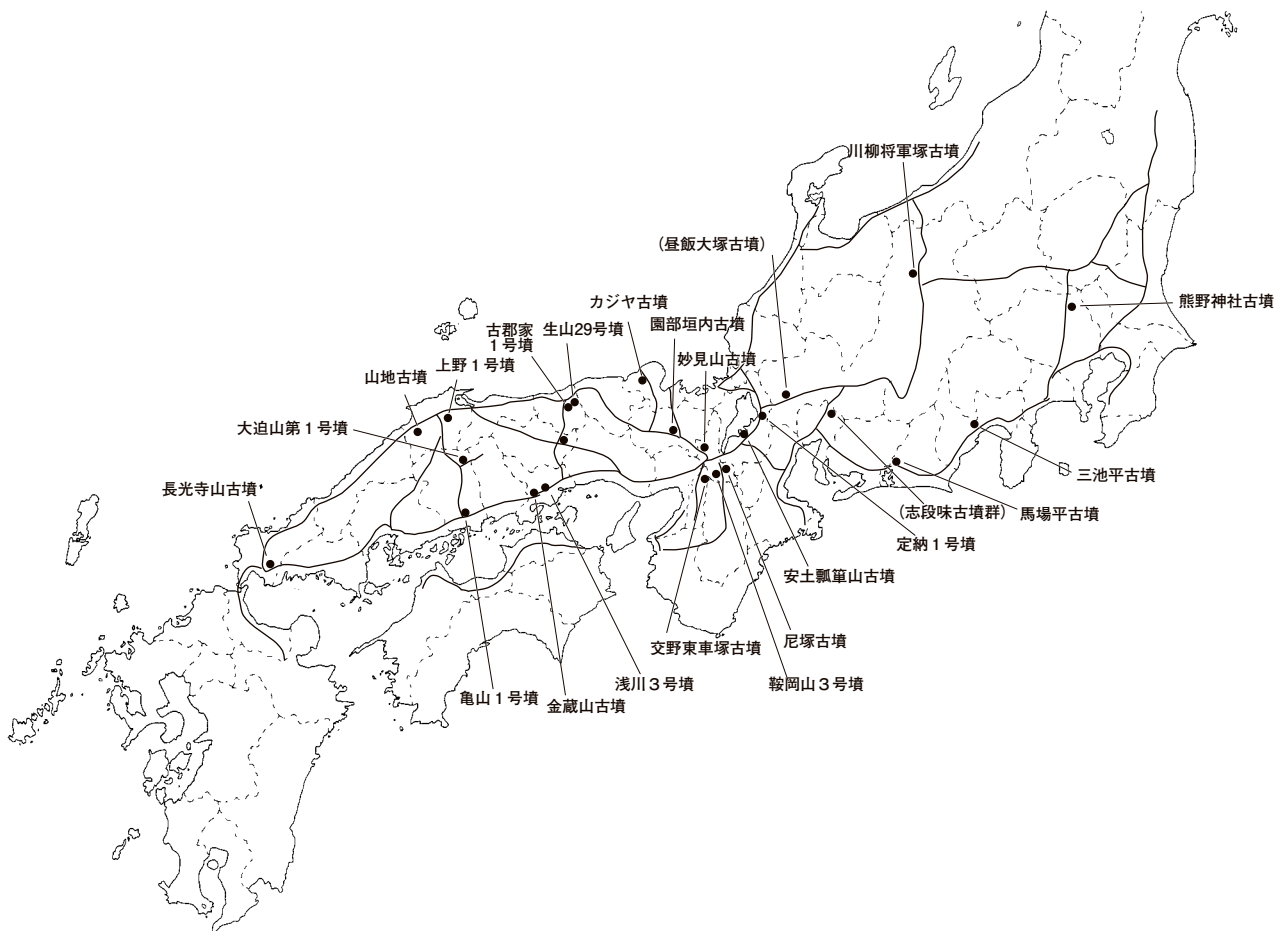


図18 主な倭系新威信財出土古墳と交通網（大和は除く。●()内は関連古墳）

料批判が不十分であったとしても、考古学の成果と真摯につきあわせて仮説として俎上にあげてみるという研究手法を試みてきた。(寺沢2008・2012・2015)

本稿で布留2式期古相を中心とした4世紀前葉の特徴的な器物や古墳属性の分析から、この時期の政権動向が見えてきたように思う。そこで、政権とは政策を執行する権力であるということをふまえ、政権動向という抽象的な表現から一歩すすめて、その「政策」について史料から推論してみる。

西晋の滅亡(316年)前後は中国王朝が弱体化してしまっていたため、倭国と中国王朝との直接交渉を示す中国正史の史料は、西晋への266年の朝貢の記事以降、413年の倭国の遣使再開まで約150年間途絶えている。そのため4世紀は、「謎の4世紀」と表現されることが多い。

4世紀代の倭国の対外活動の記事は、朝鮮半島との関わりを示す史料に限られ、朝鮮の『三国史記』『三国遺事』や、金石文『七枝刀(石上神宮蔵)銘文』『高句麗広開土王碑銘文』、そして、『日本書紀』神功紀に引用された『百濟記』などの史料が残されている。このうち、『三国史記』『三国遺事』は12～13世紀の編纂であり、信頼性には欠けるとの認識も強く、さらに、『記・紀』の記述をそのまま考証に用いることはできないことは言うまでもない。

しかし、4世紀になると高句麗が南下政策をとり、新羅・百濟への侵攻を開始し、新羅が高句麗よりの政策に転じたため、百濟が伽耶諸国と倭国とともに、高句麗・新羅と対立したという情勢は認められているところである。

そこで、個々の事実の真偽はべつとして、3世紀末から4世紀前半の倭国の対外活動の情勢を読み取るために、『三国史記』新羅本紀に記された倭国関係の記事を拾ってみた(太字の年号の記事)。

297年 倭兵が沙道城を攻め落とす

300年 倭国と交聘す

312年 倭国王から婚姻要請。受諾

(313年 高句麗が楽浪郡・帶方郡を滅ぼす)

(316年 西晋滅ぶ)

空白期・・・金官加耶などとの外交(およそこの時期が布留2式期)

344年 倭国から婚姻要請。断る

345年 倭王が国交断絶

346年 倭兵が攻撃

新羅これを敗走させる

その後は『日本書紀』神功紀には以下の記事がある。

364年 百濟 倭国との通交を求める

369年 倭と百濟の連合軍、新羅を破る

これらの記事から、290年～312年頃の政策の安定、316年～344年ごろまでの空白期間、344年ごろの対新羅との関係悪化(外交不調)、360年以降の百濟との急速接近、積極的な渡海活動、などの倭国の対外活動の状況がおおまかには把握できる。4世紀前葉の空白期間が、金官加耶との交易活動に重点をおいていた時期になろう。

(2) 4世紀の国内政策

一方、『日本書紀』神功紀以前には倭国の対外活動の記載は見られないが、国内政策にかかわる記述のなかで、特に交通網の整備にかかわるとみられる伝承記事が残されている。

たとえば、『日本書紀』崇神紀には、「大彦命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彦を西海に、丹波道主命を丹波に派遣した」という「四道將軍」にまつわる記事があり、その後に南山背を舞台にした武埴安彦の反乱記事が記載されている。なかでも「四道將軍」の一人の丹波道主命には、丹波道主命(四道將軍)の娘の後妃伝承や、竹野媛と墮国(弟国・乙訓)の地名由来伝承など、乙訓の首長の動向と関わる婚姻伝承が残されている。

また、『日本書紀』景行紀には、日本武尊の東征・西征記事に加え、「彦狭嶋王を東山道の15国の都督に任じた」との記載があり、「東山道」という交通路名が初出している。

ところで、丹波道主命は、彦坐王(ヒコイマス)の息子とされており、この彦坐王は母系でワニ氏と繋がり、開化天皇の子として登場する。『記』では日子坐王(ヒコイマス)本人が丹波へ派遣されたと記されている。ワニ氏は擬制的な同族集団で、大和北部や山背にワニ系諸氏関連の伝承や勢力圏が集中している氏族集団であり、濃厚な后妃輩出伝承をもっている(岸1966、加藤2013)。ヒコイマスはもともと王統譜とは無関係の独立した人物であり、ワニ系諸氏の前身集団の族長的存在(加藤2013)との見解もある。

私は、大王を推戴する政権盟主のオオマエツギミ(大連、

大臣など)のような地位に、ワニ系氏族集団の族長としてヒコイマスの人物が就いていた可能性、さらに、推測を重ねてオオヤマト政権末期以降、弛緩期から収束期(ソフ政権)の政権中枢にワニ系氏族集団が就いていた可能性を想定している。東大寺山古墳被葬者もその一人であろう(寺沢2015)⁵¹⁾。

史料にはヒコイマスは「各氏族間の同族結合の要となる系譜的始祖」であった存在として残されているが、その同祖系譜の骨格は山背で形成されたという(加藤2013)。本稿で明らかにしてきた弛緩期に活躍した南山背の古墳動向、とくに60m級の前方後方墳の展開と、南山背を舞台にした武埴安彦の反乱伝承などとの関連も興味深く、稿を改めて取り上げてみたいと思う⁵²⁾。

(3) 交通網構築－地域首長との関係強化－

大和北部から乙訓をへて、山陰へ向かう古山陰道のルートや、分岐して丹後にむかう交通路上には、平尾城山古墳、寺戸大塚古墳、妙見山古墳が所在する。とくに乙訓は古山陰道を睨む重要な土地である。たんに通過点というだけでなく、弥生時代からの丹波地域との濃密な交流の蓄積(高野2010)も重要なファクトであったと思われる。弥生時代から醸成してきた丹波などとの活発な交易活動が乙訓地域の勢力の基盤であり、交通路だけでなく政権が特に重視した理由の一つもそこにあった。

また、古山陽道から日本海へ抜ける陰陽を繋ぐ、中国山地を縦断するルートは複数あったことを復元してきたが、政権中枢が複数の交通路を確保しながら、政策を遂行していたことが読み取れる。

朝鮮半島南部(金官加耶)との対外交易の促進をめざし、大和から朝鮮半島へ向かう交通路の安定のため、要衝の地を統べる首長との連携は重要課題であった。東大寺山古墳など弛緩期の複数の政権中枢首長が、まず新しい対外交易ルートの確保に動いたのである。

一方、対外交易をバックアップするためにも、倭国内の物流を促進する政策の遂行が必須であり、そのための交通の要衝の地の首長、特に東国の首長との連携強化も最重要課題であった。

たとえば、奈良盆地北部の佐紀遺跡(SD6030 下層:布留2式期)における外来系土器の組成の比率について検討した次山淳(2000)は、纏向遺跡と比較して関東・

東北系土器が増加していることを指摘している。政権の東国政策を反映した現象とみることができよう。

交通路を統べる首長古墳の立地の特徴は、交易ルートを見下ろす高所であり、かならずしも勢力基盤の集落そのものを意識したものではない。乙訓古墳群の寺戸大塚古墳や妙見山古墳と同様である。また、河川を利用した内陸への交通の最奥津という共通点もみいだせる。オオヤマト政権期における臨海域を中心に点在した地域盟主古墳と比較して、点から線への交通網にそった連携の広がり展開である。朝鮮半島との交易のため、日本海域にいたる交通路の安定化を目論んでルート上の首長との連携の構築をめざした様相が、弛緩期の多様な倭系新威信財の出土古墳の立地から復元できるのである。

すなわち、政策の実現を目論む政権中枢部の首長達にとって、王権傘下であることの視覚的表徴(墳形規範)の構築ではなく、交通網の要衝を掌握する地域首長との個別的連携の構築が不可欠であったのである。この、地域首長とは、地方の旧郡レベルを統率するような前方後円墳を築造する大首長の場合もあれば、広域を統べる首長がいない地域では、直径が20m級の円墳を築造する首長が対象となることも必要であったのである。地域社会内部の自律的發展・統合だけでは読み解けない首長の登場を意味し、この首長の政治的立場は、新たな新興勢力の台頭とみるものではないということである。

VIII. おわりに

布留2式期古相を中心に倭系新威信財の創出と配布を定点として、古墳被葬者の生前の政治的活動の同時期性の復元を試み、4世紀前半期の政権中枢の首長の威信財配布の様相を明らかにしてきた。

すなわち、倭系新威信財創出の萌芽は、メスリ山古墳と後続する櫛山古墳にみられ、東大寺山古墳が平根式鏃形石製品・掘り鉄鏃・埴形石製品を、富雄丸山古墳が琴柱形石製品や滑石製農具を、新沢500号墳が筒形銅器・筒形石製品・瑪瑙製勾玉などを刷新・創出し、政策遂行の意図を持って、各地域の首長に配布したということである。そして、この短期間に配布された倭系新威信財は、入手時の意味を失って一代限りで副葬されたのである。

布留2式期の古墳属性の特徴として、①倭系新威信財

の複数勢力からの発信②石製模造品の創出や、埴輪による墳丘上での政治関係の可視化などを抽出した。本稿では取り上げなかったが、転用棺の出現もこの時期の所産である。

また、前稿でふれた長期保有の舶載鏡の埋納（寺沢2013）傾向もこの時期の特徴であり、長期保有してきた舶載鏡をこの時期に埋納してしまうことは、中国系威信財の権威の終焉・脱皮を意味し、さらに、倭系新威信財の形象の中に、古墳時代前夜の地域首長の保持していた威信財の復活の意図が含まれている例があることも、同様の脈絡の中で解釈できるのである。

このように、オオヤマト政権の末期には、王権規範（前方後円墳体制）は継続するものの、政権の規範は一時的にはあるが、多元的で複数系統を有していることから、この政権中枢の状態を「弛緩期」と位置づけることができたのである。

さらに、倭系新威信財を出土した古墳の選地が、勢力基盤の集落などを意識するより、交通路の要衝の視認を重視していることを検証し、4世紀前半期の政権弛緩期の交通網構築の意図が、朝鮮半島の金官加耶へ向かう西国の交通網と、東国との交易拡大を意図した交通網の構築にあったことを示した。

4世紀前半期は、政権中枢の首長たちが、同じ政策の実現という目的を持ちながらも、タガが緩んだかのように個々に倭系新威信財を創出して、地方の首長との連携を目論んだ時代であった。佐紀陵山古墳が政権盟主となった時期には、いったん集権化がすすんだかにみえたが、朝鮮半島との関係がうまくいかず、脆弱な体制であった。短い期間で政権中枢は、古市・百舌鳥古墳群へと移動する。

乙訓の首長を例にとれば、4世紀初頭には、政権の韓半島南部との対外交渉重視政策のもと、政治的な交通網整備（四道將軍伝承）の重点拠点首長となった（道守的存在）。政権の中枢にいる複数首長からの倭系新威信財の授与にはじまり、政権の盟主との恒常的な強い関係性が保たれたのである。

4世紀後半の政権は、百済と連携して活発な朝鮮半島への渡海や戦闘行為をふくむ対外政策へと転換し、王陵区も河内へと移動させる。地域首長の中でその政策に呼応した盟主首長は、交通網掌握を重視した「道守」的首長から、対外政策に協働できる「広域支配」の首長へと

成長をとげたのである。淀川水運により近い地に築造された長岡京市恵解山古墳の築造などは、その典型的な存在といえよう。

さらに言えば、4世紀後半には渡海をとまなう政権行動に連動した首長が大きく成長し、三角板革綴短甲の授与、三角板革綴短甲を模倣した甲冑形埴輪、船形埴輪の樹立、島状遺構・洲浜状遺構の敷設など、渡海に関わった首長であることの可視化が古墳属性に含まれるようになると考えているが、稿をあらためたい。

以上、ヤマト王権下で前方後円墳体制という秩序が保持され、約400年間にわたって王権が継続していく中で、政権は交替を繰り返している動向と、その政策の一端を検証した。今後も、史料批判の問題は抱えながらも、考古学的手法だけに拘泥せず、俯瞰的な歴史叙述への試行錯誤を続けたいと思う⁵³⁾。

【図版出典】

図1～2 『新沢千塚古墳群』所収

図3～4 『東大寺山古墳の研』所収

図5 「左坂古墳群」所収

図6 森暢郎2014 所収

図7・9・12・13 『富雄丸山・西宮山古墳 出土遺物』所収

図8 『古郡家1号墳・六部山3号墳の研究』所収

図10 関川2011 所収

図11・17 『京都府精華町鞍岡山3号墳の調査』所収

図14・16 福島孝行ほか（編）所収図に加筆

【註記】

- 1) 広瀬和雄（2014）が古墳時代の諸様相を「不連続の連続」と述べたが、私はこれこそ「政権規範の交替」と「王権の規範の継続」のあり方の結果と考えている。
- 2) 墳丘上の属性の時期差の問題を考慮するべきである。複数埋葬の場合、最後に埋葬される被葬者の葬送時にも、先の被葬者への葬送儀礼が実施される場合や、円筒埴輪の追加、形象埴輪の器種の追加の可能性を考えなければならない。
- 3) 土師器編年（寺沢薫1986）では布留2式期（2式を分ければ、古相と新相）と表現していくが、この時期の埴輪編年や倭製鏡編年とを照合すると整合性を欠く事態が生じることもあらかじめ念頭に置いておきたい。
- 4) 腕輪形石製品については、系統差・長期保有の問題などがあるので、石釧の櫛・複凹式（二凹式）のみを、弛緩期の時期に出現する威信財として扱う。
- 5) 単純に省力化という方向性では、型式と編年の関係を整理できない（清喜2013）との見解もそのとおりである。

- 6) 森下の整理した組合せ（様式）による段階設定の有効性は否定しない。
- 7) 筒形石製品が百舌鳥大塚山古墳から出土していることについては、新沢500号墳を大和南部勢力（後の大伴系氏族集団）と考え（寺沢2008）、百舌鳥古墳群と大伴氏との親縁性を想定しているので示唆的である。
- 8) 朝鮮半島出土の筒形銅器については、出土古墳の検証をふまえた井上主税（2014）の研究がある。
- 9) 岩本のA群とB群が時間差であるかどうかについては検討の余地があると見ている（高田2009）。
- 10) 長柄武器の石突とは考えにくい小形品の存在もこの考えを補強している。
- 11) 金官加耶勢力で製作されたとみる井上主税（2014）は、大成洞古墳群の筒形銅器出土量が他の古墳群とほぼ同数であり、多様な型式の存在についても認めがたいとしている。多様な型式が存在しないことは、製作地を想定する上で看過できない問題であると思う。
- 12) 鶴山丸山古墳は円墳ではあるが、規模は富雄丸山古墳に近い。
- 13) 東大寺山古墳の棺外から出土した鑿頭式鏃形石製品の3点は、メスリ山古墳と同様に矢柄を装着し他の銅鏃とともに副葬されている。棺内出土の鑿頭式石製鏃が矢柄を装着せず単体であるのとは異なる扱いである。この矢柄装着はメスリ山古墳以来の伝統をひく副葬形態であることが指摘されている（北山2008）。
- 14) 池ノ内7号墳は、メスリ山古墳に近接した池ノ内古墳群内の小円墳（直径13m）である。2基の木棺の一つに素環刀鉄刀等とともに棺内に副葬されていたが、池ノ内古墳群の被葬者像を検証する必要がある。
- 15) 革製鞆に巴形銅器を装着し鏃形石製品を納めて、金官加耶の首長に贈与したものという説もある。
- 16) 高田健一（2009）は、弥生時代終末にいったん途切れた青銅器のリバイバル現象ではないかとみて、中国系威信財システムの凋落にかかわって登場したデザインであり復古的なものと解釈している。
- 17) 北條芳隆（2014）は、纏向遺跡例が巴形銅器の4突起右拗りであることから、巴形銅器とは別に、スイズ貝を目の前にして模倣した器物である可能性を指摘している。
- 18) 大阪茶臼塚古墳・壺井御旅山古墳・平尾城山古墳から出土した仿製三角縁神獸鏡も同時期性が強い。
- 19) 高橋克壽（1994、2004）は、埴輪編年Ⅰ期とⅡ期が単系的な時期差ではなく、累系的なもので時期的併存の可能性を想定している。
- 20) 御所市秋津遺跡では布留2式期の土坑から滑石製の鏡が出土している。今後の検討が必要である。
- 21) 画一化した所作儀礼は、政治的結合関係の表象の一つとして首長霊継承時にも実施され、その執行の場面は、支配下の共同体に対して政権との関係を顕示する上でも重要な役割を担っていたものと考えられる。
- 22) 北山（2008）は、奈良岡遺跡例は石製の模造品のはしりではあるが、袋状斧形品とは直接接点を持たないと反論している。
- 23) 倭系新威信財にも、「地方首長の祭器や呪具を接収」して、全体を復古（巴形銅器など）、あるいはその一部を取り込んだ（形象埴輪の部分）ものがあると思う。
- 24) 碧玉製の器物を滑石で製作されたものについて、碧玉製・滑石製を合わせて「石製祭具（複合）」として全体把握をめざそうとする考えがある（北條1999）。しかし、山本圭二（2001）は、材質によってのみ先験的に設定された「石製祭具（複合）」が独自に成立していることへの疑問から、鉄製ミニチュア農工具などとの意義付けから検証する必要があると指摘している。私と同意見である。
- 25) 河村が、転換期古墳の特徴として①腕輪形碧玉製品の副葬古墳の急増と顕著な多量化②方形板革綴短甲や筒形銅器・巴形銅器の出現をあげていること、転換期を前半と後半に2分しようとする案は支持する。また、成立期と転換期の境を仿製三角縁神獸鏡の製作開始期を中国王朝との交通が途絶える4世紀第1四半期内のうちか、第2四半期との間ごろとみているが、私は4世紀第1四半期内と考える。
- 26) メスリ山古墳の墳丘規格は、桜井茶臼山古墳と同様に柄鏡形であり、前方部は2段築成で後円部のみ3段目に円墳を載せており、規格は渋谷向山古墳に受け継がれている。
- 27) 青銅製の腕輪や銅鏡などとの文様の関連も指摘されている。
- 28) 森下（2005・2009）が指摘した「新山古墳の滑石製農工具は、畿内でⅠ群の円筒埴輪と組み合わせる唯一の例」をうけ、高橋克壽（2009）は、これを根拠に4世紀後半のヤマトにおいてもⅠ群の特徴をもった埴輪が継続していたと説く。しかし森下は「他に類例がなく、不明な出土状況なので保留」としている。さらに、森下は、佐紀陵山古墳出土の四獣鏡とされたものは、別の古墳のものであり、石製品もまだ確定できないとし、「いずれにせよ、新山古墳、佐紀陵山古墳の組み合わせだけを根拠に、両古墳の位置や滑石製農工具の出現を判断するのは控える」との慎重な見解にとどめている。
- 29) なお、鉄製農工具の石製模造品を産んだ勢力については、大和北部勢力（川西1981）、佐紀・馬見勢力（田中大輔2005）などの説がある。また刀子が斧・鎌を凌駕し、白玉・勾玉などとともに、基本品目となることを主導した勢力については、大和西部勢力（川西1981）、大和西部と古市の古墳群の勢力（岡村2001）などの説がある。
- 30) 岡村秀典（2001）は、前期古墳の祭器の象徴性を分析し、地方首長の祭器や呪具を接収して新しいシンボルに変換することで、倭王権が地方支配の正統性を象徴したという構

- 造を示した。その構造の中で、埋葬儀礼に石製品を採用した背景を、「畿内外縁部の玉作・石製品生産集団が共同で地域の波及を進める過程において接収し、属人性の強い祭具へと意味転換を行い、古墳の儀礼として定着させ波及させた」と説明している。
- 31) 岸本は櫛山古墳と佐紀陵山古墳の埴輪は同巧であるようなので、埴輪工人集団が引き継がれているとも述べている。
- 32) 岸本の提示した4世紀の編年観は次のようである。
第2四半期:佐紀初頭 前5期(オオヤマトと佐紀の混在期)
中頃～第3四半期: 佐紀前半 前6期
後半: 佐紀後半 前7期
- 33) 金蔵山古墳は、国史跡指定のための精緻な墳丘の確認調査が継続されている。現地見学の折、調査担当の安川満氏から、佐紀陵山古墳より新しく4世紀後半とのご教示を得た。中央主体の甲冑形埴輪が、方形板革綴短甲の模倣とみれば、築造開始時期がもう少し遡る可能性を捨てがたいところであり、今後の成果をまちたい。
- 34) 破片資料のため、長方形板革綴短甲を模倣している可能性も残している。出土した実物甲冑の破片も含め、さらに検討する必要がある。
- 35) 円筒埴輪には畿内中枢部の技術であるタガの貼り付け位置を決めるための方形刺突がみられる。
古墳を圍繞する円筒埴輪は、南石室と同時期で新しくなるという。葺石は角礫面をなす下層葺石と円礫を主体とする上層葺石の二重構造になっており、埴輪の設置はこの二つの葺石面設置の間になされている。
- 36) 廻間Ⅲ式が中心。松河戸Ⅰ式後半の資料は包含されない。Ⅰ式期が4世紀後半を中心とするものなら、松河戸Ⅰ式中頃が下限になる。
- 37) 東大寺山古墳の埴輪については、円筒埴輪には、地元周辺と、奈良市の二種類の胎土が含まれると報告されているが、必ずしも奈良市周辺の胎土とはいえ、東大寺山周辺の土壌の可能性もある(金原氏教示)。また、東大寺山の鞍形埴輪は、鏝部が線刻表現、矢筈部と飾板とを一連で成形する製作技法、鏝部上端が鋸歯状、飾板における粘土板の貼り付け表現、飾板の渦巻状部が「つ」の字で、飾板の表裏に文様を刻む。横帯の襷状表現が2段であり、次に継続しない特異な形態のものである。
- 38) 岸本は本拠を佐紀に移しながら、渋谷向山古墳はオオヤマトに築かれ、両者の関係をどう理解するかが難問という(2013)。このことについて寺沢(2012)は政権盟主の交替と大王墓の築造の時期差の問題として論じている。
- 39) ヨコハケは80例のうち2例にみられ、最終調整以前に基部のみヨコハケと、1・2段目にヨコハケの2種がみられる。いずれも定式化していないが、廣瀬(2015)は存在を評価すべきとしている。内面のケズリ施法はない。
- 40) 岸本が後円部出土鏡をⅡ段階とⅤ段階という時期幅のある鏡とし、前方部出土鏡はⅤ段階に該当するとみているが、岩本は、両石槨は三角縁神獸鏡では1段階の空白期間であると見ている。ただし岩本は鏡の年代が古墳の築造年代に結びつかない可能性の有無については保留としている(都出ほか(編)1992)。
- 41) 埴輪の編年観については、鱗付円筒埴輪が各地に拡散し始める直前とみる見解がある。
- 42) 梅本(2016)は、境野1号墳の円筒埴輪のヨコハケ調整が突帯の周囲のみであることを、長方寺南原古墳より古い根拠とする編年観を提示している。長方寺南原古墳の埋葬の時期が新しいということになる。
- 43) オオヤマト政権の時代には、200m級の大型前方後円墳(大王墓)と130m級の中型前方後円墳(政権盟主)という併存形態が、4世紀前半の弛緩期には大型前方後円墳(大王)を最上部として、その次に中型前方後円墳(政権盟主)と大型円墳(政権中枢の首長)のセットという階層構造がみられるようになる。たとえば東大寺山古墳(前方後円墳・130m)と上殿古墳(円墳:23m)、佐紀陵山古墳(前方後円墳:207m)とマエ塚古墳(円墳:30m)である。
- 44) 報告者は、前期を以下の4段階に設定し、その3期に充てている。(中期初頭は4世紀後葉からとしている)
前1期 舶載三角縁神獸鏡 なし
前2期 舶載三角縁神獸鏡 あり
前3期 仿製三角縁神獸鏡出現
前4期 (4世紀中葉)Ⅱ群埴輪、齊一的な鱗付円筒埴輪
- 45) 「単数保有が圧倒的、特定の規模や形態をもつ古墳に特定形式の筒形銅器が副葬される傾向が見いだせないこと、同一埋葬施設や、同じ古墳で複数副葬されていること」を根拠に、「計画的な配布活動によってもたらされたものではなく、長期保有される性格を持つ器物ではない」としている(岩本2006)
- 46) 寺沢(2002)は、方形板革綴短甲を副葬した古墳の出土状況として、長大な墓壙と粘土槨、棺外棺両側水平面への武器類などの納置状況が類型化できることを検証した。
- 47) 押付板が曲線を描く1枚板・裾板が地板より幅のある長方形板3枚で構成、という新しい特徴をさす。
- 48) 大和川周辺の布留2式期の古墳については、さらに詳細な検討を要するので、稿を改めたい。
- 49) 網野銚子山古墳の埴輪を保管していたとされる大將軍遺跡では、布留2式期の土師器が出土している。
- 50) 鋳型に起因する細部の相違点があり、同范ではなく同型品、もしくは酷似品の可能性があるという(高田健一2013)。
- 51) 本稿でとりあげた倭系新威信財のなかで、方形板革綴短甲・埴形石製品・平根式鏝形石製品・振り鉄鏝等の創出に関わった可能性のある東大寺山古墳は、ワニ系同族連合の盟主で、

大和北部勢力と把握されるソフ政権（佐紀陵山古墳が中枢盟主）に連なる勢力でもある。

琴柱形石製品と滑石製農工具の創出に関わった富雄丸山古墳については今後の課題とする。

- 52) 婚姻伝承に残る地名・勢力圏と、本稿でとりあげてきた同時期性の威信財を持つ古墳の分布との関連性がみられるのである。交通網構築のための「政治的連携」とは、威信財の授受だけでなく、婚姻関係を伴ったものもあった可能性が想定出来よう。
- 53) このような考古資料で構築した政権動向と、『日本書紀』や朝鮮半島の史料の中に残る事実を核としたモチーフを結びつけようとした意図は、古墳時代の首長動向を、大和を中心とした「地名を冠した氏族」や「群臣」の形成にリンクさせたいというのが、私の長年の研究課題の一つであるからでもある。

【引用・参考文献】

- 石井正敏 2010「東アジア社会の成立」『日本の対外関係1』吉川弘文館
- 井上主税 2014『朝鮮半島の倭系遺物からみた日朝関係』学生社
- 市村慎太郎 2013「百舌鳥・古市古墳群出現前夜の土師器」『百舌鳥・古市古墳群出現前夜』近つ飛鳥博物館平成25年度春季特別展図録
- 岩本 崇 2006「筒形銅器の生産と流通」『日本考古学』第22号
- 岩本 崇 2015「副葬品と埴輪による前期古墳広域編年の有効性と限界」『前期古墳編年を再考するⅡ—古墳出土土器をめぐる一』中国四国前方後円墳研究会第18回研究集会発表要旨集
- 岩本 崇 2016「古墳時代前期暦年代と副葬品様式の試論」『前期古墳編年を再考するⅢ—地域の画期と社会変動—』中国四国前方後円墳研究会第19回研究集会発表要旨集
- 大賀克彦 2002「凡例 古墳時代の時期区分」『小羽山古墳群』清水町埋蔵文化財発掘調査報告V
- 梅本康弘 2016「「天満塚」出土埴輪とその意義—向日丘陵古墳群とその周辺古墳の基礎的研究（4）—」『都城』27 平成26年度向日市埋蔵文化財センター年報
- 梅原末治 1921『佐味田及新山古墳研究』岩波書店
- 岡田憲一 2011「古墳時代」首長居館」菅原東遺跡の空間構成」『平城京右京三条二・三坊、菅原東遺跡』奈良県立橿原考古学研究所
- 岡寺 良 2010「古墳時代の合子形石製品」『待兼山論集Ⅱ』
- 岡村秀典 2001「倭王権の支配構造—古墳出土祭器の象徴性—」『考古学の学際的研究』濱田青陵賞受賞記念論文集Ⅰ 岸和田市教育委員会
- 小栗明彦 2007「蓋形埴輪編年論」『埴輪論考Ⅰ』大阪大谷大学博物館報告第53冊
- 加藤謙吉 2013『ワニ氏の研究』雄山閣
- 鐘方正樹 2003「古墳時代前期における円筒埴輪の研究動向と編年」『埴輪論叢』第4号 埴輪検討会
- 鐘方正樹 2004「紡錘車形石製品の形態と用途」『堀田啓一先生古希記念 献呈論文集』堀田先生古希記念献呈論文集作成委員会
- 鐘方正樹 2012「古墳時代前期における石製品の製作」『考古学ジャーナル』第624号
- 川西宏幸 1988「前期畿内政権論」『古墳時代政治史序説』塙書房
- 河野 隆 2003「石製模造品の編年と儀礼の展開」帝京大学山科文化財研究所研究報告第11集
- 河村好光 2015「三角縁神獸鏡と腕輪形碧玉製品」『古代学研究』第205号
- 岸俊男 1966「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』塙書房
- 岸本直文 1992「前方後円墳築造規格の系列」『考古学研究』第39巻第2号
- 岸本直文 2013「玉手山古墳群・松岳山古墳と河内政権論」『百舌鳥・古市古墳群出現前夜』近つ飛鳥博物館平成25年度春季特別展図録
- 北山峰生 2002「石製模造品副葬の動向とその意義」『古代学研究』第158号
- 北山峰生 2008「出現期滑石製品の位置と古墳編年」『橿原考古学研究所論集』第15
- 北山峰生 2008「メスリ山古墳出土石製品の検討」『メスリ山古墳の研究』大阪市立大学考古学研究報告第3冊
- 木本雅康 2011『古代官道の歴史地理』同成社
- 倉西裕子 2003『日本書紀の真実 紀年論を解く』講談社選書メチエ
- 阪口英毅 2013「金属製品の型式学的研究 ⑨甲冑」『古墳時代の考古学4』同成社
- 佐伯有清（編）訳 1988『三国史記倭人伝 他6篇』岩波書店
- 佐久間正明 2009「東国における石製模造品の展開—刀子形の製作を中心に—」『日本考古学』第27号
- 下垣仁志 2011『古墳時代の王権構造』吉川弘文館
- 下垣仁志 2013「鏡の保有と「首長墓系譜」」『立命館大学考古学論集Ⅳ』
- 鈴木一有 2002「振りと渦巻」『東海之路』平野吾朗先生還暦記念論文集「東海之路」刊行会
- 鈴木裕明 2002「前期前半の威儀具の形象」『政権交替—古墳時代前期後半のヤマト—』橿原考古学研究所附属博物館特別展図録第58冊
- 清喜裕二 1998「初期農工具形石製模造品の基礎的研究—大形刀子を中心として—」『古代』第105号
- 清喜裕二 2013「玉と石製品の型式学的研究 ③滑石製品」『古

- 墳時代の考古学4』同成社
- 関川尚功 2011「天理市櫛山古墳出土の滑石製品」『考古学論攷』第34冊 榎原考古学研究所
- 高田健一 2009「前期古墳の副葬品—筒形銅器、巴形銅器を中心に—」『前期古墳の変化と画期 発表要旨集』考古学研究会関西例会
- 白石太一郎 2009『考古学からみた倭国』青木書店
- 申敬澈 2007「金官伽耶土器の編年—洛東江下流域の前期陶質土器の編年—」『渡来遺物からみた古代日韓交流の考古学的研究』和田晴吾編
- 高野陽子 2010「丹後・丹波・乙訓の弥生時代」『京都の歴史を足元から探る [丹後・丹波・乙訓の巻]』学生社
- 高橋克壽 1988「器財埴輪の編年と古墳祭祀」『史林』第71巻2号
- 高橋克壽 1994「埴輪生産の展開」『考古学雑誌』第41巻第2号
- 高橋克壽 2009「前期古墳の編年の問題」『前期古墳の変化と画期 発表要旨集』考古学研究会関西例会
- 高橋克壽 2012「埴輪」『講座 日本の考古学 古墳時代』(下) 青木書店
- 竹谷俊夫 2010「東大寺山古墳の巴形銅器と金海大成洞古墳群の倭系遺物」『東大寺山古墳の研究』東大寺山古墳研究会・天理大学・天理大学附属参考館
- 武部健一 2004『古代の道』吉川弘文館
- 田中晋作 2008「三角縁神獣鏡の伝世について—畿内およびその周辺地域における有力古墳の動態—」『古代学研究』180号
- 田中晋作 1998「筒形銅器について」『考古学論考—網干善教先生古希記念—』
- 田中晋作 2000「巴形銅器について」『古代学研究』第151号
- 田中晋作 2006「筒形銅器についてⅡ (上) (下)」『古代学研究』第173号、174号
- 田中晋作 2009『筒形銅器と政権交替』学生社
- 田中大輔 2005「埴形石製品の研究」『国学院大学大学院紀要—文学研究科—』第37輯
- 趙 晟元 2016「3～4世紀における韓国嶺南地域と日本の交流について」『前期古墳編年を再考するⅢ—地域の画期と社会変動—』中国四国前方後円墳研究会第19回研究集会発表要旨集 中国四国前方後円墳研究会
- 千賀 久『ヤマトの王墓—桜井茶臼山古墳・メスリ山古墳』同成社
- 次山 淳 2000「纏向から佐紀へ」『一所懸命』佐藤広史君を偲ぶ会
- 都出比呂志 1992「調査研究の総括—長法寺南原古墳の意義—」『長法寺南原古墳の研究』大阪大学文学部考古学研究報告第2冊
- 寺沢 薫 1986「畿内古式土師器の編年と二・三の問題」『矢部遺跡』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書第49冊
- 寺沢知子 1979「鉄製農具副葬の意義」『榎原考古学研究所論集』第4集
- 寺沢知子 1990「石製模造品出現」『古代』第90号
- 寺沢知子 2003「ヤマト王権の政治的空間の形成」『神女大史学』第20号
- 寺沢知子 2008「王権中枢部の実像」『古代学研究』第180号
- 寺沢知子 2012「ヤマト王権における政権動向—東大寺山古墳の評価を事例として—」『神女大史学』第29号
- 寺沢知子 2015「布留2式期の古墳像—園部垣内古墳再考—」『森浩一先生に学ぶ—森浩一先生追悼論集—』同志社大学考古学シリーズⅪ
- 豊岡卓之 2008「東部九州への前方後円墳の波及」『王権と武器と信仰』
- 中井正幸 2007『昼飯大塚古墳—美濃最大の前方後円墳—』同成社
- 中村 修 1999「乙訓の古山陰道」『日本書紀研究』第30冊
- 西村 歩 2011「土師器の編年」『古墳時代の考古学1』同成社
- 仁藤敦史 2010「邪馬台国からヤマト王権へ」『日本の対外関係1 東アジア世界の成立』吉川弘文館
- 橋本達也 1988「堅矧板・方形板革綴短甲の技術と系譜」『青丘学術論集』第12集 韓国文化研究振興財団
- 橋本達也 1996「古墳時代前期甲冑の技術と系譜」『雪野山古墳の研究 考察編』雪野山古墳調査団
- 埴輪検討会(編) 2003『埴輪論叢』第4号
- 林 正憲 2013「金属製品の型式学的研究 ③倭鏡」『古墳時代の考古学4』同成社
- 坂 靖 2009『古墳時代の遺跡学—ヤマト王権の支配構造と埴輪文化—』雄山閣
- 広瀬和雄 2014「東国の初期前方後円墳を巡る諸問題」『歴史民俗資料館研究報告』第183集
- 廣瀬 覚 2015『古代王権の形成と埴輪生産』同成社
- 福島孝行ほか(編) 2015『乙訓古墳群調査報告書』京都府教育委員会
- 福永伸哉 1988「対半島交渉からみた古墳時代倭政権の性格」『青丘学術論集』第12集 韓国文化研究振興財団
- 福永伸哉 2005『三角縁神獣鏡の研究』大阪大学出版会
- 福永伸哉 2011「古墳時代政権交替と畿内の地域関係」『古墳時代政権交替論の考古学的検討』科学研究費補助金研究成果報告、大阪大学大学院文学研究科
- 藤原郁代 2010「東大寺山古墳出土の革製短甲」『東大寺山古墳の研究』東大寺山古墳研究会・天理大学・天理大学附属参考館
- 北條芳隆 1994「楯形石の型式学的研究」『考古学雑誌』第79巻第4号
- 北條芳隆 1999「古墳時代前期の石製品研究をめぐって」『考

古学ジャーナル』453号

北條芳隆 2013「総論 副葬品の型式学と編年学」『古墳時代の考古学4』同成社

北條芳隆 2014「纏向遺跡出土の巴形石製品に接して」『纏向学研究』第2号 纏向学研究センター

細川晋太郎 2004「前期古墳副葬品紡錘車形石製品の性格」『古文化談叢』第57集

森浩一 2010『京都の歴史を足元から探る〔丹後・丹波・乙訓の巻〕』学生社

森 暢郎 2014「纏向遺跡の巴形石製品について」『纏向学研究』第2号 纏向学研究センター

森下章司 2005「前期古墳副葬品の組み合わせ」『考古学雑誌』第89巻第1号

森下章司 2009「副葬品の組み合わせと埴輪」『前期古墳の変化と画期』考古学研究会関西例会

水野俊典 2003「古墳時代中期における日韓鉄鍬の一樣相」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第11集

柳本照男 2001「金海大成洞古墳群出土の倭系遺物について」『久保和士君追悼考古学論文集』

山田良三 1996「筒形銅器考」『古代学研究』第55号

山田良三 2000「筒形銅器再考察」『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第23冊

山本圭二 2001「5 石製品」『寺戸大塚古墳の研究Ⅰ』向日市埋蔵文化財センター

【古墳文献】

山地古墳

川上稔 1986『山地古墳発掘調査報告』出雲市教育委員会

出雲市教育委員会（編）1988・1989『出雲市埋蔵文化財調査報告』第1・2集

上野1号墳

林健亮・原田敏照 2001「上野遺跡・竹ノ崎遺跡」中国横断自動車尾道道松江線建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書9 鳥根県教育委員会

古郡家1号墳

高田健一編 2013『古郡家1号墳・六部山3号墳の研究―出土品再整理報告書―』鳥取県公文書館 県史編さん室

長光寺山古墳

中司照世・小野忠熙（編）1977『長光寺山古墳』山陽町教育委員会

亀山1号墳

桑原隆博（編）1983『亀山遺跡―第2次発掘調査概報―』広島県教育委員会

大迫山第1号墳

川越哲志（編）1989『広島県比婆郡東城町 大迫山第1号古墳発掘調査概報』広島県東城町教育委員会・広島大学考古

学研究室

東城町教育委員会（編）1993『東城町史』第1巻 東城町

岡高塚古墳

今井 亮 1963「美作勝央町琴平山古墳」『古代吉備』第5集 古代吉備研究会

浅川3号墳

内藤善史（編）1998『高下遺跡 浅川古墳群ほか 檜原古墳群 根岸古墳』岡山県埋蔵文化財発掘調査報告123 岡山県教育委員会

金蔵山古墳

西谷眞治・鎌木義昌 1959『金蔵山古墳』倉敷考古館研究報告 第1冊 財団法人倉敷考古館

紫金山古墳

阪口秀毅（編）2007『紫金山古墳の研究―墳丘・副葬品の調査―』京都大学大学院文学研究科

交野東車塚古墳

奥野和夫・小川暢子 2000『交野東車塚古墳〔調査編〕』交野市埋蔵文化財調査報告1999-I 交野市教育委員会

盾塚古墳

末永雅雄（編）1991『盾塚 鞍塚 珠金塚古墳』由良大和古代文化研究協会

庭鳥塚古墳

河内一浩（編）2010『庭鳥塚発掘調査報告書（羽曳野市内の前期古墳の調査）羽曳野市埋蔵文化財調査報告書66 羽曳野市教育委員会

カジヤ古墳

坪倉利正・杉原和雄（編）1972『カジヤ古墳発掘調査報告』京都府峰山町文化財調査報告第1集 峰山町教育委員会

左坂B2号墳

石崎善久・引原茂治「左坂古墳群」『京都府遺跡調査概報』第89冊 京都府埋蔵文化財センター

園部垣内古墳

森浩一・寺沢知子（編）1990『園部垣内古墳』同志社大学文学部考古学調査報告第6冊

中畷古墳

森浩一・寺沢知子（編）1990『園部垣内古墳』同志社大学文学部考古学調査報告第6冊

寺戸大塚古墳

梅本康弘・森下章司（編）2001『寺戸大塚古墳の研究』向日丘陵古墳群発掘調査報告第1冊 向日市埋蔵文化財センター

南孝雄・宇野隆志 2014「寺戸大塚古墳」児玉光世（編）『京都市内遺跡発掘調査報告』平成25年度 京都市文化市民局

妙見山古墳

梅原末治 1955「山城における古式古墳の調査」『京都府文化財調査報告』第3冊 京都府教育委員会

長法寺南原古墳

都出比呂志・福永伸哉（編） 1992『長法寺南原古墳の研究』

大阪大学文学部考古学研究報告第2冊 長岡京市教育委員会

美濃山大塚古墳

梅原末治 1919「美濃山ノ古墳」『京都府史蹟勝地調査報告』

第2冊 京都府

尼塚古墳

山田良三 2005『尼塚古墳付宇治一本松古墳』尼塚古墳刊行会

鞍岡山3号墳

大坪洲一郎 2011「京都府精華町鞍岡山3号墳の調査」『考古

学研究』第58巻第1号 考古学研究会

瓦谷古墳群

石井清司・有井広幸（編） 1997「瓦谷古墳群」京都府遺跡調

査報告書第23冊 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究セン

ター

平尾城山古墳

近藤喬一（編） 1990『京都府平尾城山古墳』古代學研究所研

究報告第1輯 財団法人古代学協会

富雄丸山古墳

泉森皎（編） 1973『富雄丸山古墳発掘調査報告書』奈良県文

化財調査報告書第19集 奈良県教育委員会

八賀晋（編） 1982『富雄丸山・西宮山古墳 出土遺物』京都

国立博物館

マエ塚古墳

小島俊次 1969『マエ塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査

報告第24冊 奈良県教育委員会

赤土山古墳

松本洋明（編） 2003『史跡赤土山古墳第4次～第8次発掘調

査概要報告書』天理市教育委員会

東大寺山古墳

小田木治太郎・藤原郁代（編） 2010『東大寺山古墳の研究』

東大寺山古墳研究会・天理大学・天理大学附属参考館

上殿古墳

伊達宗泰 1969「和邇上殿古墳」奈良県史蹟名勝天然記念物調

査報告第23冊 奈良県教育委員会

櫛山古墳

上田宏範 1961「櫛山古墳」『桜井茶臼山古墳附・櫛山古墳』

奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第19冊 奈良県教育委

員会

メスリ山古墳

伊達宗泰ほか 1977『メスリ山古墳』奈良県史蹟名勝天然記念

物調査報告第35冊 奈良県教育委員会

新沢500号墳

伊達宗泰（編） 1981『新沢千塚古墳群』奈良県史跡名勝天然

記念物調査報告第39冊 奈良県教育委員会

池ノ内5号墳

菅谷文則ほか 1973『磐余・池ノ内古墳群』奈良県史跡名勝天

然記念物調査報告第28冊 奈良県教育委員会

タニグチ1号墳

河上邦彦・西藤清秀 1996『タニグチ古墳群（付タニグチ墳墓

群）発掘調査報告』高取町文化財調査報告第7冊 高取町

教育委員会・奈良県橿原考古学研究所

谷畑古墳

関西大学考古学研究室編 1974『谷畑古墳』奈良県宇陀郡榛

原町教育委員会

安土瓢箪山古墳

梅原末治 1938「安土瓢箪山古墳」『滋賀県史蹟調査報告』第

7冊 滋賀県教育委員会

定納1号墳

近江町教育委員会・大手前大学史学研究所 2005『滋賀県坂田

郡近江町 定納古墳群』近江町教育委員会

志段味古墳群

名古屋市教育委員会 2014『埋蔵文化財調査報告Ⅱ 志段味古

墳群』名古屋市文化財調査報告87

昼飯大塚古墳

阪口英毅・林正憲・東方仁史（編） 2003『史跡 昼飯大塚古墳』

大垣市埋蔵文化財調査報告書 第12集 大垣市教育委員会

青塚古墳

赤塚次郎（編） 2001『史跡 青塚古墳調査報告』犬山市埋蔵

文化財調査報告書第1集 犬山市教育委員会

馬場平古墳

引佐町教育委員会 1983『引佐町の古墳文化Ⅲ〈馬場平古墳発

掘調査報告書〉『引佐町町史編纂室報告』第3冊

三池平古墳

内藤晃・大塚初重（編） 1961『三池平古墳』庵原村教育委員会

川柳將軍塚

森本六爾 1929『川柳村將軍塚の研究』岡書院

熊野神社古墳

村井嘉雄 1956「武蔵国川田谷熊野神社境内所在の古墳」『考

古学雑誌』第41巻第3号 日本考古学会

纏向・穴師郷の民俗宗教文化の研究覚え書き（１）

—江戸時代の穴師坐兵主神社と神宮寺の関係—

浦 西 勉

目 次

I. はじめに	
－ 纏向・穴師郷の穴師坐兵主神社と堂荘厳について	97
II. 江戸時代の穴師郷の穴師坐兵主神社	98
III. 地域社会の神宮寺の僧侶の存在	
－ 穴師坐兵主神社の神宮寺の僧侶活動	100

論文要旨

纏向・穴師郷の中世、古代の地域社会の民俗宗教文化に接近したために、穴師坐兵主神社に近年までのこる正月の祭礼「堂荘厳」について検討し、その民俗宗教文化の変遷を通時的に考察した。ここでは十七世紀（江戸時代中期）の神宮寺に住んでいた僧侶（社僧）の宗教儀礼の存在を確認した。この、神宮寺の社僧の宗教文化の方がきわめて歴史的に古く、文化的にも古代から引き継いだ複雑で高度な文化形態を持っていることが推定される事を指摘した。

浦西 勉（うらにし つとむ）
龍谷大学教授

纏向・穴師郷の民俗宗教文化の研究覚え書き（１）

—江戸時代の穴師坐兵主神社と神宮寺の関係—

浦 西 勉

I .はじめに

—纏向・穴師郷の穴師坐兵主神社と堂莊巖について

辻本好孝著の『和州祭礼記』¹⁾に穴師郷の祭礼が紹介されている。「巻野内のボダイボダイ行事」「穴師坐兵主神社の御田祭」「穴師坐兵主神社春祭礼」「穴師坐兵主神社の宵宮籠り」「穴師坐兵主神社の風鎮祭」「穴師の堂莊巖」「穴師の灰撒きと木呪禁」「穴師の鳥の餅遣り」「穴師の無言の宮参り」「穴師の初山行事」「穴師の涅槃の雀」「穴師のあぶれあぶれ行事」「江包・大西のお綱祭」「穴師・巻野内のねんりき」などが紹介されている。これら民間信仰を背景として成立した地域社会の民俗宗教文化の通時的研究はまだあまり進んでいない。纏向・穴師郷のよ

うな長い歴史を持つ地域において、これらの民俗宗教文化がいったい、何時に発端とし、その変遷はどうであったのかを検討してみたい。ここでは、辻本好孝の報告が多い穴師坐兵主神社の民俗宗教文化の変遷、特に正月の祭礼「堂莊巖」（ドウショウゴン）について検討しその通時的考察を行いたい。

纏向・穴師という地名は「纏向は垂仁天皇ノ宮城ヲ纏向珠城宮ト称し、景行天皇ノ宮城ヲ纏向日代宮ト称ス。宮址接近セリ。後世纏向ノ称は山河及ビ社名ニ存シ之ヲ村里亡ヒシガ、明治二十一年穴師以下ノ十村ヲ持テ一村トナシ旧称ニ因リ纏向ト名ズク。」²⁾ 纏向の地名は記紀伝承である第十一代と第十二代の二帝の皇居した所であり、纏向村の東部穴師巻野内などがその宮址辺であると

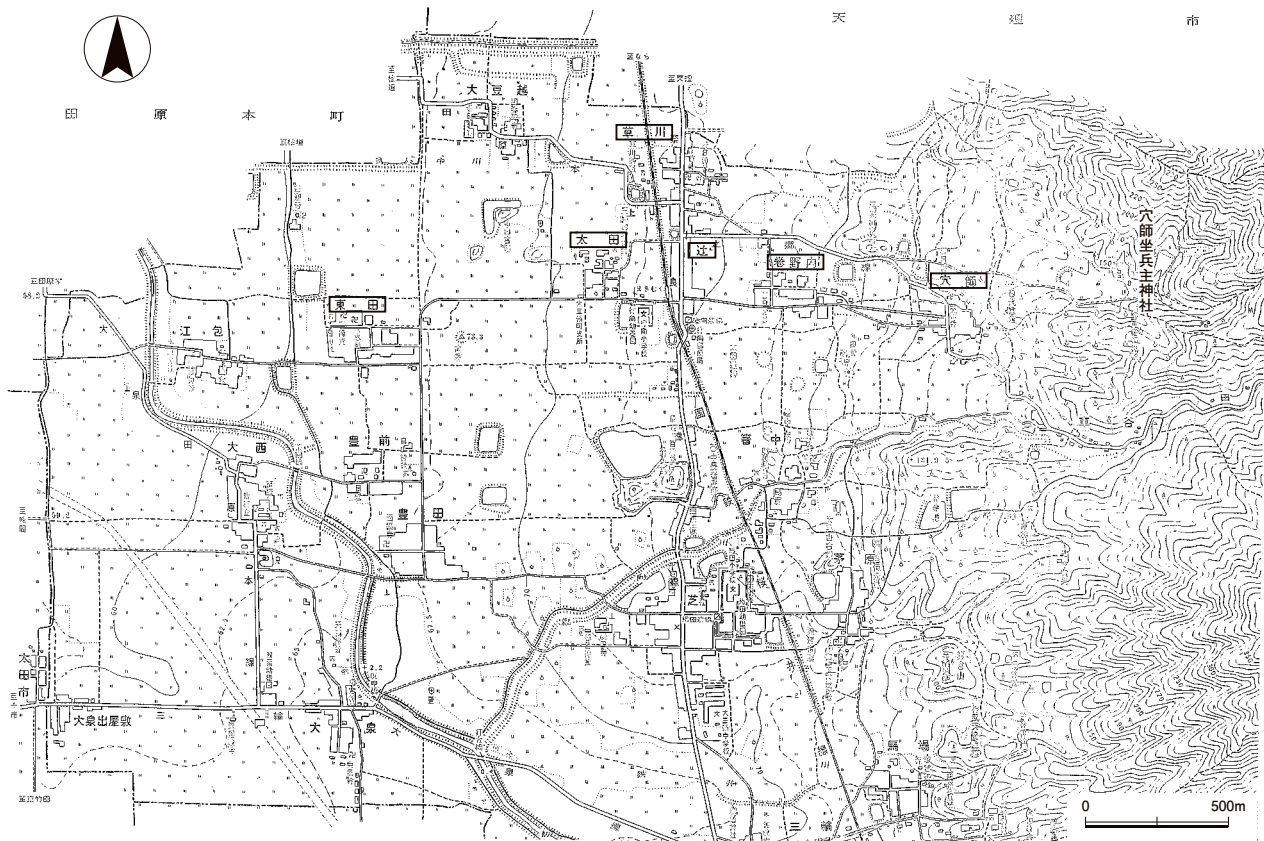


図 纏向・穴師郷地図（『大三輪町史』から）□枠の集落は穴師郷の宮郷

言われる。記紀伝承のこの文言が事実であれば、それだけの規模の政治都市が形成されていたであろう。しかしここで考えてみる方法は、今日残る資料（特に民俗文化・伝承資料）から歴史を遂行してみようと思う。この方法で、どの時代までたどり着くのか、やや問題も多いが、今日の遺る民俗文化が即古代までたどり着けるはずがないし、ましてや短絡的にすぐ古代と結びつける態度は今すぐ戒めなくてはならない。

さて、纏向・穴師郷の穴師坐兵主神社に関係する地域である穴師郷の宮郷は、穴師村・備後村・東田村・草川村・初利村・大豆越村・大田村・辻村の八か村の地域を言う。古代の纏向地域がどの範囲かは明確ではないが、今日、穴師郷の宮郷の外、これらの村々は、山郷・水利郷・墓郷を形成している。この事はおそらく古くから生活共同体を形成しているのである。

今回は穴師坐兵主神社の宮郷に関して考えてみるのであるが、この地域の今日存在する神社を一覧した。

穴師	兵主神社・春日神社
巻野内（備後・初利）	春日神社
草川	市杵島神社・草川神社
太田	天照御魂神社
東田	春日神社
辻	須佐之男神社
大豆越	須佐之男神社

この中で穴師村の兵主神社が重要であるが、その外は春日神社系（3）牛頭天王系（須佐之男）（2）が認められる。

さてこの纏向・穴師郷にある穴師坐兵主神社は昭和初期の『神道大辞典』の説明を以下に紹介しておく。

アナシニマスヒョースジンジャ穴師坐兵主神社
奈良県磯城郡纏向村大字穴師に鎮座。県社。祭神は兵主神。又大倭大神、大国魂命又は天照大神、素盞鳴尊、御食津神とする諸説がある。垂仁天皇の御宇神教により大神を祭るべき人を穴磯邑に定めて大市長岡岬に祀らしめられた。聖武天皇天平二年神戸租稲一千四百三拾六束をもつて神祭、神嘗の酒料に充てられ、平城天皇大同元年大和、和泉、播磨の地に於て五十二戸を神封に寄せられ、清和天皇貞観元年正月従五位下より従五位上に陞叙せられ、延喜の制名神大社に列して祈年、月次、相嘗、新嘗の案上の幣串に預る。

一条天皇正暦五年四月中臣氏を宣命使として幣常を奉られて疾疫等のことを祈誓せしめられた。爾来地方の古名社として尊信を享け、近郷八箇村の総氏神と仰がる。社地は東弓月嵩に在り、境内五千七百余坪。例祭日、四月八日³⁾。

『延喜式』などに穴師坐兵主神社として載る式内社である。それが今日まで、歴史的にどのように変遷を経てきたのか、また、地域とどのように関わってきたのか。その後は「中世以降皇室の式微と共に神社漸く衰え、戦国争乱の世には所在の神田豪族に侵され、社頭の規模も昔のごとくでなくなったが織田氏が領主となって崇敬し、元禄二年六月叙位を奏請し、社殿を修繕、安政四年社殿修繕のことが行われた。」⁴⁾のごとく述べられているとおり、中世から江戸時代にかけて古代に比べると相当衰退している。

しかし、先にのべたとおり、この地域社会は、纏向川の水利と関わる集落が形成されている。その意味でも下流の江包・大西村も視野に入れて良いし、箸中・茅原村も視野に入れる必要がある。これらの地域が古く地域共同社会を形成し成り立つため根幹に流れる纏向川（穴師川）の存在と共に考える必要がある。さて、穴師村の穴師坐兵主神社のある景観は纏向川（初瀬川の支流）の最上流である。山麓のなだらかなスロープに人家はかたまり、周囲に水田が広がる。稲作を中心とする純粹の農村というふうに把握できる。江戸時代を通じ、芝村藩一万石の内に属す。常善寺は村の檀家寺である。「明治七年三月氏子一般の寄付金をもって社殿三棟を再建し、三社に分けて奉祀することとした。明治六年四月十五日郷社に列し、昭和三年四月二七日県社に昇格した。」⁵⁾と記されている。

Ⅱ．江戸時代の穴師郷の穴師坐兵主神社

この神社に関して明治時代以前にたどって少々みておきたい。穴師坐兵主神社のその姿を知りえる江戸時代の資料に、天明二年三月『穴師神社由来社』があり次のごとくの記載がある。「その境内は東西五五間、南北六三間ほかに長さ一四町、幅八尺の馬場があり」その中に建物は「社地一町二反五畝歩のうち、本社・拝殿・末社・博頭天王・祓殿社・八王子社・本社鳥居・大鳥居・宝蔵・

来年当・社家之屋・棲門・神宮寺・禰宜在家・神主住家」⁶⁾の五一カ所に及んでいる。その内、棲門・神宮寺の存在は、今日みられないものである。別の資料である年号不明であるが⁷⁾、神社の絵図の中に確かに棲門、神社本殿の向いに神宮寺が存在している。この穴師坐兵主神社の景観はみのがせない。今日、常善寺（浄土宗）の境内に観音堂が、もと神社境内にあったものと伝えている。

元禄四年の記録にも次のごとくある。

乍恐以書付申上候

一穴師宮社奥行四尺長壹丈貳尺

一神祇虚空蔵薬師観音

一馬場長拾四町横八尺、但、ならして

一境内東西五拾五間、南北六拾三間、内四反社人手作
田畑有右之通二御座候、已上

元禄四年八月八日

織田内匠知行所	穴師村年預	新兵衛
	宮本	
	同村	弥三郎
同知行所	備後村宮本	吉右衛門
織田源七知行所	初利村宮本	八兵衛
同知行所	東田村宮本	重兵衛
藤堂和泉守知行所	草川村宮本	甚内
同知行所	大豆越村宮本	左近
	同村	忠右衛門
同知行所	太田村宮本	半九郎
松平日向守知行所	辻村宮本	又兵衛
	同村	惣兵衛
	社僧	順宣
	神主	次兵衛
	ねぎ	善右衛門

御奉行様

右之書付神宮寺 神主 禰宜 三人ハ印形無之、前口
之名前二印形有之候

右之通二而印形無之候書付、当時作次郎方二も有之
候⁸⁾

これには神宮寺の社僧と呼ばれていた順宣の存在があ
がっている。ここにも、明治以後の形態と江戸時代中期
の様子との違いがもっとも端的に異なる点が確認され
る。

穴師郷の今日残る文化景観を考える時、特にその地域
の神社に関する研究をする時、どうしても明治の廃仏殿
釈の以前と以後を明確におさえる必要を感じるために、
この項では課題まですぐに行かずに、まず江戸時代の穴
師坐兵主神社について考えておきたい。ここで、神社の
ありようが明治以後と江戸時代と比較して、特に、祭祀
（儀式）を行うグループでみると、

一（神主） 神主 次兵衛 ねぎ 善右衛門

二（社僧） 社僧 順宣

三（宮本） 宮郷の村々の宮本（長老、年預）

という構図が確認できる。

一の神主は専門とする神主ではなく、次兵衛と禰宜善
右衛門は穴師郷の神道、国学に関心を持つ村人である。
二の社僧は僧侶である。三の宮本は穴師郷の宮座構成員
の老年、年預筋の村人である。この当時の構成員として、
また次の記録が残る。『穴師神社由来』には

穴師大明神の儀は往古より郷中老年年預支配之宮ニ御
座候故長老之内古老之者尚亦右衛門左近と名付、官名
之者より指図ニ而神拝祭礼等相勤来り候先格ニ御座候
此義ハ神主禰宜等無之時代之勤方ニ御座候⁹⁾

この構成員によって、穴師坐兵主神社の、元禄四年か
ら五年にかけて次のような出来事が生じている点に注目
しておきたい。それは穴師坐兵主神社の神社名称につい
てである。このことは今日、穴師坐兵主神社と言われて
いる周知の事実が当時にはそのことが明確にできないほ
どこの神社は衰退していたのである。考えようによって
は延喜式内社であった、兵主神社は全く鎌倉、室町期に
おいては、元禄四年月八月八日に記入された記録が残る
まで実態が不明なのである。それは戒重藩家老、森平右
衛門の手記に次の記録がある。穴師社及び神宮寺は先に確
認している。その元禄五年であるが、

一、御太刀之納候前ニ穴師ノ社地御領ノ内カ否カノ御
吟味アリ、地ハつゝ、き候へ共御領ノ外之由見分也 但
社ハ八郷持也 乍去穴師明神と云伝候へハ穴師ノ地と
ハ直見へ申候

一、先年ヨリ如何誤候哉蟻通ノ明神と申伝候由 凡午
ノ年ヨリ十年斗已前二初利村、八兵衛 蟻通大明神と
申額ヲ寄進申候テ当年迄アリ然二たれ共なく誤ノ旨ヲ
承り出し、社僧と并郷ノ衆貳人吉田殿へ参り尋候得ハ

穴師明神と申テ三輪ト一躰ノ神三ア坐ヨシ承 右之額
ヲハき引度由申候て午ノ八月十一日二額ヲ引之由穴師
庄や申候事

一、御奉納之太刀箱社頭江納候鍵ハ郷中ノ年預共申談
穴師庄や二預ル封印ハ社人と穴師ノ庄やと合封二可仕
候由 郷中ノ年預差図申候由 午八月十三日二御太刀
ヲ拝殿二出シ置 郷中ノ男女社参拝見申候由
元禄五年壬申十一月十三日二和州穴師社縁記吉田殿ニ
テ社人頂戴之

縁起

大和国城上郡纏向乃穴師上下宮大明神ハ大己貴尊に
まします 往昔素戔鳴尊出雲の簸の川上にして国津神
稲田乃宮主脚摩乳手摩乳が童女真髪触奇稲田媛と婚嫁
ありて御兄大己貴尊あれまし給ふ 此御神我が葦原之
中国の荒振神を治め随ひ給ひて天下を経営り顕見蒼生
かよひ畜産のために其病を療流方を定め 又ハ鳥獸昆
虫の災異を攘ために其禁厭の法をさため給ひて百姓い
まに至までもことごとく恩頼をかふむれり 斯て天孫
降臨の時に国平し広弟といふ秘宝を献り給ひて 日隅
の宮に隠れたまひしより天祖その徳を称め給ひこの豊
秋津洲の地主の御神とあかめおはしましぬ、其武威の
徳まします故をもて八千戈の神とも又ハ兵主の御神と
もほめ奉るなるへし、当社の鎮座は年記さたかならず

或説に垂仁天皇十七年二月に此所に八咫の鏡三面と
天の五鈴一合とに化たまひて天降り示現たまふといふ

夫よりこのかた代々の奉幣祭祀とほしからず、宇多
醍醐の御宇ことにいちじるき御事なり、古老の話に昔
蟻通の神も此神に祈りてそ七曲の玉環を糸をもて貫く
法を得きと伝へたり、くたれは近世嘉吉応仁の兵乱に
国中騒きものして記録神宝等焼失で残る物なし、宮司
禰宜も其道を伝る事あらずして混り古老の話を聞うけ
て毎月朔日八月十三日を祭日と定め 別て八年の正月
十三日にハ莊中の老若おしなへ神拝乃儀を上り行ひ、
私乃官名をも定る故実あり 僅も伝る所かくのことく
其伝る事は後の世の賢き此道を興む人に譲て邪な謬を
は棄るものなりし

末社

天王社 素戔鳴尊にてかす八子社 五男三女の伝あ
り 斎女御前社 稲田贈媛なり

元禄五年十一月十三日

神祇道管領ト部朝臣兼連

社人裁許状日

大和国城上郡穴師村正一位穴師大明神之禰宜男河内掾
藤次恒例之神事参勤之時着風折烏狩狩衣者神道裁許之
状如件

元禄五壬申年十一月十七日

神祇管領長上従三位左兵衛督ト部兼連

右引合ニテ認朱印有

神主中備前守状モ右同

神主中備前守重延ト有之所斗替候也¹⁰⁾

この文面を読みとると、穴師郷の初利村の八兵衛が「凡
午ノ年ヨリ十年」前（一六八〇年）蟻通大明神という額
を寄進したが「社僧と并郷ノ衆武人」が吉田殿へ参り「穴
師明神と申テ三輪ト一躰ノ神ニテ坐ヨシ承」というので
ある。ここでは社僧と纏向郷の者二名が京都の吉田神社
（当時吉田兼連）にたずねたのである。また、ここに村
人の神主と禰宜の二人が吉田家から神主職の裁許状つま
り神主の免許を与えられた。この意味するところは、そ
れまでの伝統的な村人の一年神主制の村落共同体的な宮
座に変化が生じているのである。つまり、本来、村人で
あり宮座の構成員であった神主、禰宜の役目が神職者ま
たは神紙管吉田家の免状を得た者へと固定し始めている
ことを意味している。

こうなると、神宮寺にいた社僧の存在・立場はいった
い何なのか。僧の姿をしながら何をしているのか（次の
章で述べる）疑問がわいてくる。

つまり、元禄から享保にかけて、その時代の宗教環境
が国学者・神道家の立場が強くなり、それまでの伝統的
村落の神社の組織（宮座）の人々及び神宮寺の僧侶に対
して強い影響力を持ってあらわれてきたことを物語って
いるのである。この江戸中期の現象が明治時代以後まで
続くことになる。

Ⅲ．地域社会の神宮寺の僧侶の存在

－穴師坐兵主神社の神宮寺の僧侶活動

江戸時代中期の神社と並んで建っていた神宮寺に住ん
でいた社僧はどのような役割を持っていたのか。何をし
てきたのであろうか。この点について述べておく必要が

あろう。ここで、穴師坐兵主神社に存在していた神宮寺に住んでいた社僧、順宣はどのようなことを任務としていたのか。当然のことであるが、神社や神宮寺の本尊の虚空像菩薩、薬師如来、観音菩薩への宗教儀礼の社僧の勤めが重大な部分であろう。また、宮座のグループの宮本と共に祭礼儀礼を行うことであった。場合によれば京都神祇官吉田家にも村人と共に行動をするのである。結論的にいえばこの地域社会の祭礼儀礼に社僧が重要な勤めを果たしているのである。このほうが歴史的に古い宗教文化形態である。

江戸時代の穴師坐兵主神社には次の祭礼が存在する。

堂莊嚴一月五日

御田祭一月六日

莊嚴一月十三日

春祭四月八日

風鎮祭八月三十一日

秋祭り十月日

今、これらの祭礼を知りえる次の資料を記しておこう。

(一)『神主家年中格式之覚』享保十一年正月改之¹¹⁾

(二)永代格式之覚宝暦四申戌年五月吉日¹²⁾

(三)堂御莊嚴親式寛政十戊午歳格写之¹³⁾

(四)大明神御田之記年代不詳¹⁴⁾

この資料をもとにして、社僧の存在とその宗教儀礼の任務を紹介しようと思う。

まず、上にあげた祭礼はどのような人々によって営まれるのであろうか。村人達は宮座を構成する人々である。その宮座を構成する人達とは、先にふれた元禄四年の記録の中のいわゆる穴師郷の宮本衆である。

穴師村 年預宮本新兵衛

備後 宮本吉右衛門

初利 宮本八兵衛

東田 宮本重兵衛

草川 宮本甚内

大豆越 宮本左近

同村 忠右衛門

太田 宮本半九郎

辻 宮本又兵衛

同村 惣兵衛

この村々の宮本が祭礼にあたる。穴師郷の代表と考え

られる宮本が祭礼の任に当たる。この人々は、宮座という組織を形成していた。

この宮本の次の記録には、

社僧 順宣

神主 次兵衛

禰宜 善右エ門

社僧及び神主、禰宜が並んで記されている。このことは神社及び祭礼にこの三人が関係あるのは当然と考えるべきであろう。この宮座を構成する人々と社僧・神主・禰宜の人々とが祭礼儀礼に関係をもっていたと考えてよいと思う。

ここに一つの行事の例をとりあげてみようと思う。そのことをなるべく江戸時代中期頃（順宣の時代）にまでたどりうるものをとりあげてみようと思う。先の『森平右エ門手記』の中に

「正月十三日莊中の老若おしなへて押拝乃儀を上り行ひ私乃官名をも定る故実あり（元禄五年）」¹⁵⁾

とある、この祭礼を少し詳しくみてみようと思う。正月の祭礼を知りうる行事を先に記した資料から抜き出してみようと思う。これらの記録について若干の注記を必要とするのは、先の元禄期の事件、つまり、吉田殿に行き、蟻通明神から穴師坐兵主神社への神社名称の変化と、村人が吉田家から神主及び禰宜の裁許状をもらった事がそれまでと大いに違う変化がある。それ以前、次にあげる一月三日から十三日までの正月の祭礼に関与していた社僧の存在が重要であったのであろう。

桜井市穴師村の穴師坐兵主神社の江戸時代の正月行事を記録を基に示してみる。

三日 当人に請取（牛王枝柳）

四日 村中並二押餅壺杖ツ、相集ル

五日 （『堂御莊嚴親式』）寛政十年

六日 御田式（『大明神御田之記』）

八日 八日講之事（『永代格式之覚』）

十二日神宮寺二入寺被至（中略）神宮寺長谷寺法起院浄衆房第子前等坊（『永代格式之覚』）

十三日莊中の老若をしなへて押拝乃儀を上り行ひ私乃官名をも定る故実あり（『森平右エ門手記』）元禄五年莊嚴之儀（『永代格式之覚』）宝暦四年

十五日

廿二日郷内庄屋年頭中参会（『永代格式之覚』）

この穴師坐兵主神社の正月行事は、二つの大きな山場が認められる。それは、正月五日・六日と正月十三日の日である。その前後はその準備とあとの集会であって、祭礼の中心は正月五日・六日と十三日とみることができる。もう少し詳細に祭礼をみなおしておきたい。五日は堂莊嚴と呼ばれている行事である。どのような行事か。『堂御莊嚴親式』の中からみてみよう。

「御莊嚴並堂莊嚴覚書

一毎年本社江定神繩但シ繩壺把村方より出ル肝煎餅一枚ニ取ノ村ニ営年二而も同断

一本莊嚴営年旧年二折敷之米トいふて黒米本榊壺升ツ、肝煎相集営主へ相渡ス事

一例年旧冬ニ黒米小榊式合ツ、莊嚴連中家別二肝煎相集ル事此内小榊三升禰宜方江三ケ日之間本社御神酒料二相渡ス

一同正月六日御田植親式相済候上宮方江松苗肝煎渡二出シ莊嚴老長中へ相賦シ堂莊嚴中間営主沙申付ル事一方、」¹⁶⁾

五日には神繩（カンジョと読む）を神社にかけている。六日は御田祭を行う。

十三日の莊嚴には次のような次第が記されている。それは『宝暦四年永代格式之覚』でそれを紹介する。「一莊嚴之次第云付拜殿二はり出事宝暦四年二始ルー、壺番折膳紙一、二番御供一・三板餅一・四平芳膳剛、五神酒一、六華両頭屋入合両方へなす也一、七神供祝詞禰宜役一、八来年頭へ渡ス牛王様はん押一、九神楽一、十末社神供神楽十輔両頭人より祝儀盃一、十二牛王押捺両年頭人兩人而半分ツ、致す郷内氏高儀人く以寄取儀二て可致事一、十三牛王加持前牛王加持と云名付有之此間二文任神主苗ルー、十四来年頭人鷲箏輪雑かまはす拜殿へ相詰今年頭人祝祠市神楽一・圭後圭加持ト云神宮寺読上並牛王加持乱拍子二て三度其前市神楽有之剛、十六来年頭へ牛王渡ス来年頭牛王請之者今年頭と座入替也然共名付之儀候へハ替事なし夜中申上仕目出度納事」¹⁷⁾

この行事について少し説明があるかと思う。正月五日の堂莊嚴は、穴師坐兵主神社の境内の神宮寺本堂の虚空

像菩薩、薬師如来、観音菩薩の前で営まれる正月行事であると思う。

これは、堂莊嚴の役目に配分される餅の数によりその任務の軽重を『堂御莊嚴親式』からみることができよう。

五日の堂莊嚴

（役割）	（餅の配分）
神宮寺の僧（常禅寺布施）	餅四十／五十枚
肝煎世話	十枚計
禰宜方	五枚
牛玉枝ニ使	五枚

この行事の役割の軽重が餅の配分によってうかがえる。

これに対して十三日の莊嚴は神前で営まれるのである。こちらの方は神主・禰宜及び社僧の存在が認められる。こちらはその式次第に順をおって記されている通りだが、注意したいのは社僧の務めである。十五の項目がそれを示している。その十五に、

一 十五 後牛王加持ト云、神宮寺読上並牛王加持乱拍子二て三度其前市神楽有之

このことは、この祭礼において五日の堂莊嚴と同じ導師の立場にあることを意味していると考ええる。

この御供の配分は、行事の務めの軽重を意味していると思われる。

役割	配分の御供	備考
大行司	中餅九六枚	内十六枚は辻村大行司家筋へ渡 残りは十枚は社人四人預り一人分二十枚つつ
年行司	中餅十六枚 （板餅）二枚	齊女御前八王子御下り
神宮寺	中餅三十枚 （中餅）十枚 （板餅）二枚	御供料
神主	（中餅）十枚 （板餅）三枚	

この内でも神宮寺の社僧はかなりの重きをなしていたことがわかるであろう。宝暦四年の『永代格式之覚』の記録には、すでに穴師坐兵主神社本殿の前の神宮寺には社僧が存在せず、長谷寺法紀院浄衆房第子前等坊が来ている。それ以後も神宮寺の社僧がいなくなったのである

う。寛政年間の『堂御莊嚴親式』は村の檀家寺の常善寺が務めているのである。しかし、この正月の堂莊嚴及び莊嚴は社僧の存在を欠かして成り立たない行事であろうと言えよう。

これらの正月行事で、穴師郷の村人はいったい何を願ったのであろうか。六日の御田植祭にも象徴されるように、また『堂莊嚴親式』にある通り「五穀成就村中為安全」という目的で営まれる。一年間の最初の祈願を意味している。村人共同の願いをこめた祭礼であった。この祭礼の儀式として社僧の存在（導師として）、儀礼は欠かせなかったのである。この儀礼の内、牛王の杖は村人達が持ち帰り、田植前の初まきの時に水口にこの牛王の杖を立てるのである。

神宮寺の存在、社僧の存在は、江戸時代中期からは漸次稀薄になったが、それ以前、江戸時代前期から中世にかけて、地域社会により密接に関係を持っていたのである。神宮寺の社僧が存在したからこそ成り立つ村落共同体としての正月行事であろう。この意味を考えることが穴師郷の中世まで時代を遂行することである。神宮寺の僧侶（仏教文化を持つ人）が現に江戸時代中期以前村落内に存在し、村人とのかわりが強かったことは事実であろう。この僧侶達が村人との結びつきにより、祭礼の組織である宮座を形成し、「神」をまつり、「仏」をまつってきたと考えている。そこには、仏教文化と民衆との習合がみられると思う。ここでみた莊嚴の行事にもそのことが言える。莊嚴の行事は近畿各地で正月行事としてみられる。修正会・修二会・オコナイ・カンジョウ・ランジョ・ケイチン・ショウゴンなどの行事である。この仏教文化が仏像の造立した室町時代、鎌倉時代までたどれる。

纏向・穴師郷の民俗宗教文化の通時的側面を考察してみようとしている。Ⅰでは、今日みられる神社と江戸時代の神社の姿を比較してみると、江戸時代には神社のみ独立していたのではなく、その脇か同境内地に神宮寺（宮寺）が共に存在していたということが確認できた。Ⅱで

はこの同一境内地の神社と神宮寺の形態が、江戸時代中期の元禄期から享保期に国学、神道的考えが強くなり神社に関わる構成員のバランスに変化が生じてきた出来事を見てきた。あきらかに村の神社の祭礼組織の役目は宮座構成員の一年神主から神紙管の裁許状により免許をもらう神主の成立や神道思想に基づく神社名称や神像の普及がみられる。Ⅲでは、神宮寺に住んでいた僧侶（社僧）の活動である。その実体である。しかし、はなはだ不明な点が多いのはごらんの通りである。しかしこの神宮寺の社僧の方がきわめて時代的に古くしかも文化的にも複雑で高度な文化形態を持っていることが推定される。この社僧の宗教儀礼が江戸時代中期以前の古い形態である。そして牛王杖のような宗教呪術を伴うものが存在する。そこで、この社僧の宗教儀礼や呪術的な行為を検討してみる必要がある。今すぐに取りかかれたいがこの神宮寺と穴師坐兵主神社との関係をたどることにおいて、纏向・穴師郷の中世、古代における地域社会の民俗宗教文化に接近してみたい。

【註記】

- 1) 辻本好孝『和州祭礼記』（1944年刊）天理時報社
- 2) 奈良県教育委員会『改訂大和志料中巻』（1944年刊）376ページ
- 3) 『神道大辞典』「アナシニマスヒョースジソジャの項」（1937年刊）
- 4) 大三輪町史編集委員会『大三輪町史』（1959年刊）457ページ
- 5) 『同上』（1959年刊）457ページ
- 6) 『同上』336ページ
- 7) 『同上』（絵図）185ページ
- 8) 『桜井市史史料編上巻』（1985年刊）915ページ
- 9) 『大三輪町史』149ページ
- 10) 『同上』335ページ
- 11) 12) 13) 14) 辻本好孝著『和州祭礼記』（1944年刊）153ページ
- 15) 『大三輪町史』128ページ
- 16) 『和州祭礼記』156ページ
- 17) 『同上』164ページ

福岡県筑前町東小田中原遺跡の石硯

柳 田 康 雄

目次

I .はじめに	107
II . 東小田中原遺跡	107
III . 石硯	108
IV . 石硯発見の意義	109

論文要旨

福岡県筑前町東小田峯遺跡は、弥生前期方形周溝墓、弥生中期墳丘墓から前漢鏡3面、鉄戈2本、竪穴住居跡から土製銅矛鏃型などが出土していることで知られている拠点集落である。現在はその報告書作成中であり、遺跡群の位置付けのために周辺遺跡を含めて遺構や出土品を検討している段階で、今回隣接する東小田中原遺跡の出土品の中から弥生時代の石硯を発見した。石硯は、竪穴住居跡から土器と共伴して発見されていることから時期を特定できる。先進的な玄界灘沿岸遺跡群ではなく、内陸的な地域での発見であることから、文字文化の普及を考えると重要資料となる。

柳田 康雄（やなぎだ やすお）
元國學院大學教授

福岡県筑前町東小田中原遺跡の石硯

柳 田 康 雄

I. はじめに

福岡県筑前町東小田遺跡群は、東小田峯遺跡で昭和元（1926）年に前漢鏡と鉄戈を副葬する甕棺墓が発見されて以来知られるようになる。遺跡群の南側に位置する東小田峯遺跡は、峯を中心に、西側の塚本、東側の沼尻という小字名の地域に広がる。

東小田峯遺跡は、塚本の小字名があるように、以後「甕棺地帯に墳丘のある遺跡」として知られるようになるが、古墳前期の銅鏃も採集されていることから、前期古墳も存在していることになる。昭和39年まで松林の中に存在していた低墳丘は水田開発のために失われることになり、福岡県立朝倉高校史学部がその一部を発掘調査した。

結果、最後に残っていた墳丘は中世のものであり、攪乱されて瓦器碗が出土したに過ぎないが、東側周溝に切られた弥生前期土坑墓3基と甕棺墓・石棺墓を発見した（柳田1982・1984）。昭和60年度から62年度には、当時の夜須町教育委員会が県営圃場整備事業のために大規模な発掘調査を実施した。昭和62年度分の報告書は刊行された（石橋他2016）が、昭和60・61年度分の報告書がこれから2年かけて準備されることになっている。

筆者は、昭和60・61年度に発見された弥生前期と弥生中期墳丘墓の分で前漢鏡2面など重要な副葬品の報告書作成の分担がある。今回の石硯の発見は、弥生前期墳丘墓の時期決定において参考になる土器が隣接する中原遺跡から出土していることから、その報告書と出土品を検討中に石硯を発見した。石硯は報告書では砥石とされている（石井2001）が、住居跡で土器と共伴しており、時期を特定できる重要資料であることから、ここにその資料を紹介する。

II. 東小田中原遺跡

（1）遺跡の位置

中原遺跡は、筑紫平野北西部の宝満川とその支流の曾根田川に挟まれた段丘上に位置する。筑紫平野北西部の遺跡群としては、今回の石硯発見の契機になった東小田峯遺跡と周辺遺跡群の位置付けでは、「山家川と曾根田川の間に位置する遺跡群」のE群内に位置付けられている（石橋他2016）ことから、遺跡名を東小田中原遺跡とすべきである。東小田中原遺跡では、弥生時代に限定すると竪穴住居跡29軒、井戸5基、円形周溝9基、甕棺墓6基、土坑墓4基、甕蓋土坑墓1基、土坑50基、溝状遺構などが検出されている。遺跡は縄文時代の落とし穴と主体は弥生後期初頭の竪穴住居と前記遺構で構成されているが、土坑の一部が弥生前期である（石井2001）。

（2）遺構

石硯が出土した3号竪穴住居跡は、後の4号竪穴住居跡から切られた長方形竪穴住居跡である。3号住居跡は、東西長6.42m、南北長4.92m、壁残存高さ25cmの規模で、

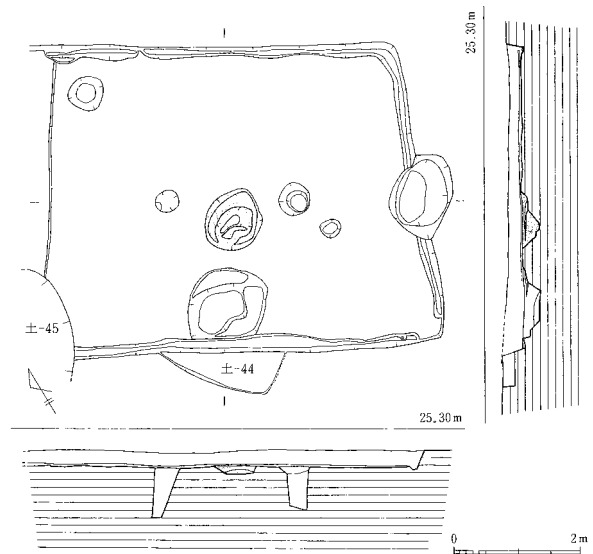


図1 東小田中原遺跡3号住居実測図（1/120）（石井2001）

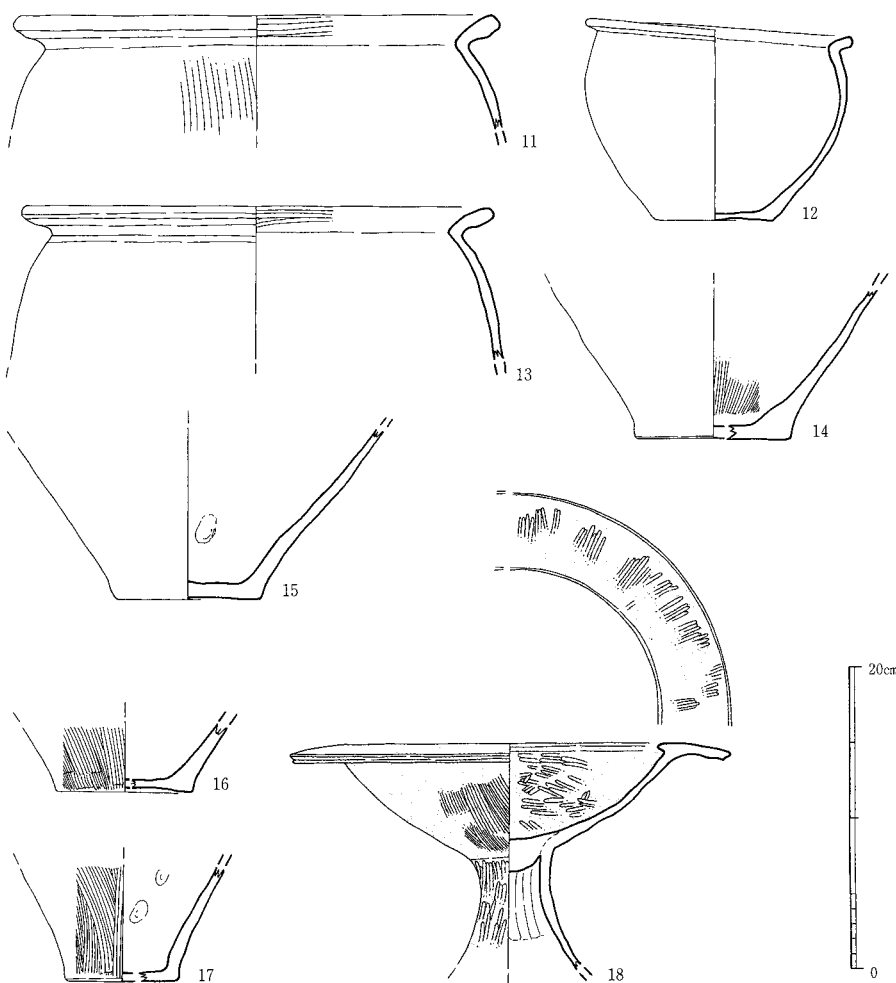


図2 東小田中原遺跡3号住居出土土器実測図(1/5)(石井2001)

中央に炉を設け、東西側の2柱穴で屋根構造を支えている。壁際には浅い小溝をめぐらし、南壁中央部に屋内土坑を設けている(石井2001)。

(3) 土器と時期

東小田中原遺跡の集落は後期初頭を主体とするが、石硯が出土した3号住居跡を切る4号住居跡のみ後期中頃である。3号住居跡出土土器には甕と高坏があり、高坏のみ丹塗磨研土器である。中型甕(11・13)の口縁部が肥厚していることから、他遺構出土品と比較すると新しい要素が含まれるが、小型甕(12)や高坏は後期初頭である(柳田1987)。甕底部は、17が中期の様相を呈する。

Ⅲ. 石硯

東小田中原遺跡3号住居跡床面から出土した石硯は、最大長9.4cm、最大幅7.4cm、最大厚0.69cm、重さ66.1gの法量をもつ。報告書では

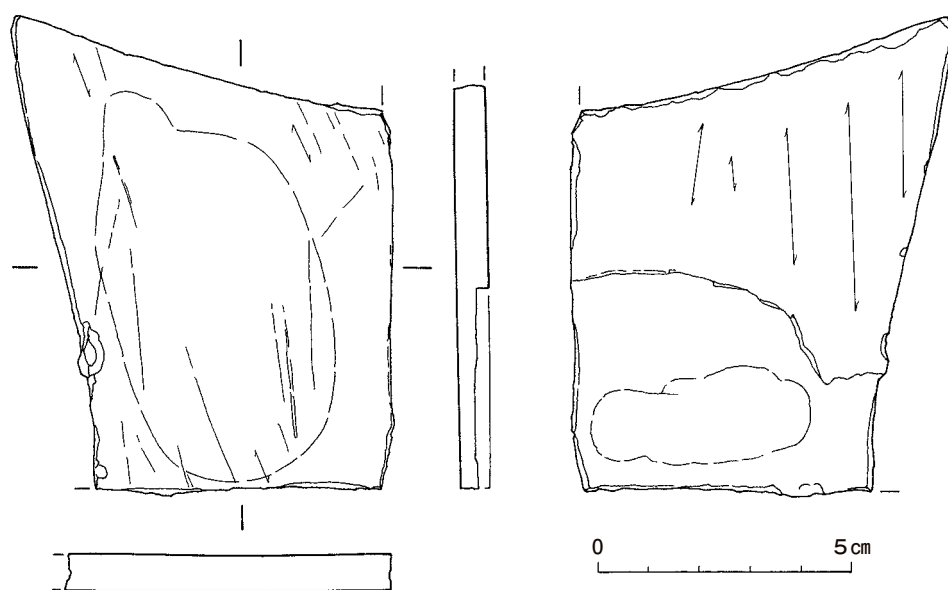


図3 東小田中原遺跡出土石硯(2/3)

石材を砂岩製とするが、灰白色粘板岩質頁岩としておいたほうが良いだろう。実測図下方が被熱して灰黒色に変色している。石硯は、裏面の約半分が剥離しているが、硯面のほぼ中央部が楕円形にわずかにくぼんでおり、裏面が微妙に膨らんでいるのと対照的であることから石硯と判断した。製作工程は、材質が層状をなすことから厚さ0.7 cm強に剥離した後に両面全体を敲打し、次に同じく両面をほぼ一定方向で平滑に粗研磨している。したがって、硯面の中央部のわずかにくぼむ部分以外には、敲打痕と粗研磨痕が観察できる。この石硯は、2辺がほぼ直角を呈するが、他の2辺が不整形であり破損しているかに見える。しかし、硯面のくぼみが図面下方に片寄るものの、ほぼ中央部を研磨面として使用していることから、完形品に近い可能性も残っている。写真のように少なくとも直角をなす2辺は、調整された打痕と考える。東小田中原遺跡石硯は、法量的には漢長方形板石硯（吉田1993）の数値内に納まるが、楽浪出土硯が厚さにおいて0.4cm前後であることから薄いものが多いことになる（曹2003）。

IV. 石硯発見の意義

今回の石硯の発見は、一見意外な地域での発見のように思えるかもしれない。福岡県三雲・井原遺跡番上地区（武末・平尾2016）での発見は、前漢鏡や楽浪系土器の多量出土などで当然の成り行きであり、大陸との交流が盛んな玄界灘沿岸と違って閉鎖的ともとれる筑紫平野北西部であるが、なぜかこの地域は『甘木市史「原始」』などで述べるように先進地域と同じ歩調で発展している（柳田1980・1984・2016）。しかも、東小田峯遺跡を中心とした東小田遺跡群では、日本最古の方形周溝墓である弥

生前期前半からの墳丘墓、弥生中期墳丘墓からは前漢鏡3面などがすでに発見されている拠点集落である。近年有名になった春日市須玖タカウタ遺跡の土製鋳型での青銅器鑄造技術においても、東小田峯遺跡では同時期に普及している（柳田2009）。したがって、玄界灘沿岸と同じように発展している地域だけに石硯の存在は当然であり、弥生時代における文字の普及率が意外なものであったことが解り、東小田遺跡群だけではなく周辺地域の見直しも必要になってくる。

最後に、筑前町教育委員会の平島博文氏と協働している平田定幸・石橋新次の各氏には資料調査でお世話になり感謝します。

【参考文献】

- 石井扶美子 2001「中原遺跡」『夜須町文化財調査報告書』55
 石橋新次・岡田晴菜・中原順子 2016「東小田峯遺跡Ⅰ」『筑前町文化財調査報告書』19
 武末純一・平尾和久 2016「〈速報〉三雲・井原遺跡番上地区出土の石硯」『古文化談叢』76
 柳田康雄 1982「原始」『甘木市史』甘木市
 柳田康雄編 1984『甘木市史資料 考古編』甘木市
 柳田康雄 1987「九州地方の弥生土器—高三瀧式と西新町式土器—」『弥生文化の研究4 弥生土器Ⅱ』雄山閣
 柳田康雄・平島博文 2009「福岡県筑前町東小田峯遺跡出土銅矛土製鋳型」『古代学研究』183
 柳田康雄 2009「弥生時代青銅器土製鋳型研究序論」『國學院雑誌』110-6
 柳田康雄 2016「板付Ⅰ式土器の実態」『平成28年度九州考古学会総会研究発表資料集』九州考古学会
 吉田恵二 1993「長方形板石硯考」『論苑考古学』天山舎
 曹喜勝 2003「絹と硯を始めとした楽浪遺物を通じて観た楽浪文化の性格と出雲地方への伝播」『東北アジアシリーズ報告書 '02 楽浪文化と古代出雲』環日本海松江国際交流会議



写真 東小田中原遺跡3号住居跡出土石硯

編集後記

○ 漸う、当研究センターの研究紀要である『纏向学研究』第5号の刊行に漕ぎ着けました。序文にもありますように、『纏向学研究』の成果は当研究センターの活動、とりわけ調査・研究活動の基幹となるものです。今号は常勤研究員の投稿はなく、共同研究員の研究成果3編と外部研究者の研究成果2編を収録することになりました。

○ 巻頭は、文献史学の立場から常々、本センターの活動に有益なご助言やご指導をいただいている前田晴人氏にお願いしました。今年度の共同研究会でもご披露いただいた物部氏伝承についての大作で、物部氏内部の権力構造と大連家の実態解明、ヤマトでの活動拠点を宮都との関係で海石榴市周辺に求める説は学界に大きな波紋を呼ぶものと思います。

高橋徹氏の論攷は豊前赤塚古墳の評価を軸に、畿内・ヤマトとの年代的関係を中国鏡の型式を介在させて考察したもので、三角縁神獣鏡論や邪馬台国論にも切り込むものです。

寺沢知子氏の論攷は、布留2式という時期が斬新で特徴的な副葬品を創出させた画期であり、初期ヤマト王権内の政権弛緩期の実情が反映されていると見る。東国や対外政策を絡めた背景論も興味深いところです。

浦西勉氏の論攷は、前年度の共同研究会で纏向遺跡の木製仮面の民俗芸能的評価についてのご発表を、纏向の穴師郷に特化してさらに民俗学的に掘り下げていただいたものです。覚書(1)とあるように、中世・古代への遡行と敷衍が楽しみです。

柳田康雄氏には石硯の紹介を兼ねての一文を無理矢理お願いしました。田和山遺跡、三雲・井原遺跡群に次いで三遺跡目の新例ですが、最も硯らしい破片です。校了前の極めて短時間で原稿を認めていただいた氏に感謝申し上げます。

○ もはや恒例のこととなってしまいましたが、今号は例年以上の短時間の綱渡りのような編集となり、とうてい納得のいく編集とはいきませんでした。遺漏、不統一、校正ミスを危惧しつつ、とまれ無事に第5号の校了に漕ぎ着けたことをよししたいと思います。

(寺沢薫・橋本輝彦)

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究 第5号

平成29年 3月31日 発行

発行 桜井市纏向学研究センター

奈良県桜井市東田339番地

印刷 株式会社 明新社

奈良市南京終町3丁目464番地



Proceedings of the
Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.
STUDIES IN MAKIMUKUGAKU 2017
NO.5